狭山市地域防災計画

令和８年９月

狭山市防災会議

狭山市地域防災計画の構成

第１編　総則・予防対策編
第２編　応急対策・復旧復興編
第３編　資料編・用語集

略語一覧

略　語	内　容
市	狭山市
市本部	狭山市災害対策本部*
市本部長	狭山市災害対策本部長
県	埼玉県
県本部	埼玉県災害対策本部
県本部長	埼玉県災害対策本部長
県支部	埼玉県災害対策本部 所沢支部
県支部長	埼玉県災害対策本部 所沢支部長
水防管理者*	狭山市長
河川管理者	埼玉県（県土整備部 川越県土整備事務所）
道路管理者	狭山市（都市建設部） 埼玉県（県土整備部 川越県土整備事務所） 国土交通省（大宮国道事務所） 東日本高速道路株式会社（関東支社 狭山管理事務所）
鉄道事業者	西武鉄道株式会社
電気通信事業者	NTT 東日本株式会社 株式会社 NTT ドコモ NTT ドコモビジネス株式会社 KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社
電力事業者	東京電力パワーグリッド株式会社
都市ガス事業者	武州ガス株式会社、入間ガス株式会社
防災関係機関	埼玉県、埼玉西部消防組合狭山消防署、指定地方行政機関*、自衛隊、指定（地方）公共機関、公共的団体
協定団体	災害時の応援、協力に関する協定を締結した団体、企業
（株）	株式会社
（公社）	公益社団法人
（一社）	一般社団法人

※高速道路の道路管理者は国土交通大臣であるが、高速道路株式会社が国土交通大臣の権限を代行して高速道路の管理を行っている

（注）本文中、「＊」の付いた用語は、第３編の「用語集」に解説があります

第１編　総則・予防対策編

第１編　総則・予防対策編　目次

第１章 総則……1
　第１節 計画の目的・体系……3
　第２節 災害環境……4
　第３節 災害の想定……10
　第４節 基本方針……18
　第５節 市の防災体制等……21
　第６節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱……38
　第７節 防災訓練……49
第２章 予防対策……51
　第１節 自助・共助による防災力の向上……53
　第２節 災害に強いまちづくり……59
　第３節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保……68
　第４節 応急対応力の強化……72
　第５節 情報の収集・伝達体制の整備……76
　第６節 医療救護等対策……79
　第７節 帰宅困難者対策……81
　第８節 避難対策……83
　第９節 災害時要配慮者対策……86
　第１０節 物資供給・輸送対策……91
　第１１節 市民生活の早期再建体制の整備……94
　第１２節 竜巻等突風対策……98
　第１３節 雪害対策……99
　第１４節 火山噴火への備え……101
　第１５節 複合災害予防……102
　第１６節 広域応援対策……104
　第１７節 大規模事故災害予防……105

第１章　総則

第１節 計画の目的・体系

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法*第 42 条の規定に基づき、市民の協力のもとに、地域に係る災害について予防し、被害の拡大を防ぐとともに災害の復旧を図り、もって市民等の生命、身体及び財産を災害から守るため、狭山市防災会議（以下「市防災会議」という。）が定めるものである。

市防災会議は、本計画を適宜点検し、必要に応じて修正を行う。

2 計画の体系

本計画は、市の地域に係る災害対策に関する総合計画であり、埼玉県地域防災計画や指定地方行政機関及び指定（地方）公共機関等が作成する防災業務計画との整合を図るとともに、市の政策を定める狭山市総合計画や地域の強靭化に関する狭山市地域強靭化計画との整合を図る。

また、地域における共助による防災活動を推進するため、市の地域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第 42 条の 2 に基づく地区防災計画の提案があった場合は、必要に応じて地区防災計画を本計画に定める。

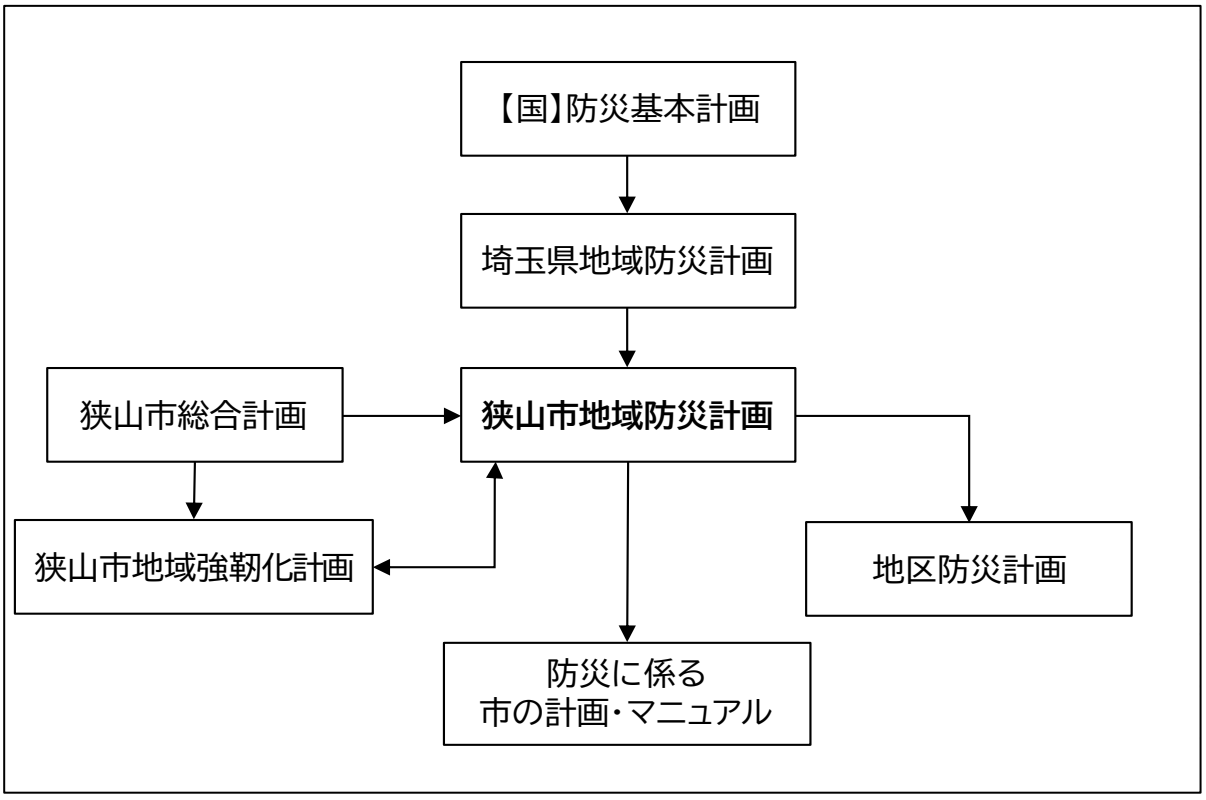

【地域防災計画等の体系】

第２節 災害環境

第１ 自然的条件

1　市の概要

本市は、埼玉県の南西部、武蔵野台地の一端に位置し、周囲は、東に川越市、西に飯能市、南に所沢市と入間市、北に川越市と日高市がそれぞれ接しており、東西に約 10.6㎞、南北に約 9.3㎞ で、総面積 48.99 ㎢を有している。

市の中央やや北西寄りには、南西から北東にかけて、名栗に源を発し荒川へと注ぐ一級河川入間川が貫流しており、入間川の両岸には河岸段丘が形成され、斜面林が連なっている。市の南西部から市の南東部にかけて、不老川が流れており、東京都瑞穂町からはじまる荒川系の小河川として、市を貫流し川越市で新河岸川に合流している。

また、市の南部には新田開発の名残をとどめる畑や平地林が広がり、緑豊かな田園景観を形成している。

【狭山市の位置】

2　地形・地質

本市の地盤の特徴は、大別して台地、低地（扇状地）、埋土地(盛土地)の 3 つに分かれる。

台地は、過去の多摩川によって運ばれた砂れき台地と、古箱根火山や古富士山の噴火による火山灰（関東ローム）が堆積した洪積層からなっており、これらは堆積後数万年を経過しているため半固結化しており、おおむね良好な地盤である。

低地は、古多摩川の扇状地が形成された時代に堆積した砂礫の上に、入間川によって上流部から運ばれた砂れき・砂・泥が堆積した沖積層からなっており、これらは堆積して数百～数千年を経過しているが、十分に固結しておらず、砂が比較的厚く堆積しているところや泥が堆積しているところでは、地震時の揺れが大きくなる可能性がある。

ただし、市の付近は比較的上流部にあたるため、このような軟弱地盤の地域はごく局所的であると考えられる。

台地上の浅い谷を埋め立てた場所や盛土したところでは、その工法にもよるが地盤条件は良好とは言えず、地震時には地盤の変状や盛土の崩壊が発生する可能性がある。

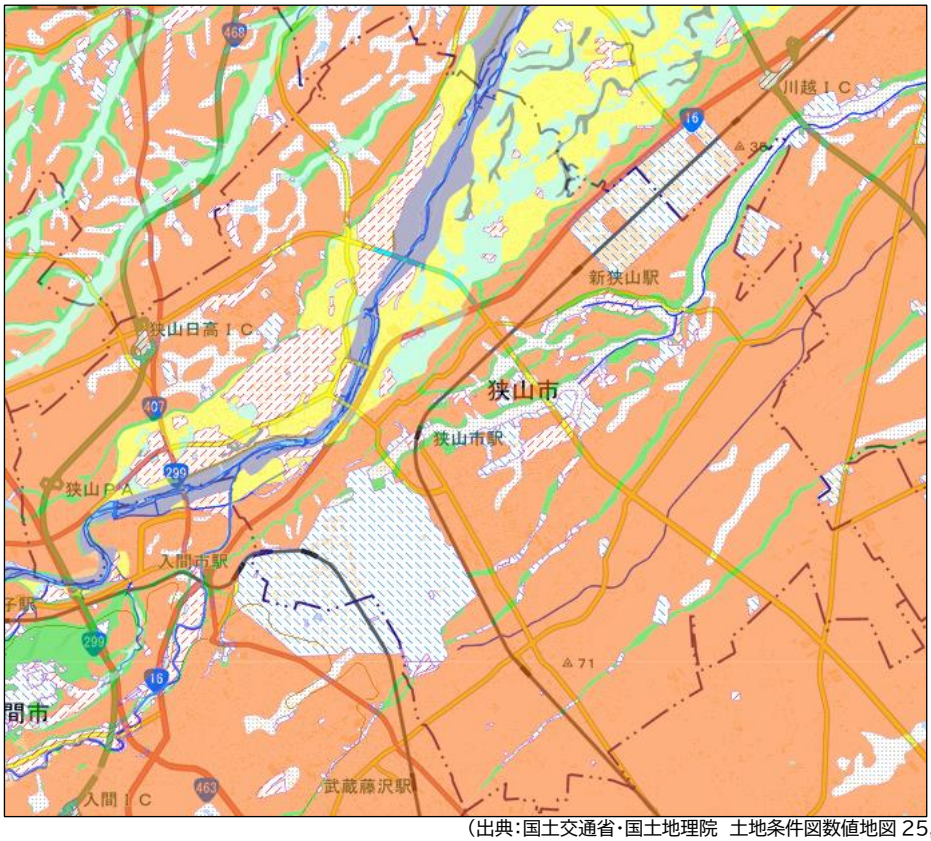

（出典：国土交通省・国土地理院　土地条件図数値地図 25,000）

【市の土地条件図】

配色	分類項目	説明
	山地斜面等	山地・丘陵等の傾斜地
	崖	自然にできた急斜面
	地すべり（滑落崖）	山体の一部が土塊として移動した地形
	地すべり	地すべりの上部に出来た崖
	更新世段丘	約1万年以前に出来た台地
	完新世段丘	約1万年前から現在までに出来た台地
	台地・段丘	溶岩により形成された台地や時代区分が明瞭でないもの
	山麓堆積地形	山麓部に堆積した岩屑等で出来ている地形
	扇状地	山麓部に堆積した砂れき等で出来た扇状の地形
	自然堤防	河川の氾濫により運ばれた砂等が、堆積して出来た微高地
	砂州・砂堆・砂丘	波浪、沿岸流、風によって運ばれた砂からなる小丘
	天井川・天井川沿いの微高地	周囲の土地より川床が高い河川。その周辺の微高地
	凹地・浅い谷	台地・段丘などに細水流や地下水の働きによって出来た低い所
	谷底平地・氾濫平地	河川の氾濫により形成された平坦地
	海岸平地・三角州	過去の海底が陸化した平坦地、河口部にあって粘土等からなる平地
	後背低地	自然堤防などの背後にある相対的に低い箇所。低湿地
	旧河道	河川流路の跡
	高水敷・低水敷・浜	河川の増水時に水没する部分。高波で冠水する沿岸の岩場等
	湿地	常に土地が湿っているところ
	河川・水涯線および水面	海・河川・湖沼など、現在の水面
	旧水部	海、池、湖沼などを埋め立てた箇所、現在は丘陵
	農耕平坦化地	山地などを切り開いた農耕地
	切土地	山地などを切り開いた平地
	高い盛土地	高潮、洪水などの　防御のため高く盛土した土地
	盛土地・埋立地	土をもって造成された、平地及び斜面
	干拓地	水部を干して陸地化した土地
	改変工事中の区域	調査時に、土地の改変工事が行われた土地

【土地条件図における区分】

3 気象

夏期は高温多湿、冬期は低温乾燥の気候で、四季の変化は明瞭である。過去 3 年間（令和 4 年～令和 6 年）の年平均気温は 16.7 度、年平均降水量は 1,191.2㎜ である。（出典：埼玉西部消防局 消防年報 2025）

4 活断層

直下型地震は活断層に起因していることから、近年、活断層に関する研究が盛んに行われている。

活断層の活動の度合いを A 級（千年あたりの変位量が 1m 以上 10m 未満）、B 級（10cm 以上 1m 未満）、C 級（1cm 以上 10cm 未満）と区別することが多いが、市内にはこれら活断層は発見されていない。

第２ 社会的条件

1 人口動態

本市の人口・世帯数の推移を国勢調査の結果からみると、大正時代から昭和 40 年までは緩やかな増加で推移していたが、昭和 40 年以降は高度経済成長期を背景とした首都圏のベッドタウンとして都市の性格を強め、団地造成やニュータウン等の宅地開発が進んだことにより、急激な増加傾向を示してきた。

その後､本市の人口は平成 6 年 6 月の 163,647 人をピークに減少傾向へと転じており、令和 7 年 1 月の人口は 148,221 人となっている。世帯数は 72,840 世帯で、年齢階層別では、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）が年々減少し、老年人口（65 歳以上）は増加している。平成 17 年以降、老年人口は年少人口を上回っており、総世帯に占める高齢単身者世帯及び高齢夫婦世帯の割合は増加傾向にある。

【世帯数・人口の推移（各年 1 月 1 日現在)】

年		世帯数	人口（人）			
			男	女	計	対前年増減
令和	2	69,319	75,673	75,046	150,719	△942
	3	69,859	75,118	74,708	149,826	△893
	4	70,757	74,922	74,770	149,692	△134
	5	71,434	74,532	74,828	149,360	△332
	6	72,226	74,296	74,576	148,872	△488
	7	72,840	73,833	74,388	148,221	△651

2 産業の状況

狭山市は、市制施行後、工場誘致条例を制定し積極的に企業誘致を行い、その結果、市内各地に大型工場が進出し、高度成長期に自動車産業をはじめとする大規模な工業集積

が進展し、県下有数の工業都市となった。

また、昭和 40 年代後半から始まった大規模な住宅団地の開発により、首都圏の住宅都市としても発展し、狭山工業団地及び川越狭山工業団地の 2 か所の工業団地を有することになった。そして、製造品出荷額等が昭和 57 年に埼玉県下第 1 位になって以来、現在まで常に上位を維持している。

3 ライフライン*

(1) 上水道

狭山市では、県水と自己水の 2 つの方法で得た水を水道水として供給している。

県水は、利根川と荒川の河川を水源とし、さいたま市にある県営大久保浄水場で浄水処理し送られてくるもので、堀兼浄水場、稲荷山配水場、水野配水場、笹井配水場で受水している。

自己水は、鵜ノ木浄水場で浄水処理する入間川の伏流水と井戸水、柏原浄水場、堀兼浄水場及び水野浄水場で浄水処理する井戸水で、総配水量のうち約 95%が県水、残りの約 5%が自己水となっている。市内の上水道普及率は、99.35%（令和 6 年度）である。

(2) 下水道

狭山市の公共下水道は、複数の自治体の汚水を埼玉県が管理・運営する処理場に集める流域関連公共下水道である。

具体的には、狭山市、川越市、所沢市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、川島町及び吉見町の 10 市 3 町で構成された荒川右岸流域下水道に属し、各市町の公共下水道管を流れている汚水は、埼玉県が管理する流域下水道を経由して、和光市にある新河岸川水循環センターで最終処理をして新河岸川に放流している。

市内の下水道普及率は 97.05%（令和 6 年度）、水洗化率は 98.99%（令和 6 年度）である。

(3) 都市ガス

市内の都市ガスは、武州ガス（株）、入間ガス（株）が供給している。大部分は武州ガスの供給エリアであるが、首都圏中央連絡自動車道狭山 PA 付近に入間ガスの供給エリアがある。

(4) LP ガス

令和 6 年度現在、埼玉県 LP ガス協会西武支部の会員のうち狭山市内にあるのは 16 社である。

災害時は、支部長を中心に各社が連携して LP ガスの災害復旧に取り組むほか、市の災害対策の協力（避難所等への LP ガス等の優先供給及び運搬）を行う体制をとっている。

また、災害時対応型液化石油ガス中核充填所と連携し、ガス自家発電機、データ通信可能な非常用衛星通信端末等を活用して停電対応、LP ガスの安定供給を図る体制を確保している。

4 交通

(1) 道路

道路は、川越市方面から八王子市方面に向かう国道 16 号と所沢市へ向かう県道所沢狭山線をそれぞれ東西軸、南北軸とし、他に飯能市・秩父市方面に向かう国道 299 号、東松

山市・熊谷市方面に向かう国道 407 号、首都圏中央連絡自動車道等が主要道路をなしている。

(2) 鉄道

鉄道は、市内に西武新宿線と西武池袋線の 2 線 4 駅があり、いずれも、都心までのアクセスが良好であり、利便性が高い。

駅別乗降人員（1 日平均/人）

路線名	駅名	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
西武新宿線	入曽	14,168	15,393	15,892
	狭山市	32,066	35,140	36,729
	新狭山	15,973	16,641	17,091
西武池袋線	稲荷山公園	7,518	8,657	8,986

第３ 災害の履歴

1 地震災害

本市周辺で発生した主な地震災害は、次のとおり。

発生年	名　称	M*（マグニチュード）
1649（慶安 2）年	川越を震央とした地震	7 月：M7.1 9 月：M6.4
1703（元禄 16）年	元禄地震	M7.9～8.2
1791（寛政 3）年	川越・蕨を震央とした地震	M6.0～6.5
1855（安政 2）年	江戸地震	M7.0～7.1
1859（安政 6）年	立川・多摩を震央とした地震	M6.3
1923（大正 12）年	関東大震災	M7.9
1931（昭和 6）年	西埼玉地震	M6.9
1968（昭和 43）年	埼玉県中部を震央とした地震	M6.1
2011（平成 23）年	東北地方太平洋沖地震	M9.0

これらの地震による埼玉県内の被害は比較的少なく、死者・行方不明者約15万人を出した関東大震災においても県内の死者・行方不明者は323人（1都6県で3番目に少ない数）であった。

2 風水害

近年、市内で発生した風水害のうち、比較的被害の大きいものは次のとおり。

(1) 洪水・土砂災害

市では、昭和 41（1966）年 9 月 25 日の台風第 26 号で、負傷者 11 名、全壊家屋 17 棟、

半壊家屋 323 棟、一部破損家屋 10,660 棟の建物被害のほか、道路冠水、農作物被害等の大きな被害が発生し、災害救助法*が適用された。平成 28（2016）年 8 月 22 日の台風第 9 号では、日最大 1 時間降水量 103㎜ を記録する激しい雨となり、河川の氾濫が各所で発生した。この災害により、床上浸水 58 棟、床下浸水 292 棟、河川被害（不老川 22 か所、久保川 1 か所、入間川 2 か所）など多数の被害が発生した。また、避難所を 7 か所開設し、20 人の避難者を受け入れた。

令和元(2019)年 10 月 12 日の台風 19 号では、東日本と東北地方を中心に広い地域で記録的な大雨となり、1 都 12 県で大雨特別警報が発表された。本市においても、初めて大雨特別警報が発表されたことを受け、市として初めてレベル 4 の避難勧告及び避難指示*を発令した。このような状況において、人的被害や浸水による大規模な住宅被害等は発生しなかったものの、最終的に避難所等を 25 か所開設、避難者数が最大 1,458 人に至るなど、今までに経験したことがない規模の災害対応となった。

その他にも、台風や前線による大雨や局地的な集中豪雨、雷雨により、床下・床上浸水、道路冠水や公共土木被害が発生している。また、強風や降ひょうのほか、近年は降雪による被害も発生した。

さらに、入間川沿いの河岸段丘に、連続して土砂災害危険箇所等が分布するため、大雨時には土砂災害の危険性をはらんでいる。

(2) 雪害

平成26（2014）年2月14～15日の大雪により、農業用ハウス、カーポート、家屋等の物的被害、倒木被害があったほか、人的被害が24人発生した。

平成28（2016）年1月28日の大雪により、農業用ハウス、カーポート、家屋等の物的被害、倒木被害があったほか、人的被害が21人発生した。

第３節 災害の想定

1　地震の想定

(1) 埼玉県地震被害想定調査

県が平成 24・25 年度に実施した地震被害想定調査において、東京湾北部地震、元禄型関東地震、茨城県南部地震、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震について被害想定調査を実施した結果、本市に最も大きな影響を与える地震は立川断層帯地震（破壊開始点：南）であったことから、同地震を本市の被害想定対象地震と位置付ける。

【想定地震の断層面の領域整理図（埼玉県資料）】

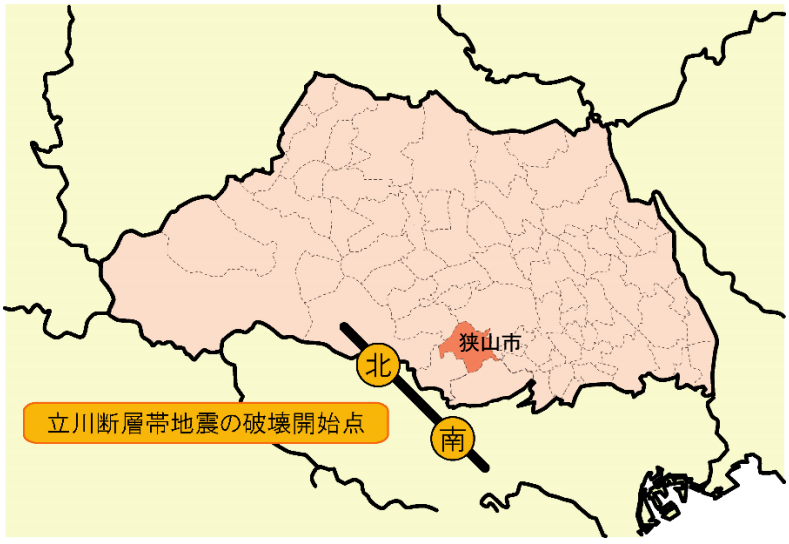

【立川断層帯地震の想定震源（埼玉県資料）】

被害想定を行った 5 つの地震の震源、規模、発生確率等は次のとおり。

【想定地震の震度分布】

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説　明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最新の知見にも基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

※地震調査研究推進本部による長期評価を参照

被害想定を行った 5 つの地震による震度分布及び被害想定の概要は次のとおり。

【想定地震の震度分布】

地　震	特徴的事項
東京湾北部地震（M7.3）	最大震度は6強である。震度6強の地域は南東部県境からおおむね4kmの範囲に集中する。
茨城県南部地震（M7.3）	最大震度は6強である。県東部の中川低地において震度6強の地域が散在し、震度6弱の地域が集中して分布する。
元禄型関東地震（M8.2）	最大震度は6弱である。川口市、草加市、八潮市の一部に震度6弱の地域が集中して分布し、最大震度が6弱となる市区町村は、南東部を中心に20市区町存在する。
関東平野北西縁断層帯地震（M8.1）	最大震度は7である。中部から北部の断層近傍では、震度6強以上の地域が広い範囲にわたって存在する。
立川断層帯による地震（M7.4）	最大震度は6強である。最大震度が6強となる市区町村は、南西部に5市（北パターン）、2市（南パターン）存在。震度6強の地域は、南西部の断層近傍に存在する。

【５タイプの地震における市の被害想定】

被害項目	想定日時および状況	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震	立川断層帯地震
破堤開始点					中央	南
最大震度	震災直後	5 強	5 弱	5 強	6 弱	6 弱
全壊数（棟）	震災直後（揺れ+液状化）	0	0	0	16	138
半壊数（棟）	震災直後（揺れ+液状化）	56	0	19	464	1,680
焼失数（棟）	冬 18 時（8m/秒）	15	7	15	17	78
死者数（人）	夏 12 時（8m/秒）	0	0	0	1	7
	冬 5 時（8m/秒）	0	0	0	1	10
	冬 18 時（8m/秒）	0	0	0	1	8
負傷者数（人）	夏 12 時（8m/秒）	9	0	5	84	216
	冬 5 時（8m/秒）	10	0	3	82	304
	冬 18 時（8m/秒）	12	1	5	80	230
断水人口（人）	1 日後	11,118	0	193	948	6,359
避難者数（人）	1日後（冬18時、8m/秒）	58	19	45	243	1,127
避難者数（人）	1週間後（冬18時、8m/秒）	796	19	45	311	1,367
帰宅困難者数（人）	震災後（平日 12 時）	10,134	4,602	10,043	10,427	10,228

（出典：平成 24・25 年埼玉県地震被害想定調査報告書）

【被害予測結果（立川断層帯地震（破壊開始点：南））】

被害項目＼発生条件				冬5時		夏12時		冬18時	
				風速3m/s	風速8m/s	風速3m/s	風速8m/s	風速3m/s	風速8m/s
建物被害合計	全壊		棟	151	152	165	168	213	221
	半壊		棟	1,690					
揺れ	全壊		棟	138					
	半壊		棟	1,679					
液状化*	全壊		棟	0					
	半壊		棟	1					
急傾斜地崩壊	全壊		棟	5					
	半壊		棟	11					
火災	全出火件数		件	0.4		0.8		2.0	
	焼失棟数		棟	9	10	23	25	70	78
廃棄物			万トン	3.2	3.2	3.5	3.6	4.6	4.8
電力	停電世帯数（直後）		世帯	3,452					
	停電人口（直後）		人	8,807					
	停電率（直後）		%	5.66					
	停電世帯数（1日後）		世帯	535	536	552	554	607	616
	停電人口（1日後）		人	1,365	1,368	1,407	1,415	1,549	1,572
	停電率（1日後）		%	0.88	0.88	0.90	0.91	0.99	1.01
通信	不通回線数		件	30	30	43	45	87	95
	不通率		%	0.05	0.05	0.07	0.07	0.14	0.15
都市ガス	供給停止件数		件	20,982					
	供給停止率		%	85.6					
水道	断水率（1日後）		%	4.1					
	断水世帯数（1日後）		世帯	2,492					
	断水人口（1日後）		人	6,359					
下水道	被害率		%	14.1					
	機能支障人口		人	20,345					
人的被害	死者		人	10	10	7	7	8	8
	負傷者		人	304	304	216	216	230	230
	うち重傷者		人	14	14	14	14	13	13
避難者	1日後		人	947	950	984	990	1,106	1,127
	1週間後		人	1,188	1,190	1,224	1,231	1,347	1,367
	1か月後		人	947	950	984	990	1,106	1,127
市内で発生する帰宅困難者数※1			人	平日			休日		
				12時		18時	12時		18時
				10,228		6,644	7,809		5,416
				10,077		5,768	7,677		4,583
避難所避難者のうち要援護者*（1週間後）			人	108					
エレベーター	停止台数（直後）		台	25					
	停止率（直後）		%	6.7					
1日当たりのし尿発生量			kℓ	1.6					

（小数点以下の数値を四捨五入している関係で合計値が一致しない場合あり）

※1 上段は内閣府の手法による帰宅困難率、下段は県の手法による帰宅困難率の予測値

（出典：平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書）

（2）狭山市地震被害想定調査

埼玉県被害想定調査結果を参考に、市では最も被害が大きくなる立川断層帯地震（破壊開始点：南）について、50m メッシュによる詳細な地震予測計算を実施し、これに基づく被害想定調査を実施している。

本市の震度は、震度 5 強から震度 6 弱と推定されており、想定震度分布、液状化、建物倒壊危険度図及び被害想定の概要は次のとおり。

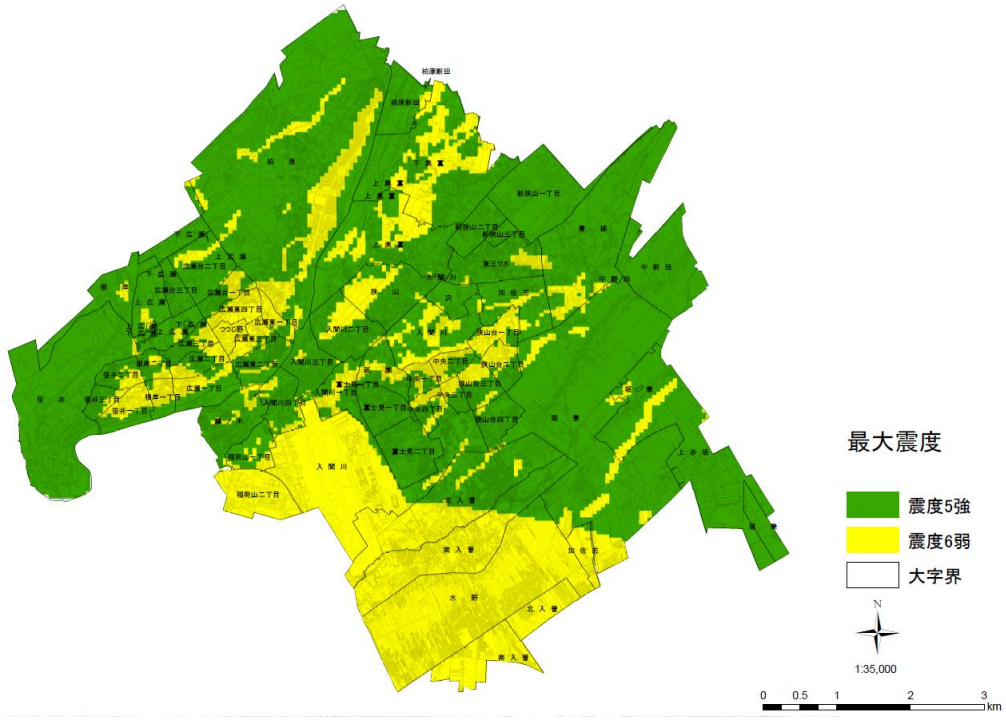

【狭山市想定震度分布（立川断層帯地震）】

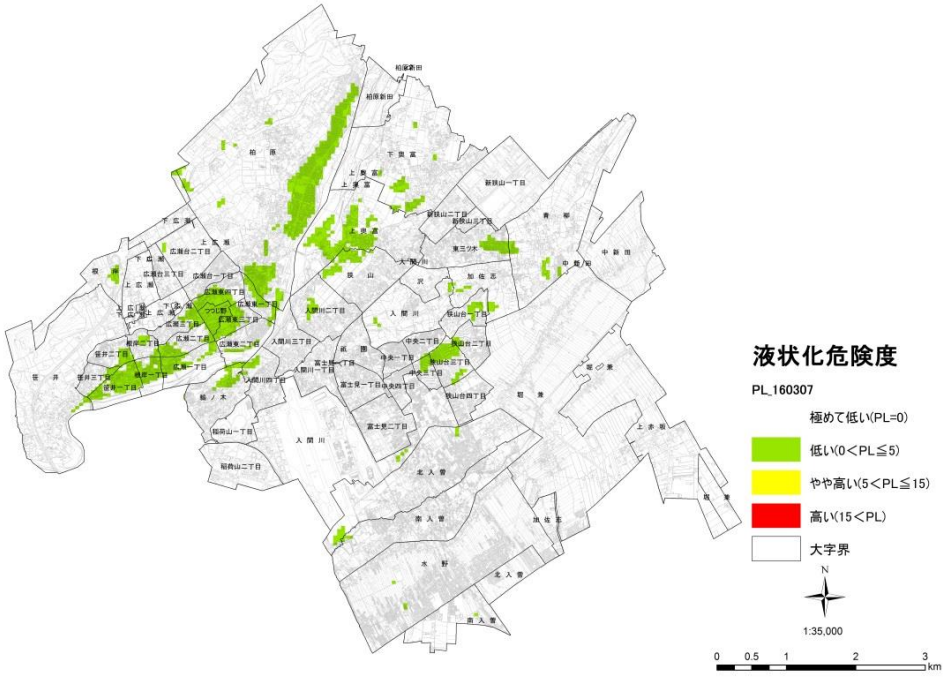

【狭山市想定液状化分布（立川断層帯地震）】

立川断層帯地震（破壊開始点：南）が発生した場合、市における建物の全壊数は 39 棟、半壊数は 890 棟、火災による焼失棟数は 5.9 棟（冬 18 時）、1.4 棟（夏 12 時）、死者数（夜間）は 4 人、死者数（昼間）は 1 人、避難者数（発生から 1 週間後）は 408 人、帰宅困難者*数は 9,277 人に上る。ライフラインの被害（冬 18 時　8m/s）は、断水人口が 7,610 人に上る。

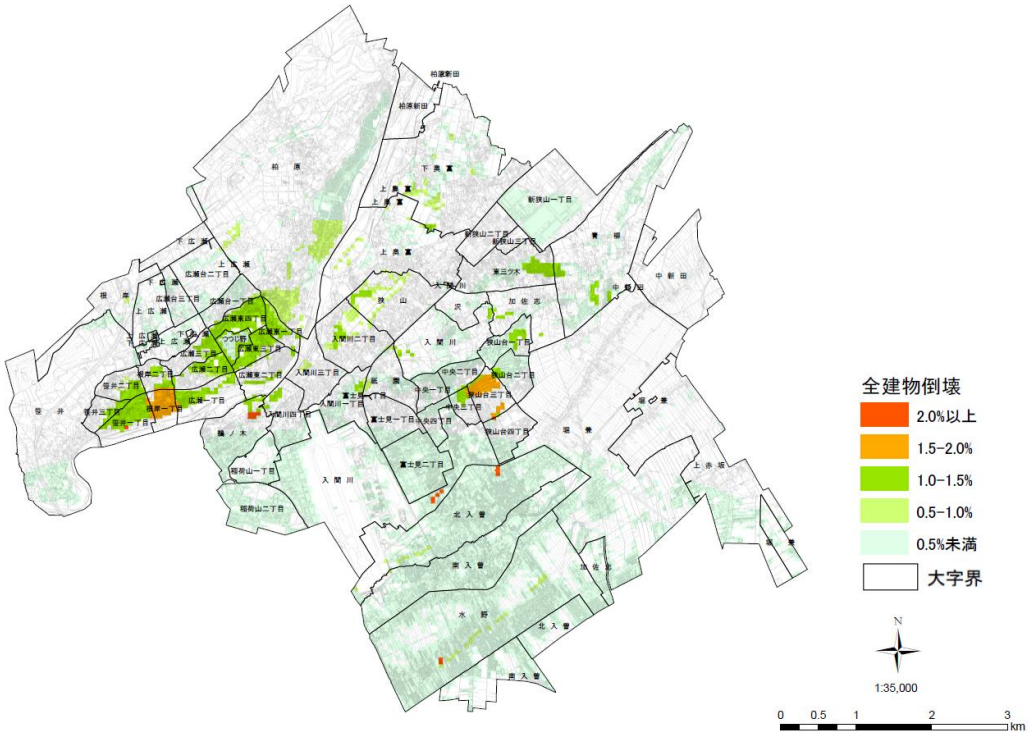

【狭山市想定建物倒壊率分布（立川断層帯地震）】

【狭山市の被害想定（立川断層帯地震）】

調査項目	単位	地区								市全体
		入間川	入曽	堀兼	奥富	柏原	水富	新狭山	狭山台	
地震動の予測		50mメッシュごと								
震度分布	（震度）	5強～6弱の範囲に分布								
液状化の予測		50mメッシュごと								
液状化危険度	（PL値）	入間川沿いの低地を中心に液状化可能性のある地域が分布								
建物被害の予測		50mメッシュ、地区・字ごと								
建物倒壊率	（%）	入曽地区を中心に倒壊率2.0%以上の地域が分布（図表参照）								
全壊棟数	（棟）	5.5	17.4	0.0	0.4	0.0	14.0	0.0	1.9	39
半壊棟数	（棟）	189.9	367.4	43.8	24.9	35.0	186.3	2.5	40.5	890
火災の被害予測		地区・字ごと								
炎上出火件数（冬18時）	（件）	1.0	3.2	0.4	0.2	0.4	0.5	0.0	0.2	5.9
炎上出火件数（夏12時）	（件）	0.2	0.8	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	1.4
人的被害		地区・字ごと								
建物死者数（夜間）	（人）	0.6	1.1	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	0.6	4
建物死者数（昼間）	（人）	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.5	1
建物負傷者数（夜間）	（人）	27.1	55.9	6.0	3.4	5.3	26.9	0.3	5.2	130
建物負傷者数（昼間）	（人）	25.4	52.4	5.6	3.2	4.9	25.2	0.3	4.9	122
急傾斜地の予測		市ごと								
急傾斜地崩壊危険度	（3段階ランク）	市全体で危険度の高い箇所（ランクA）は無く、やや高い箇所（ランクB）が8箇所、低い箇所（ランクC）が15箇所								
ライフライン被害		ライフライン被害は全市で調査（冬18時 8m/sの場合）								
上水道（断水人口）	（人）	2,056	2,553	0	571	901	264	0	1,265	7,610
生活支障		字・市ごと								
避難者（発生から1週間後）	（人）	99	145	13	3	7	98	2	40	408
帰宅困難者（流入）	（人）	H19年埼玉県手法：10,138人（15歳未満通学者含む）、H25年内閣府手法：9,277人（15歳未満通学者含む）								
帰宅困難者（流出）	（人）	H19年埼玉県手法：26,272人（15歳未満通学者含む）、H25年内閣府手法：21,344人（15歳未満通学者含む）								

（注）埼玉県地震被害想定調査は 250m メッシュにより実施されていることから、狭山市地震被害想定調査における被害想定とは差異が生じる

2　洪水被害

埼玉県管理の主要な河川については想定最大規模の降雨で氾濫した場合の浸水想定が行われている。入間川の氾濫による洪水が発生した場合、左岸側の水富地区や柏原地区、右岸側では入間川地区や奥富地区の浸水が想定されている。

一方、不老川は、荒川水系新河岸川支流の一級河川であり、河川水のほとんどが流域の生活排水と雨水で占められる典型的な都市河川であり、川幅も狭いため局地的大雨（ゲリラ豪雨）でも短時間で水位が上昇し、いっ水する危険性がある。本市の都市構造は、入間川や不老川といった河川が東西に流れ、河川際に市街地が形成されており、水害を中心に様々な災害リスクを抱えている。

埼玉県が作成した洪水浸水想定区域図によると、各河川の沿川地域において、0.5～3.0m(一階床上浸水程度)又は～0.5m（床下浸水程度）の浸水が想定されている。また、一部では、3m 以上の浸水が想定されている箇所もある。

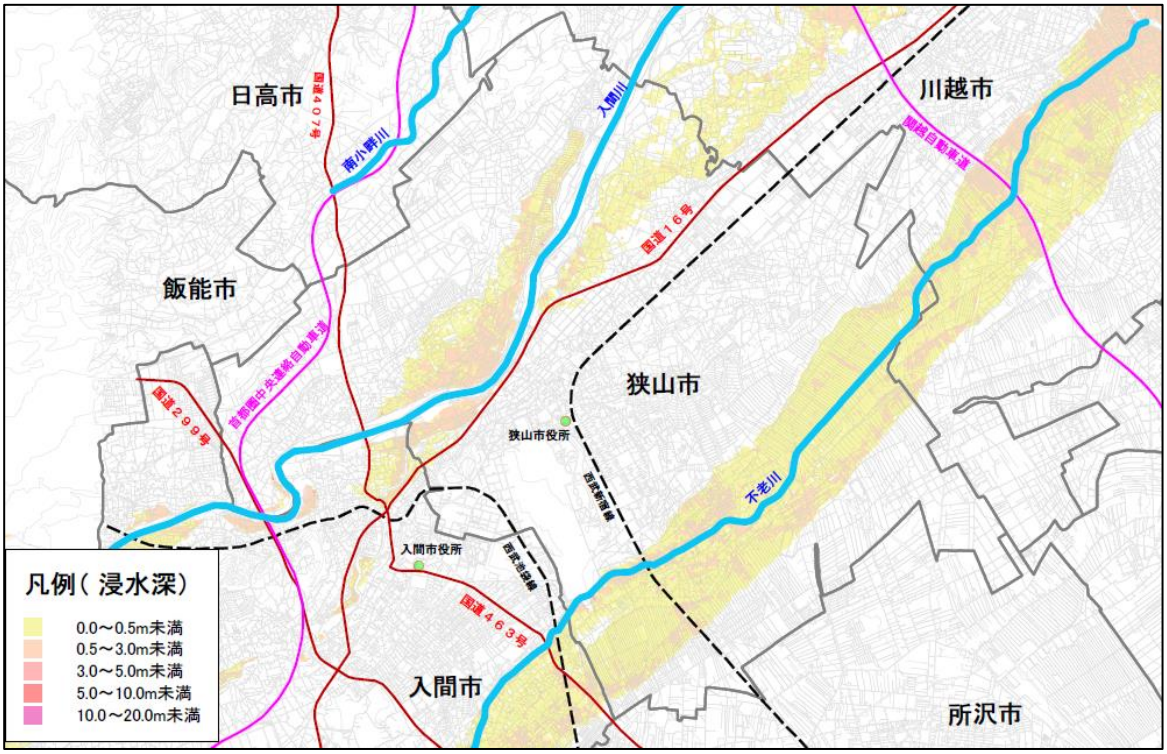

【浸水想定区域等の分布】

3　内水被害

都市化の進んだ中心部やアンダーパス、凹地などで被害の発生が予想される。

4　土砂災害

「土砂災害警戒区域*等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）により、警戒避難体制を整備すべき土砂災害警戒区域及び同法により建築構造等が規制される土砂災害特別警戒区域*が指定されており、市内では急傾斜地の崩壊のおそれがある入間川地区、柏原地区及び水富地区の河岸段丘の斜面など 25 か所が指定されている。（「資料編　第 9　災害環境」を参照）

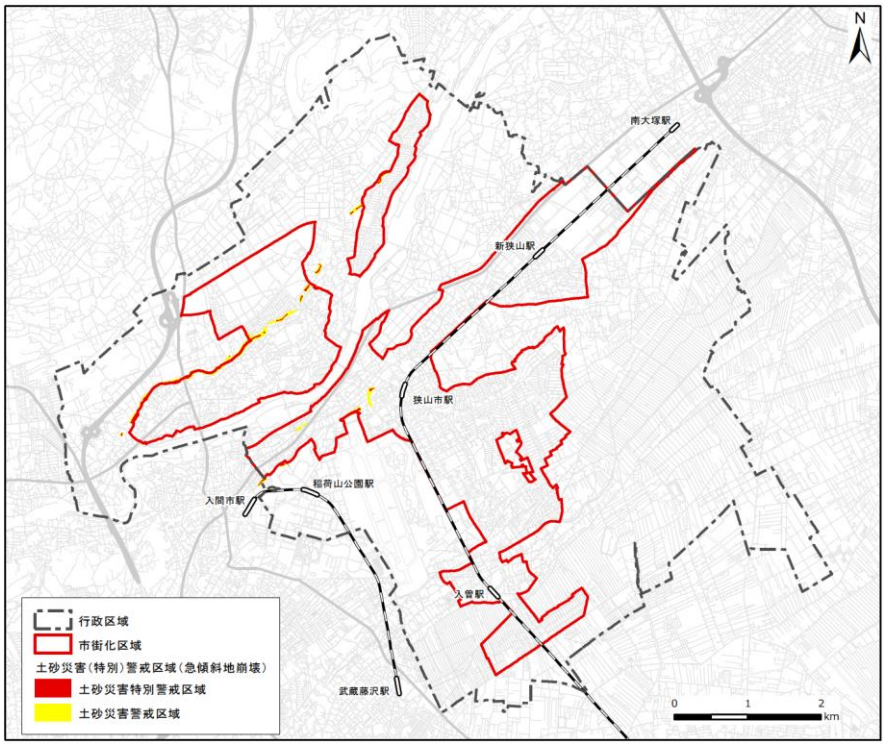

【土砂災害警戒区域等の分布】

5　降ひょう被害

本市が位置する県西部は関東北部山地や秩父山地で発達した雷雲の通過地域にあたるため、降ひょうによる被害の発生が予想される。平成 8 年 7 月の降ひょうでは農業ハウス、家屋等の被害のほか、15 人の人的被害も発生している。

6　降雪被害

本市は比較的温暖な太平洋側気候に位置するため、冬季の降水量は少なく、降雪による大きな被害が生じることはまれであった。しかし、平成 26 年 2 月には関東地方でも寒気の張り出しと発達した低気圧により、積雪 55cm を観測し、24 人の人的被害など記録的な被害が発生した。また、平成 28 年 1 月には 11cm の積雪、平成 30 年 1 月には 35cm の積雪を観測し、倒木や農業ハウス等の被害のほか、人的被害も発生している。近年は、南岸低気圧による降雪も観測されており、今後降雪による被害の発生も予想される。

7　竜巻被害

竜巻は積乱雲に伴う上昇気流により発生する激しい渦巻で、多くの場合、ろうと状又は柱状の雲を伴い、直径数十 m 以上で、数 km にわたって移動するため、被害地域は帯状になる特徴がある。

本市ではこれまで竜巻による被害は確認されていないが、近年、県内で竜巻による被害が多数発生した。竜巻は台風シーズンの 9 月に最も多く発生するが、季節や場所を問わずどこでも発生する可能性があるため、市外で発生した竜巻が市内に移動して被害をもたらす可能性もある。

8　火山噴火による降灰被害

内閣府では、富士山山頂又はその周辺で噴火が想定される地域において、宝永規模（1707 年の噴火）の大噴火が発生した場合に降り積もる火山灰の厚さの分布を予測している。

この予測によると市内では2～10cm程度の厚さの降灰が予想される。なお、風向きによってはそれ以上の厚さとなる可能性もある。

降灰によって、交通支障、停電、断水といったライフラインへの被害のほか、目や皮膚、気管や肺などの呼吸器系を中心に人体への健康被害がもたらされる可能性がある。

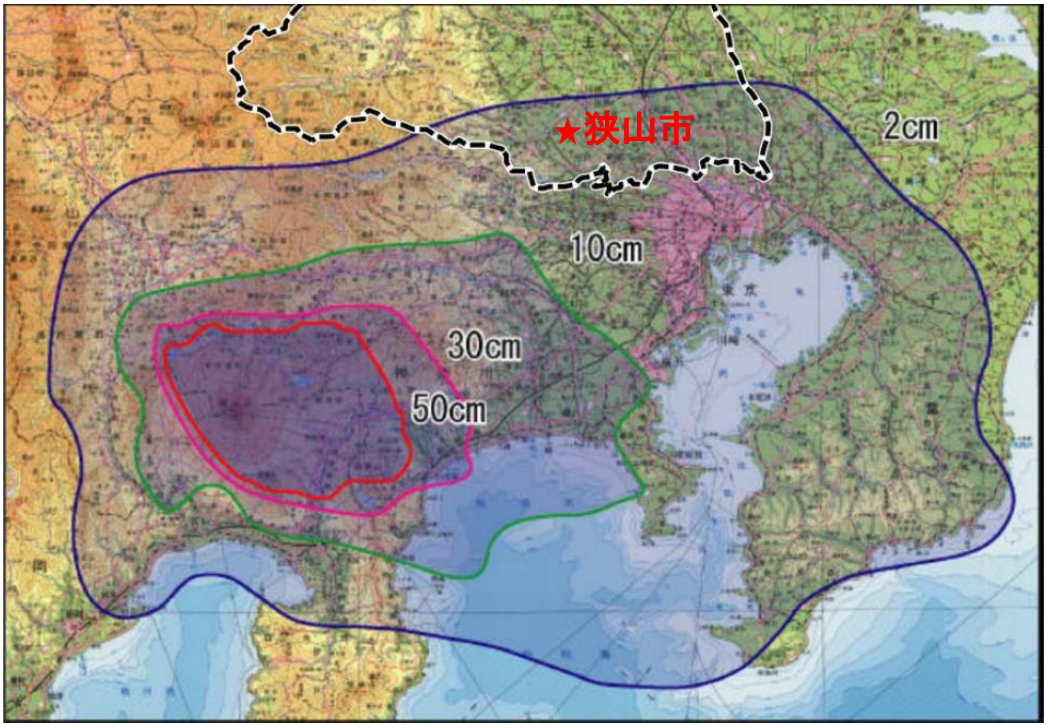

【富士山の噴火による降灰範囲と堆積量予測】
〈富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年3月）に加筆〉

第４節 基本方針

第１ 防災対策の基本方針

市は市民等の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、いち早く復旧復興を果たすことを目的として、災害に対する事前の備え（予防対策）、災害発生時の迅速な対応（応急対策）、災害発生後の速やかな生活再建（復旧復興）に取り組む。

各取組を進めるに当たっての基本方針は次のとおり。

1　自助・共助・公助の連携による地域防災力の向上

大規模災害の発生時には、行政自体が被災し、公助が十分に機能しない状況も想定される。そのような中、救出・救護の実施に当たって最も重要となるのは地域住民同士の助け合いによる共助の取組であることはこれまでの多くの事例が示している。

特に、災害発生時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対する支援の実施に当たっては、自主防災組織をはじめとした地域コミュニティの協力が必要不可欠である。

そのため、市は自助・共助の取組の強化に向けた普及啓発活動に努めるとともに、自主防災組織の活動促進に向けた支援を行うことで、市民と行政の協働による地域防災力の向上を図る。

2　組織活動による災害対応力の強化

災害発生時には、市本部の体制を確立し、各班が自らの役割を果たすとともに、防災関係機関と情報を共有し、組織的な災害対応が可能となる体制の構築に努める。

立川断層帯地震をはじめとした大規模災害に対しては、自衛隊をはじめとした応援部隊を最大限に活用し、被害を最小限にするため、応援の円滑な受け入れが可能となる受援体制の構築に努める。

3　被災者の生活支援

大規模災害の発生時には、自宅での生活が困難となった多くの住民が避難所での生活を余儀なくされることから、避難所の迅速な開設はもちろんのこと、避難所の安全の確保や良好な生活環境の確保が必要となる。避難所の運営に当たっては、近年の大規模災害における教訓を踏まえるとともに、女性、こども・若者、災害時要配慮者等の視点を取り入れるよう努める。また、避難所以外で生活する被災者に対しても適切な支援が行われるよう努める。

さらに、避難所等で生活する被災者の健康状態の把握のための予防的な活動や適切な福祉サービスが提供されるよう努める。

罹(り)災証明書*の発行や応急仮設住宅への入居を迅速に行うなど、被災者の生活再建に向けた支援を実施する。

第２ 減災目標

本市に最も大きな影響を与える立川断層帯地震を想定した減災目標を次のとおり設定し、可能な限り早期の達成を目指す。

【減災目標（立川断層帯地震を想定)】

減災目標	目標達成のための主な対策
死者・負傷者を 50%に減少させる	・建物の耐震化の推進 ・家具の転倒防止対策の推進 ・感震ブレーカーの設置の推進 ・自主防災組織、消防団等の初期消火力の強化 など
災害発生から一週間で、避難所で生活する避難者数を 50%に減少させる	・建物の耐震化の推進 ・被災建築物応急危険度判定*の実施体制の整備 ・ライフラインの早期復旧体制の整備 など
災害発生後 60 日以内に、ライフラインを 95%以上復旧する。	・ライフライン施設・設備の耐震化の推進 ・設備構成の多重化・多様化の推進 など

第３ 計画の効果的な推進

計画の効果的な推進に当たっては、次の事項に重点的に取り組む。

1 自助・共助による取組の推進

災害による人的被害や経済被害を軽減し、市民の安全・安心を確保するためには、行政が主体となって行う公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。

個人や家庭、自治会・自主防災組織等の地域、企業、団体等の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていくことを基本的な考え方とする。

2 ジェンダー主流化をはじめとした多様な視点の尊重

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場において、女性、こども・若者及び災害時要配慮者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を推進する。

3 広域的な連携の推進

県内市町村のほか、県外の市町村との相互応援による連携強化を図り、広域的な視点で

防災対策を推進する。

4　人的ネットワークの強化

市、県、防災関係機関、災害時応援協定締結団体等は、災害時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係性の構築に努め、強固な協力関係のもとに防災対策を推進する。

5　デジタル化の推進

効果的かつ効率的な防災対策を行うため、AI*、IoT*、クラウドコンピューティング技術 *、SNS*の活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

6　計画に基づくマニュアル等の整備

本計画を効果的に推進するため、計画に基づくマニュアル等を整備するとともに、訓練等の実施を通じて職員への周知を行う。

本計画及びマニュアル等については、訓練や実災害への対応から得られた教訓等を反映するため、適宜点検し、必要に応じて修正を行う。

第５節 市の防災体制等

市は、基礎的な地方公共団体として、市民等の生命、身体及び財産を災害から守るため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施する責務を有する。

第１ 市の処理すべき事務又は業務の大綱

1　市

(1) 災害予防

ア　防災に関する組織の整備に関すること
イ　防災に関する訓練の実施に関すること
ウ　防災に関する物資・資機材等の備蓄、整備及び点検に関すること
エ　防災に関する施設・設備等の整備及びに点検に関すること
オ　防災のための知識の普及、教育及び訓練に関すること
カ　その他、災害応急対策の実施の支障となる状態等の改善に関すること

(2) 災害応急対策

ア　避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること
イ　消防、水防及びその他の応急処理に関すること
ウ　災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
エ　被災者の救難、救助及びその他の保護に関すること
オ　被災児童生徒の応急教育に関すること
カ　施設及び設備の応急復旧に関すること
キ　水の確保及び供給に関すること
ク　清掃、防疫及びその他の保健衛生に関すること
ケ　交通の規制及びその他の災害時における社会秩序の維持に関すること
コ　緊急輸送の確保に関すること
サ　その他、災害の抑止又は拡大防止に関すること

(3) 災害復旧

ア　被災者の生活再建に関すること
イ　被災施設の復旧に関すること
ウ　国、県との連絡調整、財政金融等に関すること
エ　その他、災害復旧に当たって必要な手続き等に関すること

2　狭山市消防団

ア　消防知識の普及啓発に関すること
イ　火災発生時の消火活動に関すること
ウ　被災者の救助・救援に関すること
エ　市が実施する応急対策への協力に関すること

第２ 市の防災体制

1　応急活動体制の施行

市に影響を及ぼす災害等に対応するため、危機管理体制を次のとおり定める。

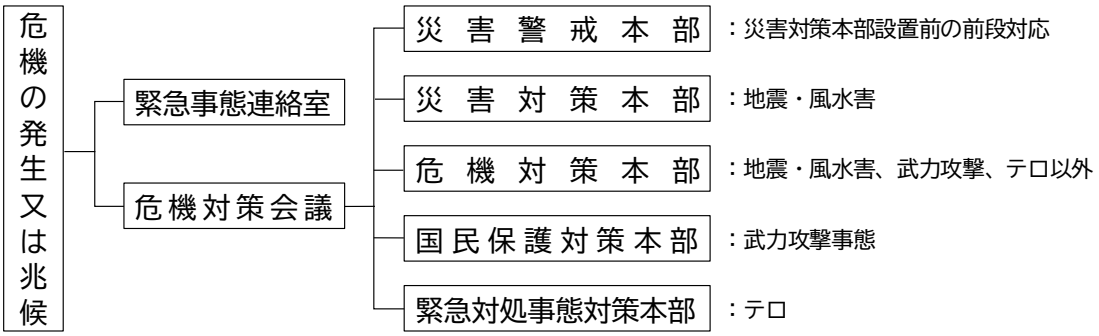

【危機管理体制フロー】

体制	所掌事務	構成
緊急事態連絡室	危機対策会議の事務局的機能として、初動の体制を判断するための情報収集及び資料作成を行う。	危機管理監、危機管理課職員
危機対策会議	様々な危機に対して、これに対応するために設置する本部を決定する。	市長、副市長、危機管理監、該当事案担当部長、危機管理課長
災害警戒本部	市内に災害が発生するおそれがある場合に臨時に設置され、災害に備えるための対策を行う。	「5 災害警戒本部」を参照
災害対策本部	市内に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に臨時に設置され、災害対策を行う。	「6 災害対策本部」を参照
危機対策本部	地震・風水害、武力攻撃、テロ以外の大規模な災害が発生した場合に臨時に設置され、応急対策活動を行う。	災害対策本部の構成に準ずる
国民保護対策本部	武力攻撃事態が発生した場合に臨時に設置され、応急対策活動を行う。	災害対策本部の構成に準ずる
緊急対処事態対策本部	テロが発生した場合に臨時に設置され、応急対策活動を行う。	災害対策本部の構成に準ずる

2　非常配備体制

地震、風水害に対する市職員の非常配備体制は次のとおり。市は、災害時に必要な職員を円滑に配備できるよう、平常時から勤務時間内外を考慮した職員の参集・動員計画や職員名簿を整備する。

3　体制の種別及び配備基準

(1) 警戒体制（災害対策本部を設置せず、災害警戒本部をもって警戒に当たる態勢）

ア 第１配備

災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を主務として活動する態勢

イ 第２配備

軽微な災害が発生した場合において、災害状況の調査及び非常態勢の実施に備えて活動する態勢

(2) 非常体制（災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する態勢）

ア 第１配備

相当規模の災害が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように職員を配備して活動する態勢

イ 第２配備

激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能の全てをあげて活動する態勢

4 災害時の体制の設置・廃止基準

ア 地震災害時の体制

地震災害時の体制の設置及び廃止基準は次のとおり。

【地震災害時の体制の設置・廃止基準】

体 制	設置・廃止基準	
災害対策本部 ・非常体制第１配備 ・非常体制第２配備	設置	●市域に震度５弱以上の地震が発生した場合（自動設置） ●市域に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で危機対策会議が必要と認めた場合 ●南海トラフ地震*臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 ●その他、災害対策本部の設置が必要と認めた場合
	廃止	災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めたとき

イ 風水害時の体制

風水害時の体制の設置及び廃止基準は次のとおり。

【風水害時の体制の設置・廃止基準】

体 制	設置・廃止基準	
災害警戒本部 ・第１配備体制	設置	●狭山市に気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条に基づく一般の利用に適合する予報及び警報でレベル３大雨警報又はレベル３氾濫警報が発表されており、今後も継続する見込みがある場合 ●危機対策会議が必要と認めた場合
	廃止	●第１配備体制から第２配備体制に移行する場合 ●災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めたとき
災害警戒本部 ・第２配備体制	設置	●入間川新富士見橋観測所の水位が避難判断水位に達し、今後も水位の上昇が見込まれる場合

体　制	設置・廃止基準	
		●土砂災害警戒情報*が発表された場合 ●不老川の入曽調節池が満水になる見込みのある場合 ●危機対策会議が必要と認めた場合
	廃止	●災害対策本部を設置する場合 ●災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めたとき
災害対策本部 ・非常体制第１配備 ・非常体制第２配備	設置	●市域に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれが予測される場合で、危機対策会議が必要と認めた場合 ●狭山市に気象業務法に基づく、特別警報が発表され、災害対策本部の設置の必要が認められる場合
	廃止	●災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めたとき

5　災害警戒本部

災害警戒本部の組織、職制及び分担業務は次のとおり。

なお、災害警戒本部の体制は市長が決定する。

【狭山市災害警戒本部組織系統】

職　名	担当者	職　務
本部長	市長	災害警戒本部の事務を統括し、災害警戒本部職員を指揮監督する
副本部長	副市長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代理する
本部長付	危機管理監	災害に関する情報の全体的な集約を行うとともに、災害に対する応急対策及び復旧対策の立案並びに総合調整等の事務に従事する
本部員	都市建設部長	
本部付	危機管理課長	関係各部との連絡、災害に関する情報収集、応急対策の実施状況等に係る情報収集等の事務に従事する

担当名	責任者	班　名	課　名	第１配備	第２配備
広報業務担当	広報課長	１班	広報課	２人	２人
		２班	企画経営課	１人	１人
管理業務担当	職員課長	１班	財産管理課	１人	２人
		２班	職員課	１人	３人
			総務課	１人	１人
統括業務担当	危機管理課長	１班	危機管理課	全職員	全職員
			交通防犯課	全職員	全職員
			自治文化課	１人	２人
			市民相談課	１人	１人
			福祉政策課	１人	１人
			こども政策課	１人	１人
			介護保険課	１人	１人
		２班	市民課	２人	４人
			市民税課	１人	２人
			資産税課	１人	２人

担当名	責任者	班　名	課　名	第１配備	第２配備
			収税課	１人	２人
			商工観光課	１人	１人
			農業振興課	１人	２人
			教育総務課	１人	１人
			教育指導課	１人	２人
			その他事務局	１人	４人
応急業務担当	建設総務課長	１班	建設総務課	４人	全職員
			都市計画課	１人	２人
			道路整備課	１人	２人
			道路維持課	６人	全職員
			開発審査課	１人	３人
			建築住宅課	１人	５人
			みどり公園課	２人	２人
	経営課長	２班	経営課	１人	４人
			水道施設課	１人	４人
			下水道施設課	１人	４人
各地区担当	各地区センター所長及び地域交流センター所長		各地区センター及び地域交流センター	各１人	各２人

【狭山市災害警戒本部各班の分担業務】

担　当		分担業務
広報業務担当 （責任者：広報課長）	１班	●市民への情報提供（市公式ホームページ等）
	２班	●他の業務担当への協力 ●非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）
管理業務担当 （責任者：職員課長）	１班	●庁舎出入口の解錠 ●庁舎等被害状況の把握 ●災害警戒本部員の食料の確保 ●災害警戒本部員の宿泊場所の確保 ●他の業務担当への協力
	２班	●参集職員の把握と統括業務担当責任者への報告 ●他の業務担当への協力 ●非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）

担　当		分担業務
統括業務担当 （責任者：危機管理課長）	1班	●本部長等との連絡調整 ●本部会議の資料作成 ●情報の収集・分析 ●消防団との連絡・連携 ●市民からの電話受付 ●被災マップの作成 ●他の業務担当との連絡調整 ●応援職員の必要性の検討 ●非常体制への移行の検討 ●他の業務担当への協力 ●非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）
	2班	●地域パトロールの実施 ●他の業務担当への協力 ●非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）
応急業務担当 （責任者：建設総務課長）	1班	●土のう等の資機材の確保 ●市民からの情報に対する応急対応 ●地域パトロールの実施 ●非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）
（責任者：経営課長）	2班	●市民からの情報に対する応急対応 ●地域パトロールの実施 ●非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）
地区担当 （責任者：地区センター所長 及び地域交流センター所長）		●市民からの電話受付 ●被災マップの作成 ●非常体制に移行した場合の現地災害対策本部員への連絡

6　災害対策本部

災害対策本部の組織、職制及び分担業務は次のとおり。

【狭山市災害対策本部組織系統】

職　名	担当者名	職　務
本部長	市長	災害対策本部の事務を統括し、本部職員を指揮監督する
副本部長	副市長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代理する
本部長付	危機管理監	災害に関する情報の全体的な集約を行うとともに、災害に対する応急対策及び復旧対策の立案並びに総合調整等の事務に従事する
本部員	企画財政部長、総務部長、市民部長、環境経済部長、福祉部長、こども支援部長、健康推進部長、都市建設部長、上下水道部長、生涯学習部長、学校教育部長、議会事務局長、消防団長	本部長の命を受け、本部の事務に従事する
本部付	秘書課長、広報課長、危機管理課長	各部との連絡、災害に関する情報収集、応急対策の実施状況等に係る情報収集等の事務に従事する
各部付	本部員（消防団長を除く）が指名する者（政策調整担当者等）	本部員を補佐し、本部又は本部事務局と各部各班との連絡調整を行う
本部班長	各課長（相当職含む）	本部員の命を受け、応急対策の指揮を執る。また、各班の統括及び部との連絡調整を行う
本部事務局	危機管理課	情報の管理、各部各班の活動状況の把握、応急対策全般の調整、本部会議の運営事務等を行う

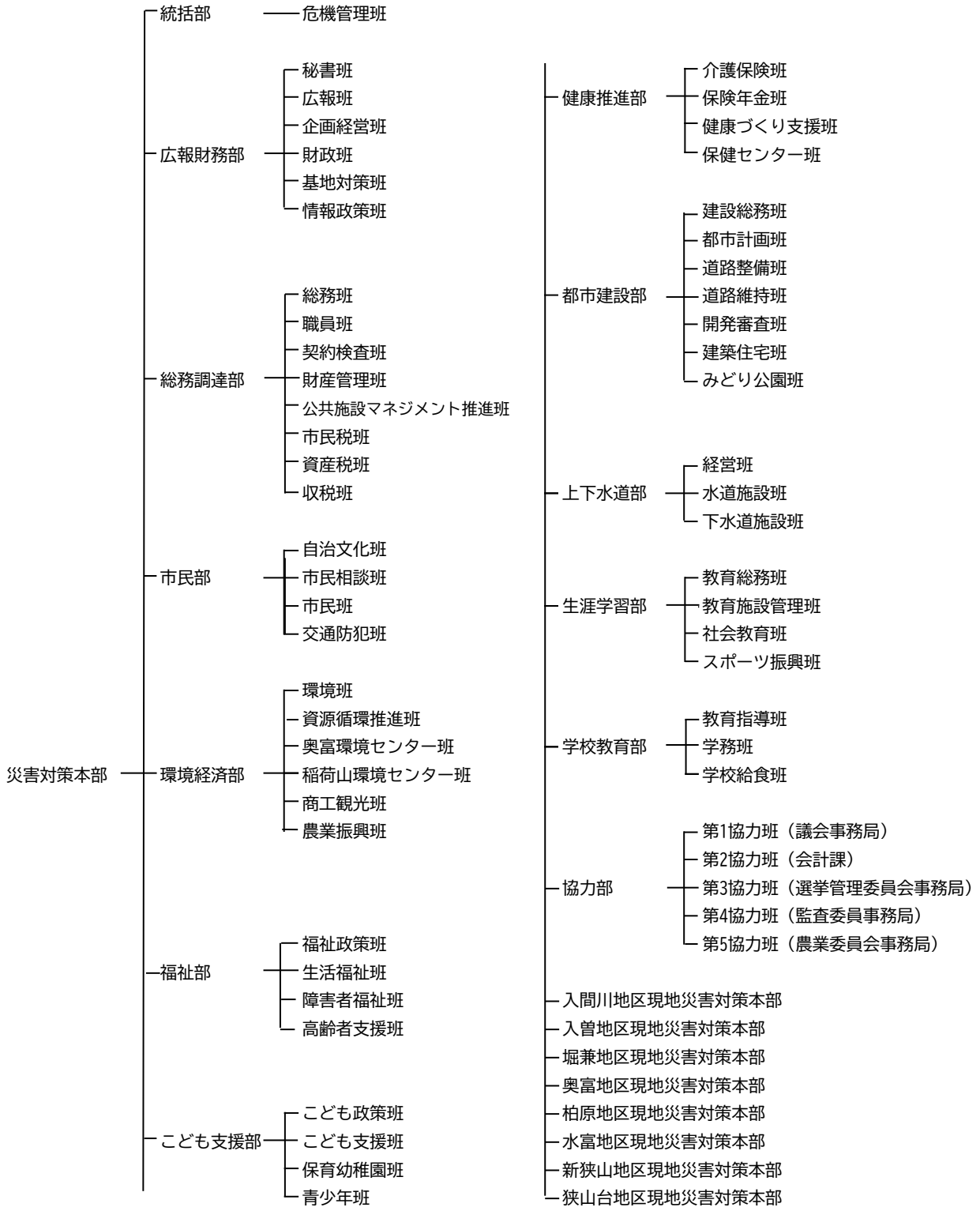

【災害対策本部組織系統図】

【市本部の各部・各班の分担業務】

部・班名	分担業務		
	1次 （おおむね発災直後から3日間）	2次 （おおむね4日目から10日目）	3次 （おおむね11日目から 市本部閉鎖まで）
統括部（危機管理課）			
危機管理班 （危機管理課）	・市本部に関すること ・関係機関との調整に関すること ・被害状況の集計に関すること ・本部指令に関すること ・避難指示等の発令に関すること ・自衛隊、警察派遣部隊等の受入体制の整備に関すること ・関係機関への応援要請に関すること ・備蓄倉庫の管理に関すること	・市本部に関すること ・関係機関との調整に関すること ・被害状況の集計に関すること ・本部指令に関すること ・避難指示等の発令に関すること ・自衛隊、警察派遣部隊等の受入体制の整備に関すること ・関係機関への応援要請に関すること ・備蓄倉庫の管理に関すること ・他課に属さない事項に関すること	・市本部に関すること ・関係機関との調整に関すること ・被害状況の集計に関すること ・本部指令に関すること ・自衛隊、警察派遣部隊等の受入体制の整備に関すること ・関係機関への応援要請に関すること ・備蓄倉庫の管理に関すること ・他課に属さない事項に関すること
広報財務部（企画財政部）			
秘書班 （秘書課）	・正副本部長の秘書に関すること	・正副本部長の秘書に関すること ・被災地の見舞い及び視察に関すること	・正副本部長の秘書に関すること
広報班 （広報課）	・災害広報に関すること ・報道機関との調整に関すること	・災害広報に関すること ・報道機関との調整に関すること ・災害記録写真に関すること	・災害広報に関すること ・報道機関との調整に関すること ・災害相談に関すること ・陳情書等の作成に関すること
企画経営班 （企画経営課）	・部の庶務に関すること ・緊急救助隊に関すること	・部の庶務に関すること ・部内の応援に関すること	・部の庶務に関すること ・部内の応援に関すること
財政班 （財政課）	・緊急救助隊に関すること	・財政金融措置に関すること ・災害予算の編成及び執行管理に関すること	・財政金融措置に関すること ・災害予算の編成及び執行管理に関すること
基地対策班 （基地対策課）	・入間基地との調整に関すること ・自衛隊等派遣部隊の受入体制の整備に関すること	・入間基地との調整に関すること ・自衛隊等派遣部隊の受入体制の整備に関すること	・入間基地との調整に関すること ・自衛隊等派遣部隊の受入体制の整備に関すること
情報政策班 （情報政策課）	・基幹系システムに関すること ・情報通信の復旧に関すること	・基幹系システムに関すること ・情報通信の復旧に関すること	・基幹系システムに関すること ・情報通信の復旧に関すること
総務調達部（総務部）			
総務班 （総務課）	・部の庶務に関すること ・緊急救助隊に関すること	・部の庶務に関すること	・部の庶務に関すること
職員班 （職員課）	・応援職員の受入れに関すること ・職員の勤務に関すること ・緊急救助隊の編成に関すること	・応援職員の受入れに関すること ・職員の勤務に関すること ・緊急救助隊の編成に関すること	・応援職員の受入れに関すること ・職員の勤務に関すること ・緊急救助隊の編成に関すること
契約検査班 （契約検査課）	・緊急救助隊に関すること ・物資輸送に係る応援協力事業者との連絡調整に関すること	・物資調達に関すること ・物資輸送に係る応援協力事業者との連絡調整に関すること ・食料等支援物資の調達及び受入れ、仕分け、配給調整並びに搬送の総括に関すること	・物資調達に関すること ・物資輸送に係る応援協力事業者との連絡調整に関すること ・食料等支援物資の調達及び受入れ、仕分け、配給調整並びに搬送の総括に関すること

部・班名	分担業務		
	1次 （おおむね発災直後から３日間）	2次 （おおむね４日目から 10 日目）	3次 （おおむね 11 日目から 市本部閉鎖まで）
財産管理班 （財産管理課）	・本庁舎の設備の機能確保に関すること ・市有財産の被害調査に関すること ・公用車両の出庫に関すること	・本庁舎の設備の機能確保に関すること ・市有財産の被害調査に関すること ・公用車両の出庫に関すること	・本庁舎の設備の機能確保に関すること ・市有財産の被害調査に関すること ・公用車両の出庫に関すること
公共施設マネジメント推進班 （公共施設マネジメント推進課）	・緊急救助隊に関すること	・緊急救助隊に関すること	・緊急救助隊に関すること
市民税班 （市民税課）	・緊急救助隊に関すること	・緊急救助隊に関すること ・市民税等の減免等に関すること	・緊急救助隊に関すること ・市民税等の減免等に関すること
資産税班 （資産税課）	・緊急救助隊に関すること	・一般住宅の被害調査に関すること ・固定資産税等の減免等に関すること	・一般住宅の被害調査に関すること ・固定資産税等の減免等に関すること
収税班 （収税課）	・緊急救助隊に関すること	・緊急救助隊に関すること ・市税等の徴収猶予等に関すること	・緊急救助隊に関すること ・市税等の徴収猶予等に関すること
市民部（市民部）			
自治文化班 （自治文化課）	・被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること ・部の庶務に関すること ・コールセンターに関すること	・被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること ・部の庶務に関すること ・コールセンターに関すること	・被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること ・部の庶務に関すること
市民相談班 （市民相談課）	・緊急救助隊に関すること ・コールセンターに関すること	・避難所等での男女共同参画に関すること ・緊急救助隊に関すること ・コールセンターに関すること	・避難所等での男女共同参画に関すること
市民班 （市民課）	・安否情報の収集、照会対応に関すること ・緊急救助隊に関すること ・帰宅困難者受入施設等の設置に関すること	・安否情報の収集、照会対応に関すること ・埋火葬許可に関すること ・罹災証明書に関すること ・緊急救助隊に関すること	・安否情報の収集、照会対応に関すること ・埋火葬許可に関すること ・罹災証明書に関すること ・緊急救助隊に関すること
交通防犯班 （交通防犯課）	・災害時の交通対策に関すること ・災害時の防犯対策に関すること ・コールセンターに関すること ・緊急救助隊に関すること	・災害時の交通対策に関すること ・災害時の防犯対策に関すること ・コールセンターに関すること ・緊急救助隊に関すること	・災害時の交通対策に関すること ・災害時の防犯対策に関すること ・緊急救助隊に関すること
環境経済部（環境経済部）			
環境班 （環境課）	・部の庶務に関すること ・愛玩動物等に関すること ・緊急救助隊に関すること	・部の庶務に関すること ・被災地の環境衛生に関すること ・愛玩動物等に関すること ・消毒及び防疫活動に関すること	・部の庶務に関すること ・被災地の環境衛生に関すること ・愛玩動物等に関すること ・消毒及び防疫活動に関すること
資源循環推進班 （資源循環推進課）	・関係機関への支援要請に関すること ・仮設トイレの支援要請に関すること	・部内の応援に関すること	・部内の応援に関すること
奥富環境センター班 （奥富環境センター）	・ごみ・し尿・災害廃棄物の処理に関すること	・ごみ・し尿・災害廃棄物の処理に関すること	・ごみ・し尿・災害廃棄物の処理に関すること
稲荷山環境センター班 （稲荷山環境センター）	・こみ・災害廃棄物の処理に関すること	・ごみ・災害廃棄物の処理に関すること	・ごみ・災害廃棄物の処理に関すること

部・班名	分担業務		
	1次 （おおむね発災直後から3日間）	2次 （おおむね4日目から10日目）	3次 （おおむね11日目から 市本部閉鎖まで）
商工観光班 （商工観光課）	・緊急救助隊に関すること	・緊急救助隊に関すること ・事業者の被害調査に関すること ・災害金融制度に関すること	・緊急救助隊に関すること ・事業者の被害調査に関すること ・災害金融制度に関すること
農業振興班 （農業振興課）	・緊急救助隊に関すること	・農業協同組合との調整に関すること ・農産物の被害調査に関すること ・営農資金貸付制度に関すること ・緊急救助隊に関すること	・農業協同組合との調整に関すること ・農産物の被害調査に関すること ・営農資金貸付制度に関すること ・緊急救助隊に関すること
福祉部（福祉部）			
福祉政策班 （福祉政策課）	・部の庶務に関すること ・社会福祉施設に関すること ・災害救助法の適用に関すること ・日本赤十字社、社会福祉協議会等との調整に関すること ・ボランティアに関すること ・義援金品に関すること	・部の庶務に関すること ・社会福祉施設に関すること ・災害救助法の適用に関すること ・日本赤十字社、社会福祉協議会等との調整に関すること ・ボランティアに関すること ・義援金品に関すること ・被災者の生活再建支援に関すること	・部の庶務に関すること ・社会福祉施設に関すること ・災害救助法の適用に関すること ・日本赤十字社、社会福祉協議会等との調整に関すること ・ボランティアに関すること ・義援金品に関すること ・被災者の生活再建支援に関すること
生活福祉班 （生活福祉課）	・緊急救助隊に関すること ・遺体に関すること	・緊急救助隊に関すること ・遺体に関すること	・緊急救助隊に関すること ・遺体に関すること
障がい者福祉班 （障がい者福祉課）	・障害者の支援及び情報提供に関すること ・緊急救助隊に関すること ・福祉避難所に関すること	・障害者の支援及び情報提供に関すること ・福祉避難所に関すること	・障害者の支援及び情報提供に関すること ・福祉避難所に関すること
高齢者支援班 （高齢者支援課）	・高齢者の支援及び情報提供に関すること ・福祉避難所に関すること	・高齢者の支援及び情報提供に関すること ・福祉避難所に関すること	・高齢者の支援及び情報提供に関すること ・福祉避難所に関すること
こども支援部（こども支援部）			
こども政策班 （こども政策課）	・部の庶務に関すること ・緊急救助隊に関すること	・部の庶務に関すること ・緊急救助隊に関すること	・部の庶務に関すること ・緊急救助隊に関すること
こども支援班 （こども支援課）	・緊急救助隊に関すること	・緊急救助隊に関すること	・緊急救助隊に関すること
保育幼稚園班 （保育幼稚園課）	・保育所の被害状況調査に関すること ・臨時保育に関すること ・緊急救助隊に関すること	・臨時保育に関すること	・臨時保育に関すること
青少年班 （青少年課）	・学童保育室児童の安否情報に関すること ・緊急救助隊に関すること	・学童保育室の再開に関すること ・学童保育室児童の安否情報に関すること	・学童保育室の再開に関すること ・学童保育室児童の安否情報に関すること
健康推進部（健康推進部）			
介護保険班 （介護保険課）	・部の庶務に関すること ・福祉避難所に関すること ・緊急救助隊に関すること	・部の庶務に関すること ・福祉避難所に関すること ・緊急救助隊に関すること	・部の庶務に関すること ・福祉避難所に関すること ・緊急救助隊に関すること
保険年金班 （保険年金課）	・緊急救助隊に関すること	・国民健康保険税の減免に関すること ・国民年金保険料の免除に関すること	・国民健康保険税の減免に関すること ・国民年金保険料の免除に関すること

部・班名	分担業務		
	1次 （おおむね発災直後から3日間）	2次 （おおむね4日目から10日目）	3次 （おおむね11日目から 市本部閉鎖まで）
健康づくり支援班 (健康づくり支援課)	・医療救護活動に関すること ・県（狭山保健所を含む）との連絡調整に関すること ・医師会等との連絡調整に関すること ・医薬品等の確保及び調整に関すること	・医療救護活動に関すること ・県（狭山保健所を含む）との連絡調整に関すること ・医師会等との連絡調整に関すること ・感染症の拡大防止に関すること ・医薬品等の確保及び調整に関すること	・医療救護活動に関すること ・県（狭山保健所を含む）との連絡調整に関すること ・医師会等との連絡調整に関すること ・感染症の拡大防止に関すること ・医薬品等の確保及び調整に関すること
保健センター班 （保健センター）	・保健活動に関すること ・被災者等の医療、助産、健康及び衛生に関すること	・保健活動に関すること ・被災者等の医療、助産、健康及び衛生に関すること	・保健活動に関すること ・被災者等の健康及び衛生に関すること
都市建設部（都市建設部）			
建設総務班 （建設総務課）	・部の庶務に関すること ・応急対策に従事する職員の就労計画に関すること ・建設団体等との調整に関すること	・部の庶務に関すること ・応急対策に従事する職員の就労計画に関すること ・建設団体等との調整に関すること	・部の庶務に関すること ・応急対策に従事する職員の就労計画に関すること ・建設団体等との調整に関すること
都市計画班 （都市計画課）	・総括部危機管理班の業務支援に関すること	・総括部危機管理班の業務支援に関すること	・総括部危機管理班の業務支援に関すること
道路整備班 （道路整備課）	・部内の応援に関すること	・部内の応援に関すること	・部内の応援に関すること
道路維持班 （道路維持課）	・土木施設の被害状況調査に関すること ・土木施設の復旧対策に関すること ・資機材の確保及び搬送に関すること	・土木施設の被害状況調査に関すること ・土木施設の復旧対策に関すること	・土木施設の被害状況調査に関すること ・土木施設の復旧対策に関すること
開発審査班 （開発審査課）	・被災宅地危険度判定に関すること	・被災宅地危険度判定に関すること	・被災宅地危険度判定に関すること
建築住宅班 （建築住宅課）	・応急危険度判定に関すること ・住宅関係障害物の除去等の災害復旧業務に関すること ・罹災住宅の応急修理に関すること ・市営住宅の被害状況調査に関すること ・既存住宅の活用に関すること ・応急仮設住宅の建設及び入居に関すること	・応急危険度判定に関すること ・住宅関係障害物の除去等の災害復旧業務に関すること ・罹災住宅の応急修理に関すること ・市有施設の応急修理に関すること ・市営住宅の応急修理に関すること ・既存住宅の活用に関すること ・応急仮設住宅の建設及び入居に関すること	・応急危険度判定に関すること ・住宅関係障害物の除去等の災害復旧業務に関すること ・罹災住宅の応急修理に関すること ・市有施設の応急修理に関すること ・市営住宅の応急修理に関すること ・既存住宅の活用に関すること ・応急仮設住宅の建設及び入居に関すること
みどり公園班 （みどり公園課）	・公園等施設の被害状況調査に関すること ・公園等施設の復旧対策に関すること	・公園等施設の被害状況調査に関すること ・公園等施設の復旧対策に関すること	・公園等施設の被害状況調査に関すること ・公園等施設の復旧対策に関すること
上下水道部（上下水道部）			
経営班 （経営課）	・部の庶務に関すること	・部の庶務に関すること	・部の庶務に関すること
水道施設班 （水道施設課）	・上水道施設の被害状況調査に関すること ・上水道施設の復旧対策に関すること ・飲料水及び生活用水の確保に関すること ・応急給水に関すること ・関係団体との調整に関すること	・上水道施設の被害状況調査に関すること ・上水道施設の復旧対策に関すること ・飲料水及び生活用水の確保に関すること ・応急給水に関すること ・関係団体との調整に関すること	・上水道施設の被害状況調査に関すること ・上水道施設の復旧対策に関すること ・飲料水及び生活用水の確保に関すること ・応急給水に関すること ・関係団体との調整に関すること

部・班名	分担業務		
	1次 （おおむね発災直後から3日間）	2次 （おおむね4日目から10日目）	3次 （おおむね11日目から市本部閉鎖まで）
下水道施設班 （下水道施設課）	・下水道施設の被害状況調査に関すること ・下水道施設の復旧対策に関すること ・関係団体との調整に関すること	・下水道施設の被害状況調査に関すること ・下水道施設の復旧対策に関すること ・関係団体との調整に関すること	・下水道施設の被害状況調査に関すること ・下水道施設の復旧対策に関すること ・関係団体との調整に関すること
生涯学習部（生涯学習部）			
教育総務班 （教育総務課）	・部の庶務に関すること ・小中学校の被害状況調査に関すること ・小中学校の校舎等の管理に関すること	・部の庶務に関すること ・小中学校の校舎等の管理に関すること ・教材備品等の調達に関すること	・部の庶務に関すること ・小中学校の校舎等の管理に関すること
教育施設管理班 （教育施設管理課）	・小中学校の被害状況調査に関すること ・教育施設の応急修理に関すること	・小中学校の校舎等の管理に関すること ・教育施設の応急修理に関すること	・小中学校の校舎等の管理に関すること ・教育施設の応急修理に関すること
社会教育班 （社会教育課）	・文化財の保護に関すること ・緊急救助隊に関すること	・文化財の保護に関すること ・緊急救助隊に関すること	・文化財の保護に関すること ・緊急救助隊に関すること
スポーツ振興班 （スポーツ振興課）	・緊急救助隊に関すること	・緊急救助隊に関すること	・緊急救助隊に関すること
学校教育部（学校教育部）			
教育指導班 （教育指導課）	・児童生徒の安否情報に関すること ・小中学校の校舎等の被害調査及び管理に関すること	・児童生徒の安否情報に関すること ・小中学校の校舎等の被害調査及び管理に関すること ・小中学校の再開に関すること	・児童生徒の安否情報に関すること ・小中学校の校舎等の被害調査及び管理に関すること ・小中学校の再開に関すること
学務班 （学務課）	・部の庶務に関すること ・園児の安否情報に関すること ・市立幼稚園の園舎等の被害調査及び管理に関すること	・部の庶務に関すること ・園児の安否情報に関すること ・市立幼稚園の園舎等の被害調査及び管理に関すること ・市立幼稚園の再開に関すること	・部の庶務に関すること ・市立幼稚園の園舎等の被害調査及び管理に関すること ・市立幼稚園の再開に関すること
学校給食班 （学校給食センター）	・炊き出し及び応援給食に関すること	・炊き出し及び応援給食に関すること	・炊き出し及び応援給食に関すること
協力部（その他事務局）			
第1協力班 （議会事務局）	・部の庶務に関すること ・緊急救助隊に関すること ・市議会との連絡調整に関すること	・部の庶務に関すること ・緊急救助隊に関すること ・市議会との連絡調整に関すること	・部の庶務に関すること ・緊急救助隊に関すること ・市議会との連絡調整に関すること
第2協力班 （会計課）	・緊急救助隊に関すること ・災害時における出納に関すること	・緊急救助隊に関すること ・災害時における出納に関すること	・緊急救助隊に関すること ・災害時における出納に関すること
第3協力班 （選挙管理委員会事務局）	・緊急救助隊に関すること	・緊急救助隊に関すること	・緊急救助隊に関すること
第4協力班 （監査委員事務局）	・緊急救助隊に関すること	・緊急救助隊に関すること	・緊急救助隊に関すること
第5協力班 （農業委員会事務局）	・緊急救助隊に関すること	・緊急救助隊に関すること	・緊急救助隊に関すること

※緊急救助隊*は危機管理班長の指揮下で活動

【現地災害対策本部の組織と分担業務】

部長	班名	班長	分担業務
現地災害対策本部長	総務班	現地災害対策本部長が指名する者	・現地災害対策本部の開設及び閉鎖に関すること ・被災状況の把握及び当該報告に関すること ・情報の収集及び広報に関すること ・けが人等の救出、救護及び搬送に関すること
	避難所班	現地災害対策本部長が指名する者	・避難所の開設及び閉鎖に関すること ・小型備蓄倉庫の管理に関すること ・避難所運営会議に係る事務に関すること

7 緊急初動体制

市域に震度 5 弱以上の地震が発生した場合又は市域に甚大な災害が発生するおそれがある場合、災害の発生時間等により次のとおり対応する。

なお、震度 5 弱以上の揺れが発生した場合、別に定める業務継続計画*に基づき、必要最低限の業務を除き、通常業務を中断し、災害情報の収集などの災害業務を行う。また、職員配備に当たっては、災害が長期化した場合に備え、交代要員及び交代時期をあらかじめ定めるものとする。本部員は市本部を開設している間、市本部に常駐し、各部の連絡調整に努めるものとする。

(1) 勤務時間内に発生した場合の対応

勤務時間内に市本部を設置する場合の職員初動体制は次のとおりとする。

ア 職員への情報伝達

市本部及び現地災害対策本部の設置に伴う職員への情報伝達は、危機管理班が行う。出先機関への伝達は防災行政無線（移動系）、災害時優先電話等で行う。

イ 職員の対応

各現地災害対策本部員は、あらかじめ指定された現地災害対策本部に出向し、現地災害対策本部長の指示に従う。その他の職員は班長（課（所）長）の指示に従う。

(2) 勤務時間外に発生した場合の対応

勤務時間外に災害対策本部を設置する場合の職員初動体制は次のとおりとする。24 時間対応可能な体制を維持するため、職員参集システムを活用し、市本部長以下、全職員にメール配信を行う。

ア 職員の参集

職員は、個人の責任においてテレビ、ラジオ、職員参集メール及び市公式 SNS 等により市及び周辺の震度を確認するとともに、震度 5 弱以上を認知した場合は直ちに参集する。

イ 職員の対応

各現地災害対策本部員は、あらかじめ指定された現地災害対策本部に出向し、現地災害対策本部長の指示に従う。その他の職員は市役所本庁舎等の勤務地に出向し、班長の指示に従う。

(3) 職員参集システムの活用

市では、職員の安否確認及び参集状況を把握する手段として、職員参集システムを活用する。メール配信機能を活用し、職員に災害情報を発信するとともに、職員の参集状況等を収集することで緊急初動体制を構築する。

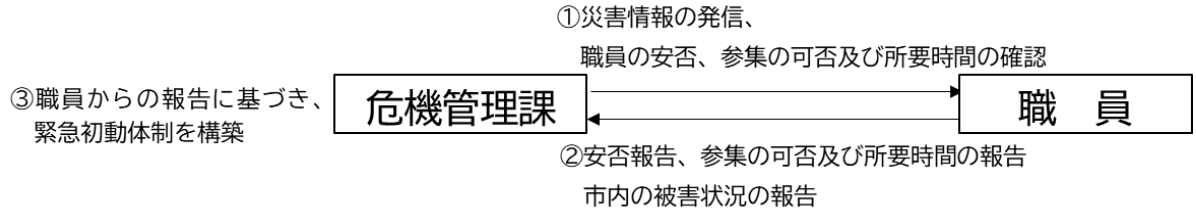

【職員参集システム概要】

(4) 配備及び体制

市本部長は、次の配備体制を基本とし、災害対応に必要な体制をとる。

【配備体制】

体　制		動員職員
災害対策本部	非常体制第1配備	主査職以上の職員及び市内に居住する職員 ただし、現地災害対策本部員については全職員
	非常体制第2配備	全職員

(5) 職員の配置ならびに服務

ア　職員の配置

市本部の部長又は班長は、所属職員の非常招集方法をあらかじめ定め、所属職員に周知徹底するものとする。また、非常配備体制の指令を受けた場合は、直ちに災害の状況に応じて次の措置を行う。

●所属職員の参集状況を把握する
●所属職員を所定の場所に配置する

イ　職員の服務

職員は、市本部又は災害警戒本部が設置された場合、次の事項を厳守する。

●常に災害に関する情報及び本部指示に注意を払うこと
●行事、会議及び出張は原則中止すること
●所定の勤務時間が過ぎた場合においても、上司の指示があるまで退庁しないこと
●勤務場所を離れる場合は、いかなる時も上司に報告し、所在を明らかにすること
●市民に不安や誤解を与えないよう、言動には十分に配慮すること

(6) 参集場所

参集場所	内　容
市本部 （市役所本庁舎）	●本庁に勤務する職員で、現地災害対策本部員以外は災害対策本部に参集する ●交通機能がまひし、市本部に到着できない場合は、直近の現地災害対策本部に向かい、防災行政無線（移動系）等でその旨を班長（所属課長等）に報告し、指示を受ける
現地災害対策本部	●現地災害対策本部員として指名された職員は、指定された現地災害対策本部に参集する
出先機関	●出先機関に勤務する職員で、「市本部に参集する職員」及び「現地災害対策本部に参集する職員」以外は、当該出先機関に参集する ●交通機能がまひし、当該出先機関に到着できない場合は、市本部又は直近の現地災害対策本部に向かい、防災行政無線（移動系）等でその旨を班長（所属課長等）に報告し、指示を受ける

(7) 県の情報連絡員（リエゾン）との連携

県は、勤務時間外に大規模地震や相当規模の風水害等が発生した場合、市役所本庁舎近くに居住する県職員を市情報連絡員として市本部に参集させ、また、勤務時間内に連絡調整のために市に連絡員を派遣する必要があると県支部長が判断した場合、支部構成員の中から県支部長が指名する者を市本部に派遣し、次の任務に従事させる。

①市に入る情報の収集及び県への報告
②市の災害情報の県本部への報告（県災害オペレーション支援システム、県防災行政無線、有線電話等）
③県の災害対応状況の市への定期的なフィードバック

災害時に県との連携を円滑に行えるよう、市は平常時から県の情報連絡員の受入体制の構築に努める。

8　防災活動拠点

市は災害対策の拠点として、次の施設の利用を予定している。災害時にこれらの拠点機能を十分に発揮できるよう、平常時から施設の点検や災害時の運営体制の構築に努める。

拠点の種類	予定施設
【市本部】 災害対応の総合的な指揮をとる施設	●市役所本庁舎 （代替施設：狭山消防署）
【現地災害対策本部】 各地区における応急対策の指揮をとる施設	●各公民館及び入曽地域交流センター
【指定緊急避難場所】 災害の危険が切迫した場合における市民等の安全を確保するための施設 災害の種類（洪水、がけ崩れ、地震、大規模火災、内水氾濫）ごとに定める	●小中学校のグラウンド、公園等の 51 か所（「資料編 第 5-1 指定緊急避難場所一覧」を参照）
【指定避難所】 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等の受入れが可能な構造及び設備を有する施設	●小中学校の体育館等の 36 か所（「資料編 第 5-2 指定避難所一覧」を参照）

拠点の種類	予定施設
【指定福祉避難所】 一般の避難所では生活することが困難な高齢者及び障害者等の要配慮者のための施設	●災害協定を締結する市内の社会福祉施設等（「資料編 第 5 指定福祉避難所一覧」を参照）
【帰宅困難者一時滞在施設】 公共交通機関の不通などで帰宅困難となった者が一時滞在する施設	●市民交流センター ●新狭山公民館 ●入曽地域交流センター ●ふれあい健康センターサピオ稲荷山 ●稲荷山環境センター
【医療救護・保健活動拠点】 医療救護活動及び保健活動に関する調整及び情報交換を行う施設	●保健センター
【医療救護所】 負傷者のトリアージ*、応急処置等を行う施設	●小中学校等の一部の指定避難所（「応急対策・復旧復興編第 1 章 第 6 節 第 2 医療救護活動」を参照）
【遺体収容所】 遺体の検視*、処置、埋火葬手続き等を行う施設	●被害現場付近の適当な公共建築物
【火葬場】 多数の遺体の検視、検案*、処置、埋火葬手続き等を行う施設	●広域飯能斎場
【ヘリコプター臨時離着陸場】 陸上輸送が困難な場合に、重症患者、救援物資等を空輸するヘリコプターの臨時離着陸場	●上奥富運動公園 ●堀兼・上赤坂公園
【物資集積拠点】 市外からの救援物資などで避難所へ直送できないものを一時保管する施設	●市民総合体育館 ●農村環境改善センター
【応援受入拠点】 応援部隊が集結し、宿営等を行う施設	●保健センター ●市民会館 ●狭山稲荷山公園 ●航空自衛隊入間基地
【災害ボランティアセンター】 災害ボランティアの受付、コーディネート等を行う施設	●市民会館
【災害廃棄物仮置場】 大量のがれき等の分別、保管等を行うため一時的に集積する場所	●奥富環境センターストックヤード ●憩いの家跡地
【応急仮設住宅用地】 住宅を確保できない被災者のため建設する仮設住宅用地	●入曽運動広場 ●鵜ノ木運動公園 ●智光山公園 ●三ツ木公園等の公共施設・公共用地等

第６節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

県、防災関係機関、指定地方行政機関*、指定公共機関*及び指定地方公共機関*の長並びに防災上重要な施設の管理者、災害時応援協定締結団体・事業者等の処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおり。

第１ 埼玉西部消防組合

消防組合は、市と協力して災害対策の実施に努める
(1) 消防施設及び消防体制の整備に関すること
(2) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること
(3) 防災に関する知識の普及啓発に関すること
(4) 火災発生時の消火活動に関すること
(5) 人命の救助・救護に関すること
(6) 水防活動及び水難救助に関すること
(7) 消防の応援・受援体制に関すること
(8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること

第２ 県

県は、県民等の生命、身体及び財産を災害から守るため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、県内市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

１ 県本部
(1) 災害予防
ア　防災に関する組織の整備に関すること
イ　防災に関する訓練の実施に関すること
ウ　防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること
エ　防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること
オ　その他、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となる状態等の改善に関すること

(2) 災害応急対策
ア　警報の発令及び伝達に関すること
イ　消防、水防及びその他の応急措置に関すること
ウ　被災者の救難、救助及びその他の保護に関すること
エ　被災児童生徒の応急教育に関すること
オ　施設及び設備の応急の復旧に関すること
カ　清掃、防疫及びその他の保健衛生に関すること
キ　犯罪の予防、交通の規制及びその他の災害時における社会秩序の維持に関すること
ク　緊急輸送路の確保に関すること
ケ　市町村情報連絡員（リエゾン）の派遣に関すること
コ　その他、災害の抑止又は拡大防止に関すること

2　西部地域振興センター
(1) 県支部応急対策組織の整備に関すること
(2) 管内市町村情報連絡員との連絡調整に関すること
(3) 管内市町村の被害情報の把握及び整理に関すること
(4) 県本部、管内市町村等との連絡調整に関すること
(5) 管内市町村が実施する応急対策業務等の支援に関すること
(6) 防災関係機関との連絡調整に関すること

3　川越県土整備事務所
(1) 県所管の河川、道路及び橋りょうの被害状況の調査及び応急修理に関すること
(2) 降水量、水位等の観測情報に関すること
(3) 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること
(4) 水防管理団体*との連絡指導に関すること
(5) 県所管の河川及び道路等における障害物の除去に関すること

4　川越農林振興センター
農作物及び耕地の被害状況調査に関すること

5　狭山保健所
(1) 保健衛生関係の被害状況調査に関すること
(2) 医療品、衛生材料及び各種資材の調達斡旋に関すること
(3) 各種消毒に関すること
(4) 細菌検査及び水質検査に関すること
(5) 伝染病発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること
(6) 災害救助食料の衛生に関すること
(7) 被災者の医療及び助産に関すること
(8) 動物愛護に関すること

6　県警察本部（狭山警察署）
(1) 情報の収集、伝達及び広報（警察活動に関連するもの）に関すること
(2) 警告及び避難誘導に関すること
(3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること
(4) 交通秩序の維持に関すること
(5) 犯罪の予防及び検挙に関すること
(6) 行方不明者の捜索及び死体調査（検視）に関すること
(7) 漂流物等の処理に関すること
(8) その他、治安維持に必要な措置に関すること

第３ 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県民等の生命、身体及び財産を災害から守るため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行えるよう、その業務に協力する。

1　関東管区警察局
(1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整に関すること。
(2) 他管区警察局、警視庁及び北海道警察との連携に関すること
(3) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること
(4) 警察通信の確保及び統制に関すること

2　関東財務局
(1) 災害査定立会に関すること
(2) 金融機関等に対する金融上の措置に関すること
(3) 地方公共団体に対する融資に関すること
(4) 国有財産の管理処分に関すること

3　関東信越厚生局
(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
(2) 関係職員の派遣に関すること
(3) 関係機関との連絡調整に関すること

4　関東農政局
(1) 災害予防対策
　ダム、ため池、頭首工（とうしゅこう）*、地すべり防止施設等の点検及び整備事業に関すること。
(2) 応急対策
　ア　管内の農業、農地及び農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること

イ　飲食料品、油脂、農畜産物、飼料、種子等の安定供給に関すること
ウ　農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること
エ　営農技術指導及び家畜の移動に関すること
オ　災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること
カ　応急用食料・物資の支援に関すること
キ　農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること
ク　食品の需給、価格動向、表示等に関すること
ケ　関係職員の派遣に関すること

(3) 復旧対策
ア　農地、農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること
イ　災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること

5　関東森林管理局
(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること
(2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

6　関東経済産業局
(1) 生活必需品、復旧資材等の防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
(2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
(3) 被災中小企業の振興に関すること

7　関東東北産業保安監督部
(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物等の保安の確保に関すること
(2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること

8　関東運輸局埼玉運輸支局
(1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
(2) 災害時における自動車、被災者及び災害必要物資等の輸送調整に関すること
(3) 災害時における不通区間の迂回輸送の指導に関すること

9　東京航空局東京空港事務所
(1) 災害時における航空機による輸送の安全確保等の必要な措置に関すること
(2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
(3) 災害発生時等における、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

10　熊谷地方気象台
(1) 気象、地象、地動及び水象の観測、その成果の収集及び発表に関すること
(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること

(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援及び助言に関すること
(5) 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること

11 関東総合通信局
(1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
(2) 災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援に関すること
(3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること
(4) 災害時における重要通信の疎通を確保するための無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）に関すること
(5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

12 埼玉労働局
(1) 工場及び事業場における労働災害の防止に関すること
(2) 職業の安定に関すること

13 関東地方整備局
管轄する河川、道路及び官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項の実施に努める。
(1) 災害予防対策
ア 災害（震災）対策の推進に関すること
イ 危機管理体制の整備に関すること
ウ 災害・防災に関する研究、観測等の推進に関すること
エ 防災教育等の実施に関すること
オ 防災訓練に関すること
カ 再発防止対策の実施に関すること
(2) 災害応急対策
ア 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関すること
イ 活動体制の確保に関すること
ウ 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること
エ 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること
オ 災害時における応急工事等の実施に関すること
カ 災害時における交通等の確保に関すること
キ 緊急輸送に関すること
ク 二次災害の防止対策に関すること
ケ ライフライン施設の応急復旧に関すること
コ 地方公共団体等への支援に関すること
サ 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、連絡情報員（リエゾン）の派遣に関すること
シ 支援要請等に基づく「緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE)」の派遣に関すること

ス　被災者及び被災事業者に対する措置に関すること
(3) 災害復旧・復興
ア　災害復旧の実施に関すること
イ　都市の復興に関すること
ウ　被災事業者等への支援措置に関すること

14　関東地方測量部
(1) 災害時等における地理空間情報の整備及び提供に関すること
(2) 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導及び助言に関すること
(3) 地殻変動の監視に関すること

15　関東地方環境事務所
(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
(2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること
(3) 行政機関等との連絡調整、被災状況、動物救護活動の状況等に関する情報の収集、提供等に関すること

16　北関東防衛局
(1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること
(2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

第４ 陸上自衛隊（陸上自衛隊第 32 普通科連隊）

(1) 災害派遣の準備
ア　災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること
イ　自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
ウ　地域防災計画に合致した防災訓練の実施に関すること
(2) 災害派遣の実施
ア　人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援及び応急復旧の実施に関すること
イ　災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること

第５ 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性に基づき、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行えるよう、その活動に協力する。

1　NTT 東日本株式会社（埼玉事業部）、株式会社 NTT ドコモ（埼玉支店）
(1) 電気通信設備の整備に関すること
(2) 災害時における重要通信の確保に関すること
(3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること

2　KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
(1) 災害時における重要通信の確保に関すること
(2) 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること

3　日本郵便株式会社（狭山郵便局）
(1) 郵便事業の業務運行管理及び業務関連施設等の保全に関すること
(2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関すること

4　日本赤十字社埼玉県支部
(1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く）に関すること
(2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人が実施する協力の連絡調整に関すること
(3) 各種赤十字奉仕団による炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金の募集・配分に関すること。

5　日本放送協会（NHK）さいたま放送局
(1) 県民に対する防災知識の普及に関すること
(2) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
(3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること

6　東日本高速道路株式会社（関東支社）
(1) 東日本高速道路の保全に関すること
(2) 東日本高速道路の災害復旧に関すること
(3) 災害時における緊急交通路*の確保に関すること

7　日本通運株式会社（埼玉支店）
知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備及び配車に関すること

8　東京電力パワーグリッド株式会社（志木支社）
(1) 災害時における電力供給に関すること
(2) 被災電力供給設備の応急対策及び災害復旧に関すること

9　東京ガスネットワーク株式会社（埼玉支社）
(1) ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること
(2) ガス供給の確保に関すること

第６ 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性に基づき、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行えるよう、その活動に協力する。

1　西武鉄道株式会社
(1) 鉄道施設等の安全保安に関すること
(2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

2　一般社団法人埼玉県トラック協会（いるまの支部狭山地区）
災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

3　一般社団法人埼玉県バス協会（西部地区部会）
災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること

4　武州ガス株式会社、入間ガス株式会社
(1) 災害時におけるガス供給に関すること
(2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること

5　一般社団法人埼玉県 LP ガス協会（西武支部狭山地区会）
(1) 災害時におけるガス供給に関すること
(2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること

6　株式会社テレビ埼玉
(1) 市民に対する防災知識の普及啓発に関すること
(2) 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること
(3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること

7　株式会社エフエムナックファイブ
(1) 市民に対する防災知識の普及啓発に関すること
(2) 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること
(3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること

8　一般社団法人埼玉県医師会、一般社団法人埼玉県歯科医師会、公益社団法人埼玉県看護協会
(1) 医療及び助産活動の協力に関すること
(2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること
(3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること

第７ 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、その業務の公共性に基づき、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行えるよう、その活動に協力する。

1　社会福祉法人狭山市社会福祉協議会
(1) 災害時要配慮者の支援に関すること
(2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること

2　いるま野農業協同組合
(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
(2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること
(3) 被災農家に対する融資及び斡旋に関すること
(4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保及び斡旋に関すること
(5) 農産物の需給調整に関すること

3　狭山商工会議所
(1) 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力に関すること
(2) 災害時における物価安定についての協力に関すること
(3) 救援用物資及び復旧資材の確保についての協力及び斡旋に関すること

4　生活協同組合（コープみらい）
(1) 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること
(2) 災害時において組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること

5　一般社団法人狭山市医師会、狭山市歯科医師会、狭山市薬剤師会
(1) 医療及び助産活動の協力に関すること
(2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること
(3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること

6　公益社団法人日本助産師会（埼玉県支部所沢地区）
(1) 医療及び助産活動の協力に関すること
(2) 災害時における妊産婦及び母子支援活動の実施に関すること
(3) 災害時における女性の健康支援活動の実施に関すること

7　狭山市柔道整復師会
災害時における救護活動の協力に関すること

8　病院等経営者
(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
(2) 被災時の病人等の収容及び保護に関すること
(3) 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関すること

9　社会福祉施設経営者
(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること
(2) 災害時における施設利用者の保護に関すること

10　金融機関
　被災事業者等に対する資金の融資に関すること

11　学校法人
(1) 避難施設の整備、避難等の訓練に関すること
(2) 被災時における教育対策に関すること
(3) 被災施設の災害復旧の訓練に関すること

第８ 災害時応援協定締結団体

　災害時応援協定締結団体は、市と締結した災害時応援協定に基づき、平常時及び災害時における市の活動が円滑に行えるよう、その活動に協力する。(市が締結する災害時応援協定については「資料編 第 3-1 災害時応援協定一覧」を参照)

第９ 市民等

1　自治会等の地域団体
　市が実施する応急対策への協力に関すること

2　自主防災組織
(1) 平常時
　ア　災害時要配慮者を含めた地域のコミュニティの醸成に関すること
　イ　平常時の備えや災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及に関すること
　ウ　情報収集・伝達、初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施に関すること
　エ　消火用資機材、応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等に関すること

(2) 災害時
ア　出火防止及び初期消火の実施に関すること
イ　情報の収集・伝達に関すること
ウ　被災者等の安否確認、救助隊との協力及び救出・救護の実施に関すること
エ　集団避難の実施に関すること
オ　避難所の運営活動（炊き出し、給水、物資の配布、安否確認等）に関すること

3　市民

(1) 平常時
ア　家族等の安否確認の手段の取決め
イ　災害情報の入手手段の確保
ウ　避難場所、避難経路及び避難方法の確認
エ　3 日分以上の飲料水及び食料の確保
オ　非常持出品の準備
カ　家具等の転倒防止及び落下防止対策の実施
キ　自宅の耐震性の確保
ク　その他災害時に必要な対策の実施
(2) 災害時
ア　災害時の正しい情報の収集、共有及び発信
イ　出火防止及び初期消火活動の実施
ウ　負傷者の救出、救護及び搬送
エ　近隣住民の避難支援の実施
オ　市と連携した避難所の運営活動の実施
カ　その他必要な災害応急対策の実施

4　事業者

(1) 平常時
ア　従業員の安否確認の手段の確保
イ　災害情報の入手手段の確保
ウ　避難場所、避難経路及び避難方法の確認
エ　従業員の 3 日分以上の飲料水及び食料の確保
オ　事務用設備等の転倒防止及び落下防止対策の実施
カ　施設の耐震性の確保
キ　その他災害に必要な対策の実施
(2) 災害時
ア　災害時の正しい情報の収集、共有及び発信
イ　出火防止及び初期消火活動の実施
ウ　負傷者の救出、救護及び搬送
エ　近隣住民の避難支援の実施
オ　市と連携した避難所の運営活動の実施
カ　その他必要な災害応急対策の実施

第７節 防災訓練

【基本方針】

〇災害から市民の命を守り、被害を最小限にすることを目標に、市民、市職員、防災関係機関等が連携した訓練を計画的に実施する。
〇市は市民の防災意識の高揚を図るため、自主防災組織等の自主的な運営による訓練の実施を促進するとともに、その支援を行う。

第１ 市及び防災関係機関が実施する訓練

1　市の訓練

(1) 総合防災訓練（年１回）

災害発生時における初動体制の確認や市民の防災意識の高揚を図るため、消防団、消防組合、防災関係機関等の協力を得て、市民及び市職員を対象とした訓練を実施する。

(2) 職員参集訓練（年１回以上）

公共交通機関が利用できなくなった事態を想定し、市職員が災害発生時の参集場所に徒歩等で参集する訓練を実施する。

(3) 職員参集システム運用訓練（不定期）

災害発生時に職員参集システムが円滑に運用できるよう、職員に対する情報発信及び職員の参集状況の把握のための訓練を実施する。

2　防災関係機関の訓練

防災関係機関は、災害情報の収集伝達機器の操作を習熟するとともに、災害情報の収集、判断、伝達等を円滑に行うための訓練を単独又は市や他機関と合同で実施する。

第２ 自主防災組織等が実施する訓練

各自主防災組織等は、市民の防災意識の向上、防災行動力の強化、組織活動の習熟及び防災関係機関等との連携強化のため、組織的な訓練を定期的に実施する。

市、消防団及び消防組合等は自主防災組織等の訓練実施を支援する。

第２章 予防対策

第１節 自助・共助による防災力の向上

【基本方針】

〇災害から一人でも多くの命を守るため、第一に「自らの命は自ら守る」という「自助」の考え方、第二に「近所や地域でお互いに力を合わせて助け合う」という「共助」の考え方を普及する。
〇災害から地域を守るため、市民や事業所等が、市及び防災関係機関と連携して災害対策に取り組めるよう、地域における防災活動の活性化に取り組む。
〇市民一人ひとりの防災意識と自主的な災害対応力を高めるため、地域特性を踏まえたきめ細かい防災教育を体系的に行うとともに、広報紙の配布、体験的な学習機会の提供等、市民の自発的な防災学習を推進する環境整備を進める。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　自助･共助による市民の防災力の向上	各課、防災関係機関、市民、事業者
第２　自主防災組織等の育成強化	危機管理課
第３　消防団の活動体制の充実	危機管理課
第４　事業所等における防災組織等の整備	危機管理課、商工観光課、保育幼稚園課、教育指導課、埼玉西部消防組合、県、狭山商工会議所、事業所、防災上重要な施設の管理者
第５　ボランティア等の活動支援体制の整備	危機管理課、福祉政策課、社会福祉協議会
第６　地区防災計画の策定	危機管理課
第７　適切な避難行動に関する普及啓発	危機管理課、保育幼稚園課、教育指導課
第８　情報共有の仕組みづくり	危機管理課、広報課

第１ 自助・共助による市民の防災力の向上

１　災害に関する各種資料の収集・提供

市（危機管理課、社会教育課）は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。また、地域における災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、災害伝承の取組を支援する。

2　市民向けの普及啓発

市（各課）は、防災・減災に関する知識の普及及び意識の啓発のため、次の手段を活用した取組を推進する。

（1）ハザードマップ*や普及啓発パンフレット等の作成・配布
（2）防災講演会、研修会及び防災出前講座の実施
（3）市公式ホームページ、市公式 SNS、広報さやま等の活用
（4）災害関連情報の取得方法の普及啓発
（5）高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進（福祉関係者との連携）
（6）防災リーダーの育成
（7）総合防災訓練をはじめとした各種行事における啓発
（8）県の防災関連施設及び防災教育用資料等を活用した普及啓発

3　自助の強化

（1）実践的な訓練の導入

市（危機管理課）は、市民を対象に実施する防災訓練に災害図上訓練（DIG*など）や避難所開設・運営訓練（HUG*など）を取り入れ、住民参加型の地域に即した実践的な訓練の実施に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

（2）防災意識の向上

市民は、市及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するとともに、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めるほか、防災訓練等への参加などを通じて、自らの防災意識の向上に努める。

（3）家庭における 3 つの取組の普及

市（危機管理課）は、次に掲げる 3 つの取組を中心に、平常時から災害に備えるよう市民に働きかける。

家庭における 3 つの取組	1 家具等の配置の見直し、転倒防止器具の取り付け等、家具の転倒・落下による事故を防止する。 2 飲料水及び食料について、「ローリングストック*法」を活用した備蓄（最低 3 日分、推奨 7 日分）を行う。また、自宅のトイレが使用できなくなった場合を想定し、携帯トイレの備蓄（推奨 7 日分）を行う。 3 災害時の緊急連絡手段である災害用伝言ダイヤル『171』、災害用伝言板、「NTT 災害用伝言板 web171」の利用方法について家族で共有する。

（4）防災総点検

市民の防災意識の高揚と災害への備えの充実・強化のため、市（各課）、市民、事業者等は、家庭、地域及び職場における次の防災総点検を実施する。

各主体	総点検の主な事項
家庭	●家具や家電製品などの転倒防止対策の実施 ●災害用伝言ダイヤル『171』等の利用方法の確認 ●備蓄品及び非常持ち出し品の点検・確認 ●住居の耐震性の確認と必要な補強等の実施 ●非常時の安否確認方法の確認 ●指定緊急避難場所の確認、安全な避難経路及び危険箇所の確認

各主体	総点検の主な事項
	●消火器の設置場所及び操作方法の確認
自主防災組織	●地域の危険性の把握 ●高齢者、障害者等の避難行動要支援者の支援体制の確認 ●地域住民に対する連絡手段等の確認 ●防災資機材及び備蓄品の点検・確認 ●消防水利や施設の点検・確認 ●指定緊急避難場所の確認、安全な避難経路及び危険箇所の確認
学校	●教職員を対象とした研修の実施状況の確認 ●児童生徒及び教職員を含めた避難訓練の実施状況の確認 ●学校の防災体制の確認 ●学校施設・設備の安全点検の実施 ●危険物、化学薬品等の管理点検の実施 ●避難所としての取組状況の確認
事業所	●災害時の防災体制の確認 ●職場の安全対策（備品の転倒防止対策等）の実施状況の確認 ●建物の耐震診断、必要な補強等の実施 ●備蓄品・非常持ち出し品の点検・確認 ●従業員等との非常時の連絡体制の確認 ●消火器、発電機等の防災資機材の点検 ●危険物等関連施設の安全点検の実施

第2 自主防災組織等の育成強化

市（危機管理課）は、自主防災組織等の充実・強化に向けた取組を進める。

1　自主防災組織等の組織化の推進

市（危機管理課）は、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を推進する。

市内の自主防災組織の結成数は 96 組織（令和 7 年 9 月 1 日現在）。

2　活動の充実・強化

市（危機管理課）は、自主防災組織リーダー養成講座や防災出前講座の実施、自主防災組織が実施する防災訓練の実施を支援することにより、その活動の充実・強化を図る。

第3 消防団の活動体制の充実

市（危機管理課）は、消防団員の確保、育成及び活動の活性化に向けた取組を進める。

1　消防団の活性化

消防団の充実強化に向けて、消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善等、

消防団の活性化を推進する。

また、地域との連携による消防団のイメージアップや女性や大学生など幅広い層に対して入団の働きかけを行うとともに、機能別団員制度の普及啓発を行うことで消防団員の確保に努めるとともに、若手リーダーの育成を通じて、消防団の活性化を図る。

2　消防団の広域応援

大規模災害が発生した場合、市の消防団のみでは災害対応が困難となることから、他市町村の消防団による広域応援活動が可能となるよう、災害時相互応援協定の締結を推進する。

第4 事業所等における防災組織等の整備

1　企業等における防災教育

事業所、病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、自身の組織の社会的な位置付けを十分認識し、従業員を対象とした防災研修や防災教育を積極的に実施する。

市（危機管理課）及び消防組合は、防災講座、防火管理者講習会、危険物取扱者保安講習会等の実施を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

2　企業等における防災体制の充実

市（危機管理課）及び消防組合は、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

企業は、災害時に自ら企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクマネジメントの実施に努める。

また、各企業が属する地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織等と協働し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制の整備、応急救護対策の実施、帰宅困難者*対策の実施等、自発的な防災活動の推進に努める。

市（商工観光課）と狭山商工会議所は、中小企業等の事業継続計画*（BCP）や事業継続力強化計画の策定を支援し、それぞれの事業継続力強化の取組を支援する。

3　危険物等関連施設の防災対策

消防組合及び県は、危険物等関連施設の管理者に対し、事故予防規定等の制定や防災組織の活動等に対する助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

危険物等関連施設の管理者は、危険物等関連施設が所在する地域が浸水想定区域や土砂災害警戒区域*等に該当するか確認するとともに、風水害等による被害が想定される場合は、被害の拡大防止のために必要な措置の検討や応急対策に係る計画の作成等に努める。

4　学校等の防災計画・教育

市（保育幼稚園課、教育指導課）は、災害発生時、学校等において、多数の児童生徒等

を安全に避難させ、児童生徒の身体及び生命の安全を確保するために、専門家や保護者等の協力のもと、学校等の実態に即した適切な防災計画を策定するよう指導する。

また、学校における防災教育については、安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に教育活動の全体を通じて行うこととし、特に災害時に生じる危険や安全な避難行動について、児童生徒の発達段階に応じて指導する。

学校長は、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火の要領及び被災した児童生徒の心のケア、災害時に特に留意する事項等に関する職員研修を行う。

第5 ボランティア等の活動支援体制の整備

1　災害ボランティアの支援及び活動環境の整備

市（危機管理課、福祉政策課）は、NPO やボランティア団体の活動支援に取り組むとともに、市社会福祉協議会等の関係機関の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動が実施可能な体制を整備する。

また、市（福祉政策課）は、災害時に市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、ボランティアを円滑に受け入れるための体制構築に努める。

【災害ボランティアセンターの設置と運営】

項　目	内　容	
設置	●市は市社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動に関する情報提供やボランティアの活動拠点となる「災害ボランティアセンター」を設置する	
運営	●災害ボランティアセンターの運営は、市社会福祉協議会、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となって行い、市はその活動をサポートする	
業務	●ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別や人数の振り分け等被災地におけるボランティア活動のコーディネートを行う ●県及び県災害ボランティア支援センターに対して災害ボランティアの派遣等の支援を要請する	
活動の例示	一般活動	●炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等
	専門活動	●救急救護、メンタルケア、介護、通訳、手話通訳等

2　ボランティア関係機関等との情報共有

市（福祉政策課）は、ボランティア関係機関等と連携し、平常時からボランティア情報の共有化に努める。

第6 地区防災計画の策定

市（危機管理課）は、地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織等を対象に、地区内の居住者及び事業者等が協働して行う防災活動、訓練、備蓄等について定める地区防災計画の作成を促進し、各地区の共助による計画的な防災活動の推進を図る。

このため、内閣府の「地区防災計画ガイドブック」等を活用し、地区防災計画の作成方法等の普及啓発を行う。

第7 適切な避難行動に関する普及啓発

市（危機管理課、保育幼稚園課、教育指導課）は、市民の避難行動に対する負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、適切なタイミングで適切な行動がとれるよう、防災講座や避難訓練の実施を通じた普及啓発に努める。

第8 情報共有の仕組みづくり

市（危機管理課、広報課）は、市民の継続的な防災意識の向上を図るため、市公式ホームページ上の防災情報の充実に努める。市公式ホームページ上にレーダー雨量や河川水位等の防災情報に素早くアクセス可能なポータルサイトを掲載するほか、家庭でできる防災対策について紹介するページを設けるなど、平常時から市民に対する情報提供を行う。また、市公式 SNS 等を活用した防災情報の伝達のための仕組みづくりを推進する。

第２節 災害に強いまちづくり

【方針】

○災害による人的・物的被害を最小限にするため、建築物の防火の促進や住宅密集地の解消を図る。

○避難行動や災害応急活動が円滑に実施できる都市空間の整備等により、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　防災都市づくり	危機管理課、都市計画課、道路維持課、建築住宅課、みどり公園課、教育施設管理課、　水道施設課、下水道施設課、公共建築物管理担当課
第２　耐震化と安全対策の推進	建築住宅課
第３　空き家対策	都市計画課
第４　建築物の防火	都市計画課、建築住宅課
第５　オープンスペース等の確保	都市計画課、道路整備課、みどり公園課、農業委員会事務局
第６　宅地等の安全対策	開発審査課、建築住宅課
第７　土砂災害の予防	危機管理課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、保育幼稚園課、介護保険課、建築住宅課、教育指導課、要配慮者利用施設管理者
第８　河川災害等の予防	危機管理課、福祉政策課、高齢者支援課、保育幼稚園課、都市計画課、道路維持課、開発審査課、下水道施設課、教育指導課、川越県土整備事務所
第９　地震火災等の予防	危機管理課、商工観光課、教育指導課、消防団、埼玉西部消防組合、狭山保健所、狭山警察署、自主防災組織、事業所、危険物施設の管理者、高圧ガス施設管理者、毒物劇物取扱施設の管理者、火薬類施設管理者
第10　被災建築物応急危険度判定体制の整備	開発審査課、建築住宅課

第1 防災都市づくり

1　防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進

市（都市計画課、建築住宅課）は、地震による人的・物的被害を最小限にするため、狭山市総合計画及び狭山市都市計画マスタープラン上に、安全な住まい・まちづくりに係る施策等を位置づけ、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

また、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画及び都市計画法等の関係法令の順守により、適正かつ安全な土地利用への誘導を図る。

2　市街地の整備等

市（都市計画課）は、災害に強い安全で快適な都市の形成を図るため、新たな市街地の形成や既存市街地の再整備に係るまちづくりの検討に合わせ、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの実施や安全性を高めるための各種都市計画の活用を検討し、災害に強いまちづくりを計画的に進める。

3　公共土木施設の耐震補強の推進

市（道路維持課、みどり公園課、水道施設課、下水道施設課、公共建築物管理担当課）は、公共土木施設*の耐震補強工事を計画的に進める。耐震補強工事に当たっては、緊急輸送道路*や鉄道をまたぐ橋りょう（跨線橋）、高速道路等をまたぐ橋りょう（跨道橋）等を優先的に実施する。

4　社会資本の老朽化対策の推進

市（道路維持課、建築住宅課、みどり公園課、教育施設管理課、水道施設課、下水道施設課、公共建築物管理担当課）は、狭山市学校施設長寿命化計画、狭山市橋梁長寿命化修繕計画、狭山市水道事業経営戦略計画、狭山市下水道事業経営戦略計画等を推進し、老朽化の進む公共施設、橋りょう、上下水道等の予防保全的な維持管理等を行うことで、安全性の確保に努める。

5　防災活動のための公共施設、公共用地の有効活用

市（危機管理課）は、避難場所、避難所、備蓄倉庫、応急仮設住宅用地等、災害時に必要となる拠点施設を確保するため、公共施設及び公共用地を有効に活用できる体制を整備する。

第2 耐震化と安全対策の推進

1　市有建築物

狭山市建築物耐震改修促進計画において、耐震化を推進していた「多数の者が利用する市有建築物」の耐震化は完了したが、これらの施設が大規模地震発生直後の緊急時においても、水及び電力等を確保できるよう、市（建築住宅課）は設備の計画的な更新を図る。

建築基準法で規定されている現行の耐震基準（昭和 56 年新耐震基準）以前の基準で建築された建築物については、必要に応じ、耐震診断を行い、必要に応じて耐震化を実施する。

耐震化については、応急活動の拠点となる施設、避難機能を備えた施設、避難行動要支援者の利用施設等の防災上重要な公共建築物を優先的に実施する。

【防災上重要な公共建築物】

1　災害対策本部組織が設置される施設（市役所本庁舎、公民館及び地域交流センター等）
2　医療救護活動施設（保健センター等）
3　応急対策活動施設（浄水場、配水場、浄化センター、環境センター等）
4　避難収容施設（市立小学校、市立中学校等）
5　社会福祉施設（老人福祉センター、青い実学園等）等

また、これらの施設が大規模地震が発生した際に、水、電力等を確保し、継続してその機能が果たせるよう、設備の計画的な更新を図る。

2　一般建築物等

一般建築物等の耐震化は、所有者又は使用者の責務において実施するものであるが、市（建築住宅課）は、狭山市建築物耐震改修促進計画に基づき、その取組に対する助言、指導及び支援を行う。

第3 空き家対策

市（都市計画課）は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められる場合は、必要に応じて県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う。

第4 建築物の防火

市街地が連続し、かつ木造住宅が密集している地域では、延焼の危険性が高いため、建築物の防火を推進する。

1　防火・準防火地域の指定

市街地における延焼防止を図るため、市（都市計画課）は、建築物の密集状況や空地率などを勘案し、火災の危険度が高く建築物を耐火又は防火構造等とする必要がある地域などにおいて、防火地域及び準防火地域の指定に向けた検討を行う。

2　建築物の防火対策の推進

市（建築住宅課）は、建築物の新築及び増改築の際に、建築基準法に基づく防火指導を行うとともに、既存建築物については、建築基準法の特殊建築物等定期調査報告制度に基づき、防火及び避難上の改善指導を行う。

第5 オープンスペース等の確保

災害時に、避難者の一時避難場所や災害応急活動のためスペースとして活用するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園や緑地等の保全を行い、オープンスペースを確保する。

1　公園等の利用

市（みどり公園課）は、河川敷や公園等を一時避難場所、ヘリポート及び応急仮設住宅用地等として利用するとともに、現状のオープンスペースを保全することで、災害時の延焼防止効果を高める。

2　緑地・農地の保全

市街地における緑地及び生産緑地地区は、延焼防止効果のほか、災害時の一時避難場所等としての活用が期待されることから、市（みどり公園課、農業委員会事務局）は、地権者への啓発をはじめとした緑地等の保全を推進する。

3　広幅員道路の整備

市（都市計画課、道路整備課）は、延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路の計画的な整備を推進する。なお、整備に当たっては、次の目的が達成されるよう配慮する。

目　的	内　容
延焼遮断空間の確保	市街地における延焼火災を防止するため、広幅員幹線道路、緑道、鉄道等の帯状の都市施設と耐震不燃化が図られた沿道建築物帯により形成される延焼遮断空間の整備を図る。
地区骨格道路の整備	地域住民の安全な避難と地域内の円滑な応急対策活動を推進するため、延焼遮断帯で囲まれた地域内の骨格を成す道路の整備を行う。
生活道路の整備	市民生活に密着した生活道路については、高齢者や障害者に対しても安全に避難できるよう配慮した整備を行う。

第6 宅地等の安全対策

市（開発審査課、建築住宅課）は、都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可、建築確認等の審査及び当該工事の施工に対する指導・監督を通じて宅地造成地における安全対策を推進する。

第7 土砂災害の予防

土砂災害の危険を有する区域として、急傾斜地崩壊危険区域が 3 か所、土砂災害警戒区域（特別警戒区域を含む）が 25 か所指定されている。（「資料編 第 9 災害環境」を参照）

1　警戒避難体制の整備

市（危機管理課）は、県が指定した土砂災害警戒区域における警戒避難体制を本計画に定め、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難場所等についての周知に努める。

（1）土砂災害に関する情報の収集、伝達等に関する事項（「応急対策・復旧復興編 第 2 章 第 5 節 災害情報の収集・伝達」を参照）

（2）指定緊急避難場所、指定避難所等に関する事項（「資料編 第 5 避難場所等」を参照）

（3）土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設*で、土砂災害が発生するおそれがある場合に当該施設の利用者の迅速かつ円滑な避難を確保する必要があると認める施設の名称及び所在地（「資料編 第 9-3 浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧」を参照）

（4）救助に関する事項（「応急対策・復旧復興編 第 1 章 第 6 節 医療救護等対策」を参照）

（5）避難情報を活用した避難対策に関する事項（「応急対策・復旧復興編 第 2 章 第 7 節 避難対策」を参照）

2　要配慮者利用施設の避難体制の整備

前項(3)により本計画に名称、所在地を示された要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の迅速かつ円滑な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画*」という。）を作成し、市（福祉政策課、高齢者支援課、保育幼稚園課、教育指導課）に報告する。

また、避難確保計画に定めるところにより、施設利用者の迅速かつ円滑な避難の確保のために訓練を行う。

市（危機管理課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、保育幼稚園課、介護保険課、教育指導課）は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施等の状況について定期的に当該施設への確認を行うとともに、必要な支援を行う。

3　開発・建築等の規制

県が指定した土砂災害特別警戒区域*については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく規制（特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等）が行われることから、市（建築住宅課）は、同区域内にある建築物の建築確認において構造規定への適合性を審査する。

また、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域については、建築基準法に基づく災害危険区域の指定等を検討する。

4 盛土による災害の予防対策

県は宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じて、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。

また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

第8 河川災害等の予防

1 耐震化

県（川越県土整備事務所）は、地震等による堤防等の河川管理施設の崩壊により、河川水が堤内地に流入し、甚大な被害が発生することが危惧される区間の耐震点検を実施し、対策の必要な区間の対策工*を実施するとともに、河道改修、しゅんせつ*等を実施し、地震等による水害発生を未然に防ぐことに努める。

2 治水

県（川越県土整備事務所）は、荒川中流右岸ブロック河川整備計画及び荒川水系新河岸川ブロック河川整備計画に基づき、入間川及び不老川の洪水による災害発生の防止又は軽減を図るため、改修目標である時間雨量 50 ㎜程度の降雨により発生する洪水を安全に流下させることができる治水施設の整備を行う。また、気候変動の影響による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、人命・財産への被害を防止・最小化するため、あらゆる関係者が協働で治水対策に取り組む「流域治水」を推進する。

市（都市計画課、道路維持課、開発審査課、下水道施設課）は、市街化調整区域の保持や流域の適切な土地利用への誘導をはじめ、雨水の流出抑制対策、盛土の抑制、冠水時のアンダーパス部への侵入対策としての監視カメラや冠水センサー等の整備、内水排除施設の整備等の対策を地域区分に応じて流域治水協議会の合意に基づき行う。

また、埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会が策定した「埼玉県の減災に係る取組方針」に基づき、県や他市町村等と連携して入間川等の洪水に対するハード・ソフトの取組を一体的かつ計画的に推進する。

3 洪水の警戒避難

市（危機管理課、道路維持課）は、県が指定した洪水浸水想定区域*における警戒避難体制を本計画に定める。

また、避難情報等の伝達方法や避難場所に関する事項を記載したハザードマップを作成し公開する。

(1) 避難情報等の伝達方法（「応急対策・復旧復興編 第 2 章 第 5 節 災害情報の収集・伝達」を参照）

(2) 避難施設その他の避難場所に関する事項（「資料編 第 5 避難場所等」を参照）

(3) 避難に関する事項（「応急対策・復旧復興編 第 2 章 第 7 節 避難対策」を参照）
(4) 浸水想定区域内にある次の施設の名称及び所在地（「資料編 第 9-3 浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧」を参照）
ア　地下街等で利用者の迅速かつ円滑な避難と洪水時の浸水防止を図る必要があるもの
イ　要配慮者利用施設で、施設利用者の迅速かつ円滑な避難を確保する必要があるもの
ウ　大規模工場等で洪水時の浸水防止を図る必要があるもの
(5) その他洪水時の迅速かつ円滑な避難の確保に必要な事項（「応急対策・復旧復興編 第 2 章 第 7 節 避難対策」を参照）

4　避難確保計画の作成等

前項(4)により本計画に名称、所在地を示された要配慮者利用施設の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、避難確保計画を作成し、市（福祉政策課、高齢者支援課、保育幼稚園課、教育指導課）に報告する。また、避難確保計画に定めるところにより、施設利用者の迅速かつ円滑な避難の確保のための訓練を行う。

市（危機管理課、福祉政策課、高齢者支援課、保育幼稚園課、教育指導課）は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施等の状況について定期的に当該施設への確認を行うとともに、必要な支援を行う。

5　洪水ハザードマップの作成等

市（危機管理課、道路維持課）は、本項 3 の(1)～(3)及び(5)の事項をハザードマップの作成・公表により、住民等に周知する。

作成するハザードマップについては、市民が自身の居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるような内容を掲載するとともに、市民が災害に関する情報を自ら取得する方法を掲載するなど、市民の防災意識の高揚に資する内容とする。

第9 地震火災等の予防

1　地震に伴う住宅からの出火防止

(1) 一般火気器具（ガスコンロ、灯油ストーブ等）からの出火防止
ア　消防団及び消防組合は、市民に対して、ガスコンロ、灯油ストーブ等の一般火気器具からの出火防止について指導を行う。
イ　消防組合は、住宅用火災警報装置の設置及びその維持管理についての普及啓発に努める。

(2) 化学薬品からの出火防止

市（教育指導課）は、学校等で保有する化学薬品について、混合混触による出火防止を徹底するよう、適切な指導を行う。

また、引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するととも

に、容器や棚の転倒防止措置の徹底するよう、併せて指導を行う。

2　初期消火体制の充実強化

(1) 自主防災組織等の初期消火力の強化

市(危機管理課)は、自主防災組織の育成と活動の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防団及び消防組合等と一体となった地震火災防止のための活動体制の確立に努める。

(2) 事業所の初期消火力の強化

市（危機管理課、商工観光課）及び消防組合は、事業所に対して自主防災対策の強化を促進するとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、防火管理者の選任や地震時における初期消火の実施等について定めた具体的な消防計画の作成を促進する。

(3) 地域住民と事業所の連携

市（危機管理課、商工観光課）は、計画的かつ効果的に防災教育及び防災訓練を行い、住民の災害対応力を高めるとともに、家庭、自治会・自主防災組織、事業所等の協力・連携を促進し、地域における防災体制を充実強化する。

3　危険物等関連施設の安全化

(1) 危険物施設

消防組合及び危険物施設の管理者は、次の予防対策を行う。

ア　危険物製造所等の整備改善

①危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

②立入検査を励行し、災害防止の指導を行う。

イ　危険物取扱者制度の効果的な運用

①危険物保安監督者の選任及び解任の届出を徹底させる。

②危険物の取扱いについて、技術上の基準を順守するよう指導する。

③法定講習会の実施等、保安教育を徹底する。

ウ　施設管理及び危険物取扱いの安全管理の徹底

①施設の管理に万全を期するため、危険物施設保安員等の選任を指導する。

②危険物取扱いの安全確保のため、予防規程の作成順守を指導する。

(2) 高圧ガス施設

消防組合及び高圧ガス施設の管理者は、次の対策を行う。

ア　高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底する。

イ　経済産業大臣、消防組合及び警察との必要な情報交換等密接な連携のもと、防災上の指導を行う。

ウ　各種保安講習会等の実施、高圧ガス保安協会の作成した事故情報の配布等、防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

エ　高圧ガス施設における製造保安責任者等が確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう、施設の維持管理、保安教育の徹底等の指導を強化する。

(3) 毒物劇物取扱施設

県（狭山保健所)、警察署及び毒物劇物取扱施設の管理者は、次の対策を行う。

ア　毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。

イ　消防組合及び警察署と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもと、防災上の指導にあたる。

ウ　埼玉県毒物劇物協会の協力のもと、毒物劇物安全管理講習会等を開催し、毒物劇物の適正管理などについて防災上の指導にあたる。

(4) 火薬類施設

消防組合、県、警察署及び火薬類施設の管理者は、次の対策を行う。

ア　猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害を防止し公共の安全を確保する。

イ　経済産業大臣、警察及び消防組合と連携し、取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもと、防災上の指導を行う。

ウ　埼玉県火薬類保安協会と連携し、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、(公社) 全国火薬類保安協会の作成した事故事例を配布し、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

第10 被災建築物応急危険度判定体制の整備

市（開発審査課、建築住宅課）は、地震発生時に被災建築物応急危険度判定*及び被災宅地危険度判定*を円滑に実施する体制を整備する。

地震発生直後、速やかに判定活動が行えるよう、市内の判定区域図等の作成及び民間の判定士の参集・要請等の体制の整備を行う。また、危険度判定士の育成及び市民への普及啓発に努める。

第３節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

【方針】

○災害による人的被害の最小化及び迅速な復旧のため、各防災拠点と緊急輸送道路のネットワーク化を図るとともに、緊急輸送道路の機能を迅速に回復する体制を整備する。
○ライフライン*関連施設の耐震化やバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくり等、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。
○災害時に利用可能なエネルギーの多様化を図ることにより、電力供給の安定に向けた取組を促進する。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　交通関連施設の安全確保	交通防犯課、道路維持課、川越県土整備事務所、西武鉄道(株)
第２　緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	危機管理課、道路整備課、道路維持課、建築住宅課、下水道施設課、川越県土整備事務所、狭山警察署、道路管理者
第３　ライフラインの確保	危機管理課、資源循環推進課、水道施設課、下水道施設課、通信事業者、東京電力パワーグリッド(株)、ガス事業者
第４　エネルギーの確保	危機管理課、財産管理課、資源循環推進課

第1 交通関連施設の安全確保

1　道路の震災予防対策

道路管理者（道路維持課、県川越県土整備事務所）は、土砂崩落、落石等の危険箇所について、法面(のり)保護工等を実施する。

また、狭山市橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、老朽化した橋の修繕等を推進するとともに、既設橋りょうの耐震補強を進める。

なお、緊急活動や支援物資の輸送の役割を担う緊急輸送道路のネットワークを確保するため、緊急輸送道路指定路線の耐震化を優先する。

2　交通関連施設の災害予防

西武鉄道(株)は、施設の点検、耐震補強等を適宜実施し、防災機能を確保する。

市（交通防犯課）は、駅やバスターミナルなどの交通関連施設の耐震化を促進する。

第2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備

1　緊急輸送道路の指定

県は、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路と、下図に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路を緊急輸送道路に指定し、緊急輸送ネットワークを整備する。

市（危機管理課）は、市内における効率的な緊急輸送を行うため、地震被害想定や災害危険区域等を考慮し、県、隣接市町村、関係機関及び関連企業と協議の上、下に示す防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

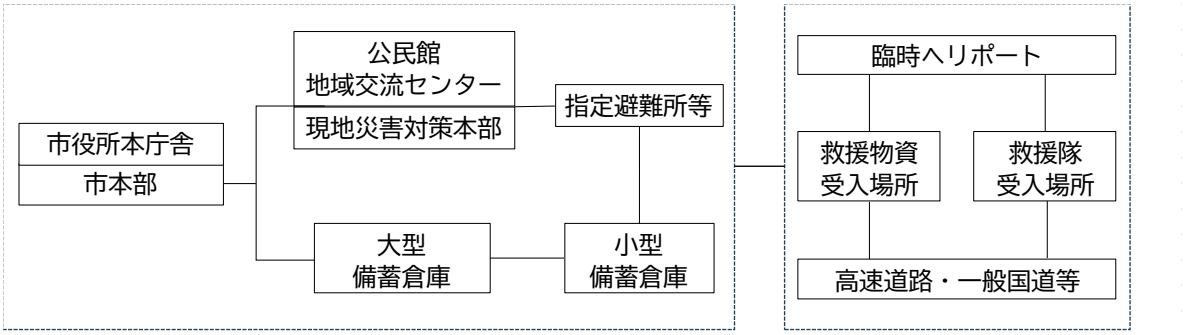

【緊急輸送ネットワーク図】

2　緊急輸送道路及び沿線の整備

災害時の緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、安全性及び信頼性の高い道路網の整備を推進する。

(1) 県指定の緊急輸送道路の整備

ア　道路の耐震強化

道路管理者は、緊急輸送道路の耐震性の向上等を推進する。

イ　沿線地域の不燃化及び閉塞建築物*の耐震化の促進

市（建築住宅課）及び県は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化及び閉塞建築物の耐震化を促進し、地震による道路閉塞の可能性を低減するよう努める。

ウ　下水道のマンホールの対策

市（下水道施設課）は、液状化*が想定される地域内の緊急輸送道路にある下水道のマンホールについて、液状化による浮上防止対策を推進し、災害時における緊急通行車両*等の通行の確保に努める。

エ　危険箇所の調査及び応援体制の整備

道路管理者は緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について、事前調査を行う。

また、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備する。

(2) 市指定の緊急輸送道路の整備

市（道路整備課、道路維持課、下水道施設課）は、緊急通行車両等の通行を確保するた

め、関係機関と協議の上、県指定の緊急輸送道路に準ずる対策を推進する。

(3) 応急復旧資機材の整備

道路管理者は、平常時から災害時の応急復旧資機材の整備を行う。

また、災害協定を締結している建設関連企業・団体との連携を密にし、応援体制や災害時に使用可能な建設機械等を把握する。

(4) 交通規制実施時における車両運転者への義務等の周知

警察署は、発災後において交通規制が実施された場合、車両の運転者へ義務等について周知する。

第3 ライフラインの確保

1　電気施設の災害予防

東京電力パワーグリッド(株)は、過去の災害などを参考とした予防措置を講ずるとともに、災害時に迅速な対応ができるよう災害復旧訓練を実施するなどの体制整備に努める。

2　ガス施設の災害予防

(1) 都市ガス

都市ガス事業者（武州ガス(株)、入間ガス(株)）は、関連施設・設備の災害対策を推進する。

ア　ガス製造施設の耐震化の実施
イ　ガス供給設備の耐震化の実施、緊急遮断装置の設置
ウ　検知・警備設備の設置
エ　設備の緊急停止装置等の設置
オ　緊急放散設備等の設置
カ　連絡・通信設備の整備
キ　ガス工作物の巡視、点検・調査

(2) LP ガス

LP ガス事業者は、地震が発生した場合の処置や平常時の点検について、市民に対し周知徹底を図る。

また、マイコンメーターやヒューズコック等の安全器機の普及に努める。

3　上水道施設の災害予防

市（水道施設課）は、狭山市水道事業経営戦略計画に基づき、災害に強い水道の整備を進める。

特に、水道管は基幹管路や病院又は指定緊急避難場所等へつながる重要管路の耐震化を優先的に進めるほか、災害時に迅速な応急復旧や応急給水を実行するための応急給水

体制の確立、資機材等の備蓄、関係団体との応急復旧体制の構築等に努める。

4　廃棄物処理施設の災害予防

市（資源循環推進課）は、狭山市災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害に強い廃棄物処理施設の整備を進める。

（1）施設の耐震化及び不燃堅牢化の実施
（2）災害時の人員計画及び連絡体制の構築
（3）復旧対策及び施設等の点検手引き等の作成
（4）処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等の確保

5　下水道施設の災害予防

市（下水道施設課）は、災害に強い下水道や災害時の復旧体制の整備を進める。

（1）電力の供給停止を想定した自家発電装置の備え
（2）マンホールポンプ設備の機能確保のための電源の確保
（3）施設の耐震化
（4）ループ化や複数系統化などのバックアップを考慮した管路計画の策定
（5）関係機関等との緊急点検、応急復旧等の作業に係る事前協議の実施

6　通信施設の災害予防

通信事業者（NTT 東日本(株)ほか）は、災害時に重要通信を確保し、早期復旧できる対策を進める。

また、災害予防措置を円滑かつ迅速に実施できるよう平常時から災害対策に係る施策等を積極的に推進する。

（1）施設及び設備の耐震、防火、停電及び浸水対策の実施
（2）市及び防災関係機関の重要通信の確保
（3）指定避難所等への特設公衆電話の設置
（4）市及び防災関係機関への衛星携帯電話等の円滑な貸出し体制の確保

7　ライフライン施設の優先復旧順位の事前決定

ライフライン事業者は、市（危機管理課）が示す市内の防災上重要な建築物（災害対策本部設置予定施設、医療施設、応急対策活動施設、指定避難所、社会福祉施設等）を考慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。

第4 エネルギーの確保

市（危機管理課、財産管理課、資源循環推進課）及び防災関係機関は、災害時の電力確保のため、管理施設への自立・分散型電源の導入を促進する。また、災害対策車両のエネルギー確保のため、電気自動車など多様なエネルギーを使用できる車両の確保に努める。

第４節 応急対応力の強化

【方針】

○市及び防災関係機関は、災害時の被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、市本部を設置し、密接に連携を図りながら、それぞれの機能を十分に発揮できる体制を整備する。

【対策項目と実施担当】

項　　目	担　　当
第１　応急活動体制の整備	危機管理課、情報政策課、職員課、各課
第２　防災活動拠点の整備	危機管理課、財産管理課、公共施設管理担当課
第３　警備体制の整備	交通防犯課、狭山警察署
第４　消防力の充実・強化	危機管理課、消防団、埼玉西部消防組合
第５　救急救助体制の整備	危機管理課、消防団、埼玉西部消防組合、自主防災組織、防火管理者
第６　相互応援体制等の整備	危機管理課、職員課

第1 応急活動体制の整備

1　市本部体制の整備

市（危機管理課）は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に市本部を円滑に設置、運営できる体制を整備する。

2　業務継続計画(BCP)の推進

市（各課）は、災害時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するため、業務継続計画*(BCP)の見直しを適宜実施する。また、計画に基づく平常時の対策を実行するとともに、その結果を点検し、適宜計画の見直しを行うなど、継続的な取組を推進する。

3　電源及び非常用通信手段等の確保

市（各課）は、市役所本庁舎をはじめとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源*以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。

併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV)、コージェネレーションシステム*等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。

市（危機管理課）は、物資の供給が相当困難な場合を想定した飲料水、食料、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や行政機関間における情報共有や孤立集落の状況把握、応援職員等が活動する場合を想定した衛星通信を活用したインターネット機器の整

備・活用等、通信途絶時に備えた非常用通信手段の確保を図る。

併せて、大規模停電発生時の電源車の配備等、関係省庁や東京電力パワーグリッド（株）等から円滑な支援を受けられるよう、県が整備する病院、社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等のリスト化に協力し、共有する。

4　情報システムやデータのバックアップ対策

市（情報政策課、各課）は、各種情報システムについて、災害時におけるシステムの継続稼働を確保するため、災害耐性の高いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底する。

5　災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底

市（危機管理課、各課）は、災害応急対策に係る各種マニュアルを整備するとともに、訓練の実施等によりその周知徹底を図る。

6　応急対応、復旧復興のための人材の確保

市（職員課）及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

第2 防災活動拠点の整備

市（危機管理課、財産管理課、公共施設管理担当課）は、災害発生時に迅速かつ適切な応急対策を行うため、市本部を設置する市役所本庁舎の耐震性の向上及び防災対策上の中枢機能を高めるとともに、災害時の救助、避難、医療救護、物流等等の防災活動拠点施設を適切に整備する。

また、防災活動拠点施設の管理者は、災害時に当該施設が有する機能を十分に発揮するよう、あらかじめ利用関係者と調整を図り、運営マニュアル等の作成及び点検を行う。

第3 警備体制の整備

市（交通防犯課）及び警察署は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市民の生命、身体及び財産の保護、交通の秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序の維持に必要な各種対策を実施して、治安の確保に努める。

また、警察署は平常時から災害警備に必要な装備・資機材の点検及び整備並びに開発、改善等に努める。

第4 消防力の充実･強化

1　消防資機材の整備

消防組合は、災害対策に有効な消防資機材の充実を図る。

また、大規模災害や特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を備えた指定部隊は、災害実態及び危険性を早期に把握し、被害拡大防止と市民の安全確保を最重点に活動する。

消防団は、災害時には消防組合と協力しながら消防活動を行うとともに、平常時には地域において出火防止や初期消火の指導等を行い、地域防災力の向上を図る。

市（危機管理課）は、消防団の活動を支援するため、災害対策に有効な消防団資機材（車庫、装備、資機材等）の計画的な更新及び整備を行う。

2　消防水利等の整備

消防組合は、火災の延焼拡大の危険が高い地域、消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用及び河川やプール等の水利の確保を推進する。

3　消防団組織の充実

市（危機管理課）は、地域社会との連携を図りながら、消防団に参加しやすい環境づくりや制度構築を行うことで、市民等の消防団への参加を促進する。

第5 救急救助体制の整備

1　救急救助体制の整備

市（危機管理課）及び消防団は、救急・救出・救助資機材の整備を行う。

また、消防団及び自主防災組織等を中心とした救急救助訓練を実施することで、各地域における救急救助体制の強化を図る。

消防組合は、高層建築物等に関する救急救助活動について、消防法に定める防火管理者に対し、自衛消防体制の整備について指導を行い、その体制の強化に努める。

2　傷病者搬送体制の整備

消防組合は、傷病者の円滑な搬送のため、次の対策を講じる。

(1)　収容先医療機関の被害状況や空き病床数等、傷病者の搬送先の決定に必要な情報が把握できる災害時医療情報体制の確立

(2)　地域ごとの医療機関の規模、位置及び診療科目等をもとにしたおよその搬送順位の決定

(3)　搬送経路となる道路が災害時に被害を受けた場合を考慮した後方医療機関への搬送

経路の検討

(4) ヘリコプターによる重症患者の搬送の受入れが可能な医療機関との連絡体制の確立及び防災ヘリコプター等による重症患者の搬送計画の策定

(5) 災害時の多数の骨折、火傷等の傷病者を考慮した救急救命士の有効活用など効率的な出動体制及び搬送体制の整備

第6 相互応援体制等の整備

1　専門技術職員の相互応援体制の整備

市（危機管理課、職員課）は、専門的な技術及び知識を有する他の地方公共団体職員を円滑に受け入れるため、県及び他市町村と連携した相互応援体制を確立する。

2　受援体制の整備

市（危機管理課、職員課）は、大規模災害の発生時に国、県や他の自治体などからの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、受援計画*等を作成するとともに、受入体制の整備に向け、次の取組を進める。

(1) 各業務における市の受援担当者の選定及び執務スペースの確保を行い、応援職員等を迅速かつ的確に受け入れる体制の整備に努める。

(2) 応援職員の活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合を想定して、応援職員等に対して紹介できるホテル・旅館、公共施設等をあらかじめ選定しておく。

(3) 防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化し、職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練、情報交換等を実施する。

(4) 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための連絡体制の明確化に努める。

第５節 情報の収集・伝達体制の整備

【方針】

○市及び防災関係機関は速やかに災害対応を行うため、災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達する体制の整備を図る。
○デジタル技術を災害対応に活用できるよう、各種情報システム及び情報通信設備を整備する。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　情報の収集・伝達体制の整備	危機管理課、広報課、情報政策課、職員課、障がい者福祉課

第1 情報の収集･伝達体制の整備

1　情報収集体制の整備

市（危機管理課、情報政策課）は、地域や施設に関する被害状況等を迅速かつ正確に把握できるよう、情報収集体制を整備する。

このため、情報の収集及び報告に関する責任者、調査体制、報告様式、調査・報告要領、連絡方法及び現場写真の撮影等の体制を整備する。

2　情報の分析・加工体制の整備

(1) 災害情報データベースの整備

市（危機管理課）及び防災関係機関は、平常時から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化を推進する。

(2) 人材育成

市（危機管理課、職員課）は、収集した災害情報を的確に分析・整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の活用を検討する。

3　情報共有・伝達体制の整備

市（危機管理課、広報課、情報政策課）は、防災関係機関等と災害情報を円滑に共有できるシステムの整備に努めるほか、市民等に迅速かつ的確に災害情報を提供できるシステムの充実、強化を推進する。

なお、非常通信手段については市及び防災関係機関において共通認識を図るほか、災害広報手段について市民等への普及啓発を行う。

【市の主な通信・広報手段】

市の主な災害通信手段	①防災行政無線（移動系） ②災害時優先電話 ③県防災行政無線 ④消防無線（消防組合）
市の主な災害広報手段	①市防災行政無線（同報系） ②防災行政無線音声自動応答サービス ③緊急通報システム（F ネット） ④市公式ホームページ ⑤市公式 SNS（X、Facebook、LINE） ⑥メール配信サービス ⑦Yahoo!防災速報 ⑧広報さやま ⑨緊急速報メール ⑩狭山ケーブルテレビ ⑪L アラート（災害情報共有システム）

4　防災行政無線等の整備

市（危機管理課）は、防災行政無線（同報系及び移動系）の整備を推進するとともに、防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。

（1）狭山市防災行政無線（同報系）については、令和 4 年度までに親局、遠隔制御装置及び子局のデジタル化を完了しており、今後も適切な維持管理を行う。

（2） 防災行政無線（移動系）については、各現地災害対策本部及び各避難所等に配備する。

（3）総務省消防庁通知「全国瞬時警報システム（J－ALERT）の新型受信機導入及び情報伝達手段の多重化の推進について」に基づき、当該システムの新型受信機への移行及び連携する情報伝達手段の多重化の推進を図る。

5　情報通信設備の安全対策

市（危機管理課、情報政策課）及び防災関係機関は、災害時に通信支障が生じないよう通信機器の整備・点検を行うとともに、情報伝達訓練を定期的に実施する。

（1）非常用電源の確保

停電や屋外での活動に備え、無停電電源装置、発電機、バッテリー及び可搬型電源装置の整備及び定期的なメンテナンスを実施する。

（2）設備等の安全対策

情報通信設備・機器等について、地震動対策及び浸水対策を講じる。

（3）通信回線の多重化

防災関係機関及び防災活動拠点との通信手段の多重化及び非常通信手段の確保に努める。

6　災害時の連絡用電話の指定

各施設において、災害時における防災関係機関相互の連絡に使用する回線や電話機を指定するなど、通報の殺到や通信の輻輳等を考慮した通信体制を確保する。

7　障害の種類に応じた情報伝達体制の整備

市（危機管理課、障がい者福祉課）は、障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができる体制の整備に努める。

第６節 医療救護等対策

【方針】

〇災害時の医療体制を確保するため、平常時から初期医療体制、後方医療体制及び広域的な医療応援体制の整備を推進する。
〇災害時の遺体収容所の設置・運営体制の整備及び遺体の埋・火葬の手続きが円滑に行える体制の整備を推進する。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　医療救護体制の整備	危機管理課、健康づくり支援課、埼玉西部消防組合、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市柔道整復師会、病院等
第２　埋・火葬のための資材及び火葬場の確保	危機管理課、市民課

第1 医療救護体制の整備

1　初期医療体制の整備

(1) 医療初動体制の整備

市（危機管理課、健康づくり支援課）は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市柔道整復師会（以下、「4 師会」という。）等と締結した「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、災害時の円滑な活動が可能となるよう、災害時医療救護マニュアルを作成する。

災害時医療救護マニュアルの作成に当たっては、次の事項等を検討するとともに、作成したマニュアルの周知を図る。

ア　会員等の参集及び緊急連絡方法
イ　医療救護所の設置及び運営方法
ウ　医療救護班の集合場所及び編成
エ　医療救護班の派遣要領及び活動内容
オ　医薬品等の備蓄及び調達方法

(2) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

市（危機管理課）及び消防組合は、地域の自主防災組織等が避難所等において、軽症者に対する自主的な救護活動が行える体制を整備する。

また、AED（自動体外式除細動器）の設置場所を広く周知するとともに、自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸、AED の使用方法等を習得するための応急救護訓練の実施による応急救護能力の向上を支援する。

(3) 後方医療体制の整備

災害拠点病院*、災害時連携病院*及び市内後方医療機関*は、次の対策を講じる。

ア　医療施設等の耐震化及び不燃化
イ　医薬品等の備蓄及び配備
ウ　水、食料の備蓄及び整備
エ　自家発電装置等の備蓄及び配備
オ　医療要員の非常参集体制の整備
カ　救護班の編成
キ　傷病者の円滑な受入体制の整備

(4) 情報連絡体制

市（健康づくり支援課）は、市災害対策本部、医療救護所、後方医療機関、消防組合等の間における十分な情報連絡機能を確保するため、災害時医療情報連絡体制の整備を推進する。また、県が設置する保健医療福祉調整本部と連携し、保健医療福祉活動に必要な物資支援や傷病者の搬送調整が円滑に行われるよう、平常時から情報連絡体制の構築に努める。

(5) 医薬品等の備蓄

市（危機管理課、健康づくり支援課）は、地震被害想定調査に基づく負傷者の予測量を目安とし、災害時の医療救護活動のための医薬品等の備蓄に努める。

第2 埋･火葬のための資材及び火葬場の確保

市（市民課）は、多数の遺体の検視、検案、調査、身元確認、埋火葬の手続き等が円滑に行えるよう、遺体収容所の設置・運営体制を整備する。

また、市（危機管理課）は災害時に遺体収容所、遺体処理の要員・資機材等が不足する事態を考慮し、葬祭業者等との災害協力協定の締結を推進する。

第７節 帰宅困難者対策

【方針】

○大規模災害が発生し、鉄道などの公共交通機関が停止した場合、市内で最大約１万人の帰宅困難者が発生するおそれがあることから、「むやみに移動を開始しない（一斉帰宅の抑制）」という基本原則の周知徹底を図るとともに、主要駅周辺での一時滞在施設の確保など、帰宅困難者が安心して一時滞在が可能となる対策を実施する。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　帰宅困難者支援体制の整備	危機管理課、市民課、商工観光課こども支援課、保育幼稚園課、青少年課、建築住宅課、教育施設管理課、教育指導課、西武鉄道（株）、事業者等

第1 帰宅困難者支援体制の整備

1　帰宅困難者対策の普及啓発

(1) 一斉帰宅の抑制

市（危機管理課）は、帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底に努めるとともに、災害用伝言ダイヤル『171』や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法についての普及啓発を行う。

(2) 企業等への要請

市（商工観光課）は、職場や集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対して適切な対応が行えるよう、企業等に対して次の点を要請する。

ア　施設の安全化
イ　災害時のマニュアルの作成
ウ　飲料水及び食料の確保
エ　情報の入手手段の確保
オ　従業員等との安否確認手段の確保
カ　仮宿泊場所等の確保

2　一時滞在施設の確保

市（危機管理課、市民課、建築住宅課、教育施設管理課）及び西武鉄道（株）は、災害により鉄道等が運行停止して駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、それらの滞留者を一時的に滞在させるための施設（一時滞在施設）を確保する。

なお、一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設の確保に努める。

一時滞在施設においては飲料水、食料、看板等の必要な物資の備蓄や公衆無線 LAN など通信環境の整備に努めるほか、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備する。

3　企業等における対策

西武鉄道（株）、集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底に努めるとともに、災害用伝言ダイヤル『171』や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。

また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

さらに、事業所内に自社従業員等を一定期間滞在させるために、飲料水、食料等の備蓄を行うほか、災害時のマニュアル作成や情報提供体制の整備に努める。

その他、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護が可能となる体制の整備に努める。

4　保育所・学校等における対策

市（こども支援課、保育幼稚園課、青少年課、教育指導課）は、災害時に幼児、児童生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となり、児童生徒等の引き取りが困難となった場合や児童生徒等が帰宅困難となった場合を想定し、一定期間校舎内等で保護するためのマニュアルを整備するとともに、さやまっ子緊急メールをはじめとした保護者との連絡手段の整備に努める。

第８節 避難対策

【方針】

〇災害時の避難が円滑に行われるよう、避難場所等の指定、避難計画の策定等の取組を推進する。
〇避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因で亡くなる災害関連死を防ぐため、避難者にとって良好な生活環境の確保に努める。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　避難体制の整備	危機管理課、こども支援課、保育幼稚園課、青少年課、教育指導課、学務課、防災上重要な施設の管理者

第1 避難体制の整備

1　避難計画の策定

(1) 防災上重要な施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他の防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意した避難計画を作成する。

ア　病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合の収容先施設の確保、移送の実施方法等

イ　高齢者、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域特性等を考慮した上での避難場所、避難経路、避難のタイミング、避難誘導、収容先施設の確保及び給食の実施方法等

ウ　駅や商業施設等の不特定多数の人が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上での避難場所、避難経路、避難のタイミング及び避難誘導並びに指示伝達の方法等

エ　工場、危険物保有施設においては、従業員及び地域住民の安全確保のための避難誘導方法や市、消防署、警察署等の関係機関との連携体制等

(2) 保育所、学校等の避難計画

市（こども支援課、保育幼稚園課、青少年課、教育指導課、学務課）は、保育所、学校等において児童生徒等の安全確保に努め、状況に即応した対応ができるよう、保育所、学校等に対して避難マニュアルの策定を指導する。

教職員はその運用に精通するとともに、平常時の避難訓練の実施を通じて、児童生徒、保護者等に対して、災害時の行動についての周知・啓発を行う。

また、市、消防署、警察署、自治会、自主防災組織等と密接に連携して、学校施設や周辺の安全性、避難場所、避難経路等を事前に確認する。

2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定と整備

(1) 指定緊急避難場所の指定

市（危機管理課）は、地震、洪水、がけ崩れ、大規模火災等の災害から市民の安全を確保するため、指定緊急避難場所を指定する。

指定に当たっては、災害対策基本法*及び内閣府の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」に基づき施設の適性等を判定する。また、誘導標識を設置する際は日本産業規格の災害種別一般図記号を使用して避難場所を明示するよう努める。

避難所が不足する場合に備え、隣接市との避難所の相互利用について、協力体制を確立するとともに、避難所の不足を想定し、大学や事業所等との災害協定の締結を行い、非常時に利用できる施設の充実を図る。

(2) 指定緊急避難場所の環境整備

市（危機管理課）は、指定緊急避難場所において避難者の安全を確保するため、次の環境整備に努める。

ア 夏季の熱中症対策及び冬季の防寒対策として、テント、飲料水、防寒具等の物資の備蓄・確保を進める。

イ 発災後、速やかに避難者の状況を把握できるよう、情報伝達体制の整備を図る。

(3) 指定避難所の指定

市（危機管理課）は、災害により住居を失った被災者等を一時滞在させる指定避難所（一般用の「指定避難所」と要配慮者専用の「指定福祉避難所」の2種類）を指定する。

指定福祉避難所については、社会福祉施設や特別支援学校等と協定を締結した上で指定し、その旨を公示する。また、指定福祉避難所の受入対象者は、特定された要配慮者とその家族のみであることを公示する。

(4) 指定避難所の環境整備

指定避難所の環境整備に当たっては、次の点に留意する。

ア 建物の耐震性を確保するとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図等の施設利用計画書を作成し、避難者のプライバシーや良好な生活環境が確保されるよう配慮する。

イ 飲料水、食料、簡易トイレ、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等の避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。なお、備蓄品の調達に当たっては、高齢者、女性及びこども等の要配慮者のニーズにも配慮する。

ウ 貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ラジオ、衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。避難所における避難者の健康被害の発生を防止するため、特に、仮設トイレ、トイレカー等の配備による快適なトイレ環境の確保に努める。

エ 避難の長期化を考慮した環境整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保及び再生可能エネルギーの導入を含む停電対策）に努める。

(5) 市民への周知

市（危機管理課）は、指定緊急避難場所及び指定避難所等について市民に周知する。

避難誘導標識等を設置することで、市内の地理に詳しくない者（市への来訪者、外国人

等）に対する周知に努める。

（6）避難所開設・運営マニュアルの作成等

市（危機管理課）は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」、「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」及びこども家庭庁が策定した「災害時のこどもの居場所づくり手引き」に基づき、適切なマニュアルの作成に努める。

作成した避難所開設・運営マニュアルについては、国や県の避難所運営に関する指針や訓練の検証結果などを踏まえて適宜見直しを行う。

第９節 災害時要配慮者対策

【方針】

○高齢者、障害者、妊産婦、こども等、災害時に配慮を要する対象（要配慮者）が災害時に安全に避難できる支援体制を整備する。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　避難行動要支援者の安全対策	危機管理課、自治文化課、市民課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども支援課、介護保険課、保健センター、消防団、埼玉西部消防組合、狭山警察署、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員
第２　要配慮者全般の安全対策	危機管理課、自治文化課、市民課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども政策課、こども支援課、介護保険課、保険センター、建築住宅課、教育施設管理課
第３　社会福祉施設入所者等の安全対策	危機管理課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、保育幼稚園課、青少年課、介護保険課、社会福祉施設等の管理者

第1 避難行動要支援者の安全対策

1　避難行動要支援者の安全確保

市（危機管理課、自治文化課、市民課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども支援課、介護保険課、保健センター）は、災害対策基本法及び内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援体制を整備する。

2　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者は、次のとおりとする。

ア　75 歳以上の高齢者のみの世帯の者
イ　介護保険法に基づく要介護 3、4 又は 5 の認定を受けている者
ウ　身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている者
エ　療育手帳Ⓐ又は A の交付を受けている者
オ　精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている者
カ　市や地域支援者が認める自力避難困難者
キ　その他、自力で避難するのが困難な者（難病患者、妊産婦、日本語に不慣れな外国人等）のうち、名簿への登載を希望する者

3　避難行動要支援者名簿の作成

市が作成する避難行動要支援者名簿は次のとおり。

ア　対象者名簿

全ての避難行動要支援者を登載し、市の管理のもと、災害時に限り活用される名簿

イ　同意者名簿

避難行動要支援者のうち、同意者のみを登載し、災害発生時の避難行動要支援者の避難支援だけでなく、平常時の見守り活動等においても活用するため、地域支援者へ提供される名簿

【地域支援者】
①自治会（避難行動要支援者の支援活動に関して、市と協定を締結した団体のみ）
②民生委員・児童委員　③消防団
④消防署　⑤警察署
⑥地域包括支援センター　⑦社会福祉協議会

4　避難行動要支援者名簿の更新

市（危機管理課）は、避難行動要支援者を把握するため、避難行動要支援者名簿の更新のための仕組みを構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

5　避難行動要支援者名簿の活用

市（危機管理課）は、避難行動要支援者の情報把握や平常時の見守り活動の実施のため、同意者名簿を地域支援者に提供する。

なお、名簿の提供に先立ち、市は自治会と「狭山市避難行動要支援者の避難支援体制づくりに関する協定」を締結する。

名簿の提供を受けた地域支援者は、情報漏えい防止策を講じるとともに、避難行動要支援者の権利・利益を侵害することがないよう努める。

6　地域支援者の安全確保

市（危機管理課）は、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等が行われるよう、地域支援者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対して、災害時に地域支援者による避難支援が必ず受けられることを保証するものではないこと、地域支援者自身の安全確保が優先されることについての理解が得られるよう努める。

7　避難行動要支援者支援会議の設置

市（危機管理課、自治文化課、市民課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども支援課、介護保険課、保健センター）は、災害時に、避難行動要支援者の安否確認や避難支援、避難所や福祉避難所の利用調整等の必要な支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者支援会議を開催し、支援体制の検討を行う。

避難行動要支援者支援会議は、災害時には災害対策本部の一部として避難行動要支援者の避難に関する情報伝達や安否確認等、避難所の避難行動要支援者支援班と連携した支援活動を行う。

8 個別避難計画書の作成

市（危機管理課、自治文化課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども支援課、介護保険課、保健センター）は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者ごとの個別避難計画書の作成を推進する。

計画書については、避難行動要支援者本人が家族や地域支援者等と打合せを行いながら、災害時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路など、避難行動要支援者や地域の実情に合わせた具体的な内容を記載する。

9 防災訓練

市（危機管理課、自治文化課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども支援課、介護保険課、保健センター）は、災害時に避難行動要支援者の避難支援が実際に機能するか検証するため、避難行動要支援者、地域支援者、福祉関係者等との防災訓練等を定期的に実施する。

第2 要配慮者全般の安全対策

1 要配慮者の安全確保

(1) 要配慮者に配慮した避難所の整備

市（危機管理課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども政策課、こども支援課、介護保険課、保健センター、建築住宅課、教育施設管理課）は、避難所において要配慮者への災害情報の効果的な伝達や良好な生活環境の提供ができるよう、福祉関係者の知見や要配慮者となる多様な主体からの意見聴取に努め、避難所の整備を推進する。

ア 掲示板、文字放送テレビ及びFAXの設置

イ 外国語やピクトグラム等を使用した案内板の標記

ウ 要配慮者等に配慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保

エ こどもが安心して過ごせる場所（キッズスペース、学習スペース等）の確保

なお、指定福祉避難所については、要配慮者のための特段の配慮が必要な避難所であることに留意し、物資・機材の配備について特に配慮する。

(2) 地域との連携

市（福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、介護保険課）は、地域の訪問介護・居宅介護等サービス事業者等と連携し、災害時の要配慮者へのきめ細かな支援体制の確立に努める。

災害時に介護等を必要とする被災者が速やかに施設利用できるよう、平常時から社会福祉施設等との連携を図る。

また、高齢者、障害者等に対する自治会、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制の確立に努める。

(3) 県との連携

市（福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども支援課、介護保険課）は、災害時に要配慮者に対する介護や相談業務などの福祉的支援を円滑に行えるよう、県と連携し、社会福祉士、介護福祉士、保育士などで構成される災害派遣福祉チーム（DWAT）の活用体制を確保する。

2　外国人の安全確保

(1) 外国人の所在の把握

市（市民課）は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時から外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災基盤の整備

市（危機管理課）は、避難所や避難経路の表示等の災害に関する案内板について、外国語を併記するなど、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

(3) 防災知識の普及啓発

市（危機管理課）は、日本語を十分に理解できない外国人のため、避難所マップや防災に関するパンフレットの外国語版の作成に努める。

(4) 防災訓練の実施

市（危機管理課）は、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

(5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

市（自治文化課）は、災害時に外国語通訳や翻訳ボランティアなどを確保できる体制の確保に努める。

また、災害時にホームページ、SNS*等で災害情報を外国語で提供できる体制を整備する。

第3 社会福祉施設入所者等の安全対策

1　施設管理者の取組

社会福祉施設等の管理者は、入所者の安全確保のために次の取組を推進する。

(1) 災害対策を網羅した計画の策定

大規模な災害を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図る。市（危機管理課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、保育幼稚園課、青少年課、介護保険課）はこれを指導する。

(2) 緊急連絡体制の整備

ア　職員参集のための連絡体制の整備

災害時に迅速に職員を確保するため、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いたメールの一斉配信体制等を整備する。

イ　家族への連絡体制の整備

災害時に入所者の安否を確認し、入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制の確立に努める。

(3) 避難誘導体制の整備

非常口等避難経路を確保し、入所者を所定の避難所へ円滑に誘導及び移送できる体制を整備する。

(4) 施設間の相互支援システムの確立

災害時に施設が崩壊、浸水その他の理由により使用できなくなった場合に備え、入所者を他の施設に一時的に避難させる体制や他施設からの避難者の受入体制及び職員の応援体制の整備を行う。

(5) 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

(6) 飲料水・食料、防災資機材等の備蓄

入所施設においては、次の物資等を備蓄する。

ア　飲料水、食料（介護食等の特別食を含む）（最低 3 日分、推奨 7 日分）

イ　常備薬、介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（最低 3 日分、推奨 7 日分）

ウ　非常用電源、照明器具、暖房器具

エ　移送用具（担架、ストレッチャー等）

(7) 防災教育及び訓練

施設職員及び入所者に対して、防災に関する知識の普及啓発を定期的に行うとともに、各施設が策定した消防計画について周知徹底し、消防組合や地域住民等との合同防災訓練や夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施する。

特に福祉避難所となる施設においては、在宅の要配慮者などの受け入れを想定した訓練を市や防災関係機関と連携して実施する。

(8) 地域との連携

災害時の入所者の避難誘導や職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平常時から近隣の自治会、自主防災組織、ボランティア団体及び学校等との連携体制の構築に努める。

また、災害ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、市との連携体制を整備する。

(9) 施設の安全対策

地震、浸水等に対する施設・設備の整備や非常用電源の確保等を行う。

2　市の取組

市（福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、保育幼稚園課、青少年課、介護保険課）は前項の施設管理者の取組を促進するため、必要に応じて指導・支援を行う。

また、災害時には社会福祉施設等へ避難情報等を円滑に伝達する体制を整備する。

第１０節 物資供給・輸送対策

【方針】

〇災害時に、市及び防災関係機関が迅速かつ的確に応急対策を実施するとともに、市民生活の確保のため、水、食料、生活必需品、防災用資機材等の備蓄、調達及び供給の体制を整備する。
〇応急対策活動を効率的に行うため、活動人員や救援物資等の輸送手段を的確に確保する。
〇物資調達や輸送体制を強化するため、物資の調達や輸送の発注方法の標準化や物資拠点における電源・通信設備の整備を進める。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　水・食料・生活必需品・防災用資機材・石油類燃料の供給体制の整備	危機管理課、契約検査課、健康づくり支援課、水道施設課、市民、事業所
第２　緊急輸送体制の整備	危機管理課、契約検査課

第1 水･食料･生活必需品･防災用資機材･燃料の供給体制の整備

1　市民等による備蓄の推進

過去の大規模災害においては、物流の混乱等により、飲料水、食料等が満足に調達できない事態が生じている。

大規模災害が発生した場合、本市においても同様の事態が生じるおそれがあることから、市民、事業者等に対して、自ら備蓄をしておくことの大切さについて周知・啓発を行う。

2　給水体制の確保

(1) 重要施設への給水体制

市（水道施設課）は、断水により人命への深刻な影響が出る医療機関、社会福祉施設等の重要施設をリストアップし、断水時の給水体制を確保する。

(2) 飲料水の給水体制

市（水道施設課）は、地震被害想定による断水人口や災害時の時間経過に応じて必要となる人口当たり水量を考慮し、給水拠点の整備及び応急給水資機材の調達・整備に努める。

(3) 検水体制の整備

市（水道施設課）は、緊急貯水槽、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川等、比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前に災害時に水質検査が行える検水体制を整備する。

(4) 飲料水の備蓄

市（危機管理課）は、発災直後の応急給水に対応するため、また、避難者等の利便性を考慮してペットボトル飲料等の容器入り飲料を備蓄する。

3 生活用水の確保

市（危機管理課、水道施設課）は、トイレ洗浄、清掃、風呂、シャワー、洗濯等の用途に欠かせない生活用水について、受水槽、給水タンク、災害用給水井戸、市指定防災井戸、災害時における井戸水の供給協定締結事業所の工業用井戸など、確保手段の多様化に努める。

4 飲料水・食料・生活必需品の供給体制の整備

(1) 備蓄、調達計画の策定

市内で活動する災害（救助）従事者、帰宅困難者用の飲料水、食料、生活必需品の備蓄及び調達は、原則として市が行い、県はそれを補完する。

備蓄数量は、地震被害想定による避難者数の1.5日分（県が備蓄する1.5日分と合計で3日分）以上とする。

備蓄する食料については、保存期間が長く、調理不要なものとし、要配慮者や食物アレルギーを持つ者などの多様なニーズに加えて、メニューの種類、栄養バランスについても配慮した品目を選定する。

また、生活必需品については、市民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品の他、避難所生活に必要な物資を選定する。選定に当たっては要配慮者や女性のニーズに配慮する。

(2) 調達体制の整備

市（危機管理課）は、災害時の飲料水、食料、生活必需品の調達に関する災害協定の締結に努める。

また、すでに災害協定を締結している事業者等との間で調達品目、流通備蓄量、災害時の連絡方法及び避難所等への供給方法等について事前に確認、調整する。

5 防災用資機材の備蓄

防災用資機材の備蓄及び調達は、原則として市が行い、県はそれを補完する。

救助資機材は、大型備蓄倉庫、小型備蓄倉庫、市役所本庁舎及び自主防災組織備蓄倉庫に配備する。

備蓄数量は、地震被害想定に基づいた県と市の必要量とする。

6 医薬品等の供給体制の整備

(1) 備蓄の実施

市（危機管理課、健康づくり支援課）は、地震被害想定結果に基づき災害時の医療救護活動のための医薬品等を備蓄する。

また、医療資機材等については、狭山保健所や、災害協定を締結している4師会等が所有する医療資機材等を活用するとともに、市において災害多人数用救急箱、集団災害救急セット等の医療資機材を備蓄する。

（2）調達体制の整備

市（危機管理課、健康づくり支援課）は、関係団体及び関係事業者等と十分に協議し、医薬品調達体制の整備に努める。

7　物資調達・輸送に関する体制の整備

市（危機管理課、契約検査課）は、あらかじめ備蓄、調達及び輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、国の「新物資システム（B-Plo）*」を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

国や県は、甚大な被害を受けていると予測される被災自治体に対し、必要があると判断した場合は、要請を待たずに食料や生活必需品等の供給を行う。

そのため、市（危機管理課、契約検査課）は、物資拠点や避難所までの輸送方法などをあらかじめ調整する。

8　燃料の確保

市（危機管理課）は、災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達について、災害協定を締結する埼玉県石油商業組合狭山支部等と協議し、災害時に円滑に燃料を確保する体制を整備する。

第2 緊急輸送体制の整備

1　緊急輸送ルートの把握等

市（危機管理課）は、災害時の緊急輸送を円滑に行えるよう、市本部、各現地災害対策本部、物資集積拠点（市民総合体育館、農村環境改善センター）、各救護所等を結ぶ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、平常時から防災関係機関との情報共有を行う。

2　輸送手段の確保

市（契約検査課）は、輸送体制を整備し、人員及び物資の輸送のための車両等の調達先及び予定数を明確にする。

市有車両や災害協定等により借上予定の車両のうち、災害対策基本法第 50 条第 1 項各号に定める災害応急対策事項に使用することが決定している車両については、災害対策基本法施行令第 33 条に基づく事前届出を行う。

また、災害協定を締結している運送業者等と、災害時に対応可能な車両や運転要員等について事前に調整する。

第１１節 市民生活の早期再建体制の整備

【方針】

○被災者支援を迅速に行えるよう、罹(り)災証明書*の交付体制を整備する。
○災害時の建築物の応急危険度判定等の体制整備のほか、住宅の応急修理及び応急仮設住宅の供給のための体制を整備する。
○動物の災害対策について、平常時から飼い主への普及啓発を行う。
○災害時において、幼児、児童生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に向けた体制を整備する。
○災害時の衛生環境の保全のため、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備するほか、生活ごみ及びし尿の回収体制を迅速に再構築する体制を整備する。
○被災した中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する体制を構築する。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第 1　罹災証明書の発行体制の整備	危機管理課、資産税課
第 2　応急住宅確保体制の整備	開発審査課、建築住宅課
第 3　被災者台帳の整備	避難行動要支援者支援会議（危機管理課、自治文化課、市民課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども支援課、介護保険課、保健センター）、情報政策課、資産税課
第 4　動物愛護体制の整備	環境課
第 5　応急教育体制の整備	教育指導課
第 6　文化財の保護･保全体制の整備	社会教育課
第 7　災害廃棄物処理体制の整備	資源循環推進課、奥富環境センター、稲荷山環境センター、水道施設課、下水道施設課
第 8　被災中小企業支援体制の整備	商工観光課

第1 罹災証明書の発行体制の整備

市（資産税課）は、災害時に罹災証明書の交付を遅滞なく行えるよう、住家被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、災害応援協定を締結している埼玉土地家屋調査士会と調査体制について事前に調整する。

市（危機管理課、資産税課）は、罹災証明書発行マニュアルを作成し、職員研修を行うとともに、大規模災害時には市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明書の発行等の手続きの標準化を検討する。

さらに、家屋が被災した場合、住家の被害認定や罹災証明書の発行等の手続きを行うため、片付けや修理前の家屋の写真撮影が必要なことについて、平常時から市民等に普及啓発を行う。

また、被害認定調査や罹災証明書の交付に関する知見を有する罹災証明コーディネーターの登録制度について、平常時から職員の登録に努めるとともに、災害時には県を通じてその派遣調整を要請できる体制を整える。

第2 応急住宅確保体制の整備

1　応急措置等の指導・相談

市（開発審査課、建築住宅課）は、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動等を行う。

また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談等を行うための体制の確立に努める。

2　応急仮設住宅の事前計画

市（建築住宅課）は、災害により家屋を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対し、速やかに仮設住宅が提供できるよう、応急仮設住宅に供する用地を事前に選定する。

応急仮設住宅の設置予定場所は、原則、市有地又は市の借用地とするが、不足する場合については、私有地の借上げを検討する。なお、私有地を活用する場合、地権者等と事前に協議を行う。

第3 被災者台帳の整備

市（避難行動要支援者支援会議、情報政策課、資産税課）は、災害時に被災者の支援を総合的かつ効率的に実施する基礎となる被災者台帳を作成するための体制等について整備する。

被災者台帳を作成するために、「被災者支援システム」とその運用体制の充実に努め、被災者台帳情報を共有する庁内関係課で、効果的な運用のための検討を行う。

また、職員向けの運用ルールを記載したマニュアルを作成するとともに、定期的な内部研修を実施する。

第4 動物愛護体制の整備

市（環境課）は、獣医師会や動物関係団体等と連携し、家庭動物の飼い主に次の事項の必要性について普及啓発する。

（1） 災害時に行方不明になった家庭動物の飼い主を容易に特定できるよう、事前に家庭動物に迷子札、マイクロチップ等を装着する。

（2）災害時の同行避難に備え、餌やケージ・キャリーバッグを備蓄するとともに、ケージ等での生活に平常時から慣らしておく。

第5 応急教育体制の整備

市（教育指導課）は、所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策の実施を推進する。

また、教材用品の調達及び配給の方法について、あらかじめ計画を立てる。

校長等は学校の立地条件などを考慮した災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導の方法などについて明確な計画を立てる。

第6 文化財の保護･保全体制の整備

市（社会教育課）は、市内に存在する貴重な文化財について、災害から保護・保全するための対策を講じる。

また、文化財の保護・保全について、平常時から所有者や関係者への意識啓発を行う。

第7 災害廃棄物処理体制の整備

市（資源循環推進課、奥富環境センター、稲荷山環境センター、水道施設課、下水道施設課）は、狭山市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時に災害廃棄物処理実行計画を速やかに策定し、円滑な処理を実行できるよう、実施体制や災害協定締結団体との協力体制等を整備する。

避難所ごみを含む生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の収集、運搬及び処理体制は、被災後も継続して実施できる体制を整備する。

市は、大規模水害時に人員、資機材及び処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を構築するなど、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

また、災害廃棄物の分別排出、収集、運搬、中間処理及び最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

第8 被災中小企業支援体制の整備

市（商工観光課）は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築し、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第１２節 竜巻等突風対策

【方針】

〇突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等の突風について、市民への注意喚起を行うとともに市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　竜巻等に関する知識の普及	危機管理課、教育指導課
第２　竜巻等突風の被害対策	危機管理課、建築住宅課、教育施設管理課
第３　竜巻等突風発生時等の連絡体制の確立	危機管理課

第1 竜巻等に関する知識の普及

1　竜巻等突風に関する普及啓発の推進

市（危機管理課）は、竜巻の発生メカニズムや竜巻発生時の対処方法について、職員への研修や市民への普及啓発に努める。

2　学校における竜巻等突風対策の指導

市（教育指導課）は、各学校に対して次の対策を講じるよう指導・支援に努める。

（1） 竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴についての理解を促進し、平常時から竜巻に備える体制を構築するよう指導する。

（2）竜巻から身を守る適切な避難行動についての理解を促進させる。

（3）安全管理体制の充実を図る。

第2 竜巻等突風の被害対策

市（危機管理課、建築住宅課、教育施設管理課）は、重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷に対する対策及び耐風対策を進める。

第3 竜巻等突風発生時等の連絡体制の確立

市（危機管理課）は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整し、連絡体制の確立に努める。

第１３節 雪害対策

【方針】

○降雪による各種ライフラインへの被害を最小限に抑えるとともに、降雪時の情報収集の方法や事前の対策について市民等へ普及啓発する。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　市民が行う雪害対策	市民
第２　情報通信体制の充実強化	危機管理課、市民
第３　建築物の雪害予防	財産管理課、建築住宅課、教育施設管理課
第４　道路交通対策	危機管理課、道路維持課、道路管理者
第５　鉄道等交通対策	西武鉄道(株)
第６　ライフライン施設雪害予防	ライフライン事業者

第1 市民が行う雪害対策

市民は、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料、飲料水、燃料等の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講じる。

第2 情報通信体制の充実強化

1　気象情報等の収集・伝達体制の整備

市（危機管理課）は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

2　市民への伝達及び事前の周知

市（危機管理課）は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪･積雪に係る気象情報を市民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ市民へ周知する。

市民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

第3 建築物の雪害予防

市（財産管理課、建築住宅課、教育施設管理課）は、市役所本庁舎や学校などの防災活動拠点施設について、雪害に対する安全性の確保に努める。

第4 道路交通対策

1　道路交通の確保

市（道路維持課）は、国、県等との関係機関と連携を強化し、除雪による道路交通の確保及び市民への道路交通情報等の周知を図る。

道路管理者は、除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材の確保に努める。

2　関係機関の連携強化

市（危機管理課）は、降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、国、県等との連絡体制をあらかじめ確立する。

また、異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、管内関係機関で共有する。

第5 鉄道等交通対策

西武鉄道（株）は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画の策定及び要員の確保等の体制整備に努める。

第6 ライフライン施設雪害予防

ライフライン事業者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的な整備に努める。

また、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者や関係機関等に対して迅速かつ的確に情報を提供できるよう、連携体制の強化を図る。

第１４節 火山噴火への備え

【方針】

〇富士山の噴火等の大規模噴火が発生した際の危険性や市民がとるべき行動等についての普及啓発を行う。
〇降灰によって生じる被害についての予防・事前対策を検討する。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　火山噴火の知識の普及	危機管理課
第２　事前対策の検討	危機管理課、財産管理課、交通防犯課、奥富環境センター、商工観光課、農業振興課、健康づくり支援課、保健センター、建設総務課、道路維持課、水道施設課、下水道施設課

第1 火山噴火の知識の普及

市（危機管理課）は、富士山の噴火等の大規模噴火による現象や気象庁が発表する火山情報、市内への影響や予想される事態等について、防災関係機関や市民への普及啓発に努める。

第2 事前対策の検討

市（各課）は、降灰によって生じることが想定される事態についての、予防・事前対策を検討する。

【事前の検討事項】

担　当	検討事項
財産管理課	降灰による空調機器等への被害軽減対策
交通防犯課	交通規制の実施に係る警察署との調整
危機管理課	防災関係機関の連絡体制の整備
奥富環境センター	降灰処理の体制
商工観光課	企業等に対する降灰による被害想定及び被害軽減対策の周知
農業振興課	農産物等への被害軽減対策
健康づくり支援課・保健センター	市民の健康被害軽減対策
建設総務課・道路維持課	市道の安全対策
水道施設課	上水道施設への影響の軽減対策
下水道施設課	下水道施設への影響の軽減対策

第１５節 複合災害予防

【方針】

○大規模地震、豪雨、大規模事故等が同時又は短期間で連続的に発生する場合を想定し、被害を最小限にするための対策を検討する。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第 1　複合災害に関する防災知識の普及	危機管理課
第 2　業務継続性の確保	危機管理課
第 3　避難対策	危機管理課
第 4　緊急輸送体制の整備	危機管理課、道路維持課

第1 複合災害に関する防災知識の普及

市（危機管理課）及び防災関係機関は、複合災害を想定した被害と必要な対応についてパターン別のシナリオを検討する。

なお、想定するシナリオは次の 3 つのパターンとし、それぞれのパターンに合わせた対応を検討する。

【シナリオパターン】

パターン 1	先発の災害により災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、被害が拡大化する。 （例）大規模地震により河川の流下能力や排水機能が低下しているところに、巨大台風が襲来
パターン 2	先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に後発の災害に再び襲われ、復旧・復興活動の大幅な見直しが必要な状況になる。 （例）大規模地震からの復旧・復興活動中に巨大台風が襲来
パターン 3	県内や都内で同時に複数の災害が発生し、県などが応援資源を広域分散しなくてはならない状況になり、本市への応援が低下・不足する。 （例）本市付近に大規模地震が発生し、さらに、県内の別の地域や都内で大規模地震が発生

第2 業務継続性の確保

市（危機管理課）及び防災関係機関は、業務施設及び設備等について、耐震性と耐水性を備えた整備を推進し、複合災害が発生した場合においても、重要業務が継続できる体制を確保する。

第3 避難対策

市（危機管理課）は、大規模地震発生後の巨大台風の接近を想定したタイムライン*や避難指示*等の発令基準、洪水・土砂災害に対応できない避難所からの他の避難所への二次避難など、複合災害に対応した避難対策を検討する。

第4 緊急輸送体制の整備

市（危機管理課、道路維持課）は、複合災害が発生し、事前に想定していた緊急輸送道路が使用できなくなる場合を想定し、代替輸送道路及び輸送手段について事前に検討を行う。

第１６節 広域応援対策

【方針】

〇多岐にわたる被災地のニーズに対応し、迅速な支援を行うため、発災直後に現地派遣を行う支援要員の体制整備を行う。
〇首都圏広域災害時には、迅速に県内の被害に対応するとともに、被災都県からの避難者の受入れ等に必要な体制を整備する。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　広域応援要員派遣体制の整備	危機管理課、職員課
第２　広域避難受入体制の整備	危機管理課、建築住宅課

第1 広域応援要員派遣体制の整備

市（危機管理課、職員課）は、相互応援協定に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。特に、応援ニーズが多い保健、土木等の専門分野の職員等について、円滑に被災地へ派遣できる体制を検討する。

さらに、総務省の応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう、県と連携して体制を整備する。

第2 広域避難受入体制の整備

市（危機管理課）は、広域避難や広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の市区町村からの避難者を受け入れる緊急避難場所及び住宅被災者等を受け入れる避難所を選定しておく。

市（建築住宅課）は、避難者の受入れが長期化した場合に備え、公営住宅等の空き室状況の把握に努める。

第１７節 大規模事故災害予防

【方針】

○密集市街地での大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる事象に対する対策について定める。
○放射性同位元素等が一般環境中に飛散する事故が発生した場合の影響を考慮し、迅速かつ円滑に対応できる体制を確保する。
○道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を行える体制を確保する。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　大規模火災予防	危機管理課、消防団、埼玉西部消防組合
第２　放射性物質事故災害予防	危機管理課、資源循環推進課、埼玉西部消防組合、狭山警察署、放射性物質取扱施設の管理者
第３　道路災害予防	道路維持課、道路管理者

第1 大規模火災予防

1　避難体制の整備

市（危機管理課）は、密集市街地で延焼火災が発生した場合などに指定緊急避難場所等へ地域住民を円滑に誘導できるよう、平常時から避難場所や避難経路の周知、避難誘導標識の設置に努める。

2　防災訓練

市（危機管理課）、消防団及び消防組合は、大規模火災を想定した市民参加による実践的な避難、消火、救助・救急等の訓練を実施する。

第2 放射性物質事故災害予防

1　放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

放射性物質取扱施設の管理者は、放射性物資の漏えい等による放射線障害のおそれが生じた場合、迅速かつ円滑な対応がとれるよう、あらかじめ市（危機管理課）、消防組合、警察署、国及び県に対する通報連絡体制を整備する。

2　放射性物質取扱施設の把握

市（危機管理課）、消防組合は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

3　資機材の整備

市（危機管理課、資源循環推進課）、消防組合及び警察署は、放射性物質事故災害に備えて、災害対応に必要な資機材の整備に努める。

第3 道路災害予防

道路管理者は、道路施設の異常についてパトロール等により情報を収集する。

また、道路施設に異常が発見され、災害のおそれがある場合には、警察署や道路利用者にその情報を速やかに提供する体制を整備する。

第２編 応急対策・復旧復興編

第２編　応急対策・復旧復興編　目次

第１章 震災応急対策計画……1
　第１節 自助・共助による災害対策……3
　第２節 災害に強いまちづくりの推進……5
　第３節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保……10
　第４節 応急対応の実施……21
　第５節 災害情報の収集・伝達……41
　第６節 医療救護等対策……49
　第７節 帰宅困難者対策……56
　第８節 避難対策……59
　第９節 災害時要配慮者対策……69
　第１０節 物資供給・輸送対策……72
　第１１節 市民生活の早期再開……78
　第１２節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置……92
　第１３節 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置……94
第２章 風水害応急対策計画……97
　第１節 自助・共助の災害対策……99
　第２節 公共施設等の災害対策……100
　第３節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保……101
　第４節 応急対応の実施……103
　第５節 災害情報の収集・伝達……108
　第６節 医療救護等対策……119
　第７節 避難対策……120
　第８節 帰宅困難者対策……124
　第９節 災害時要配慮者対策……125
　第１０節 物資供給・輸送対策……127
　第１１節 市民生活の早期再開……129
　第１２節 竜巻等突風対策……131
　第１３節 雪害対策……134
第３章 火山噴火応急対策計画……137
第４章 複合災害応急対策計画……143
第５章 大規模事故応急対策計画……147
　第１節 大規模事故応急活動体制……149
　第２節 大規模火災対策……151
　第３節 危険物等災害対策……153
　第４節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策……156
　第５節 農林災害対策……164
　第６節 道路災害対策……166
　第７節 鉄道事故災害対策……168
　第８節 航空機事故災害対策……170
第６章 災害復興計画……173

第１章 震災応急対策計画

第１節 自助・共助による災害対策

【方針】

○「自らの命は自ら守る」という「自助」の考え方、「近所や地域でお互いに力を合わせて助け合う」という「共助」の考え方に基づき、市民、地域組織、事業者等による防災力の向上を図る。

○大規模災害時に、災害ボランティアの応援を円滑に受入れ、活動環境を早期に確立できるよう、関係機関の連携体制を整備する。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　自助・共助による応急対策の実施	市民、自治会、自主防災組織、自主防犯組織、消防団、事業者
第２　災害ボランティアとの連携	危機管理班、福祉政策班、社会福祉協議会

第１ 自助・共助による応急対策の実施

市民、自治会、自主防災組織、自主防犯組織、消防団、事業者等は、次の例をはじめとした自助・共助による応急対策を実施する。

実施主体	応急対策の例
市民	①初期消火の実施 ②漏電防止策の実施（電気のブレーカーを切る、電源コードのプラグをコンセントから抜くなど） ③ガス漏れ防止策の実施（ガスの元栓を閉めるなど） ④自主防災活動への協力 ⑤市、県及び防災関係機関が行う防災活動への協力
自治会 自主防災組織 自主防犯組織　等	①初期消火の実施 ②情報の収集・伝達 ③避難行動要支援者等の安否確認、救出・救護の実施 ④集団避難の実施 ⑤避難所運営活動の実施 ⑥市、防災関係機関、救助隊等への協力
消防団	①消火活動の実施 ②救助活動の実施
事業者	①従業員、施設利用者等の安全確保 ②従業員等の安否確認 ③救出・救護の実施 ④救助隊への協力

第２ 災害ボランティアとの連携

１　市災害ボランティアセンターの設置・運営

市（危機管理班、福祉政策班）は、災害発生後、可能な限り速やかに市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを市民会館に設置する。ボランティアセンターは、市社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分け等、被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。

また、ボランティアが不足する場合は、県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

実施主体	役 割
市	①災害ボランティアセンター（市民会館）の設置、運営支援
市社会福祉協議会	①災害ボランティアセンターの運営 ②ボランティアの受入れ ③派遣ボランティアの種別、人数の振り分け等のコーディネート

第２節 災害に強いまちづくりの推進

【方針】

〇応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。
〇公共施設等が被災し、使用不能となる場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替の体制を整備する。
〇公共施設等の管理者は災害時に、人命の安全及び施設の機能を確保するため自主的な応急活動が実施できる体制を整備する。

【対策項目と実施担当】

項 目	担 当
第１　公共施設等の応急対策	危機管理班、農業振興班、開発審査班、建築住宅班、埼玉西部消防組合、防災関係機関、医療機関、公共施設の管理者、社会福祉施設の管理者
第２　復旧対策	企画経営班、財政班、各班

第１ 公共施設等の応急対策

１　公共建築物

（１）被災建築物応急危険度判定*及び被災宅地危険度判定*

市（開発審査班、建築住宅班）及び防災関係機関は、余震等による二次災害の防止と使用の可否を判断するため、所有又は使用する建築物について被災建築物応急危険度判定を行う。また、土地については被災宅地危険度判定を行う。

（２）応急処置

市（建築住宅班）及び防災関係機関は、所有又は使用する宅地の危険度判定結果を踏まえ、被災度区分判定*や応急措置を実施する。なお、公共建築物が使用不能となった場合は、県及び関係機関の協力を得て代替機能を確保する。

２　その他の公共施設等

（１）不特定多数の人が利用する公共施設

不特定多数の人が利用する公共施設の管理者は、施設利用者等をあらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に努める。また、施設ごとに再開計画を策定し、速やかな再開に努める。

（２）畜産施設等

市（農業振興班）は災害時、家畜・畜産施設等の被害状況を川越家畜保健衛生所に報告する。

（３）医療施設

医療施設の責任者は、施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を

最優先に対応する。施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置を講じる。

（4）社会福祉施設

社会福祉施設の管理者は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要に応じて応急修理を行う。また、職員の被災状況及び施設建物の被害状況を把握し、必要に応じて施設の応急計画を策定する。

施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡して援助を要請する。

なお、被害がなかった場合や援助の必要がない場合は、援助を必要とする施設に協力し、施設利用者の安全確保に努める。

3　危険物等関連施設

危険物等関連施設の災害対策は、「第 5 章 第 3 節 危険物等災害対策」に準ずる。

第２ 復旧対策

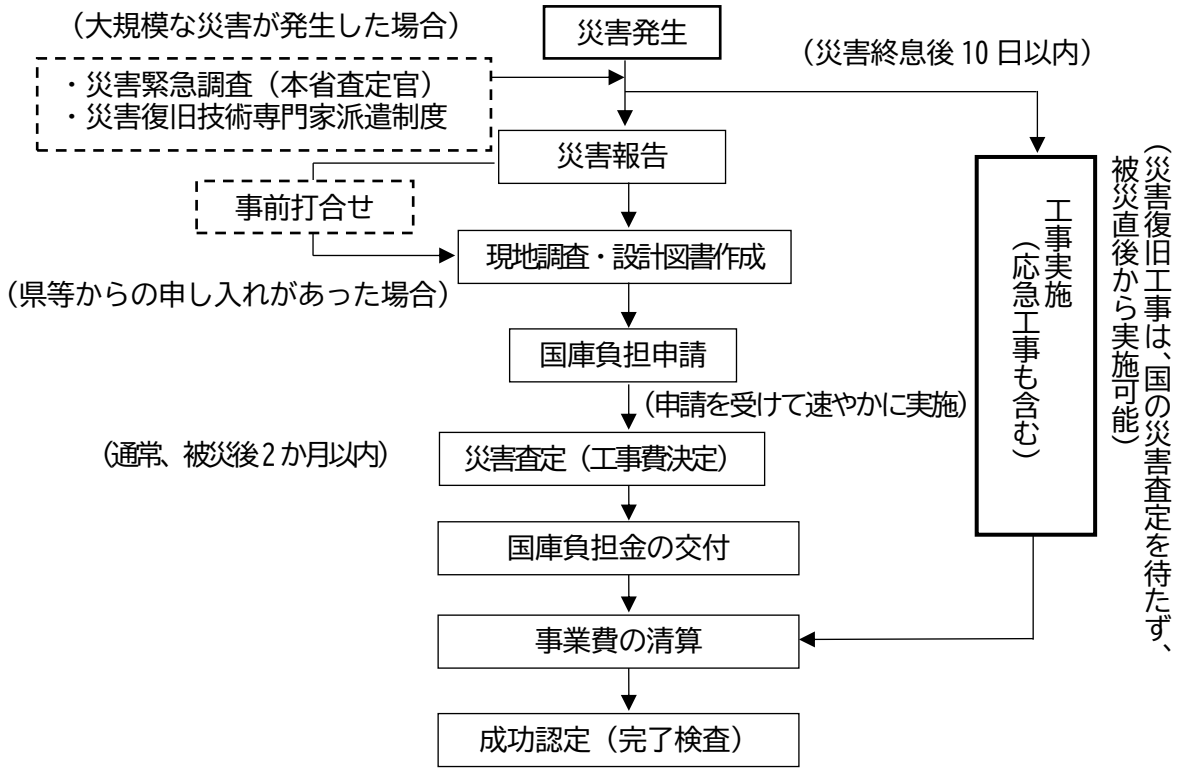

【災害復旧事業の流れ】

1　災害復旧事業計画の作成

市（各班）は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の作成に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

市（企画経営班、財政班）は、各班が作成する個別の事業計画の取りまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整や助言を行う。

【災害復旧事業計画の種類】

①公共土木施設*災害復旧事業計画
②農林水産業施設災害復旧事業計画
③都市災害復旧事業計画
④上下水道災害復旧事業計画
⑤住宅災害復旧事業計画
⑥社会福祉施設災害復旧事業計画
⑦公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
⑧学校教育施設災害復旧事業計画
⑨社会教育施設災害復旧事業計画
⑩復旧上必要な金融その他の資金計画
⑪その他災害復旧事業に関する計画

2　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市（各班）は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについて財政援助及び助成計画を作成し、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

市（財政班）は、各班が作成・実施する個別の財政援助及び助成計画の取りまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整及び助言を行う。

(1) 国又は県が負担又は補助する財政援助根拠法令等

①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
②公立学校施設災害復旧費国庫負担法
③公営住宅法
④土地区画整理法
⑤感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律
⑦予防接種法
⑧都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
⑨農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
⑩県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
⑪水道法

(2) 激甚災害*に係る財政援助措置

市（各班）は、災害対策基本法*に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合に災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）の指定を

受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

【財政援助の対象】

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	①公共土木施設災害復旧事業 ②公共土木施設復旧事業関連事業 ③公立学校施設災害復旧事業 ④公営住宅災害復旧事業 ⑤生活保護施設災害復旧事業 ⑥児童福祉施設災害復旧事業 ⑦こども園災害復旧事業 ⑧老人福祉施設災害復旧事業 ⑨身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ⑩障害者支援施設等災害復旧事業 ⑪婦人保護施設災害復旧事業 ⑫感染症指定医療機関災害復旧事業 ⑬感染症予防事業 ⑭私立学校室災害復旧事業 ⑮堆積土砂排除事業 ⑯湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ②農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ③開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ④天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ⑤森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ⑥土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ⑦共同利用小型漁船の建造費の補助 ⑧森林災害復旧事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	①中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ②事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の財政援助及び助成	①公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ②私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ③市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ④母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例 ⑤水防資材費の補助の特例 ⑥罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ⑦小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ⑧雇用保険法による求職者給付に関する特例

3　激甚災害に関する調査

市（各班）は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力する。

4　災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設を迅速に復旧するため、市（各班）、県、指定地方行政機

関*、指定公共機関*、指定地方公共機関*等は、必要な職員の確保、応援、派遣等の体制について必要な措置をとる。

また、復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置するほか、査定前着工制度*を活用するなど、復旧事業の実施効率の向上に努める。

なお、復旧事業の実施に当たっては、緊急であっても市民の理解を得られるよう周知等に努める。

その他、災害復旧工事における労働災害を防止するため、工事現場においては、適切な監督指導等を行う。

第３節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

【方針】

○災害時における交通の混乱を防止し、警察活動、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。
○各施設の被害状況や道路の被害状況及び混雑の度合等を迅速かつ的確に把握するため、各関係機関が被害状況等を積極的に調査し、相互に連絡を密にして的確に対処する。
○甚大な被害が発生した場合、長期間の生活支障が予想されることから、機能の早期回復や代替サービスの提供等を速やかに行う。
○震災時の応急対策活動を効率的に行うため、道路の被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急復旧を実施する。
○大規模停電が発生した場合には、災害対策車両の運行及び重要施設や病院等の機能を維持するために必要なエネルギーを確保する。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　道路ネットワークの確保	広報班、道路維持班、川越県土整備事務所、狭山警察署、東日本高速道路(株）、道路管理者
第２　交通規制	道路維持班、狭山警察署、東日本高速道路(株）、道路管理者
第３　鉄道施設の応急対策	交通防犯班、西武鉄道(株)
第４　電力施設の対策	危機管理班、広報班、東京電力パワーグリッド(株)
第５　ガス施設の対策	危機管理班、広報班、武州ガス(株)、入間ガス(株)、LP ガス事業者、高圧ガス事業者
第６　上水道施設の対策	水道施設班
第７　下水道施設の対策	下水道施設班
第８　電気通信施設の対策	危機管理班、NTT 東日本(株)
第９　発災時のエネルギー供給機能の確保	財産管理班、公共施設管理班、ガス事業者

第１ 道路ネットワークの確保

１　道路被害状況の把握及び伝達

道路管理者及び県警察は、災害が発生した場合、道路の被害状況や障害物の状況を速やかに調査する。市（道路維持班）は、行政区域内の緊急輸送道路*等の被害状況、道路上の障害物の状況等を調査し、速やかに県に報告する。(「資料編 第 4-1 狭山市緊急輸送道路図」を参照)

調査の際は、緊急輸送道路及び緊急交通路*（関越自動車道）に指定又は予定されている路線から優先的に調査する。調査の結果、通行上の支障箇所を発見したときは、その路

線名、箇所、被害等の拡大の可能性の有無、迂回路線の有無、その他被災の状況等を速やかに県（統括部）に報告する。

なお、県への報告結果は、緊急輸送道路を中心として被害状況等が取りまとめられ、県災害オペレーション支援システム等により各関係機関へ伝達される。

2　道路の応急対策

各道路管理者は、管理道路の被災や通行障害に対して次の応急対策を実施する。

(1) 市（道路維持班）

緊急輸送道路を優先して市道の通行障害物の除去及び道路施設の応急復旧行う。

通行が危険な路線及び区間については警察署に通報するとともに通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設（保安灯、バリケード等）等を設置する。

道路占用施設に被害が発生した場合は当該施設管理者に通報する。ただし、被害の状況により、緊急の場合は直ちに通行止めを実施し、通行者等の安全を確保するよう措置する。

市（道路維持班）の対応は、次のとおりとする。

- 緊急輸送路の被害状況を確認し、市本部に報告する
- 市本部から指示された箇所を啓開*する
- 啓開作業の安全と円滑な道路交通に留意する
- 人員、資機材、車両等に不足がある場合は、市本部に応援要請を行う
- 緊急輸送路の確保が終了した場合は、市本部に報告する
- 電線等の破損について、直ちに関係機関に連絡するとともに、安全対策を実施する

実施に当たっての人員、資機材等が不足する場合は、災害時における応急措置に関する協定に基づき、狭山市建設業協同組合、狭山市建設安全協力会、狭山市建設業組合、狭山市管工事業協同組合及び狭山造園組合に対し、応援要請を行う。

その他、本市が特定大規模災害*等により被災した場合は、必要に応じて国（国土交通省）又は県に対し、市に代わって国や県が工事を行う権限代行制度による支援を要請する。

(2) 県（川越県土整備事務所）

緊急物資の輸送路を確保するため、緊急度に応じ、復旧作業及び通行障害物の除去を早急に行う。

通行が危険な路線、区間については警察署長に通報するとともに通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設（保安灯、バリケード等）等を設置する。

道路占用施設に被害が発生した場合は当該施設管理者に通報する。ただし、被害の状況により、緊急の場合は直ちに通行止めを実施し、通行者等の安全を確保するよう措置する。

(3) 東日本高速道路(株)

二次災害の防止を図るとともに、緊急輸送や災害応急対策活動のための高速道路の機能回復を図る。

ア　高速道路は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、緊急性があると認められるときは緊急交通路に指定され、緊急通行車両*等以外の車両の通行が規制されることから、警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者に広報する。

イ　道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、速やかに応急復旧を行う。

3　緊急輸送道路の応急復旧作業

各道路管理者は県、県警本部等と連携し、次の点に留意して緊急輸送道路の応急復旧作業を実施する。

事前協議	緊急輸送道路の効率的な応急復旧のため、県警察本部、（一社）埼玉県建設業協会と次の事項について事前協議を行う。 ①復旧路線、区間 ②復旧車線数 ③復旧作業の相互応援 ④協力建設会社との連携
作業順位の決定	あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況をもとに、緊急性を考慮し、県（統括部）、県警察等と調整の上、応急復旧順位を決定する。
応急復旧作業	道路の被害状況等に応じて、応急復旧作業を行う。 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、県警察、自衛隊、消防機関、占用工作物管理者等の協力を得ながら、（一社）埼玉県建設業協会と連携して行う。道路上に乗り捨てられた車両等の移動は、災害時応援協定に基づき、レッカー協会の協力を得て行うほか、レッカー車が到着できない場合は他の方法により移動する。特に避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。この場合、2 車線を確保することを原則とするが、やむを得ない場合は 1 車線とし、適当な箇所に車両のすれ違いができる待避所を設ける。 また、必要に応じ災害復旧応急組立橋による復旧を行う。
放置車両対策	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。また、運転者がいない場合等は、運転者に代わり車両の移動等を行う。 県（統括部）は、道路管理者である市に対し、緊急通行車両の通行ルートのネットワークを確保するため、必要に応じて広域的な見地から指示を行う。

4　交通信号応急対策

県警察は、交通信号機が倒壊、傾斜、断線等によりその修復を要する場合、次の順序で復旧する。

(1)　県指定の第一次特定緊急輸送道路、第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路を優先して復旧する。（「資料編　第 4-2 県指定第一次特定緊急輸送道路、第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路一覧」を参照）

(2)　前記の道路に設置された信号機が復旧した後の信号機の復旧順位については、破損等の状況、当該道路の交通回復の優先度等、諸般の状況を警察本部長が総合的に判断した上で決定する。

5　応急復旧、交通規制状況の広報

道路管理者は、応急復旧、交通規制、交通量等に関する情報伝達窓口を設置し、問い合わせ等に対して的確な情報伝達を行うとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて、交通規制の状況等を広報する。

市（広報班、道路維持班）は、ホームページ等で市道をはじめ市内の道路の被害、交通規制、復旧等の状況を市民等に周知する。

第２ 交通規制

1　地震発生時の交通規制

(1) 第１次交通規制

高速道路交通警察隊長及び警察署長は、緊急交通路指定予定路線（本市付近では首都圏中央連絡自動車道）について、被災状況により必要のある区間の交通規制を実施する。

また、警察署長は管轄区域内の道路状況等により交通規制が必要と認めた場合は、道路と区間を指定又は地域の範囲を指定して交通規制を実施する。

(2) 第２次交通規制

警察本部長は、第１次交通規制の実施後、災害の規模及び被害の状況に応じ、新たに交通規制の実施又は既に実施している交通規制の拡大、縮小、解除等の変更を実施する。

2　被災地の交通規制等

県警察、道路管理者等は、状況に応じて次の法令に基づく交通規制又は通行規制を実施する。

【交通規制等の実施機関・内容等】

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
	道路における危険を防止するため、信号機又は道路標識等を設置・管理して、交通整理、歩行者・車両等の通行の禁止、その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条
警察署長	道路における危険を防止するため、歩行者・車両等の通行の禁止、その他の交通規制のうち、適用期間の短いものを受任することができる。	道路交通法第5条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが従わないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。	災害対策基本法第76条の3第1項、第76条の3第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合、必要な限度において、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官、消防職員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項、第4項
道路管理者	道路の破損、欠壊又はその他の事由により交通が危険であ	道路法第46条

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
	ると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限することができる。	
道路管理者等	災害により車両の停止等が生じ、緊急通行車両の通行確保等のため緊急を要する場合、道路の区間を指定して運転者等に車両の移動等を命じる。運転者不在等の場合は、自ら車両の移動等を行う。	災害対策基本法第76条の6

3　交通規制等に関する情報共有・広報

県警察、道路管理者等は交通規制等を行う場合、県（統括部）に報告する。また、以下の取組に努める。

① 関係道路の主要交差点への標示
② 関係機関への連絡
③ 一般住民への広報

なお、県への報告結果は、緊急交通路等を中心としてまとめられ、県災害オペレーション支援システム等により各関係機関へ伝達される。

第３ 鉄道施設の応急対策

鉄道事業者は、交通施設の安全確保と早期復旧を図るとともに、帰宅困難者*に配慮するため、防災業務計画等に基づき応急対策を実施する。実施に当たっては、鉄道事業者間の調整及び連携に努める。

市（交通防犯班）は各鉄道事業者との連絡体制を確保し、鉄道施設及び旅客の被害状況等を収集する。

第４ 電力施設の応急・復旧対策

電力事業者は、次のとおり電力施設の応急対策及び復旧を行う。

市（危機管理班）は、電力事業者との連絡体制を確保し、被害状況、復旧の現状、見通し等を収集する。

1　電気施設の応急対策

電力事業者は、地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

(1) 応急対策人員

電力事業者は、応急対策（工事）のために必要な人員の調査・把握に努めるとともに、その確保に努める。

(2) 災害時における広報宣伝

ア　災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、市民等に広報活動を行う。

イ　住民の不安を沈静させるため、電力施設の被害状況及び復旧予定について的確な広報を行う。

ウ　上記 2 項についてテレビ、ラジオ、新聞、インターネット等を通じて広報を行うほか、チラシ等の作成、配布等による当該地域への直接の周知を行う。

なお、この伝達経路は次のとおりとする。

① 感電事故防止情報 電力事業者（各現業機関） →　テレビ、ラジオ等を通じた広報、チラシ等の配布　→　市民等 ② 復旧情報 電力事業者（非常災害対策支店本部） →　県本部及び市本部（危機管理班、広報班）　→　市民等

(3) 災害時における危険予防措置

電力事業者は、災害時においても原則として送電を継続するが、消防組合、警察等から災害の拡大等に対する円滑な防災活動のための送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講じる。

2　電力施設の復旧対策

電力事業者は、次のとおり電力施設の復旧対策を行う。

(1) 復旧資材置場の確保

災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難な場合は、県本部及び市（危機管理班）に支援を要請する。

(2) 復旧順位

災害復旧は、人命にかかわる箇所、復旧対策の中枢となる官公署、民心の安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等、各設備の災害状況及び被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

第５ ガス施設の応急・復旧対策

ガス事業者は、次のとおりガス施設の応急対策及び復旧を行う。

市（危機管理班）は、ガス事業者との連絡体制を確保し、被害状況、復旧の現状、見通し等を収集する。

1　ガス施設の応急対策

ガス事業者は、ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。

(1) 高圧ガス製造施設の応急対策

高圧ガス製造事業所は、製造、貯蔵、移動、消費等により事故及び災害が発生した場合、「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、県、消防、警察その他防災関係機関と協力して高圧ガスによる災害拡大防止の応急措置を講じる。

(2) 都市ガス施設の応急対策

都市ガス事業者は、次の応急対策を講じる。

市（危機管理班）は、都市ガス事業者との連絡体制を確保し、被害状況、復旧の現状・見通し等の情報を収集する。

ア　情報の収集、報告及び集約

災害が発生した場合、巡回点検等により災害情報、被害情報等を迅速かつ的確に把握するとともに、被害推定を行い、被害の全体像の把握に努める。

イ　広報活動

テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等を通じて行うほか、市（広報班）、消防署、警察署、報道機関等の協力を得て、あらゆる手段を活用し、ガス施設の被害状況、復旧の現状・見通し等について広報を行う。

また、市民がガス漏えい等を発見した場合には、速やかにガス会社、消防署又は警察署に通報するよう周知する。

ウ　二次災害防止措置

情報収集の結果により、危険予防措置（避難区域の設定・火気使用禁止等）や、供給を継続する地域又は供給を停止する地域を迅速に判断する。また、供給可能な範囲の供給系統を維持し、ガス遮断区域を最小限にとどめる措置をとる。

エ　応急復旧

災害の発生に伴う被害状況把握後、速やかに応急復旧措置をとる。

オ　供給再開時の事故防止措置

一時的にガス供給を停止した場合、再供給時の事故防止措置を講じる。

(3) LP（液化石油）ガス施設の応急対策

LP ガス販売業者は、管理する施設、設備等について早急にガス漏れを点検し、供給停止など必要な措置をとる。

この場合において、ガス漏れ等の現場に消防隊が出動した時には、消防隊と緊密な連携をとるとともに、消防から要請があったときは必要な措置をとる。また、ガス漏れ等の現場に消防隊が先着し、爆発防止又は消火活動上必要があると認める場合は消防隊がガス供給を停止する。

市（危機管理班）は、県 LP ガス協会西武支部との連絡体制を確保し、被害状況、復旧の現状・見通し等の情報を収集する。

2　ガス施設の復旧対策

ガス事業者は、次のとおり上水道施設の復旧対策を行う。

(1) 都市ガス施設

重要度の高い施設（病院、廃棄物処理施設、社会福祉施設等）については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。

復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期して行う。また、復旧用資機材置場及び前

進基地の確保が困難な場合は、市（危機管理班）及び県本部に支援を要請する。

(2) LP ガス施設

LP ガスの停止措置を行った者は、速やかにその旨を関係者、使用者等に周知する。

LP ガス販売業者は LP ガスの供給再開に当たり、ガス漏れの点検、二次災害防止措置及び消防署との協議を行った後、LP ガスの供給再開について使用者に周知する。

また、LP ガス販売事業者は、大規模な地震が発生した場合、LP ガス供給の早期復旧を果たすために必要な地域協力対策、応援受入れ等に協力するものとする。

なお、円滑な応急復旧のための啓発活動として、LP ガスを使用したことがない仮設住宅入居者への啓発活動を行うとともに、救援活動により持ち込まれ不要となったカセットボンベ、LP ガス容器等による二次災害を防止するため、容器等の回収を行う体制を構築する。

なお、使い切ったカセットボンベの回収については、一般のごみ処理と同様とし、LP ガス容器については、当該容器の供給者が責任を持って行う。

第６ 上水道施設の応急・復旧対策

１　上水道施設の応急対策

市（水道施設班）は、次のとおり、管路及び浄配水施設の応急対策を行う。

(1) 管路の応急対策

管路等の被害状況を把握し、復旧方針に関わる計画を具体的に定めた上で、関係機関との調整を行い、復旧活動を実施する。

ア　管路等の被害状況の把握

地震発生直後、水道施設の被害状況を把握するため、管路等の点検及び調査を実施するとともに必要な情報を収集する。

イ　応急措置

管路等の被害による二次災害を防止するため、断水等の応急措置を実施する。

・漏水が送水・配水に影響を及ぼす場合や二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合は、速やかに断水する。

・漏水により、道路陥没等が発生して非常に危険だと思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を実施する。

(2) 浄配水施設の応急対策

ア　施設の点検

配水池及び浄水場内の配管や設備、水質検査施設、検査機器等の損傷状況等を点検する。

イ　施設の復旧計画

浄配水施設等の被害状況を把握し、水運用方針に関わる計画を具体的に定めて、関係機関と調整の上、復旧を行う。

ウ　応急措置等

二次災害や被害の拡大を防止するための応急措置を行う。

2　上水道施設の復旧対策

市（水道施設班）は、次のとおり上水道施設の復旧対策を行う。

(1) 管路の復旧

ア　管路復旧計画を策定する。

イ　管路の復旧は、可能な限り給水を継続しながら行う。また、管路の復旧順位は原則として、導水管、送水管、配水管、給水管の順に行う。なお、応急給水施設、指定避難所、医療機関及び福祉施設等の重要施設に関わる管路を優先する。

ウ　資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度を勘案し、必要に応じて路上配管等の仮設管による仮復旧を実施する。

エ　被害箇所の復旧作業を終了した後、直ちに通水する。通水するときは、濁水等の二次災害を防ぐために必要な措置を講じる。

オ　給水管（公道部）の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して行う。また、配水管の復旧及び通水のために必要がある場合は、宅地内の量水器（水道メーター）までの復旧にあたる。

(2) 浄水施設の復旧

施設復旧実施計画を策定し、必要に応じて関係団体等の応援協力体制を確保して実施する。また、復旧後に通水する際は、濁水等の防止措置を講じる。

(3) 応援の要請・受入

管路復旧及び施設復旧について、活動要員、資機材等の不足が見込まれる場合、日本水道協会及び市や県が協定を締結している団体への応援要請を行う。また、その他の団体等からの応援の申し出があった場合は調整の上、受け入れを行う。

第７ 下水道施設の応急・復旧対策

1　下水道施設応急対策

市（下水道施設班）は、被害状況を調査した上で、下水道管渠（きょ）、マンホールポンプ設備及び圧送管の被害に対して、次のとおり、応急対策を講じ、下水道施設の機能の維持を図る。

(1) 施設の被害が確認された箇所は、早急に応急復旧を行う。

(2) 工事中の箇所については、請負人に対して被害を最小限にくい止めるように指導する。

(3) 非常災害時に備えて、応急補修資材（管材料、土のう等）を備蓄する。

(4) 復旧用資材はあらかじめ備蓄資材として確保しておき、不足した場合には調達する。

(5) 応急復旧等のため、維持管理委託業者、施設保守業者の人員及び資機材の確保に努める。

2　下水道施設の復旧対策

市（下水道施設班）は、応急復旧に係る人員、資機材等が不足するときは、緊急点検、応急復旧等の作業員及び資機材について、県が定める市町村間の支援体制の組織等に関する基本ルールに基づく県内他市町村からの支援を県に要請する。また、災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定を必要に応じて活用し、（公社）日本下水道管路管理協会からの支援を県に要請する。

第８ 電気通信施設の応急・復旧対策

NTT 東日本（株)埼玉事業部は、次のとおり電気通信施設の応急対策及び復旧を行う。

市（危機管理班）は、電気通信事業者との連絡体制を確保し、被害状況、応急対策の状況、復旧の現状・見通し等を収集する。

1　電気通信設備の応急対策

NTT 東日本(株)埼玉事業部は、次のとおり電気通信施設の応急対策を行う。

市（危機管理班）は、電気通信事業者との連絡体制を確保し、被害状況、応急対策の状況、復旧の現状・見通し等の情報を収集する。

(1) 応急対策

ア　応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講じる。

重要回線の確保	行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置*等、疎通確保の措置を講じる。
通信の利用制限	通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。
災害用伝言ダイヤル等の提供	災害発生により著しく通信の輻輳（ふくそう）が発生するおそれがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

イ　応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。

・被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
・必要と認める場合は、他の工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の確保を行う。
・復旧に当たっては、行政機関及び他のライフライン*事業者と連携し、早期復旧に努める。

ウ　災害時の広報

・災害時の不要不急な通信は控えるよう、市民等への周知に努める。
・通信の疎通状況、利用制限措置の実施状況、電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。
・テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車等

による巡回広報、ホームページへの掲載等により、直接当該被災地へ周知する。
・災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機からの輻輳自動音声案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、県、市との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

2　電気通信施設の復旧対策

NTT 東日本(株)埼玉事業部は、次のとおり電気通信施設の復旧対策を行う。

(1) 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線、携帯無線等の利用のほか、バイク隊等による情報収集活動等を行う。

(2) 通信の輻輳対策

通信回線の被災等により、通信が輻輳する場合は、対地別の規制及び災害用伝言ダイヤル『171』や災害用伝言板『web171』の開設の措置を講じる。

第９ 発災時のエネルギー供給機能の確保

市（財産管理班、建築住宅班）は、災害対策に使用する車両、防災活動拠点（「総則・予防対策編 第 1 章 第 5 節 第 2-8 防災活動拠点」を参照)、病院等の重要施設の非常用発電機等に使用する燃料の確保状況を把握する。

燃料が不足する場合は、都市ガス事業者や災害協定を締結している県石油業協同組合狭山支部、県 LP ガス協会西武支部等に要請し、これらの車両及び施設への優先的な燃料給油を行う。

また、長期停電により給電が必要な避難所等の機能維持のため、災害協定を締結している自動車販売店等へ EV 車等の派遣を要請し、当該施設への給電に努める。

第４節 応急対応の実施

【方針】

○大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は速やかに市本部を設置し、応急活動体制を確保する。
○地震火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるため、限られた消防力を効果的に運用するとともに、周辺地域等からの迅速かつ的確な消防応援を要請する。
○地域の防災力をはるかに超える大規模災害の発生時には速やかに応援を要請するとともに、応援部隊の能力と技術を十分に活用できる体制の確保に努める。

【対策項目と実施担当】

項 目	担 当
第１　応急活動体制の確立	各班、消防団
第２　防災活動拠点の開設・運営	危機管理班、各班
第３　警備活動	交通防犯班、緊急救助隊*、消防団、埼玉西部消防組合、狭山警察署
第４　消防活動	市本部、健康づくり支援班、消防団、埼玉西部消防組合
第５　自衛隊災害派遣	危機管理班、基地対策班、埼玉西部消防組合、狭山警察署
第６　応援の要請	危機管理班、各班
第７　応援の受入れ	危機管理班、基地対策班、福祉政策班、健康づくり支援班、各班、社会福祉協議会

第１ 応急活動体制の確立

市に影響を及ぼす多種多様な危機に対応するため、危機管理体制を次のとおり定める。

【危機管理体制フロー】

1　災害警戒本部

(1) 災害警戒本部の体制

ア　設置

危機対策会議は、災害警戒本部を設置する必要があると認める場合、災害警戒本部を設置する。

具体的な設置基準については「総則・予防対策編 第 1 章 第 5 節 市の防災体制等」に示すとおり。

イ　廃止

災害警戒本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めた場合、災害警戒本部を廃止する。

ウ　災害警戒本部の体制

・災害警戒本部の体制は、警戒第 1 配備と警戒第 2 配備とする

・災害警戒本部の体制は、危機対策会議が決定する

エ　体制の移行

災害警戒本部の設置後、甚大な被害に拡大すると予測される場合は、警戒本部会議の決定を得て、災害警戒本部を災害対策本部*に移行する。

オ　設置又は廃止の連絡

危機管理監は、警戒本部を設置又は閉鎖した場合、狭山市行政組織条例（昭和 55 年条例第 21 号）に規定する部の長、議会事務局長、上下水道部長、生涯学習部長、学校教育部長に連絡する。連絡を受けた部長は、庶務担当課長を通じて各課（所）長に連絡する。

なお、災害対策本部協力部に位置づけられた、第 1 協力班から第 5 協力班への連絡は、第 1 協力班長を庶務担当課長と位置づけ、各協力班長に連絡する。

(2) 災害警戒本部の組織及び職務

災害警戒本部の組織及び職務は次のとおり。

職　名	担当者名	職　務
本部長	市長	災害警戒本部の事務を総括し、災害警戒本部職員を指揮監督する
副本部長	副市長、教育長	災害警戒本部長を補佐し、災害警戒本部長に事故ある時は、その職務を代理する
本部長付	危機管理監	災害に関する情報の全体的な集約を行うとともに、災害に対する応急対策及び復旧対策の立案並びに総合調整等の事務に従事する
本部員	都市建設部長	
本部付	危機管理課長	関係各部との連絡、災害に関する情報収集、応急対策の実施状況等を収集する事務に従事する

(3) 災害警戒本部会議

災害警戒本部は必要に応じて警戒本部会議を開催し、災害事象の変化に応じた方針を決定するとともに、初期段階における防災措置に関する協議を行う。また、警戒本部会議は本部長、副本部長、本部長付、本部員、本部付で構成し、本部長又は副本部長が招集、主宰する。

（4）災害警戒本部における各担当の構成

災害警戒本部は、次に掲げる担当をもって構成する。担当者は、所属長が指名する職員とする。

【狭山市災害警戒本部における各担当の構成】

担当名	責任者	班名	課名	第１配備	第２配備
広報業務担当	広報課長	１班	広報課	２人	２人
		２班	企画経営課	１人	１人
管理業務担当	職員課長	１班	財産管理課	１人	２人
		２班	職員課	１人	３人
			総務課	１人	１人
統括業務担当	危機管理課長	１班	危機管理課	全職員	全職員
			交通防犯課	全職員	全職員
			自治文化課	１人	２人
			市民相談課	１人	１人
			福祉政策課	１人	１人
			こども政策課	１人	１人
			介護保険課	１人	１人
		２班	市民課	２人	４人
			市民税課	１人	２人
			資産税課	１人	２人
			収税課	１人	２人
			商工観光課	１人	１人
			農業振興課	１人	２人
			教育総務課	１人	１人
			教育指導課	１人	２人
			その他事務局	１人	４人
応急業務担当	建設総務課長	第１班	建設総務課	４人	全職員
			都市計画課	１人	２人
			道路整備課	１人	２人
			道路維持課	６人	全職員
			開発審査課	１人	３人
			建築住宅課	１人	５人
			みどり公園課	２人	２人
	経営課長	第２班	経営課	１人	４人
			水道施設課	１人	４人
			下水道施設課	１人	４人
各地区担当	各地区センター所長及び地域交流センター所長		各地区センター及び地域交流センター	各１人	各２人

(5) 各担当の分担業務

災害警戒本部の分担業務については、主に市本部各班の分担業務の準備業務となるが、災害警戒本部設置に至る災害事象の変化に応じた動員体制を迅速に行うため、次に示す業務を行うとともに、情報収集、他班の応援業務を含む指示事項を処理する。

【狭山市災害警戒本部における各担当の分担業務】

担　当		分担業務
広報業務担当 （責任者：広報課長）	1班	●市民への情報提供（市公式ホームページ等）
	2班	●他の業務担当への協力 ●非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）
管理業務担当 （責任者：職員課長）	1班	●庁舎出入口の解錠 ●庁舎等被害状況の把握 ●災害警戒本部員の食料の確保 ●災害警戒本部員の宿泊場所の確保 ●他の業務担当への協力
	2班	●参集職員の把握と統括業務担当責任者への報告 ●他の業務担当への協力 ●非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）
統括業務担当 （責任者：危機管理課長）	1班	●本部長等との連絡調整 ●本部会議の資料作成 ●情報の収集・分析 ●消防団との連絡・連携 ●市民からの電話受付 ●被災マップの作成 ●他の業務担当との連絡調整 ●応援職員の必要性の検討 ●非常体制への移行検討 ●他の業務担当への協力 ●非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）
	2班	●地域パトロールの実施 ●他の業務担当への協力 ●非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）
応急業務担当 （責任者：建設総務課長）	1班	●土のう等の資機材の確保 ●市民からの情報に対する応急対応 ●地域パトロールの実施 ●非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）
（責任者：経営課長）	2班	●市民からの情報に対する応急対応 ●地域パトロールの実施 ●非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）
地区担当 （責任者：地区センター長及び地域交流センター長）		●市民からの電話受付 ●被災マップの作成 ●非常体制に移行した場合の現地災害対策本部員への連絡

2　災害対策本部

(1) 災害対策本部の体制

ア　設置

危機対策会議は、市域に甚大な災害が発生し又は発生するおそれがある場合で必要

と認めた場合に市本部を設置する。

具体的な設置基準については「総則・予防対策編 第 1 章 第 5 節 市の防災体制等」に示すとおり。

イ　設置場所

市本部設置場所は市役所本庁舎とする。なお、市役所本庁舎が被災し、使用できない場合は、消防署に設置する。

ウ　廃止

市本部長は、予測された災害の危険が解消したと認めた場合又は災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合に市本部を廃止する。

エ　代理専決者

市長不在時の市本部に関する専決者の順位は、次のとおりである。

- 第 1 位　副市長
- 第 2 位　教育長

オ　設置又は廃止の通知

市本部を設置又は廃止した場合、直ちにその旨を庁内各課及び出先機関に周知するとともに、防災関係機関に連絡、通知及び公表する。なお、県への通知は原則として県災害オペレーション支援システムを使用する。

カ　現地災害対策本部長への連絡

現地災害対策本部長への情報伝達の担当は危機管理班とし、災害時優先電話、防災行政無線（移動系）等を利用して行う。

(2) 市本部の組織

狭山市災害対策本部要綱第 4 条及び第 7 条の規定に基づき、市本部の組織を定める。

組織の詳細については「総則・予防対策編 第 1 章 第 4 節 防災体制」に示すとおり。

(3) 市本部会議

市本部は必要の都度、災害対策本部会議（以下「市本部会議」という。）を開催し、総合的な基本方針を決定するとともに、重要かつ緊急な応急対応措置に関する協議を行う。市本部会議は市本部長、副本部長、本部長付、本部員及び本部付をもって構成し、市本部長が招集、主宰する。市本部会議における処理事項は、次のとおりとする。

ア　協議事項

①災害応急対策の基本方針に関すること
②動員配備体制に関すること
③各部・各班間の調整事項の指示に関すること
④自衛隊の派遣要請に関すること
⑤現地災害対策本部に関すること
⑥国、県及び関係機関との連絡調整に関すること
⑦災害救助法*の適用申請に関すること
⑧相互応援協定市及び他市町村への応援要請に関すること
⑨防災関係機関への応援要請に関すること
⑩その他、市本部で協議を要すること

イ　報告事項

①災害情報に関すること
②各部の災害応急対応事項に関すること

(4) 市本部各班の分担業務

市本部各班の分担業務は、「総則・予防対策編 第 1 章 第 5 節 市の防災体制等」に示すとおり。

(5) 災害時における各班（課）の対応

発災直後からおおむね 3 日間においては、必要最低限の通常業務と災害時の連絡調整等を行うための職員を置き、他の職員は災害対応に当たる。

(6) 出先機関の一時閉鎖

出先機関にあっては災害時の連絡調整等を行うための職員を置き、一時的に施設を閉鎖し、災害対応にあたる。ただし、奥富環境センター、稲荷山環境センター、浄化センター、保育所、青い実学園、幼稚園及び学校給食センターについては原則業務を継続する。

【出先機関の一時閉鎖】

項　目	内　容
閉鎖の範囲	● 奥富環境センター、稲荷山環境センター、浄化センター、保育所、青い実学園、幼稚園及び学校給食センターを除く全ての出先機関
閉鎖の期間	● おおむね発災直後からの 3 日間
当該機関の対応	● 勤務時間内に発災した場合、施設利用者等の安全確保を最優先とし、必要な対応を行う。その後、所属する班長の指示を受ける ● 勤務時間外に発災した場合、当該職員は施設に参集し、被害状況を調査する。その後、所属する班長の指示を受ける ● 施設の閉鎖に当たっては、施設内に連絡調整員（当該施設管理者及び 1 名程度の職員）を残すこととし、連絡調整員は、施設管理、連絡調整等を行う

(7) 臨時保育室の設置

市本部が設置された場合、災害応急対策に係る職員の不安を払拭し、円滑な対応を図るため、必要に応じて市役所本庁舎内に臨時保育室を設ける。

【臨時保育室の設置】

項　目	内　容
設置場所	● 市役所本庁舎地下 1 階職員休養室を基本とし、状況に応じて代替場所を確保する
入室資格	● 両親が災害応急対策を行う者で、他に世話をする者がいない場合
保育期間	● おおむね発災直後からの 3 日間とするが、状況を見て市本部長が判断する
保育士の確保	● こども支援部長は、臨時保育室の入室状況を勘案し、24 時間体制で保育するための保育士を確保する

(8) 緊急救助隊の編成

各地区における市民の救出・救護を実施するため、緊急救助隊を編成し、現地災害対策本部と連携して活動することで、被害の軽減に努める。

緊急救助隊は、市本部事務局となる危機管理班長の指揮下において、各部・各班への協力及び現地災害対策本部への協力を行う。

なお、現地災害対策本部において活動する緊急救助隊は、現地災害対策本部長の指揮下において活動する。

(9) 保健活動班の編成

災害による二次的な健康被害の最小化や災害関連死予防のため、保健活動班を編成し、活動する。活動に当たっては、保健活動マニュアルを作成し、実施体制の整備に努める。

3　現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の体制

ア　設置

災害警戒本部長又は市本部長は、市域に甚大な災害が発生し又は発生するおそれが予測される場合で必要と認めた場合、現地災害対策本部を設置する。なお、現地災害対策本部は、地区を限定して設置することができる。

イ　設置場所

現地災害対策本部は各公民館及び地域交流センターに設置する。ただし、公民館及び地域交流センターの施設が使用できない場合は、現地災害対策本部長の判断で代替施設を使用する。

【鍵の管理】

現地災害対策本部となる各公民館及び地域交流センターは、閉庁時においても円滑かつ速やかに解錠できるよう複数の現地災害対策本部員が鍵を管理する等の体制を整備する。

ウ　市本部との連携

市本部との情報伝達は防災行政無線（移動系）を利用するが、市本部との連絡が途絶する場合は、現地災害対策本部長の判断のもとに自律的な災害対策活動を行う。

エ　廃止

現地災害対策本部長は、予測された災害の危険が解消したと認めた場合又は災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合に、市本部長と協議した上で、現地災害対策本部を廃止する。

オ　設置又は廃止の通知

現地災害対策本部を設置又は廃止の指示をされた場合、危機管理班は、直ちにその旨を現地災害対策本部に連絡する。

【現地災害対策本部の設置場所】

現地災害対策本部名	設置場所	設置施設名
入間川地区現地災害対策本部	狭山市入間川 1-3-1	中央公民館（市民交流センター内）
入曽地区現地災害対策本部	狭山市大字南入曽 428-3	入曽地域交流センター
堀兼地区現地災害対策本部	狭山市大字堀兼 361	堀兼公民館
奥富地区現地災害対策本部	狭山市大字下奥富 1007-1	奥富公民館
柏原地区現地災害対策本部	狭山市柏原 1154	柏原公民館
水富地区現地災害対策本部	狭山市根岸 2-17-13	水富公民館
新狭山地区現地災害対策本部	狭山市新狭山 2-17-1	新狭山公民館
狭山台地区現地災害対策本部	狭山市狭山台 3-7-1	狭山台公民館

（2）現地災害対策本部員の指名基準

- 現地災害対策本部員は定期人事異動の結果を勘案して指名する
- 消防団員、危険度判定に係る資格を有する職員、給食調理員、保育士、教諭、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、精神保健福祉士は原則、現地災害対策本部員に指名しない
- 主たる業務として、公共施設や道路の維持管理、廃棄物の収集・処理その他災害時に必須となる業務に携わる職員は原則、現地災害対策本部員に指名しない

（3）現地災害対策本部の組織

- 現地災害対策本部長は、地区センター所長及び地域交流センター所長とする
- 総務班長及び避難所班長は、あらかじめ地区センター長及び地区交流センター長が定める
- 現地災害対策副本部長は、総務班長又は避難所班長が兼務する

（4）現地災害対策本部の役割

- 応急対策の実施及び報告
- 関係機関等との連絡調整
- その他必要な事務

（5）現地災害対策本部の職務・分担業務

職　名	職　務
現地災害対策本部長	● 本部の事務を統括し、本部員を指揮監督する
班　名	**分担業務**
総務班	● 本部の開設又は閉鎖に関すること ● 被災状況の把握とその報告に関すること ● 情報の収集、広報、発信等に関すること ● けが人等の救出、救護及び搬送に関すること
避難所班	● 避難所の開設又は閉鎖に関すること ● 小型備蓄倉庫の管理に関すること ● 避難所運営会議に係る事務に関すること

（6）消防団との連携

各分団の副分団長又は部長は現地災害対策本部にて情報収集を行う。現地災害対策本部長と互いに情報共有を行い、それぞれの役割分担に基づいた対応に当たる。

4　市職員の非常配備

地震に対する市職員の配備基準・体制は「総則・予防対策編 第 1 章 第 5 節 市の防災体制等」に示すとおり。

5　国・県との連携

（1）市の行政機能の確保状況の報告

国、県からの速やかな支援を得るため、市（総務部）は震度 6 弱以上の地震を観測した場合、次の 3 点を所定の様式により速やかに県（統括部）へ報告する。

第 1 報は原則として発災後 12 時間以内、第 2 報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。

- トップマネジメントは機能しているか
- 人的体制は充足しているか
- 物的環境（防災活動の拠点となる施設等）は整っているか

（2）情報連絡員との連携状況の報告

大規模災害により、県から情報連絡係又は情報連絡員が派遣された場合は市（市本部）に受け入れ、県との連絡調整を依頼する。

6　その他関係機関との連携

市本部と防災関係機関との緊密な連絡調整を必要とする場合、市本部長は当該機関に対して市本部へ連絡員を派遣するよう求める。

防災関係機関は、市本部からの要請及び各機関の判断により、可能な限り市本部に連絡員を派遣する。

第２ 防災活動拠点の開設・運営

1　市の防災活動拠点の開設・運営

市（各班）は、非常配備を決定した場合、状況に応じて防災活動拠点（総則・予防対策編 第1章 第5節 第2-8 防災活動拠点」を参照）を開設し、運営体制を確保する。

また、市（危機管理班）は、防災活動拠点の確保について調整を行う。

拠点種類	担当部・班
市本部	本部事務局（危機管理班、秘書班）
現地災害対策本部	各地区センター、地域交流センター
指定緊急避難場所、指定避難所	緊急救助隊
指定福祉避難所	福祉部
帰宅困難者一時滞在施設	一時滞在施設を所管する班
保健活動拠点	保健センター班
医療救護所	健康づくり支援班
遺体収容所	生活福祉班
ヘリコプター臨時離着陸場	財産管理班、みどり公園班
物資集積拠点	契約検査班
応援受入拠点	職員班
災害ボランティアセンター	福祉政策班
災害廃棄物仮置場	奥富環境センター班、稲荷山環境センター班
応急仮設住宅用地	建築住宅班

2　県の防災活動拠点との連携

県では非常体制の配備を決定した場合、防災活動拠点を開設する。市内では狭山経済高等学校（防災拠点校）及び狭山稲荷山公園（県営公園）がこれに該当する。

市（各班）はこれらの防災活動拠点と連携した災害対応を行う。

拠点種類	主な機能・設備
防災拠点校	①緊急宿泊所（体育館、武道場、食堂兼合宿所等） ②備蓄倉庫　③太陽光発電 ④給湯設備　⑤耐震性貯水槽 ⑥自家発電装置　⑦浄水装置

県営公園	①臨時ヘリポート　②夜間照明装置 ③非常電源　④放送施設 ⑤耐震性貯水槽　⑥井戸 ⑦災害用トイレ　⑧かまどベンチ

第３ 警備活動

警察署は、市（交通防犯班、緊急救助隊）、消防団、消防組合等と連携し、次の災害警備活動を行う。

①情報の収集・伝達及び広報
②警告及び避難誘導
③人命の救助及び負傷者の救護
④交通秩序の維持
⑤犯罪の予防検挙
⑥行方不明者の捜索、死体調査（検視*）
⑦漂流物等の処理
⑧その他治安維持に必要な措置

第４ 消防活動

1　消防組合の活動

(1) 警防本部の設置

ア　非常招集

①地震災害（第１号体制招集発令基準）

組合市に震度５弱の地震が発生したとき。

②風水害（第１号体制招集発令基準）

組合市に風水害による被害の発生が予想されるとき又は警防体制を強化する必要があると局長が認めたとき。

③その他の災害（第１号体制招集発令基準）

組合市にその他の災害による被害が発生したとき又は警防体制を強化する必要があると局長が認めたとき。

イ　警防本部・署隊本部の設置

消防組合は、組合市に非常招集の発令基準に該当する災害が発生した場合、次の措置を行う。

①埼玉西部消防組合消防庁舎に警防本部を設置する。

②警防本部を設置した場合は、署隊本部を通じて市本部長へ報告する。

③消防署庁舎に署隊本部を設置する。

（2）初動措置

大規模地震発生時又は非常招集発令時の消防署の初動措置は次のとおり。

消防団は、分団車庫等に参集した後、消防署に準じて初動措置を行う。

被害の軽減措置	①来庁者及び職員の安全確保 ②庁舎内からの出火防止 ③消防車両及び資機材の安全確保
被害状況の確認	①人員、施設等の被害状況調査 ②無線機、電話等の試験通信 ③非常電源の確保
災害対応の準備	①地震、気象情報等の収集 ②管内災害発生状況の掌握 ③消防車両の点検及び積載品の増強 ④活動資機材の確保及び点検 ⑤駆け付け救護等への準備
状況報告	①指令センター又は警防本部への報告

（3）消防活動体制の確立

ア　増強部隊の編成

大規模地震が発生した場合、消防署は、署隊本部の指揮統制のもと、非常招集職員等により臨時の各種部隊編成を行う。

イ　活動方針

活動上の原則	県の地震被害想定調査では、県南部地域における被害が甚大であった点を考慮し、消防活動全体の視点では当該地域への部隊の重点的投入を考慮しながらも、予測できない被害等への対応と地震災害発生直後における混乱状態を考慮し、各部隊は、それぞれ所属ごとに管轄区域内の災害事象に対応することを原則とし、情報連絡体制や職員の非常招集体制確立後は、署所間の応援や他市消防機関等の応援を得られるものとする。
消火活動	地震災害時における消火活動は、他の防災関係機関や市民による初期消火も有効であるが、消防署及び消防団が特に専門性のある活動として、優先的に行う活動であることから、署隊本部及び現場指揮者は次の内容について活動方針を決定する。 ①火災の発生状況による活動優先地域及び部隊投入規模 ②火災の状況と進展予測に基づく応援要請の要否 ③延焼阻止線の設定場所 ④避難指示とこれに基づく避難経路、避難場所確保のための活動方針
救助活動	救助事象は、被害想定から人的及び物質的に消防機関のみが行える活動としてではなく、他の機関や市民による自主防災組織等と協力して行う活動として捉え、それぞれの装備や技術などを総合的に判断して役割分担をすることが重要である。また、消防機関の部隊は、要救助者の状況や特殊資機材及び特殊技術が必要な現場を優先して投入するべきであり、署隊本部及び現場指揮者は、次の内容について活動方針を決定する。 ①救助事象に対する優先活動場所及び部隊投入規模 ②火災発生状況との関連による部隊投入と活動方針

救急救護活動	救急救護活動は、常に市本部との連携を図りながら活動することが重要である。また、より多くの市民の救護を行うためには他の関係機関や市民による応急救護活動の状況を把握することも重要であることから、消防機関の行う救急救護活動は、次の内容について活動方針を決定する。 ①救護所の設定と部隊配置 ②医療機関等と連携した搬送体制と部隊投入
広報活動	消防機関の広報活動は、次の内容を重点項目として、消防局警防本部の統制の下、署隊本部は管内状況にあわせて効果的に実施する。 ①出火防止に関すること ②避難指示に関すること ③危険区域に関すること ④救護体制に関すること ⑤二次的な火災発生要因に関すること

ウ　他の機関との調整

①消防応援部隊との調整

消防の応援体制により派遣される各部隊との総合調整は、警防本部長の指示のもと、警防班が行い、現場活動における連絡調整は署隊本部が行う。

②警察及び自衛隊との調整

警察及び自衛隊との総合調整は警防本部の調整を優先し、現場活動における連絡調整は署隊本部が行う。

③医療機関との調整

医療機関との調整は、医療救護所との連携を考慮し、市（健康づくり支援班）と連携して行い、現場活動における連絡調整は警防本部救急班が署隊本部と連携して行う。

④他の防災関係機関との調整

他の防災関係機関との総合調整は、警防本部の各班が連携して行い、現場活動における調整は署隊本部が行う。

2　応援要請

(1) 応援要請の手続等

消防長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定を締結する他の消防機関に応援を要請する。

市本部長は、知事に消防応援を要請する場合、次の事項を明らかにする。要請は緊急を要することから通信により依頼し、事後速やかに文書を提出する。被害が甚大で状況把握も困難である場合は、その旨を県に連絡して被害状況の把握活動の支援を要請する。

①火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由並びに災害種別及びその状況
②応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
③応援要請を行う消防隊の種別と人員
④市への進入経路及び集結場所（待機場所）
⑤応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(2) 受援体制の確立

応援部隊との総括的連絡調整は警防本部が行い、活動現場における連絡調整は署隊本

部が行う。消防組合は、応援隊の円滑な受入れを図るため、受援体制を整える。

3　消防団の活動

(1) 消防団活動

消防団は、震災時に、地域防災の中核的な存在として、初期消火、延焼防止、救出・救護等について自主防災組織等を指導するとともに、消防署と連携して消火活動を行う。地震発生時の消防団の活動は次のとおり。

ア　出火防止

地震発生と同時に居住地付近の市民に対して、出火防止対策を指示するとともに、出火に際しては、市民に対して初期消火の実施の徹底を指示する。

イ　消火活動

避難路、避難所確保のための消火活動を消防団単独あるいは消防署と連携して行う。

ウ　情報収集

火災情報、避難情報、道路情報等、担当地域の情報を収集し、市本部又は消防署に通報する。

エ　救出・救護・搬送

要救助者の救出、負傷者に対する止血等の応急処置及び安全な場所への搬送を行う。

オ　現地広報活動

災害時においては現地広報活動として、災害情報や避難情報を市民に伝達する。

カ　避難誘導

避難指示*等が発令された場合に、これを市民に伝達するとともに、関係者と連絡を取り、火災状況等の情報に基づき、安全な場所への誘導を行う。

キ　現地災害対策本部との連携

消防団分団長又は副分団長は、消防団長と情報共有しながら分団を指揮し、連携して応急対応にあたる。

(2) 団員の参集体制

消防団員の参集体制は、次のとおりとする。

災害の種類	消防団の体制
大規模火災	消防団長の判断により、部隊の増強を行う
風水害	警戒第１配備 消防団長は危機管理課と連絡可能な体制をとる
	警戒第２配備 消防団長、副団長、団本部分団長及び被害の予測される地域を管轄する分団は、危機管理課と連絡可能な体制をとる
	非常体制第１配備 全消防団員はあらかじめ指定された場所に参集する ・消防団長 ⇒ 災害対策本部 ・副団長、団本部員 ⇒ 市役所本庁舎又は消防署４階団本部室 ・分団長、部長以下の団員 ⇒ 所属する分団車庫 ・副分団長 ⇒ 管轄区域の現地災害対策本部（原則、副分団長が現地災害対

	策本部に参集することとなるが、団の状況によってはこの限りではない）
震災	震度 5 弱以上の地震が発生した場合又は災害により市域が壊滅状態にある場合、全消防団員は団本部等からの連絡を待たずに、あらかじめ指定された場所に参集する ・消防団長 ⇒ 災害対策本部 ・副団長、団本部員 ⇒ 市役所本庁舎又は消防署 4 階団本部室 ・分団長、部長以下の団員 ⇒ 所属する分団車庫 ・副分団長 ⇒ 管轄区域の現地災害対策本部（原則、副分団長又は部長が現地災害対策本部に参集することとなるが、団の状況によってはこの限りではない）

※管轄区域内に現地災害対策本部が設置されない場合、副分団長又は部長は当該分団車庫に参集する

(3) 消防団への指示命令系統

消防団員への指示命令系統は次のとおりとする。

【消火活動時】
埼玉西部消防組合　→　消防署　→　市本部（消防署連絡員）　→　市本部長
→　消防団長（市本部員）　→　各分団
【その他の活動時】
市本部（本部長）　→　消防団長（市本部員）　→　各分団

第５ 自衛隊災害派遣

1　災害派遣要請

災害に際して、市民等の生命、身体及び財産の保護を図るために必要があると認める場合、本部長は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

自衛隊の災害派遣の要請は人命救助を優先し、次の 3 つの要件を勘案して行う。

①緊急性の原則
差し迫った必要性があること
②公共性の原則
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
③非代替性の原則
自衛隊の部隊が派遣される以外に適切な手段がないこと

なお、災害派遣活動は次のとおり。

活動項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する

活動項目	活動内容
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索活動を行う
水防活動	堤防・護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する
道路又は水路の啓開	道路、水路塔が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水を実施する
入浴支援	被災者の入浴支援を実施する
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し又は救じゅつ品を譲与する
危険物の保安及び除去	火薬類、爆発物等危険物のうち、能力上対応可能なものについて保安措置及び除去を実施する
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる

市長が知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する場合、市（危機管理班）は次の事項を明記した文書をもって行う。

①災害の状況及び派遣を要請する事由
②派遣を希望する期間
③派遣を希望する区域及び活動内容
④その他、参考となるべき事項

ただし、緊急を要する場合にあっては電話等により県（統括部）に要請し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難及び人命救助が必要な場合で、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄り部隊（陸上自衛隊第 32 普通科連隊）に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。

2　派遣部隊の受入れ

(1) 緊密な連絡協力

市（危機管理班）、消防組合、警察署等は、災害派遣部隊の移動、現地進入及び災害措

置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力する。

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市（危機管理班）は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複せず、効率的に作業を分担するよう調整する。

(3) 作業計画、資材等の準備

市（危機管理班）は、自衛隊に作業を要請又は依頼するに当たり、次の事項について定めた先行性のある計画を樹立するとともに、作業に必要とする十分な資料を準備し、かつ、諸作業に関係ある管理者の了解をとりつける。

①作業箇所及び作業内容
②作業の優先順位
③作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
④部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(4) 自衛隊との連絡窓口の一本化

市（危機管理班）は、災害派遣部隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡・交渉窓口を明確にする。

(5) 派遣部隊の受入れ

市（危機管理班、基地対策班）は、県と協力して、災害派遣部隊の受入れのため、次の施設等を準備する。

施設の種類	備　考
指揮所設置場所	市本部内
宿舎	農村環境改善センター
材料置場（野外の適当な広さ）	農村環境改善センター
駐車場（車一台の基準：3m×8m）	農村環境改善センター
ヘリコプター臨時離着陸場	上奥富運動公園、堀兼・上赤坂公園

(6) 経費の負担区分

災害派遣活動に要した経費は派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

①派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
②派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
③派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
④派遣部隊の救助活動実施の際に生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
⑤その他救援活動の実施に要する経費（負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。）

3　撤収依頼

災害派遣の目的が達成されたとき又はその必要がなくなったときは、市本部長は知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

第６ 応援の要請

1 市の受援体制の確立

(1) 受援の準備

市本部長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、速やかに状況を把握し、県又は他の市町村等と連携の上、専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるため、受援に関する取りまとめ業務を専任する班（受援班）を設置するなど、受援体制の確保に努める。

(2) 要請連絡窓口の確保

市（各班）は法制度や災害応援協定等による応援を迅速に確保するとともに、応援要請の重複や混乱等を防止するため、要請連絡窓口を次のとおり設定する。

要請は原則、連絡窓口となる部（班）を通じて行うこととし、連絡窓口となる部（班）は、応援活動の指揮命令体制が確立するまでの間、団体との連絡・調整を行う。

要請先又は主な要請内容	要請連絡窓口
県、他市町村、自衛隊	危機管理班
情報収集に関する要請	
ライフラインの復旧に関する要請	
警察署、その他交通規制に関する要請	市民班
道路復旧工事に関する要請	道路維持班
建設作業、資機材等の提供に関する要請	建設総務班
危険度判定等の被害調査に関する要請	開発審査班 建築住宅班
住家被害認定調査に関する要請	資産税班
情報発信に関する要請	広報班
医療救護に関する要請	健康づくり支援班
福祉避難所に関する要請	障がい者福祉班 高齢者支援班
飲料水・食料、物資の調達に関する要請	契約検査班
緊急輸送、燃料供給に関する要請	
炊き出しに関する要請	学校給食班
応急給水に関する要請	水道施設班
管路復旧に関する要請	下水道施設班
遺体の搬送、葬祭用品の提供に関する要請	福祉政策班

2　他市町村への応援要請

市本部長は、地域に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めたときは、災害対策基本法第 67 条及び相互応援協定に基づき他市区町村に応援を求める。

その判断は、おおむね次のような事態に際して行う。

- 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を十分に行えないと判断されるとき
- 他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき
- 夜間等で被害状況の把握が十分にできない状況下で職員との連絡が困難であり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき

3　県等への要請

市（危機管理班）は、県又は指定地方行政機関、指定公共機関に応援又は応援のあっせんを求める場合、県（統括部）に、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

要請の内容	事　項	根拠法令
県への応援の要請又は応急措置の実施の要請	①災害の状況 ②応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥その他必要な事項	災害対策基本法第68条
指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市区町村の職員の派遣又はあっせんを求める場合	①派遣要請又は派遣のあっせんを求める理由 ②派遣要請又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤その他参考となるべき事項	災害対策基本法第29条、第30条 地方自治法第252条の17

4　埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市（危機管理班）は、市単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対して県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請する。

派遣対象業務は次のとおりで、短期の活動に限られる。

【派遣対象業務】

①市本部運営
②避難所運営
③物資搬出入
④住家被害認定
⑤罹災証明書*交付
⑥生活再建各種相談
⑦ボランティア受付支援
⑧その他必要な災害対応業務

5　応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

市（危機管理班）は、総務省の応急対策職員派遣制度による総括支援チーム※1及び対口

支援チーム※2の支援が必要と認める場合、県に派遣を要請する。

※1 災害マネジメントを支援するチーム
※2 避難所運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するチーム

6　経費負担

(1) 国又は他都県、他市区町村から市に職員派遣を受けた場合

市に派遣された職員に対する災害派遣手当及び給与等経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第 18 条、第 19 条及び災害派遣手当の額等に関する条例に定めるところによる。

(2) 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、事前に相互に協議し、定めた方法に従う。

第7 応援の受入れ

1 国・地方公共団体からの応援受入れ

(1) 応援の種類

市（各班）は、災害救助、医療応援、被災生活の支援及び災害復旧・復興に関連する業務について応援を受入れる。

①他の都道府県又は市区町村からの応援 ②関東知事会からの応援 ③九都県市からの応援

(2) 市が行う活動

市（危機管理班、基地対策班、健康づくり支援班）は、関係機関との相互協力により、応援の受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員を円滑に受け入れる。

ア　受入体制の整備

● 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める ● 応援部隊が被災地で活動するための拠点を選定する

イ　応援受入れの対応

関係機関との相互協力により、原則的には市区町村単位で受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員を円滑に受入れる。

2 ボランティアの応援受入れ

市（福祉政策班）は、地域以外からボランティア等を円滑に受け入れるため、市社会福祉協議会などと連携を図り、ボランティア活動に関する情報提供や活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

(1) 構成機関との連携

災害ボランティアセンターの運営は、市社会福祉協議会、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となって行い、市（福祉政策班）は災害ボランティアセンターにおいて、効果的な活動が実施されるよう関係機関等との連絡調整等を行う。

（2）災害支援ボランティア活動

災害支援ボランティア活動の種類は次のとおり。

【災害支援ボランティア活動】

活動の種類	活動例
一般作業	● 炊き出し、清掃、救援物資の仕分け、避難所運営支援、要配慮者支援、避難所での防犯パトロール等
特殊作業	● アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救護、メンタルケア等 ● 介護（福祉避難所での支援を含む）、外国語通訳、手話通訳等
ボランティアコーディネート業務	● ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分け等
砂防ボランティア	● 地盤等に生じる土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡 ● 土砂災害に関する知識の普及活動 ● 土砂災害時の被災者の援助活動
応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士	● 建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定

（3）市が行う対策

ボランティアの受入れ及び活動の支援として、発災後直ちにボランティアの拠点となる施設（市民会館）の提供を行う。この施設の運営は、市社会福祉協議会、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となり行い、次の業務を行う。

- ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分け等、被災地におけるボランティアのコーディネート
- 被災した市町村のみではボランティアが不足する場合の県及び県災害ボランティア支援センターに対するボランティアの派遣等の要請

第５節 災害情報の収集・伝達

【方針】

○応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図りながら、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達を行う。
○地震発生時に、被災住民等が適切な行動をとれるよう、正確な情報の迅速な広報を実施する。
○被災者や市民の要望に適切に対応するため、総合的な相談及び被災者の安否情報を含む情報提供の窓口を設置する。

【対策項目と実施担当】

項　目市社会福祉協議会	担　当
第１　非常通信体制の確保	危機管理班、広報班
第２　災害情報の収集・伝達	危機管理班、市民班、各班
第３　災害広報・広聴活動	広報班、市民相談班、市民班、各班、防災関係機関

第１ 非常通信体制の確保

１　通信手段の確保

市が利用する連絡系統は下記のとおりとする。

通信手段	通信区間
災害時優先電話	市本部、現地災害対策本部の相互連絡
防災行政無線（移動系）	市本部、現地災害対策本部の相互連絡
防災行政無線（同報系）	市本部から市民への広報
県地上系防災行政無線 県衛星通信ネットワーク	市本部、県本部、県支部（西部地域振興センター）、県出先機関（県土整備事務所、保健所塔）、自衛隊（大宮駐屯地）、等との相互連絡

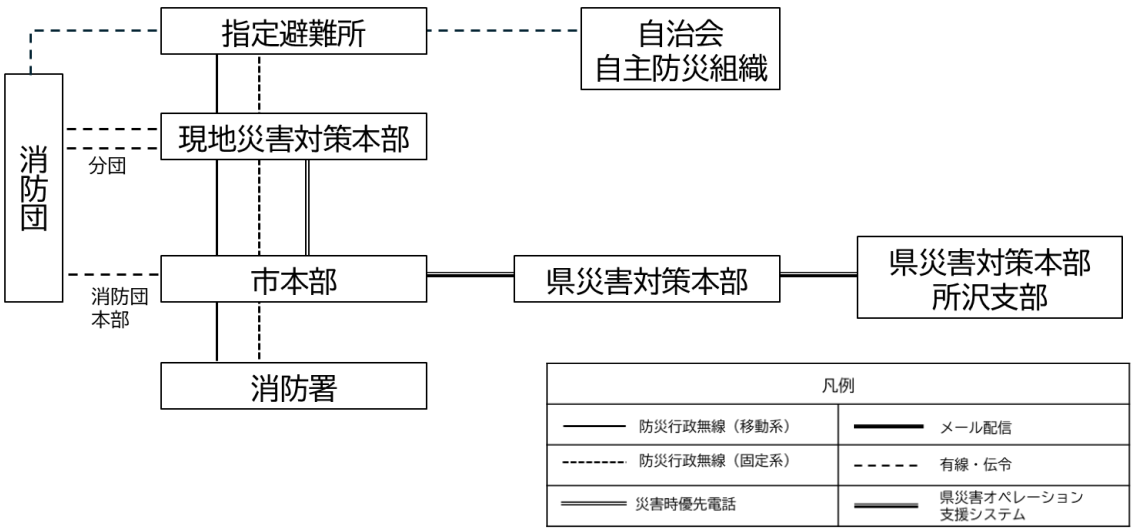

【市本部を中心とした連絡系統】

2　その他の通信連絡手段の利用

(1) 伝令の派遣

市（危機管理班）は、状況に応じて通信可能な施設、地域まで伝令（バイク、自転車等）を派遣する。

(2) インターネットの利用

市（広報班）は、市公式ホームページ、市公式 SNS、メール等による情報発信を行う。

第２ 災害情報の収集・伝達

1　情報収集体制

(1) 情報収集体制の整備

被害報告を迅速かつ正確に行うため、地区ごとに情報の収集・伝達に関する責任者及び調査員を常設することとし、あらかじめ連絡方法等を決定することで、円滑な情報収集が可能となる体制を整備する。

(2) 情報統括責任者の選任

市は、災害情報の統括責任者等を選任し、災害情報の収集、統括及び報告に当たる。なお、選任の結果を県支部に報告する。

【情報統括責任者等の選任】

職　名	担当者
情報統括責任者	危機管理班長
情報責任者	各地区現地災害対策本部長
情報調査員	各地区現地災害対策本部総務班員

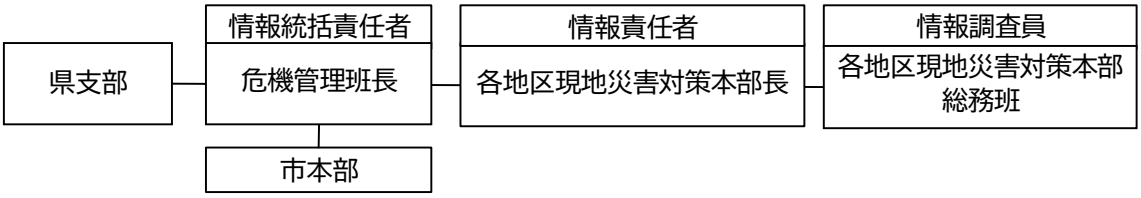

【情報収集体制】

(3) 情報の種類

災害情報は、発生情報と経過情報に区分する。

【災害情報の種類】

種　類	期　間	内　容
発生情報	発生後おおむね１時間以内	被害を大局的に把握し、迅速な広域応援、自衛隊派遣要請等の判断に用いるための情報であり、報道関係等への第一報を兼ねる
経過情報	応急対策終了時まで	特に指示があった場合のほか、2 時間ごとに統危機管理班に報告する

・発生情報

収集事項	主な収集方法
● 人的被害 ● 家屋被害 ● 火災被害 ● 道路被害 ● 傾斜地被害 ● 堤防被害 ● 公的施設被害	● 職員、消防団員等が参集時に知り得た情報の報告 ● 職員、消防団員等による地域パトロールの実施 ● 避難者等からの情報提供（現地災害対策本部員を通じて報告）
● 地震情報 ● 気象情報	● 県震度情報ネットワークシステム ● テレビ、ラジオ、インターネット等
● 他市被害情報	● 県防災行政無線、県災害オペレーション支援システム等

・経過情報

情報種類		収集担当	主な収集先	主な収集内容
警察関係		交通防犯班	・狭山警察署	・交通規制等に係る情報 ・けが人、死者等に係る情報
消防関係		危機管理班	・埼玉西部消防組合	・火災・延焼に係る情報 ・危険物漏洩に係る情報 ・救急・救助活動に係る情報
土木関係		建設総務班	・川越県土整備事務所 ・東日本高速道路(株) ・大宮国道事務所	・河川被害に係る情報 ・道路・橋りょうの被害に係る情報 ・崖崩れ・崩壊危険箇所に係る情報
地域関係		危機管理班	・各地区現地災害対策本部	・地域住民の行動に係る情報 ・指定避難所の開設に係る情報 ・住民による任意の避難所の開設に係る情報 ・地区内の被災に係る情報
ライフライン関係	電気	危機管理班	・東京電力パワーグリッド（株）志木支社	・電力の被害と復旧に関する情報
	ガス		・武州ガス（株） ・(一社) 埼玉県 LP ガス協会西武支部	・都市ガスの被害と復旧に関する情報 ・LP ガスの配給に関する情報
	通信		・NTT 東日本(株)埼玉事業部埼玉西支店	・電話の被害と復旧に関する情報
	交通	交通防犯班	・西武鉄道（株） ・西武バス（株）	・鉄道の被害と復旧の関する情報 ・バスの被害と復旧に関する情報
	ごみ	資源循環推進班	－	・ごみ処理に関する情報
	水道	水道施設班	－	・上水道の被害と復旧に関する情報
	下水道	下水道施設班	－	・下水道の被害と復旧に関する情報
一般住宅関係		資産税班	－	・一般住宅の被害に関する情報
市営住宅関係		建築住宅班	－	・市営住宅の被害と復旧に関する情報
市有財産関係		市有財産を所管する各班	・各施設管理者	・市有財産の被害と復旧に関する情報
事業者関係		商工観光班	・商工会議所	・事業者の被害に関する情報

情報種類		収集担当	主な収集先	主な収集内容
農畜産関係		農業振興班	・各農業団体	・農畜産物の被害に関する情報
避難行動要支援者関係	乳幼児	保育幼稚園班	－	・乳幼児の要望に関する情報
	高齢者	高齢者支援班 介護保険班	－	・高齢者の要望に関する情報
	障害者	障がい者福祉班	－	・障害者の要望に関する情報
	外国人	自治文化班	－	・外国人の要望に関する情報
学校施設関係		教育総務班	・各学校長	・学校施設の被害と復旧に関する情報
教育関係		教育指導班	・各学校長	・教育再開に関する情報
他市被害関係		危機管理班	・近隣市 ・県	・他市の被害概況に関する情報 ・広域幹線道路等の被害に関する情報

(4) 情報の収集

ア　基本方針

情報収集に当たっては、関係機関と連携し、人的被害、家屋被害、公共土木施設被害等の重要な情報を迅速に収集する。

- 災害情報の収集に当たっては、狭山警察署及び埼玉西部消防組合と緊密に連絡する
- 被害調査に当たっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ又は重複のないよう留意するとともに、相違ある案件については報告前に調整する
- 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民基本台帳等とも照合し、その正誤を確認する
- 全壊（焼）、流出、半壊（焼）、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する

イ　現地災害対策本部の災害情報収集

現地災害対策本部は、地区の自主防災組織、自治会、消防団等と連携し、把握した被害情報を災害対策本部に速やかに報告する。

ウ　情報収集を行う事項

情報収集を行う事項は次のとおり。

①災害が発生した日時
②災害が発生した場所又は地域（場所にあっては目標物）
③被害の状況及び程度
④災害に対してとられた処置
⑤その他必要な事項

エ　情報集約と共有

市本部内の被害情報等の取りまとめは危機管理班が行う。

危機管理班は各部、防災関係機関等から収集した被害情報等を時系列、カテゴリー別に整理し、市本部長に報告する。

(5) 県への報告

市（危機管理班）は、地域内の被害状況等について、県災害オペレーション支援システムにより次の項目を県に報告する。なお、県に報告できない場合は、消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

ア　報告すべき災害

①災害救助法の適用基準に合致するもの
②県又は市が災害対策本部を設置したもの
③災害が 2 都道府県以上にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合、同一災害で大きな被害を生じているもの
④災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
⑤災害による被害が当初は軽微であっても、今後、上記の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
⑥地震が発生し、県内で震度 4 以上を記録したもの
⑦その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から、報告する必要があると認められるもの

イ　報告の種類

発生速報と経過速報に区分する。報告すべき被害の程度は、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに公共土木被害を優先して報告する。市本部（警戒本部を含む）設置以降の被害報告は、各班（課）からの報告を受けた危機管理班（課）が行う。

【報告の種類】

報告の種類	報告時期及び報告方法
発生速報	被害状況の把握後、直ちに県災害オペレーション支援システムにより報告する。 同システムが使用できない場合は、衛星回線を用いた FAX その他の方法により報告する。
経過速報	県災害オペレーション支援システムにより被害状況を随時報告する。 同システムが使用できない場合は、衛星回線を用いた FAX その他の方法により報告する。
確定報告	災害応急対策が終了した後、県災害オペレーション支援システムにより報告する。

ウ　報告先

県及び消防庁の報告先は次のとおり。

【県の報告先】

勤務時間内	県災害対策課 電話 048-830-8181
勤務時間外	県危機管理防災部当直 電話 048-830-8111 防災行政無線（発信特番）-200-6-8111

【消防庁の報告先】

回線＼区分		月曜日から金曜日の 9 時 30 分から 18 時 15 分 （消防庁応急対策室）	左記以外 （消防庁宿直室）
NTT 回線	電話 FAX	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
消防防災行政無線	電話 FAX	TN-90-49013 TN-90-49033	TN-90-49102 TN-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話 FAX	TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49102 TN-048-500-90-49036

※「TN」は回線選択番号を示す

(6) 指定地方行政機関等からの報告

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他公共機関は、災害情報に関する連絡窓口を定めて関係機関に通知するとともに、その管理に属する施設について必要な被害状況を取りまとめて、県及び市（危機管理班）に報告する。

2　地震情報の収集・伝達

市（危機管理班）は、区域内に災害が発生した場合、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめ、県災害オペレーション支援システム（使用できない場合は衛星回線を用いた FAX 等）により県に報告するとともに、災害応急対策に関して、市が既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

なお、緊急地震速報で市内の震度が 5 弱以上と推定される場合は、J アラートによる警告が市防災行政無線（同報系）から自動的に放送され、緊急速報メール（エリアメール）も自動的に発信される。

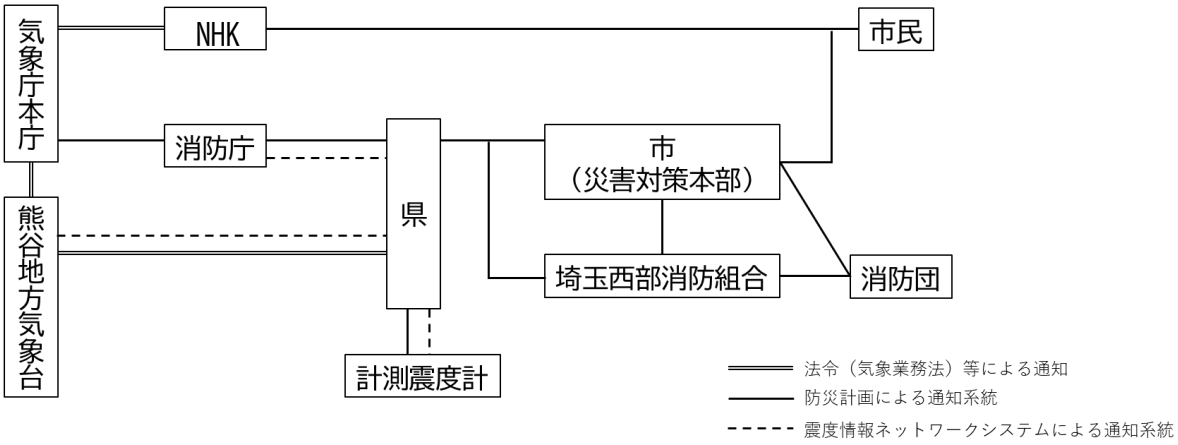

【地震情報の伝達経路】

3　安否不明者等の氏名等の公表

各機関が緊密に連携し、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応を実施するため、市（市民班）は、災害時における安否不明者、行方不明者及び死者の氏名等の公表を「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づいて行う。

第３ 災害広報・広聴活動

市（広報班）及び防災関係機関は、相互に協力してそれぞれが有する広報媒体を有効活用し、状況に応じた正確な広報に努める。

報道機関は、市民の安全確保や避難生活のプライバシーへの配慮、市及び防災関係機関の災害対策の支障とならないように留意して適切な報道や取材を行う。

1　災害広報

(1) 実施機関と広報内容

広報活動の実施機関とその広報内容は、おおむね次のとおり。

実施機関	広報内容
市	①地域の被害状況に関する情報 ②避難に関する情報 ・避難指示等に関すること ・避難施設に関すること ③地域の応急対策活動の状況に関する情報 ・救護所の開設に関すること ・交通機関及び道路の復旧に関すること ・電気、水道等の復旧に関すること ④被災者生活再建支援に関する情報 ・各種相談窓口の情報 ・防疫、衛生知識に関する情報等 ⑤その他住民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む） ・給水及び給食に関すること ・スーパーマーケット、ガソリンスタンド等に関すること ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること ・臨時災害相談所の開設に関すること　等 ⑥デマ情報の防止に関すること ⑦互助精神の高揚に関すること
消防署	①火災の発生防止及び初期消火に関すること ②火災の発生状況に関すること ③避難に関すること ④感電、転落、落下物による事故等からの防止に関すること
警察署	①被害情報、治安情報、警備活動等に関すること ②道路交通に関すること ③防犯指導等、犯罪予防に関すること ④避難に関すること
防災関係機関	①各機関の活動体制に関すること ②電気、ガス等による事故などの二次災害の防止に関すること ③所管業務の被害状況、復旧に関すること

(2) 広報手段

市（各班）は次の広報媒体等を活用した広報を行う。

①防災行政無線（同報系）
②広報車
③市公式ホームページ
④市公式 SNS
⑤市公式メール配信サービス
⑥緊急速報メール
⑦広報紙

⑧緊急通報システム
⑨L アラート（災害情報共有システム）
⑩職員による現場広報

(3) 災害広報の協力要請

災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、市本部長が必要と認める情報について、報道機関等に提供し、市内外に対する情報発信の協力を要請する。

2　広聴活動

(1) 臨時市民相談窓口による広聴活動

市（市民相談班）は、災害に関する市民からの問合せ、生活再建等の相談に対応するため、市役所本庁舎、各公民館等に臨時市民相談窓口を設置して対応する。相談窓口に寄せられた要望等については、取りまとめの上、市本部に報告する。

市単独では対応できない相談事項については、県の災害情報相談センター等と連携して対応する。

(2) 安否情報の提供

市（市民班）は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された住民の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮した上で、適切に回答する。また、回答に備えるため、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

第６節 医療救護等対策

【方針】

〇大規模地震により、多数の傷病者が発生した際の救急救助活動に万全を期すため、消防機関等は関係医療機関及び各防災機関との緊密な連携を図り、迅速な医療救護活動体制を確保する。
〇衛生状態や生活環境の悪化を原因とした被災者の健康状態の悪化を防ぐため、避難所等の環境整備に努める。
〇大規模地震発生時には、多数の死者及び行方不明者の発生が予想されることから、これらの捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する体制の構築に努める。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　救急救助活動	健康づくり支援班、埼玉西部消防組合
第２　医療救護活動	広報班、障がい者福祉班、健康づくり支援班、保健センター班、市医師会等、医療救護関係機関
第３　防疫活動	環境班、健康づくり支援班、保健センター班
第４　遺体の取り扱い・埋火葬	市民班、生活福祉班、現地災害対策本部、緊急救助隊、消防団、埼玉西部消防組合、県、狭山警察署、自衛隊、市医師会等

第１ 救急救助活動

１　救急救助活動

消防組合は市（健康づくり支援班）と連携し、次の基準により救急救助活動を行う。

(1) 出動基準

ア　救急救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、救急隊と他の隊が連携して出動するよう努める。

イ　救助活動を必要としない現場への出動は救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先して搬送する。

ウ　建物倒壊や列車脱線事故などの人的被害が多大である場合には、近隣消防本部（局）又は埼玉県消防相互応援協定に基づき消防部隊の出動を要請する。

(2) 優先事項

ア　救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関と連携の上、救急救助活動を実施する。

イ　延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先して救急救助活動を行う。

ウ　延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救護で

きる現場を優先に、効果的な救急救助活動を行う。

エ　同時に小規模な救急救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先して救急救助活動を行う。

(3) 他機関への応援要請

救急救助活動に関する応援要請は「第 1 章 第 4 節 第 4-2 応援要請」に準ずる。

2　傷病者の搬送

消防組合は救急車による傷病者の搬送に努めるが、大規模災害により、対応が困難な場合、次のとおり対応する。

(1) 傷病者が軽症の場合又は救急車等に引き継ぐことができない場合は、市民、自主防災組織等の協力を得て医療救護所等に搬送する。

(2) 道路の被害状況等により、救急車等での搬送ができない場合は、県に対してヘリコプターによる搬送を要請する。

【搬送手段の例示】

搬送区間			搬送手段
災害現場（自宅等）	➡	仮設救護所、市内医療機関	徒歩、リヤカー、自家用車等
医療救護所	➡	市内後方医療機関*、災害時連携病院*	救急車等
市内後方医療機関、災害時連携病院	➡	災害拠点病院	救急車、ヘリコプター等

第２ 医療救護活動

災害救助法が適用された場合は知事が医療救護を実施し、市長は知事を補助することとなるが、災害救助法の適用には時間を要することから、災害直後は市長（市本部長）が実施を判断し、医療救護に着手する。

1　医療救護体制

(1) 各機関が実施する医療救護活動

市（健康づくり支援班、保健センター班）及び医療救護関係機関は、次の初動医療体制を速やかに確保し、医療救護活動を行う。

関係機関	初動時の主な役割
市本部（健康づくり支援班）	①市内全体の医療救護に関する総合調整方針決定 ②市医師会等との連絡調整 ③市内の被害状況把握 ④市医師会等と連携した医療救護所の開設判断、設置、運営 ⑤医療救護所への人員派遣に関する調整

関係機関	初動時の主な役割
4師会等	①市本部との連絡・調整 ②市医師会、医療機関等の被害状況の把握と整理 ③医療救護班の編成・派遣 ④医療機関の傷病者受入体制に係る情報収集
県本部（医療救急部） （保健医療調整本部）	①ドクターヘリによる傷病者搬送の手配 ②保健医療活動チーム*の派遣等 ③医薬品等の調達・供給
消防組合（埼玉西部消防組合）	①傷病者の救出救命処置、搬送
災害時連携病院（市内：入間川病院、埼玉石心会病院）	①中等症患者や容態の安定した重症患者の受入れ ②災害派遣医療チーム「埼玉地域 DMAT*」の派遣
災害拠点病院 （第二次保健医療圏内：防衛医科大学校病院、埼玉医科大学国際医療センター）	①急性期*における重篤な患者の救命医療 ②救護病院からの処置困難な傷病者（重症者）の受入れ ③域外搬送への対応 ④保有する DMAT の派遣 ⑤地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能
その他市内医療機関	①（自身の施設で診療が可能な場合） 診療の継続、負傷者の受入れ ②（自身の施設で診療が不可能な場合） 医療救護所、診療可能な病院等での医療救護班としての活動

（2）各機関の連携体制

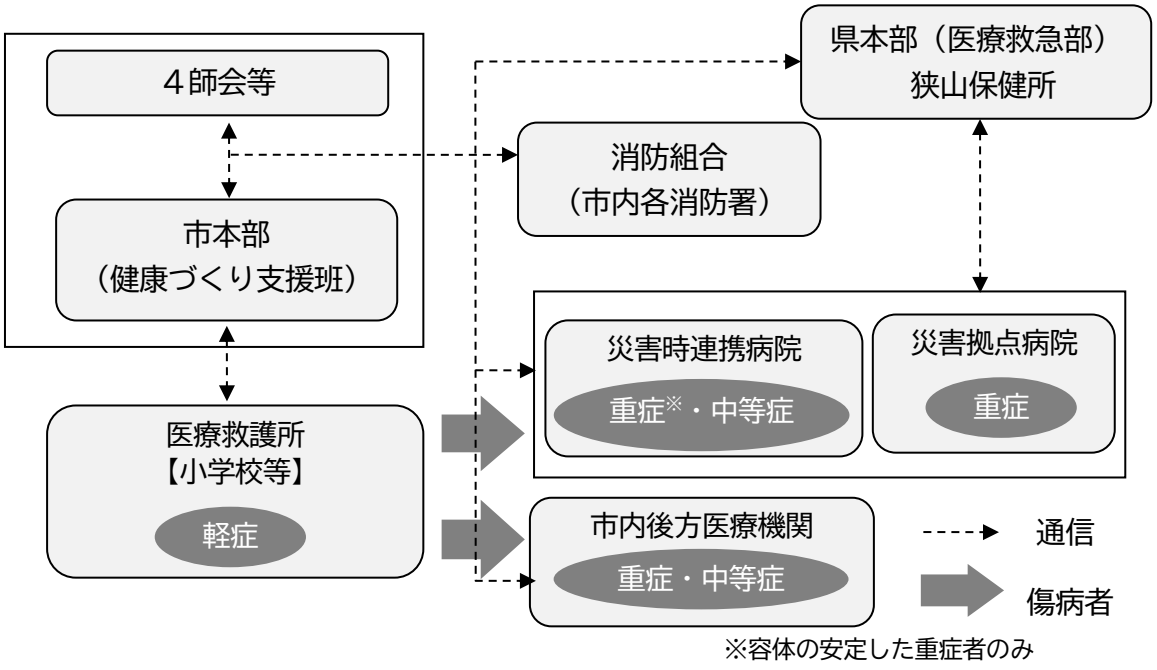

【各機関の連携体制】

（3）市医師会等への要請

市本部長は、市医師会等に対して医療救護班の編制及び医療救護所への派遣を要請する。

市本部長は、災害の規模が大きく、市のみでは対応が困難な場合、県及び関係機関に協力を要請する。

(4) 情報収集

市（健康づくり支援班）は市医師会等と連携し、「埼玉県広域災害救急医療情報システム（EMIS)」等を活用して医療機関の被害状況等を収集する。

(5) 医療救護所の設置又は閉鎖、医療救護班の編成又は解散

市（健康づくり支援班）は、医療救護活動の拠点として、医療機関等の施設を活用するとともに、医療救護所を開設する。

また、市（健康づくり支援班）と市医師会等は、編成可能な医療救護班数、班員を検討し、開設する医療救護所について、協議・調整する。

市（健康づくり支援班）は、地域の医療機能の回復した後、医療救護所の閉鎖及び医療救護班を解散し、平常時の医療体制への移行に向けた支援を狭山保健所と連携の上、実施する。

市（健康づくり支援班）と市医師会等は、各医療救護所の班員を選定し、医療救護所に派遣する。班員が不足する場合は、県その他関係機関に対して、次の要員の応援協力について要請する。

①災害派遣された自衛隊の医師及び看護師
②市内在住で市外に勤務し、かつボランティア登録された医師及び看護師
③他の公共団体から派遣された医師及び看護師
④他の市町村からのボランティア医師及び看護師

医療救護所の設置場所は、市（健康づくり支援班）と市医師会等で協議の上、地域の被害状況、医師等の参集状況に応じて次の施設の中から決定する。

	避難所名	所在地	連絡先	
			電話	ＦＡＸ
1	武道館	入間川 4-18-21	04-2935-7035	04-2935-7030
2	入間野小学校	北入曽 980	04-2959-9311	04-2959-9528
3	堀兼小学校	堀兼 1234	04-2959-3343	04-2959-3398
4	奥富小学校	下奥富 1019	04-2953-7615	04-2953-7616
5	柏原中学校	柏原 612	04-2954-5073	04-2954-5074
6	水富小学校	根岸 2-22-1	04-2952-2265	04-2952-2396
7	新狭山地区センター	新狭山 2-17-1	04-2953-9034	04-2954-7886
8	狭山元気プラザ	狭山台 1-21	04-2968-6885	04-2959-2785

(6) 医療救護活動

医療救護活動は、開設された医療救護所において実施するものとする。ただし、災害の状況によっては、被災地を巡回し活動する。また、活動内容は次のとおりとする。

①トリアージ*判定
②傷病者に対する応急処置
③後方医療機関等への転送の要否及び移送順位の決定
④死亡の確認（検案*）
⑤医療救護活動の連絡調整
⑥精神科救急医療の確保

(7) 医薬品・衛生材料の管理・補給

市（健康づくり支援班）は、市医師会等から医療救護所等において不足する医薬品及び

医療資器材について補給の要請を受けた場合は、市薬剤師会、狭山保健所及び県（医療救急部）等に供給の協力を要請する。

(8) 情報発信

市（広報班、健康づくり支援班）は、市医師会等と連携し、医療救護所の開設状況や医療機関の対応状況等について市民等に広報を行う。

(9) 助産救護

市（健康づくり支援班、保健センター班）は、県、市医師会等と連携し、受入可能な産婦人科医療機関を確認し、妊婦に情報提供する。また、状況に応じて受入医療機関への搬送を支援する。

(10) 透析患者の支援（移動）

市（障がい者福祉班、健康づくり支援班、保健センター班）は、市医師会等と連携し、透析医療機関の被害状況等の把握及び透析患者への情報提供を行う。また、避難所等においては、透析患者の避難の有無を把握し、必要に応じて情報提供・相談対応を行う。

(11) 精神科救急医療（移動）

市（健康づくり支援班、保健センター班）は、災害相談や巡回保健医療等の活動を通じ、環境の急変等から病状の悪化が認められた場合は、県内の精神科医療機関や臨床心理士等の協力を得ながら、適切な医療体制の確保に努める。

(12) 地域の役割

自治会等においても、負傷した者の応急手当てを実施する。

2　巡回保健活動

市（健康づくり支援班、保健センター班）は、状況に応じて関係機関等と連携し、避難所等で巡回保健活動を行う。

巡回保健活動の実施に当たっては、避難場所（自宅及び車中等を含む）の環境衛生上の課題や個人の健康状態の確認・アセスメント*を実施し、二次的な健康被害の予防、感染症対策、食生活・栄養指導、歯科保健、こころのケア等の健康問題への対策を立案、実施していく。

第３ 防疫活動

市（環境班）は、断水、汚水の溢水等の衛生条件の悪化により感染症等が発生するおそれがあるときは、被災地の消毒等を行う。また、感染症が発生した場合は、県の指示を受けて家屋及び付近の消毒を行う。

なお、被災地及び避難所等の消毒に備えて、消毒機、薬剤等の事前確保に努める。

(1) 消毒の実施及び害虫駆除

市（環境班）は、狭山保健所、自主防災組織、自治会等と協力して、消毒の実施及び害虫駆除を行う。消毒・清掃作業の対象は次のとおりとする。

①給水・給食施設
②家屋
③屋外トイレ
④ごみ集積所、水路等

(2) 感染症の疑いのある者への対応

市（健康づくり支援班、保健センター班）は、被災地において感染症予防啓発を実施すると共に、感染症サーベイランス*を実施し、感染症アウトブレイク*の兆候を把握するとともに、保健所・医師等と連携し、感染制御策を講じる。

第４ 遺体の取り扱い・埋火葬

災害救助法が適用された場合は知事が行方不明者の捜索、遺体の収容、処理及び埋火葬を実施し、市長は知事を補助することとなるが、災害救助法の適用には時間を要するため、災害直後は市本部長（市長）が実施を判断し、捜索等に着手する。

1　行方不明者の捜索

(1) 捜索活動

市（生活福祉班、現地災害対策本部総務班、緊急救助隊）は、県、警察署、消防団、消防組合、自衛隊等の協力を得て、行方不明者（行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況等により、死亡していると推定されるものを含む）を捜索する。

行方不明者の捜索を行う場合は、捜索隊及び作業班を編成してこれに当たる。

(2) 相談窓口の設置

市（市民班）は警察署と連携して相談窓口を設置し、行方不明者に関する問い合わせ等に対応する。

2　遺体の収容・処理

(1) 遺体収容所（安置所）の開設

市（生活福祉班）は災害の状況に応じて遺体収容所を被害現場付近の適当な公共建築物内に開設する。なお、代替施設が必要な場合は公園、駐車場等に仮設の遺体収容所を設置する。

遺体収容所に設ける機能は次のとおり。

①収容受付所
②検視（見分）・検案所
③身元確認所
④遺体引渡所
⑤遺体一時安置所
⑥死亡届受理、埋・火葬許可証交付所
⑦遺族控室、相談所

市（生活福祉班）は捜索活動等により発見した遺体について、警察機関等の協力を得て、遺体収容場所に搬送し、収容する。

（2）遺体の処理

市（生活福祉班）は、警察署、市医師会、市歯科医師会、葬祭業者等の協力を得て、遺体収容所において次の遺体の処理を行う。

項　目	処理内容
死体調査等	○警察官による死体調査（検視）を行う ○歯科医師による身元確認、法歯学上の協力を行う
検案*	○医師による検案を行う ○必要に応じて遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う
保管等	○収容した遺体、遺留品等の整理を行う
引き渡し	○遺族等へ遺体、遺留品等の引き渡し、埋火葬許可証の発行を行う

3　遺体の埋火葬

市（生活福祉班）は、身元不明遺体及び引取り手のない遺体の埋火葬を行う。

身元が判明している遺体の埋火葬は、原則としてその遺族・親戚縁者が行うが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、ひつぎやドライアイス等埋火葬資材の不足等から埋火葬が行えないと認める場合は、市が業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

（1）遺体の火葬

市（生活福祉班）は、遺体を火葬に付す場合、原則として、広域飯能斎場に移送して行う。移送に当たっては、災害協定を締結している県霊柩（れいきゅう）自動車協会等に協力を依頼する。

火葬場の被災や火葬能力を超える多数の遺体がある場合は、応急仮設火葬場の設置又は災害協定を締結する市町村へ応援を要請する。

（2）遺骨の埋葬

市（生活福祉班）は、縁故者の判明しない焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、縁故者が判明され次第引き渡す。

第７節 帰宅困難者対策

【方針】

〇帰宅困難者に対して、適切な判断・行動を可能にするための交通情報、被害情報等の提供を行う。
〇県、市、鉄道事業者等が連携し、主要駅周辺等の帰宅困難者を収容する一時滞在施設を開設する。
〇交通機関等の混乱が終息した後、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を行う。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　帰宅困難者への情報提供	危機管理班、広報班、鉄道事業者、報道機関等
第２　一時滞在施設の開設・運営等	市民班、施設管理者
第３　企業・学校等における帰宅困難者対策	こども支援班、保育幼稚園班、青少年班、学務班、事業者
第４　復旧対策	市民班

第１ 帰宅困難者への情報提供

市（危機管理班、広報班）、県、鉄道事業者、報道機関等は、帰宅困難者にとって必要な交通・道路情報、一時滞在施設、指定避難所及び市内の被害状況等の情報を伝達する。

①被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
②鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
③帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
④一時滞在施設の開設状況等の支援情報

第２ 一時滞在施設の開設・運営等

１　駅周辺等における一時滞在施設の開設

市（市民班）は地震の発生により、鉄道等の運行が停止した場合の帰宅困難者による混乱を防止するため、次のとおり一時滞在施設を開設する。

施設名	最寄駅
市民交流センター	狭山市駅
新狭山公民館	新狭山駅

入曽地域交流センター	入曽駅
ふれあい健康センターサピオ稲荷山 稲荷山環境センター	稲荷山公園駅

2　一時滞在施設の運営

一時滞在施設の運営は各地区現地災害対策本部員及び施設管理者が行う。

一時滞在施設の管理者は、受け入れた帰宅困難者に対して、交通機関の復旧状況等の帰宅の可否を判断できる情報を提供するとともに、必要に応じて市が備蓄する飲料水、食料の提供を行う。

なお、一時滞在施設は少ない人員で開設・運営することから、帰宅困難者の積極的な運営への参画を促す。

3　一時滞在施設の閉鎖

一時滞在施設の閉鎖は、災害発生後おおむね 3 日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること又は関係機関等が帰宅困難者に帰宅を促す対応を始めたこと等を勘案して決定する。

施設管理者は、閉鎖に当たっては市（市民班）と調整を行い、安全が確保されている道路、公共交通機関の運行状況、代替輸送の状況等について帰宅困難者に情報提供を行う。

第３ 企業・学校等における帰宅困難者対策

1　企業等における帰宅困難者対策

事業者等は、発災時に自社従業員等を一定期間事業所内に留め、飲料水・食料等の提供を行う。また、訪問者や利用者についても従業員と同様の対応に努める。

留まった従業員は可能な範囲で、地域の応急・復旧活動への協力に努める。

2　保育所・学校等における帰宅困難者対策

市（こども支援班、保育幼稚園班、青少年班、学務班）は、発災時に児童生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難となり児童生徒等の引き取りが難しい場合又は児童生徒等の帰宅が困難な場合、一定期間校舎内に留める。

また、備蓄している飲料水・食料等を児童生徒等への提供するほか、あらかじめ定めている方法により保護者への連絡を行う。

第４ 復旧対策

1　帰宅支援

(1) 代替輸送

県は、関係事業者等と連携し、避難行動要支援者を中心とした帰宅困難者の代替輸送を実施する。

市（市民班）は、代替輸送の発着所における帰宅困難者の円滑な乗降、県及び県医師会による救護所の設置等を支援する。

(2) 徒歩帰宅支援

災害時帰宅支援ステーション*（ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等）は、県との災害協定に基づき徒歩帰宅者を支援する。

また、沿道の市民や事業者等は、可能な範囲で徒歩帰宅者に休憩所、トイレ、水道水その他の物資や安全に帰宅するために有用な情報の提供等に努める。

第８節 避難対策

【方針】

〇地震発生時には、多数の被災者が生じることが予想されるため、避難所の設置及び避難誘導を的確に行う。また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。
〇在宅避難者をはじめとした、避難所以外で生活する被災者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。
〇大規模災害時には、他都道府県からの多数の被災者の受入れを想定し、被災者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

【対策項目と実施担当】

項 目	担 当
第１　避難の実施	危機管理班、広報班、消防団、狭山警察署、自主防災組織
第２　避難所の開設・運営	危機管理班、契約検査班、自治文化班、市民班、環境班、福祉政策班、生活福祉班、障がい者福祉班、高齢者支援班、こども支援班、介護保険班、健康づくり支援班、保健センター班、現地災害対策本部、避難所運営会議、施設管理者
第３　広域避難・広域一時滞在	危機管理班、施設管理者

【避難行動の一例】

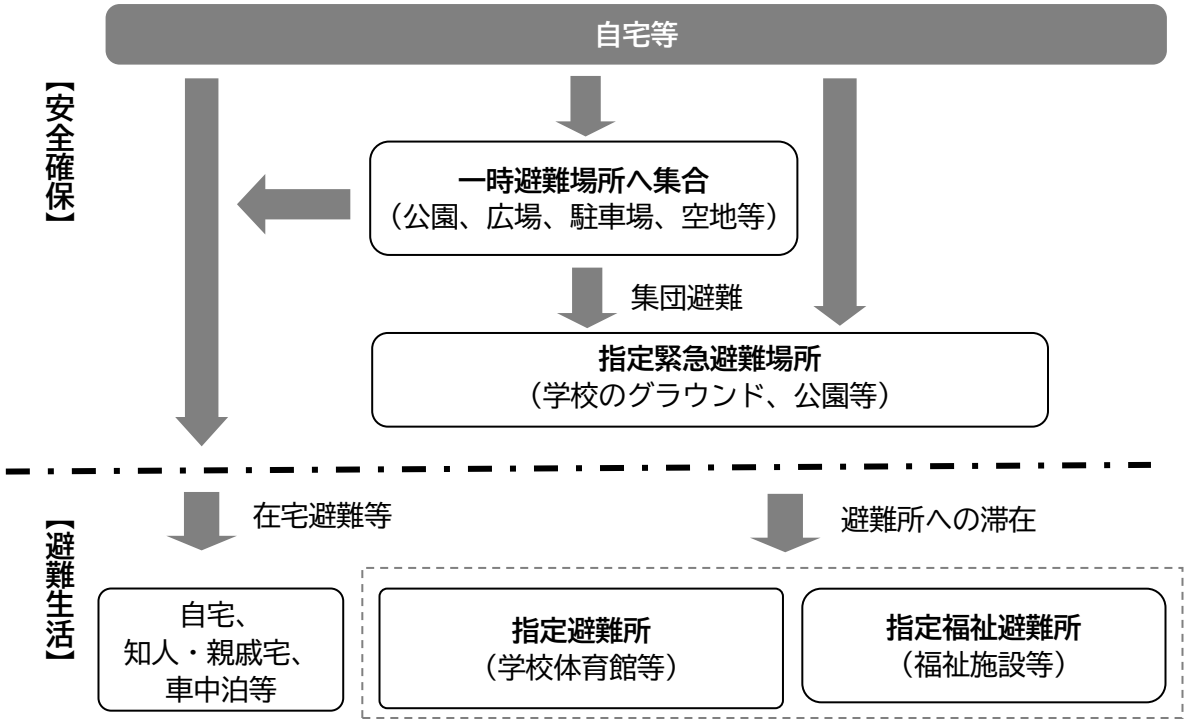

第１ 避難の実施

１　避難情報の発令

市本部長、知事、警察官、自衛官等は、災害が発生し、又はその拡大のおそれがあり、市民等の生命、身体等に危険を及ぼすと認められるときは、当該地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保を指示する。

市本部長（市長）は、避難指示に先立ち、市民等の避難準備と要配慮者等の避難開始を促す必要があるときは、高齢者等避難*を発令する。

【避難情報の種類】

種　類	市民等がとるべき行動	警戒レベル*
高齢者等避難	要配慮者等、特に避難※1に時間を要する者は避難を開始する。 それ以外の市民も避難指示が発令されたときに、いつでも避難できる体勢をとる。	警戒レベル３相当
避難指示*	危険区域の市民等は避難する。	警戒レベル４相当
緊急安全確保*	まだ避難していない危険区域の市民等は直ちに安全な場所へ避難する。	警戒レベル５相当

※1　避難には「立退き避難」と「屋内安全確保」がある。

「立退き避難」……災害リスクのある区域等の居住者等が自宅・施設等にいては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること

「屋内安全確保」…災害リスクのある区域等の居住者等が自宅・施設等において、上階への移動や高層階に留まること等

【避難指示等の発令権者及び要件】

発令権者	指示等を行う要件	根拠法令
市長	○高齢者等避難 警報等の伝達に当たり、要配慮者の円滑な避難が図られるよう必要な情報を提供するとき。	災害対策基本法第56条第1項
	○避難指示 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項
	○緊急安全確保 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第60条第3項
知事	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
警察官	○市長が避難のための立退き等を指示することができないと認められるとき。 ○市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条

発令権者	指示等を行う要件	根拠法令
	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等の危険な事態があり、特に急を要すると認められるとき。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき。	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条
水防管理者*	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条

2　警戒区域*の設定

市本部長（市長）、知事、警察官、自衛官、消防職員、消防団員等は、災害対策基本法等の規定に基づき、災害から人命等への危険を防止するため必要がある場合は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止又は退去を命ずる。

【警戒区域の設定権者及び要件・内容】

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第 63 条
知事	○災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施する災害対策基本法第 63 条第 1 項に係る事務について全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第 73 条
消防長又は消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第 23 条の 2
消防職員又は消防団員	○火災の現場においては消防警戒区域を設定し、総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第 28 条
消防団長・団員、消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第 21 条
警察官	○市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第 63 条
	○消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防職員又は消防団員の要求があったとき。	消防法第 28 条

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
	○消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第 21 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	○市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき。	災害対策基本法第 63 条

3　避難情報等の周知

(1) 避難情報等の周知

避難情報の発令又は警戒区域の設定を行った場合は、市（広報班）は、速やかに次の内容を市民等に周知する。

①要避難対象地域及び対象者
②避難先
③避難指示等の理由
④避難時の留意事項
⑤その他必要な事項

避難指示等を行う場合は、その内容を防災行政無線（同報系）、広報車、市公式ホームページ、緊急速報メール、市公式 SNS 等のあらゆる広報手段を用いて周知する。

周知の際は、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対しても迅速かつ的確な周知が行われるよう十分に配慮する。また、解除の場合も同様とする。

(2) 避難指示等に伴う報告

実施責任者が、避難のための立退きの指示又は命令を行った場合は、直ちに次に定める事項を関係機関に報告するものとする。

①災害の態様
②避難指示等を発した日時及びその内容
③地域名ならびに対象人員
④開設する避難所（施設名）

(3) 避難情報等の解除

避難情報を発令した者及び警戒区域を設定した者は、その危険が解消されたと認める場合、それらを解除する。

(4) 避難情報等の共有

避難情報の発令及び警戒区域の設定を実施した場合又は解除した場合、市（危機管理班）、消防団、消防組合、県、警察署、自衛隊等の関係機関は、その旨を相互に連絡する。

4　避難誘導

市及び防災関係機関は次のとおり避難誘導を行う。

ア　避難情報を発令した場合、市（危機管理班）は避難対象地域の指定緊急避難場所に担当員を配置し、災害の種類に応じた安全な避難スペースに誘導する。

イ　警察署、消防団、自主防災組織等は避難対象地域の市民等の避難誘導を行う。また、自治会単位等での集団避難を促進する。

ウ　地域支援者は自身の安全を確保した上で、避難行動要支援者の避難支援に努める。

エ　要配慮者利用施設*の管理者等は、避難確保計画等に沿って、施設利用者の円滑な避難誘導を行う。

第２ 避難所の開設・運営

1　避難所の開設

(1) 避難所開設の基準

市内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合、市（危機管理班）は速やかに所定の指定避難所を開設する。

また、災害により住宅の罹災者が発生した場合等で市本部長が必要と認める場合、市（危機管理班）は開設する避難所を選定し、該当地区の現地災害対策本部に避難所の開設を指示する。

なお、指定避難所の開設・運営の詳細は、避難所開設・運営マニュアルによるものとする。

(2) 避難所の選定

市（危機管理班）は災害の状況、市民の罹災状況等を勘案し、開設する避難所を選定する。

なお、開設可能な指定避難所だけでは施設が不足する場合は、指定緊急避難場所に指定されている施設（屋内施設のみ）を臨時避難所として開設することとし、その開設を当該地区の現地災害対策本部に指示するとともに、災害協定を締結するホテル・旅館への協力を要請する。また、市民等に対して車中避難や親族・友人宅への避難を呼びかける。

(3) 避難所の開設方法

避難所の開設は地域住民と該当地区の現地災害対策本部の避難所班、施設管理者等が協力して行う。

開設に当たっては、施設の安全点検を速やかに実施し、避難所としての使用可否を判断するとともに、避難者の安全確保措置を講じる。

(4) 避難所開設の広報

市は、避難所の開設が完了次第、「第 1 章 第 5 節 第 3 災害広報・広聴活動」に準じた広報活動を行う。

(5) 避難所開設の報告

現地災害対策本部避難所班員は、避難所の開設完了後、直ちに現地災害対策本部長に報告する。報告を受けた現地災害対策本部長は市本部長に報告する。

避難所を開設した場合、市（危機管理班）は県災害オペレーション支援システムにより、次の事項を県に報告する。

①避難所の開設の目的、日時及び場所 ②箇所数及び収容人数 ③開設期間の見込み

(6) 指定避難所等への応援体制

指定避難所等の開設は、地域住民と現地災害対策本部避難所班員等が行うこととなるが、要員が不足する場合、災害対策本部は緊急救助隊を編成、出動させることで当該地区の対応力充実を図る。

(7) 在宅避難者への支援

市は、自宅が倒壊・焼失せずに無事であり、在宅避難している市民に対して、飲料水、食料及び救援物資の配給、情報提供等の支援を行う。また、在宅避難者に対してこのような支援を実施していることを防災行政無線や広報車等の手段を用いて周知する。

避難所等に避難している市民に対しても、自宅が倒壊・焼失せずに最低限の生活ができる場合は、可能な限り自宅での避難生活を呼びかける。なお、在宅避難は、応急危険度判定が実施されている建物を対象とすることを原則とする。

2　避難所の管理・運営

避難所の管理・運営は、避難者の代表者、施設管理者、市職員等で組織する避難所運営会議が自主的に行う。

避難所運営会議は、当該地区の現地災害対策本部との連絡調整や避難者のニーズ把握に努める。

避難所運営会議は女性に配慮した避難所運営を行うために、原則として複数の女性を参加させるとともに、交代要員の確保に配慮する。また、特に、高齢者や身体障害者等の福祉ニーズに十分配慮するとともに、避難所の良好な生活環境の確保に努め、避難者のプライバシー、女性や乳幼児を含むこども、性的マイノリティ*（LGBTQ*）、宗教的な問題等に配慮する。

さらに、避難所運営に当たって機能別団員や専門性を有する外部支援者、災害ボランティア等の支援が受けられるよう活動環境を整える。

(1) 避難者の受入れ

避難所に避難してきた被災者について、狭山市への住民登録の有無に関わらず受入れる。

(2) 避難者名簿の整備

避難所運営会議は、避難所ごとに避難者名簿を作成し、避難者の氏名、避難者数、飲料水、食料、物資等の需要を把握し、当該地区の現地災害対策本部を通じて市（市民班）に報告する。

避難者名簿は原則として開示しない。ただし、「人の生命、身体ならびに財産の保護のために必要とみなされる」場合は、市本部長の判断のもと開示することができる。〈「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」（内閣府）〉

(3) 通信手段の確保

避難所の開設・運営状況等を市（市民班）、各地区現地災害対策本部が円滑に共有できるよう、通信連絡手段の確保に努める。

また、電気通信事業者の協力を得て、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(4) 衛生確保等

指定避難所の状況に応じて仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレカー等を配備し、快適なトイレ環境を整備する。

また、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等の必要な措置を講じるものとする。

(5) 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者、女性、性的マイノリティ等への配慮

避難所における避難行動要支援者をはじめとした要配慮者の支援を行うため、要配慮者支援班を設置し、要配慮者を受け入れるスペースを確保するとともに、避難してきた避難行動要支援者の名簿を作成し、受入れ人数の把握を行う。さらに、避難行動要支援者名簿との照合を行い、避難行動要支援者の障害の程度、持病等を把握するとともに、必要に応じて、福祉避難所等への移送に向けた調整を行う。

【要配慮者の支援体制】

担当	業務内容
【市本部】 避難行動要支援者支援会議 （危機管理班、自治文化班、市民班、福祉政策班、障がい者福祉班、高齢者支援班、こども支援班、介護保険班、保健センター班）	①優先度が高い避難行動要支援者への対応（避難誘導等） ②避難行動要支援者全般の安否確認 ③ボランティアとの連携 ④物資の確保・分配 ⑤要配慮者の相談体制の整備 ⑥医療・保健・福祉に関する支援の調整 ⑦福祉避難所に関すること ⑧要配慮者支援班との連携・調整
【避難所運営会議】 要配慮者支援班 （避難者、地域支援者（自治会員、民生委員・児童委員等））	①避難行動要支援者の避難状況の把握 ②要配慮者の相談窓口の設置 ③要配慮者の状況及びニーズの把握

また、要配慮者、女性、性的マイノリティ等への配慮として、次の取組を行う。

ア　高齢者、障害者、難病患者、医療的ケア児（者）、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳室、クールダウンスペース*等を開設当初から設置できるように努める。トイレについては、女性用を多く設置するとともに、バリアフリートイレを設置する。

イ　男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、男女別の物干し場所、更衣室、休養スペース、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定を行う。

ウ　生理用品・女性用下着等の必要な物資を整備するとともに、女性による配布や女性専用スペースでの配布を行うなどの配慮を行う。また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性のニーズに配慮する。

エ　必要に応じて女性の相談員、福祉相談員を配置又は巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

オ　女性に対する相談員の配置、相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用するとともに、必要に応じて警察署による夜間パトロールの強化及び避難所へ女性警察官の配置の手配を行う。

カ　性的マイノリティから相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、相談員等はアウティング*を行わないよう十分配慮する。

キ　被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を把握した上で、当該課題等の解

決に向けたきめ細かな支援（災害ケースマネジメント）の実施に向けた体制を整備する。

ク　民生委員・児童委員や訪問介護員の訪問等による要配慮者の実態調査を実施し、要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮するとともに、保健師・助産師・訪問介護員・手話通訳者等の派遣を行う。

ケ　家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮した避難所レイアウトの検討を行う。

コ　日本語による意思疎通が困難な外国人のため、外国語通訳・翻訳ボランティア等を派遣する。

(6) 要配慮者等に必要な物資等の支給

市（契約検査班）は、要配慮者等のために必要な物資等を速やかに調達できる体制を確保する。特に、高齢者、身体障害者、乳幼児、アレルギー患者、透析患者等に配慮した食料の供給に努める。

(7) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

市（現地災害対策本部避難所班）は、避難所開設当初からパーティションや簡易ベッド等を設置するなど、避難所における良好な生活環境の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

そのため、避難所運営委員会を通じてトイレの設置状況、パーティション、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況等、避難所における生活環境の把握に努め、入浴及び洗濯等の生活に欠かせない水や栄養バランスのとれた適温の食事の確保など、必要な措置を講じるよう努める。

(8) 避難者の健康管理

市（健康づくり支援班、保健センター班）は、良好な衛生状態の維持及び避難者の健康状態の十分な把握や福祉的な支援の実施に努める。

また、保健師等による健康相談、メンタルケアの実施体制を確立するとともに、市医師会等との協定に基づいた医療救護班による巡回診察の実施等の必要な措置をとる。

市（障がい者福祉班、高齢者支援班、介護保険班）は、高齢者や障害者等の要配慮者の健康状態について、特段の配慮を行い、医療機関や福祉避難所への移送等の必要な措置をとる。

(9) 新型コロナウイルス感染症等の新興感染症対策

市（健康づくり支援班）は、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症の感染拡大のおそれがある場合、国の通知及び県の「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」に沿った次の対策を講じる。

①住民への適切な避難行動の周知
②感染症対策に有効な物資の準備
③受付時の健康状態の確認
④適切な避難所レイアウトの検討
⑤発熱者等の専用スペースの確保及び体調不良への適切な対応
⑥自宅療養者の避難対応
⑦感染症対策の徹底

（10）避難者と共に避難した動物の取扱い

市（環境班）は、避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについてあらかじめ定めるとともに、適切な受入体制の確保に努める。

なお、避難所では様々な価値観を持った人が共同生活を営むことを鑑み、市（現地対策本部避難所班）は、避難者の居住スペースへの動物の持ち込みを原則として禁止とし、別の場所に動物専用の避難スペースを設置し、ケージ等に収容した状態で避難させる。動物専用の避難スペースについては、避難所の収容能力が不足するなど、やむを得ない場合を除き屋内に設置する。

動物への給餌、排泄物の清掃等の管理、専用スペースで飼養した場合の撤去後の現状復旧等は動物と避難してきた者の責任とする。

（11）避難所運営の長期化時の対応

避難所運営の長期化が予想される場合や短期間に複数の災害が発生した場合等、指定避難場所担当職員のストレス障害等を防止する必要があるときは、市（危機管理班）は全庁的なローテーションによる避難所への職員派遣体制をとる。

（12）避難所運営マニュアルの改訂

市（危機管理班）は、実災害への対応や地域の実情に応じて、適宜、避難所開設・運営マニュアルの改訂に努める。

3　在宅避難者等の支援

市（市民班）は、在宅避難者や知人・親戚宅への避難者、車中避難者等の情報把握に努めるとともに、飲料水、食料等の必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等の保健医療サービスの提供、情報の提供等の必要な支援を実施し、生活環境の確保を図る。特に車中避難者に対しては、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

市（市民班）は、在宅避難者等の把握を行うため、在宅避難者や知人・親戚宅への避難者、車中避難者等に対し、最寄りの指定避難所へ状況を報告するよう広報を行うとともに、自治会・自主防災組織等に、在宅等避難者の安否、支援ニーズ等の状況調査及び報告を依頼する。

第３ 広域避難・広域一時滞在

1　広域避難

避難指示等を行った場合の立退き先を市内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に避難させる必要がある場合に、災害対策基本法による広域避難を実施する。

（1）広域避難の要請

市（危機管理班）は、県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。

県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都県と協議するよう求め

る。緊急を要する場合は、県に報告した上で当該市町村と協議する。

(2) 広域避難の受入れ

他市町村又は県から本市への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

2　広域一時滞在

市域で災害が発生し、被災した市民の生命・身体を災害から保護し又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町村の区域における一時的な滞在の必要があるときは、災害対策基本法又は災害協定による広域一時滞在を実施する。

(1) 広域一時滞在の要請

市（危機管理班）は、県内の他市町村に広域一時滞在を要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。また、県外の市町村への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して当該都県と協議するよう求める。

市（危機管理班）は、相互応援協定を締結している市町村に広域一時滞在の受入れを要請する場合は、所定の事項を明らかにして要請する。

(2) 広域一時滞在の受入れ

他市町村又は県から本市への広域一時滞在の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定避難所等を提供する。

また、相互応援協定を締結している市町村から本市への広域一時滞在の受入れを求められた場合は、可能な限りこれに応じて受入れに努める。

3　二次避難（移送）

大規模災害時には、避難生活が長期化することが考えられる。また、応急仮設住宅の設置等による対応にも限界があることから、県内他地域又は他県（更に遠県）への二次避難（移送）を実施する。

県内避難所での生活の長期化が見込まれる場合又は県内での受入れが不可能になった場合、市（危機管理班）は県に依頼し、十分な支援が可能な他の自治体での二次受入れを調整する。避難者の移送については、受入れ県と調整し、輸送関係事業者と協力して行う。

第９節 災害時要配慮者対策

【方針】

〇災害時に避難行動要支援者を含む要配慮者を安全に避難させる。
〇避難生活等に困難を伴う要配慮者を適切に支援する。
〇外国人が理解しやすい情報発信や相談窓口の設置を行う。

【対策項目と実施担当】

項　　目	担　　当
第１　避難行動要支援者等の避難支援	危機管理班、自治文化班、福祉政策班、障がい者福祉班、高齢者支援班、こども支援班、介護保険班、保健センター班、消防団、埼玉西部消防組合、狭山警察署、自治会、民生委員・児童委員
第２　避難生活における要配慮者支援	自治文化班、市民相談班、福祉政策班、障がい者福祉班、高齢者支援班、こども支援班、介護保険班、保健センター班、現地災害対策本部
第３　社会福祉施設の入所者等の安全確保	災害対策本部、福祉部（各班）、こども支援部（各班）、施設管理者
第４　外国人の安全確保	市本部、自治文化班、福祉政策班、現地災害対策本部

第１ 避難行動要支援者等の避難支援

市（危機管理班、自治文化班、福祉政策班、障がい者福祉班、高齢者支援班、こども支援班、介護保険班、保健センター班）、地域支援者（消防団、消防組合、警察署、自治会、民生委員・児童委員）等は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画*を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び避難支援を行う。

市は、避難行動要支援者名簿、個別避難計画について、情報の管理等を徹底する。災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命及び身体を保護するために特に必要がある場合は、名簿情報や個別避難計画上の情報を提供することに同意のない者についても必要な範囲で地域支援者等に情報を開示・提供する。（開示基準については「狭山市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」を参照）

また、地域支援者や近隣住民等の協力を得ながら在宅の避難行動要支援者の救助を行い、必要に応じて福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に移送する。

なお、地域支援者をはじめとする、避難支援関係者は、災害時には自身やその家族の安全を確保した上で、災害情報伝達や的確な避難誘導を行う。

第２ 避難生活における要配慮者支援

1　生活支援物資の供給

市（自治文化班、福祉政策班、障がい者福祉班、高齢者支援班、こども支援班、介護保険班、保健センター班、現地災害対策本部）は、アレルギー対応食などの要配慮者向けの飲料水、食料、生活必需品等の調達及び供給を行う。配布を行う際には、一般向けの配布と場所や時間を別に設ける等の配慮を行う。

2　相談窓口の開設

市（市民相談班）は必要に応じて相談窓口を開設し、市職員、福祉関係者、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

なお、必要に応じて県に対し、社会福祉士、介護福祉士、保育士等の多職種で構成される災害派遣福祉チーム（DWAT）を避難所に派遣し、要配慮者のスクリーニングや相談業務、応急的な介護等の福祉的支援を行うよう要請する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員及び福祉相談員を配置又は巡回させる。

3　巡回相談支援の実施

市は、市職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師等により、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、健康被害の最小化や災害関連死の予防のための相談等を行い、必要な支援機関へつなげる。

4　福祉避難所の活用

市（危機管理課、福祉政策班、障がい者福祉班、高齢者支援班、介護保険班）は、市とあらかじめ協定を締結している社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。また、不足する場合は災害協定を締結している福祉施設等の協力を得て予備福祉避難所を開設する。

併せて、旅館・ホテル等を実質的な福祉避難所として開設できるよう調整に努める。

5　在宅避難を行う要配慮者等への支援

在宅避難を行う要配慮者等に対しても、指定避難所に避難する要配慮者と同様の支援が行われるよう支援体制を確保する。

第３ 社会福祉施設の入所者等の安全確保

社会福祉施設の管理者は、災害時に自らの施設に入所する要配慮者を安全に避難させる

とともに、平常時から入所者の避難生活に必要な飲料水、食料、生活必需品等の備蓄に努める。

市は、社会福祉施設の機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

第４ 外国人の安全確保

1　安否確認の把握及び避難誘導の実施

(1) 安否確認の実施

市（市本部、現地災害対策本部）は、必要に応じて外国人住民に係る住民票等に基づき安否確認を行うとともに、調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

市（市本部、現地災害対策本部）は、広報車や防災行政無線等を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

2　情報提供及び相談窓口の開設

(1) 情報提供

市（自治文化班、福祉政策班、現地災害対策本部）は、狭山市国際交流協会、通訳・翻訳ボランティア等の協力を得て、ホームページ、テレビ・ラジオ等を活用して外国語による情報提供を行う。また、チラシ、災害広報紙等を発行し、生活支援情報の提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

市（自治文化班、福祉政策班、現地災害対策本部）は、狭山市国際交流協会及び通訳・翻訳ボランティア等の協力を得て、必要に応じて災害に関する外国人の相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

(3) 通訳・翻訳ボランティアの確保

市（自治文化班）は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保を図る。

第１０節 物資供給・輸送対策

【方針】

○震災時に市民の基本的な生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材、医薬品等の調達及び迅速な供給を実施する。
○大規模災害時には、救助・医療活動の従事者及び食料、生活必需品、医薬品等の物資の輸送をはじめとした緊急輸送を実施する。緊急輸送は、原則として次の順位により行うものとする。
①市民の安全を確保するために必要な輸送
②被害の拡大を防止するため必要な輸送
③災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　飲料水等の供給	契約検査班、水道施設班
第２　食料の供給	契約検査班、学校給食班、避難所運営会議
第３　生活必需品等の供給	契約検査班
第４　医薬品等の供給	健康づくり支援班
第５　救援物資の募集・受入れ	契約検査班
第６　緊急輸送	危機管理班、契約検査班、財産管理班、みどり公園班

第１ 飲料水等の供給

１　給水活動の実施

市（水道施設班）は断水の状況や医療機関等の重要施設の給水需要を把握し、給水活動を実施する。

(1) 重要施設への給水

断水地区の医療機関（特に市内後方医療機関、災害拠点病院及び災害時連携病院）、社会福祉施設、福祉避難所等の重要施設を優先し、給水車等による給水を行う。

(2) 被災者への給水

ア　拠点給水

各家庭への戸別給水は行わず、断水区域内の世帯数等を勘案して指定避難所、指定緊急避難場所等に給水拠点を設置する。

給水拠点における給水は原則、受水槽を通じて行うこととするが、受水槽が設置されていない施設等を給水拠点とする場合については、仮設給水栓、仮設給水槽の設置又は非常用飲料タンクを活用して給水を行う。

市民等は自身で用意した容器にて受水することを原則とするが、容器の確保が困難な場合については、市が備蓄する給水バッグ等を活用する。

イ　給水に関する広報の実施

市（水道施設班）は給水場所や時間、その他受水時の注意事項等を市民等に周知する。

【給水量の基準】

項　目	経過日数			
	災害発生～3 日	4 日～10 日	11 日～21 日	22 日～復旧まで
目標応急給水水量	3 ℓ/人・日	20 ℓ/人・日	100 ℓ/人・日	250 ℓ/人・日
用途	生命維持に必要最低限の水	調理、洗面等最低生活に必要な水	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水
給水方法	耐震性貯水槽、受水槽、給水車等	基幹管路付近の可搬式応急給水栓	配水管上の可搬式応急給水栓	仮配管からの各戸共用給水

(3) 給水施設の応急復旧

市（水道施設班）は上水道、簡易水道、簡易給水施設、公共井戸及び一般の井戸の被害状況の調査及び応急復旧工事を速やかに実施する。

(4) 応援要請

市（水道施設班）は、活動体制、資機材等の不足が見込まれる時は、速やかに日本水道協会等に応援要請を行うとともに、その他の地方公共団体等からの応援の申し出があった場合は、速やかに受入調整を行う。

(5) 飲料水の調達

市（契約検査班、水道施設班）は、自らが実施する給水活動のみでは避難者等の飲料水が不足する場合、災害協定を締結した団体・企業等から飲料水を調達し、避難所等に供給する。

(6) 生活雑用水の供給

生活雑用水の給水担当者は、緊急救助隊を含めた現地災害対策本部にて決定の上、派遣する。

ただし、市指定防災井戸、災害時における井戸水の供給協定締結事業所の工業用井戸及び学校のプールの利用にあっては、所有者又は施設管理者の承諾のもと、その指示に従うものとする。

2　物資拠点の開設、運営及び要員の確保

(1) 物資拠点の開設、運営

市（契約検査班）は、物資の搬出及び搬入を行う物資拠点を開設し運営する。

(2) 物資拠点の要員の確保

市（契約検査班）は、別に定める計画や要領等に基づき、要員を確保する。

第２ 食料の供給

1　備蓄食料の活用

地震発生直後（3 日程度）は、原則として市民が持参した家庭内備蓄食料及び市や県の公的備蓄食料を活用する。

2　食料の供給

(1) 食料の供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおり。

①避難指示等に基づき指定避難所等に避難している者 ②住家が被害等により炊事が不可能な者 ③旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者 ④災害による流通支障等で食料を得られない者 ⑤施設で調理することができない社会福祉施設等の施設利用者 ⑥災害応急対策活動従事者（災害救助法の対象外）

(2) 食料需要の把握

市（契約検査班）は、在宅避難者を含む避難者、職員及び応援隊の食料需要を災害対策本部から収集する。

(3) 食料の調達・輸送

市（契約検査班）は災害協定を締結している事業者等に対し、避難所等への食料の供給を要請する。調達品目は要配慮者（食物アレルギーのある避難者を含む）に配慮した上で決定する。

食料調達事業者が避難所へ配送できない場合、災害協定を締結している事業者等に配送を要請する。

また、必要に応じて物資集積拠点を開設し、食料の一時集積及び各避難所への配送を行う。

(4) 食料の支給

各避難所において、現地災害対策本部避難所班は避難所運営委員会等の協力を得て、供給食料の受入れ、配分及び避難者への支給を行う。

3　炊き出しの実施

市（学校給食班）は、避難所等の適当な場所で、炊き出しによる食料の供給を実施する。炊き出しの優先順位は、指定避難所で実施するもの、給食センターで実施するものの順とし、不足する場合は、県に炊き出しの協力を要請する。

(1) 実施方法

避難所運営会議は、ボランティア団体及び避難者の協力のもと、当該避難所において炊き出しを行う。

現地災害対策本部は、必要に応じて市本部を通じて、給食センターに炊き出し給食を要請する。

(2) 食材等の調達

炊き出し用の食材等の供給は市（契約検査班）を通じて災害協定を締結している事業者等に要請する。

米穀の調達が困難な場合は県に供給を要請する。なお、交通、通信の途絶、被災地からの孤立等により災害救助法が適用され、応急食料が必要と認められる場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省（農産局）に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づく応急用米穀の緊急引渡しを要請する。

(3) 応援要請

炊き出しの人員、資機材等が不足する場合は県に協力を要請し、赤十字奉仕団等の応援、特定給食施設への調理委託、県 LP ガス協会等から避難所への LP ガス等代替エネルギーの供給を受ける。

また、必要に応じて自衛隊災害派遣部隊に炊き出しの支援を要請する。

第３ 生活必需品等の供給

1　備蓄品の活用

「第 1 章 第 10 節 第 2-1 備蓄食料の活用」に準ずる。

2　生活必需品等の供給

(1) 生活必需品等の供給対象者

生活必需品等の供給対象は次のとおり。

住家が全半壊（焼）、流出、床上浸水等の被害に遭い、衣服、寝具、その他の生活上必要な日用品等を喪失し、日常生活を営むことが困難な者。

(2) 生活必需品等の需要把握

「第 1 章 第 10 節 第 2-2-(2) 食料需要の把握」に準ずる。

生活必需品等の需要把握に当たっては、時間の経過とともに変化するニーズ、夏季や冬季のニーズ、要配慮者のニーズや、性別や文化の違いによるニーズの違いに配慮する。

(3) 生活必需品等の調達・輸送

「第 1 章 第 10 節 第 2-2-(3) 食料の調達・輸送」に準ずる。

(4) 生活必需品等の支給

「第 1 章 第 10 節 第 2-2-(4) 食料の支給」に準ずる。

第４ 医薬品等の供給

「第 1 章 第 6 節 第 2-1-(7) 医薬品・衛生材料の管理・補給」に準ずる。

第５ 救援物資の募集・受入れ

1　救援物資の募集・受付

救援物資の募集・受付は、仕分け等の手間を考慮し、原則、企業、団体等からの大口のものに限定する。

市（契約検査班）は、企業、団体等からの支援の申出について提供申出者を登録し、必要なときに配送先等を連絡し、供給を要請する。

2　救援物資の受入れ・管理

市（契約検査班）は物資集積拠点（地域内輸送拠点）を開設し、施設管理者及び災害協定団体の協力を得て救援物資の受入れ、配分、保管等を行う。

なお、大量の救援物資を扱う場合は、民間物流事業者が持つノウハウ、人的資源、倉庫等の施設を活用する。

第６　緊急輸送

市（契約検査班）は、輸送車両等を調達の上、あらかじめ定めた系統に基づき、飲料水、食料、生活必需品等の緊急輸送を実施する。

緊急輸送については、市所有車両を活用するほか、協定に基づき（一社）埼玉県トラック協会いるまの支部に依頼する。市が必要とする車両等が調達不能となった場合は、県に対して調達及びあっせんを要請する。

1　陸上輸送

(1) 緊急輸送の範囲

市及び防災関係機関が行う緊急輸送の範囲は、次のとおり。

①災害対策要員の輸送 ②医療、助産及び救護を必要とする要配慮者の輸送 ③災害対策活動用資機材及び車両の輸送 ④飲料水、食料、生活必需品等の救援物資の輸送 ⑤その他必要な物資及び人員の輸送

(2) 車両の確保

市（財産管理班）は、市有車両を管理し、各班からの配車要請を踏まえて配車を行う。

市有車両のみで不足する場合又は市有車両では輸送できない場合は、災害協定を締結している運送事業者等からトラック、バス等を調達する。必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達及びあっせんを要請する。

(3) 緊急通行車両等の確認

大規模地震の発生時は、緊急交通路が指定され緊急通行車両等以外の通行が規制されることから、緊急通行車両等の確認を実施し、災害応急対策の円滑な実施を図る。

ア　緊急通行車両等の要件

緊急通行車両等は、災害対策基本法第 50 条で規定する次の事項に該当するものとする。

①警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
②消防、水防その他の応急措置に関するもの
③被災者の救援、救助その他の保護に関するもの
④災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
⑤施設及び設備の応急の復旧に関するもの
⑥廃棄物の処理及び清掃、防疫その他生活環境の保全及び公衆衛生に関するもの
⑦犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関するもの
⑧緊急輸送の確保に関するもの
⑨前各号に揚げるもののほか災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

イ　確認手続等

市（財産管理班）は、規制除外車両となる次の車両を所有・管理する機関と協力し、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に届出する。

緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者は、確認機関による審査を受け、災害対策基本法施行規則第 6 条に規定する標章及び証明書の交付を受けるものとする。

なお、交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい場所に掲出するものとする。

ウ　規制除外車両の確認事務

緊急通行車両以外の車両で、大規模地震の発生時において速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両として公安委員会が通行を認めることとなることから、公安委員会は、適切に規制除外車両の確認事務を行う。

市（財産管理班）は、規制除外車両となる次の車両を所有・管理する機関と協力し、前記イに準ずる届出を行う。

①医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
②医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
③患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
④建設用重機、道路啓開*作業用車両又は重機輸送用車両

2　航空輸送等

県からの指示があった場合又は市本部長が航空輸送が必要と判断した場合、市（財産管理班、みどり公園班）はヘリコプター臨時離着陸場を開設する。

市（財産管理班、みどり公園班）は、ヘリコプター臨時離着陸場予定地について開設が可能であるか、予定地の状況を早急に把握し、自衛隊等の協力を得て開設作業等を行う。

【ヘリコプター臨時離着陸場予定地】

施設名	所在地
上奥富運動公園	上奥富 999
堀兼・上赤坂公園	堀兼 2484-3

第１１節 市民生活の早期再開

【方針】

〇災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合は、同法の規定に基づく救助を実施し、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。
〇災害時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備するとともに、住家の被害認定の結果等を基に罹災証明書を交付する。特に、中規模半壊以上の住宅罹災者には被災者生活再建支援金*を速やかに支給できるよう、住家の被害認定調査を速やかに実施する。
〇被災地におけるがれき、解体ごみ、し尿及び生活ごみの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境の保全と被災地の早期復興を図る。
〇動物愛護の観点から、動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関が協力して対応する。
〇災害により家屋を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、迅速に住居を提供するため、公的住宅の利用の検討や応急仮設住宅の用地確保及び設置計画の策定を行う。また、災害により半壊（焼）、準半壊の被害を受けた住宅については、応急修理を行うことで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。
〇震災時において、幼児、児童生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、応急教育や被災した児童生徒等への適切な措置を講じる。
〇被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育等の広範囲な分野について、総合的な支援を行うマニュアルの策定等について検討する。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　災害救助法の適用	福祉政策班
第２　被災者台帳の作成･罹災証明書の交付	市本部、資産税班、市民班、各班
第３　がれき処理等廃棄物対策	資源循環推進班、奥富環境センター班、稲荷山環境センター班、道路維持班、開発審査班、建築住宅班
第４　動物愛護	環境班
第５　応急住宅対策	福祉政策班、建設総務班、道路維持班、開発審査班、建築住宅班
第６　文教対策	教育総務班、教育指導班、学校、幼稚園
第７　生活再建等の支援	収税班、商工観光班、農業振興班、福祉政策班、社会福祉協議会、住宅金融支援機構、防災関係機関

第１ 災害救助法の適用

１　災害救助法の適用要請

市（福祉政策班）は、災害救助法の適用基準に該当するかどうかを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を要請する。

県は市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは直ちに内閣府に連絡し、災害救助法による救助を実施するときは、速やかに告示するものとする。

(1) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号から第 4 号の規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおり。

①家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯の数が 100 世帯以上に達した場合
②県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 2,500 世帯以上であって、市の住家のうち滅失した世帯の数が①の 1/2 に達した場合
③県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数 12,000 世帯以上であって、市の区域内の被害世帯数が多数であるとき又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情※1 がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
④多数の者が生命及び身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準※2 に該当する場合

※1　災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号の規定による特別の事情
・被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること

※2　災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号の規定による基準
・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること
・被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること

(2) 滅失世帯の算定

災害救助法の適用基準の指標となる滅失世帯数は、被害家屋調査結果により算定する。

ア　滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家が「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。全壊（全焼・流失）に至らない半壊等については、災害救助法施行令第 1 条第 2 項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

【滅失世帯の算定方法】

住家の状況	算定基準
全壊（全焼・流失）	1 世帯
半壊（半焼）	1/2 世帯
床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態	1/3 世帯

イ　住家被害程度の認定基準

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）による。

2　災害救助法による応急救助の対象

(1) 応急救助の種類

救助法の適用とともに応急救助を開始する。具体的な実施方法は、本計画に定めるところによる。

知事は救助事務の内容、期間等を市長に通知し、通知を受けた市長は応急救助を実施する。救助の種類ごとの実施者区分は下表のとおりとする。

期間については、全て災害救助法の適用日から起算する。ただし、内閣総理大臣の承認を得て、実施期間を延長すること（特別基準の設定）ができる。

【応急救助の種類と実施者】

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7 日以内	狭山市
炊出しその他による食品の給与	7 日以内	狭山市
飲料水の供給	7 日以内	狭山市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内	狭山市
医療及び助産	14 日（ただし、助産分娩した日から 7 日間）以内	医療班派遣＝県及び日赤埼玉県支部 （委任の場合を除く）
学用品の給与	教科書 1 か月以内 文房具 15 日以内	狭山市
被災者の救出	3 日以内	狭山市
埋 葬	10 日以内	狭山市
応急仮設住宅の供与	（建設型応急住宅） 20 日以内に着工 （賃貸型応急住宅） 速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも 2 年以内	対象者、設置箇所の選定=狭山市 設置=県（委任の場合を除く）
被災した住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	10 日以内	狭山市
死体の捜索	10 日以内	狭山市
死体の処理	10 日以内	狭山市
障害物の除去	10 日以内	狭山市

（注）災害が発生するおそれがある場合では、「避難所の設置」費用のみが対象となる。

(2) 救助の実施に係る費用等

市（福祉政策班）は、災害救助法の適用対象事務を担当する各班、輸送及び賃金職員等の雇上並びに救助事務を実施する各班に、関係帳簿の作成を依頼するとともに、作成された帳簿を取りまとめて県に報告する。

また、災害ボランティアセンターの運営を市社会福祉協議会に委託する場合はボランティアの調整事務にかかる費用が災害救助法の対象となることから、関係帳簿の整理を市社会福祉協議会に依頼する。

なお、災害救助法に基づき、市長が委任を受けて実施する救助に要する費用は、一時的に繰替支弁を行った後、県に対し災害救助費繰替支弁負担金の請求を行う。

【輸送及び賃金職員等の雇上並びに救助事務の対象経費】

輸送及び賃金職員等の雇上の対象経費	①被災者の避難に係る支援 ②医療及び助産 ③被災者の救出 ④飲料水の供給 ⑤死体の捜索 ⑥死体の処理 ⑦救済用物資の整理配分
救助事務の対象経費	①時間外勤務手当 ②賃金職員等雇上費用 ③旅費 ④消耗品費 ⑤燃料費 ⑥食糧費 ⑦印刷製本費 ⑧光熱水費 ⑨修繕費 ⑩使用料及び賃借料 ⑪委託費 ⑫通信運搬費

（注）災害が発生するおそれがある場合においては、「被災者の避難に係る支援」に係る経費のみが対象となる。

第２ 被災者台帳の作成・罹災証明書の交付

１　被災者台帳の作成

市（各班）は、災害時に被災者の支援を総合的かつ効果的に実施するため、災害対策基本法第 90 条の 3 に基づき、被災者の被害状況、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を作成し、運用する。

（1）被災者台帳の作成

市は、災害発生後速やかに「被災者支援システム」を立ち上げ、被災者台帳を作成する。

【被災者台帳の記載（記録）内容】

【災害対策基本法第 90 条の 3】
①氏名
②生年月日
③性別
④住所又は居所
⑤住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
⑥援護の実施の状況
⑦要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
⑧その他（内閣府令で定める事項）
【災害対策基本法施行規則第 8 条の 5】
①電話番号その他の連絡先
②世帯の構成

③罹災証明書の交付の状況
④市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
⑤前項に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
⑥被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被害者に係る個人番号
⑦前各項に掲げるもののほか、被災者の支援の実施に関し市町村長が必要と認める事項

(2) 被災者台帳の利用及び提供

市（各班）は、次のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳を利用する。

①本人の同意があるとき又は本人に提供するとき
②市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で、台帳情報を内部で利用するとき
③他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が被災者への援護に必要な限度で利用するとき

市は、地方公共団体以外の者から台帳情報の提供の申請があった場合、本人の同意があるときに限り当該申請者に台帳情報を提供することができる。なお、申請者は利用目的を明らかにするとともに、市は、当該提供により不当な目的に使用されるおそれがあると認められる場合には、提供を控える。

なお、被災者台帳にマイナンバーが記載又は記録されている場合には、台帳情報からマイナンバーを除いて提供する

2　住宅の被災調査・罹災証明書等の交付

市（資産税班、市民班）は、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査し、住家の被害認定の結果等を基に罹災証明書を交付する。

住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

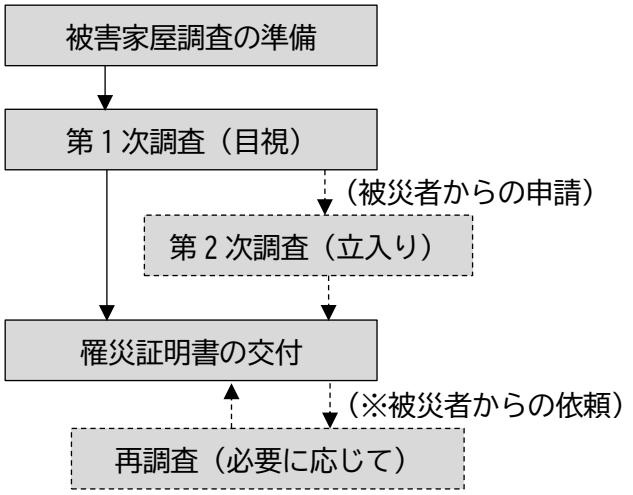

【罹災証明のフロー】

(1) 住家被害調査

市（資産税班）は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく住家被害調査を行う。

調査に当たっては被害状況を踏まえて調査計画を作成し、調査員、調査資機材等を確

保して行う。調査要員が不足する場合は、県を通じて罹災証明コーディネーターの派遣調整を要請するほか、県や災害協定を締結する他市町村、土地家屋調査士会等に応援協力を要請する。

火災により焼失した家屋等については、消防組合が消防法に基づく火災調査を行う。

(2) 罹災証明書の交付

市（市民班）は、罹災証明書の申請受付について広報し、被災者から罹災証明書の交付申請を災害相談窓口等で受け付ける。また、住家被害調査結果に基づき罹災証明書を交付する。

申請期限は災害発生日からおおむね 3 か月までとするが、必要に応じて延長するものとする。

(3) 罹災届出証明書の交付

市（市民班）は、罹災証明の対象とならない家財等の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する罹災届出証明書を必要に応じて被災者に交付する。

第３ がれき処理等廃棄物対策

市（資源循環推進班、奥富環境センター班、稲荷山環境センター班）は、狭山市災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を作成し、災害廃棄物処理を計画的に推進する。

1　処理体制の確保

市（資源循環推進班、奥富環境センター班、稲荷山環境センター班）は、災害発生後直ちに一般廃棄物処理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握と応急復旧を行う。

災害廃棄物処理に当たっては、一般廃棄物処理施設のほか民間産業廃棄物処理施設等の利用を調整する。

2　がれき等解体ごみ及び片づけごみ等の処理

市（奥富環境センター班、稲荷山環境センター班）は、危険なもの、通行上の支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬する。また、市の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。

市（資源循環推進班）は選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理体制を確保する。

応急対応時においても、市は、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るなど、適正な処理に努める。

【仮置場候補地】

施設名	所在地	面積
奥富環境センターストックヤード	下奥富 1509 他	3,976 ㎡
憩いの家跡地	上奥富 868 他	6,716 ㎡

3　し尿処理

市（資源循環推進班、奥富環境センター班）は、し尿の収集体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

また、必要に応じて「仮設トイレ設置計画」に基づき、備蓄している仮設トイレを避難所に設置し、自宅のトイレが断水又は下水管の破損等により使用不能になっている世帯に簡易トイレを配布する。備蓄分のみでは不足する場合は、県、災害協定を締結している団体、市内リース会社等に協力を要請する。

また、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行う。また、仮設トイレの設置に当たっては、障害者等への配慮を行う。

水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生環境の向上を図る。

4　生活ごみの処理

市（奥富環境センター班、稲荷山環境センター班）は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、速やかに避難所ごみを含む生活ごみの収集体制を整え、衛生環境の向上を図る。また、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び量の拡大を図ることで、生活ごみの早期の処理に努める。

5　損壊家屋の解体

倒壊家屋、焼失家屋の廃材等の解体運搬処理は、原則として所有者自らが行うものとするが、災害の規模や被害の状況に応じて、公費負担での実施について県・国と協議して決定する。

市（資源循環推進班、道路維持班、開発審査班、建築住宅班）は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

6　石綿飛散防止対策の実施

市（資源循環推進班、道路維持班、開発審査班、建築住宅班）は、建築物の倒壊等により石綿の飛散及びばく露が懸念される場合、国の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に準じて災害の規模及び被害状況に応じた石綿飛散防止対策を行う。

また、石綿等の有害物質を含む廃棄物や有害物資取扱い事業所から排出される廃棄物について、適正な処理に努める。

7　広域的な連携・調整

市（資源循環推進班）は、効率的な処理体制を構築するため、国、県、被災市町村及び関係者による「災害廃棄物連絡協議会」を設置し、処理状況の把握、搬送ルート及び最終処分場の確保を図る。

第４ 動物愛護

1　避難所における動物の適正な飼養

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについては、「第 1 章 8 節 第 2-2 避難所の管理・運営」に準じる。

2　動物保護

市（環境班）は、県、獣医師会、動物関係団体等と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等は保護し、動物保護施設等へ搬送する。

また、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合は、警察等の協力を得て収容・管理する。

3　情報共有

市（環境班）は、獣医師会等と連携して、次の情報を県と共有する。

①地域の被害及び避難所での動物飼育状況 ②必要資機材、獣医師の派遣要請 ③避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 ④他都県市への連絡調整及び応援要請

第５ 応急住宅対策

1　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

市（開発審査班、建築住宅班）は、地震により被災した建築物が余震等により倒壊等をすることで生ずる二次災害を防止するため、被災状況を踏まえて危険度判定を要する地区を選定し、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

なお、判定については市本部、現地災害対策本部、避難所、病院、緊急輸送道路等に係る建築物等を優先して行う。

情報収集後、判定実施計画を策定し、災害協定を締結している建築士会等に参集を要請し、かつ、県のマッチングシステムにて参集を要請する。また、県内で判定士の確保が困難な場合は、県を通じて他県への参集要請を依頼する。

判定ステッカーは、建築物の所有者、居住者、近くの通行者等に危険度判定結果を知らせるため、出入り口や危険箇所付近の目立つ場所に貼付する。

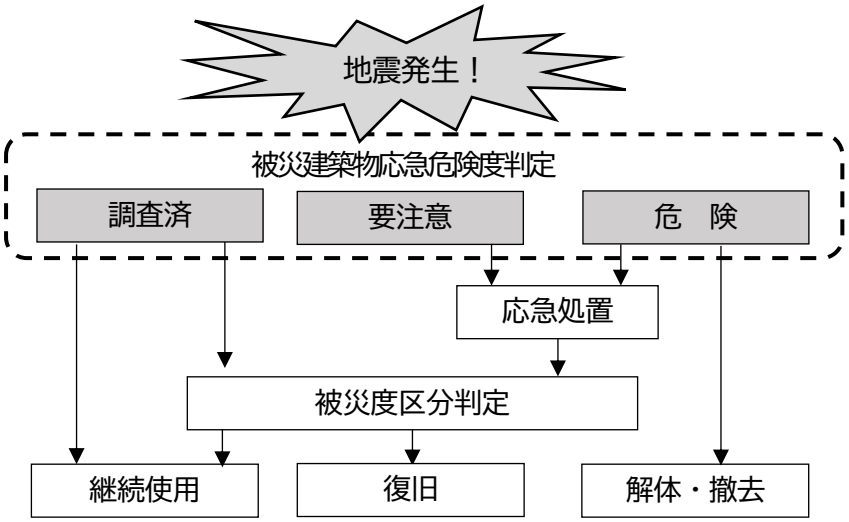

【被災建築物応急危険度判定のフロー】

2　被災住宅の応急修理

市（福祉政策班、道路維持班、開発審査班、建築住宅班）は、災害により住宅が半壊、半焼又は準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者又は大規模半壊の被害を受けた者を対象とし、日常生活に不可欠の部分について必要最低限の修理を行う。

住宅応急復旧に当たって、市（建設総務班）は、災害協定を締結している狭山市建設業協同組合、狭山市建設安全協力会、狭山市建設業組合、狭山市管工事業協同組合及び狭山造園組合に修理、建設、障害物の除去等に必要な資機材の調達・搬送、要員の確保等を要請する。

なお、設計、工事監理等については、建築住宅班が担当する。

3　応急住宅の供給

災害救助法が適用された場合、県は住宅を失った被災者の応急住宅を確保する。

市（建築住宅班）は建設型応急住宅の建設用地の確保、入居者の選定、管理等において県に協力する。

(1) 既存住宅（公的住宅等）の確保

市（建築住宅班）は、県を通じて、県営住宅、都市再生機構・公社等住宅の空き状況及び公的宿泊施設の情報を収集し、住宅を失った被災者に提供する。

(2) 応急仮設住宅の確保

災害救助法が適用された場合、県は応急仮設住宅を確保する。

市（建築住宅班）は災害による住宅等の被害調査の結果から応急仮設住宅の必要な概数を把握する。

ア　借上型応急仮設住宅の確保

市（建築住宅班）は民間賃貸住宅の一時借上げによる借上型応急仮設住宅の確保を県に要請する。

県は、関係団体等に協力を要請し、民間賃貸住宅を借り上げて賃貸型応急住宅として被災者に提供する。

イ　建設型応急仮設住宅の確保

県は早期に建設型応急仮設住宅を設置するため、住宅の設置に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、市、関係業界団体等との調整を図る。

市（建築住宅班）はライフライン及び交通等の利便性を考慮し、応急仮設住宅の建設用地を確保する。用地の選定に当たっては、原則として、事前に市が選定する応急仮設住宅建設候補地を優先するが、やむを得ず私有地を使用する場合は、所有者との間に賃貸契約を締結する。

また、市（建築住宅班）は、県が行う応急仮設住宅の建設に協力する。

(3) 入居者の選定

市（建築住宅班）は災害相談窓口等で応急仮設住宅への入居の申し込みを受け付け、県が定める基準を基に、入居者の選定を行う。

応急仮設住宅への入居対象者は、次の全ての条件に該当する者である。

①住宅が全焼、全壊又は流失した者
②居住する住家がない者
③自らの資力をもってして、住宅を確保できない者

なお、入居者の選定に当たっては、要配慮者の優先に努めるほか、地域的な結びつきや近隣の状況、家庭動物の飼育状況等コミュニティの形成を考慮して行う。

4　住宅関係障害物除去

災害救助法が適用された場合、住宅内の居室、台所、玄関、トイレ等の日常生活に欠くことのできない部分に堆積した土石等の除去を行う。

(1) 除去の受付

市（建設総務班）は、災害相談窓口等において、住宅関係障害物除去の申し込みを受け付ける。

住宅関係障害物除去の対象者は、次の全ての条件に該当する者である。

①半壊、半焼又は床上浸水した住家に居住する者
②住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ、一時的に居住できない状態にある者
③自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者

(2) 作業体制

市（建設総務班）は、必要に応じて災害協定を締結している狭山市建設業協同組合、狭山市建設安全協力会、狭山市建設業組合、狭山市管工事業協同組合及び狭山造園組合に住宅関係障害物除去の協力を要請する。

作業要員及び資機材が不足する場合は、県に対して支援を要請する。

第6 文教対策

1　応急教育

(1) 災害発災時の学校の対応

災害時の学校における対応は次のとおり。

①学校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
②学校長は、災害の規模、児童生徒、職員及び施設設備等の被害状況を速やかに把握するとともに、市（教育指導班）に報告する。
③学校長は、状況に応じ、市と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。
④学校長は、避難所の開設等災害対策への協力及び学校管理に必要な職員の確保をし、万全の体制を確立する。
⑤学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。
⑥学校長は、応急教育計画について、市教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者、児童生徒等に周知徹底する。
⑦学校長は、児童生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当てを行うなど、その万全を期す。
⑧学校長は、学校等において、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃及び伝染病等の予防に万全を期す。

(2) 応急教育の実施

市（教育指導班）は、学校長、現地災害対策本部等と連絡を密に取り、災害時に必要となる次の対応について、所管する学校を指導及び支援する。

①学校長は、教職員を掌握するとともに、校舎内外の整備を行い、児童生徒等の被災状況を調査し、市（教育指導班）と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。
②市（教育指導班）は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。
③学校長は、連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期す。
④学校長は、応急教育計画に基づき学校に収容できる児童生徒等を学校に収容し、指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおく。
⑤学校長は、避難した児童生徒等について、職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記(1)に準じた指導を行うように努める。
⑥避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合、学校長は市（教育指導班）に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。
⑦学校長は、災害の推移を把握し、市（教育指導班）と緊密に連絡の上、可能な限り早期に平常授業を再開するように努め、その時期について早急に保護者に連絡する。

2　教材・学用品等の調達及び支給

各学校は、災害等により教材・学用品等を喪失した児童生徒の調査を行い、応急教育に必要な教材・学用品等について、その種類及び数量を市教育委員会に報告する。

市（教育総務班）は各学校からの報告に基づき、必要な教材・学用品等を調達し、支給する。

教科書については、県が市からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、支給す

る。

3　文化財の被害報告

市（社会教育班）は国、県の指定文化財が被災した場合、被害状況の迅速な把握に努め、文化庁、県教育委員会等の関係機関へ報告する。

県は被害状況報告に基づき、応急措置を実施する。

第7 生活再建等の支援

市（福祉政策班）及び防災関係機関は、被災者等の自立復興を促進するため、生活再建支援制度を広く周知し、正確でわかりやすい情報提供に努める。

また、申請手続きの簡素化により、支援の迅速化を図る。

1　被災者の生活確保

(1) 被災者に対する職業のあっせん等

市（商工観光班）は、埼玉労働局及び所沢公共職業安定所が行う災害による離職者の再就職の促進措置（臨時相談窓口の設置等）に協力する。

(2) 市税等の徴収猶予及び減免の措置

市（収税班）は、被災者の納付すべき市税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付、若しくは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

日本郵便(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

①被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ②被災者が差し出す通常郵便物の料金免除 ③被災地あて救助用郵便物の料金免除 ④利用の制限及び業務の停止

(4) 生活必需品の安定供給の確保

県は、大規模災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努め、状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告又は公表を行う。

生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰等を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体に対し、必要に応じて情報提供、調査、集中出荷及びその他の協力要請を行う。

2　被災者個人への融資等

(1) 生活福祉資金貸付

県社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害によって被災した所得の低い

者に対し、速やかに自力更正の一助となるよう、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を予算の範囲内で行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。（相談窓口：市社会福祉協議会）

(2) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、地震等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

市（福祉政策班）は、狭山市災害弔慰金の支給等に関する条例により、自然災害により死亡した者の遺族に対しては災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対しては災害障害見舞金を支給し、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対しては災害援護資金を貸し付ける。

3　被災中小企業・農業関係者への融資等

(1) 被災中小企業への融資等

市（商工観光班、福祉政策班）は、被災中小企業に対して市の中小企業融資制度（災害復興資金）による事業継続のための資金等の貸付を行う。

県及び関係機関は、災害により被害を受けた中小企業の復旧及び経営の安定のため、次の資金貸付等を行う。

市（商工観光班）は、被災中小企業者にこれらの情報を提供する。

①災害復旧資金貸付（実施者：国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫）
②災害復旧高度化資金（実施者：県、中小企業基盤整備機構）
③経営安定資金（災害復旧関係）（実施者：県）
④経営安定関連保証（実施者：信用保証協会）
⑤災害関係特例保証（実施者：信用保証協会）

(2) 被災農林業関係者への融資等

県は、災害により被害を受けた農業者又は団体の早期復旧及び農業の生産力の維持と経営の安定のため、次の法令等に基づく資金融資を促進する。

市（農業振興班）は、被災農業者等にこれらの情報を提供する。

①天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく資金融資（実施者：農業協同組合、森林組合、金融機関等）
②（株）日本政策金融公庫法に基づく資金融資（実施者：日本政策金融公庫、金融機関等）
③埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資（実施者：農業協同組合）
④農業保険法に基づく農業災害補償（実施者：農業共済組合）

4　義援金・義援物資等の受入れ、保管

(1) 義援金の受入れ

市（福祉政策班）は義援金受付窓口を開設し、広く市に寄せられた義援金や県の義援金

配分委員会（以下「県配分委員会」という。）から市に配分、送金された義援金を保管する。

市に寄せられた義援金については受付記録を作成して保管するとともに、寄託者に受領書を発行する。

(2) 義援金の支給

市（福祉政策班）は義援金の配分計画を立案し、市本部長の決定を受けた上で、被災者に対して配分計画に基づいた義援金の一部若しくは全部を支給する。

(3) 義援品等の活用

義援品等のうち、直ちに活用が可能なものについては、避難所運営及び災害復旧活動において活用するとともに、必要に応じて被災者に支給する。

5　被災者生活再建支援制度

市（福祉政策班）は、災害により住家が被災した罹災者に支給される被災者生活再建支援法や埼玉県被災者安心支援制度に基づく支援金について、申請の受付、県への書類送付等を行う。

(1) 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

(2) 埼玉県・市町村生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対し、同法と同様の支援を行う。

(3) 埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給

災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、特別給付金を支給する。

第１２節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

【方針】

○南海トラフ地震*の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価され、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、発表に伴う社会的混乱が懸念されることから、当該情報の発表に伴う対応措置を定め、社会的混乱を防止する。

【対策項目と実施担当】

項 目	担 当
第１　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	危機管理課、広報課
第２　地震発生後の対応	各班

第１ 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

１　南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

市（危機管理課）は、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を県から受信した場合、直ちに庁内各課及び防災関係機関に伝達する。

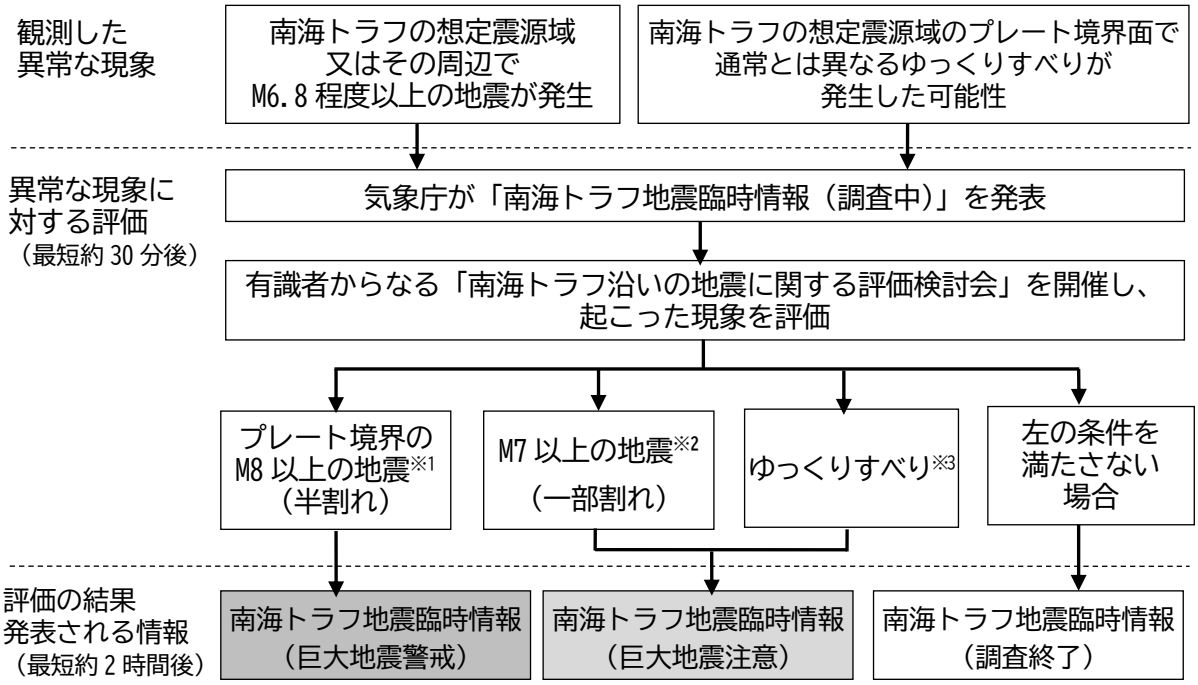

※1　南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2　南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3　ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間に、プレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

2　市民、企業等への呼びかけ

市（危機管理課、広報課）は、市民に対し、平常時からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間可能な限り安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	2 週間（警戒 1 週間＋注意 1 週間）
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	1 週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間

第２ 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合、市は市本部を設置し、「第 1 章 第 1 節から第 11 節」に基づき災害対応を行う。

第１３節 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置

【方針】

○日本海溝・千島海溝沿いの領域で規模の大きな地震が発生すると、その地震の影響を受けて新たな大規模地震が発生する可能性が相対的に高まると考えられていることから、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで Mw*7.0 以上の地震が発生した場合、気象庁と内閣府から北海道三陸沖後発地震注意情報が発表される。

○本市は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進地域には指定されていないものの、当該注意報の発表に伴う伴う社会的混乱が懸念されることから、その対応措置を定め、社会的混乱を防止する。

【対策項目と実施担当】

項 目	担 当
第１　北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応	危機管理課、広報課
第２　地震発生後の対応	各班

第１ 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応

１　北海道・三陸沖後発地震注意情報の関係機関への伝達

市（危機管理課）は、気象庁と内閣府が発表する「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を県から受信した場合、直ちに庁内各課及び防災関係機関に伝達する。

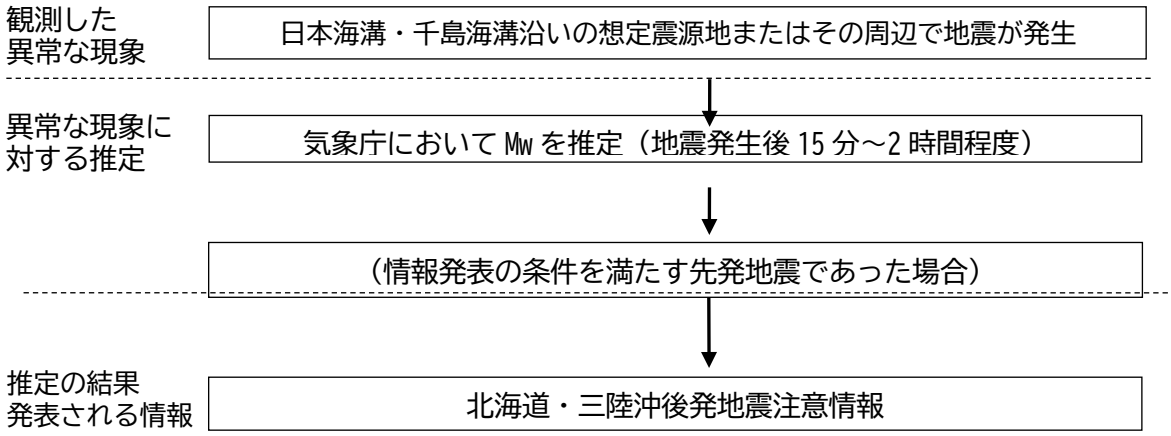

２　市民、企業等への呼びかけ

市（危機管理課、広報課）は、市民に対し、平常時からの地震への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から 1 週間は可能な限り安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

第２ 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、後発地震が発生した場合、市は市本部を設置し、「第１章 第１節から第 11 節」に基づき災害対応を行う。

第２章 風水害応急対策計画

第１節 自助・共助の災害対策

【方針】

〇自らの命は自ら守る「自助」の考え方、近所や地域でお互いに力を合わせて助け合う「共助」の考え方に基づき、市民、事業者、地域組織による防災力を向上させる。
〇行政では対応が困難な被災者からのニーズに、きめ細かく対応するため、災害ボランティアの活動環境を早期に確立する。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　自助・共助による応急対策の実施	市民、自治会、自主防災組織、自主防犯組織、消防団、事業所
第２　災害ボランティアとの連携	危機管理班、福祉政策班、社会福祉協議会

第１ 自助・共助による応急対策の実施

「第１章 第１節 第１ 自助・共助による応急対策の実施」に準ずる。

第２ 災害ボランティアとの連携

「第１章 第１節 第２ 災害ボランティアとの連携」に準ずる。

第２節 公共施設等の災害対策

【方針】

〇応急対策を行う上で重要な役割を果たす公共の建築物や施設の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携して応急対策を実施する。
〇被災状況を的確に把握し、二次被害を防止するほか、将来の災害に備えた改善を検討し、迅速な復旧を図る。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　公共施設等の応急対策	危機管理班、農業振興班、開発審査班、建築住宅班、埼玉西部消防組合、防災関係機関、医療機関、公共施設の管理者、社会福祉施設の管理者
第２　復旧対策	企画経営班、財政班、各班

第１ 公共施設等の応急対策

「第１章 第２節 第１ 公共施設等の応急対策」に準ずる。

第２ 復旧対策

「第１章 第２節 第２ 復旧対策」に準ずる。

第３節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

【方針】

○大規模な風水害においては、道路の冠水や施設の損壊、沿道の土砂崩壊、交通管制施設の機能停止等が多発し、運転車両の被災、緊急車両の通行障害等が発生するため、警戒段階から道路管理者及び警察が連携して道路の状況を把握するとともに、情報を共有し、交通規制や応急復旧を円滑に行う。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　道路ネットワークの確保	危機管理班、広報班、道路維持班、道路管理者、川越県土整備事務所、狭山警察署、東日本高速道路(株)
第２　交通規制	道路維持班、狭山警察署、道路管理者、東日本高速道路(株)
第３　鉄道施設の応急対策	交通防犯班、西武鉄道(株)
第４　電力施設の応急･復旧対策	危機管理班、東京電力パワーグリッド(株)
第５　ガス施設の応急･復旧対策	危機管理班、高圧ガス事業者、武州ガス(株)、入間ガス(株)、LP ガス事業者
第６　上水道施設の応急･復旧対策	水道施設班
第７　下水道施設の応急･復旧対策	下水道施設班
第８　電気通信施設の応急・復旧対策	危機管理班、NTT 東日本(株)
第９　発災時のエネルギー供給機能の確保	財産管理班、建築住宅班、ガス事業者

第１ 道路ネットワークの確保

道路管理者及び警察署は、風水害の警戒段階から道路の巡視及び点検を行うとともに、相互に連携して被災状況や交通規制等の状況を共有する。

特に、避難情報が発令された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木の状況等を確認し、危険な状況等を確認した場合は速やかに市（危機管理班）に伝達する。

その他の道路ネットワークの確保については、「第１章 第３節 第１ 道路ネットワークの確保」に準ずる。

第２ 交通規制

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、可能な限り早期に通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活

用し、日時、迂回経路等を示すものとする。
　その他の交通規制は、「第１章 第３節 第２ 交通規制」に準ずる。

第３ 鉄道施設の応急対策

「第１章 第３節 第３ 鉄道施設の応急対策」に準ずる。

第４ 電力施設の応急・復旧対策

「第１章 第３節 第４ 電力施設の応急・復旧対策」に準ずる。

第５ ガス施設の応急・復旧対策

「第１章 第３節 第５ ガス施設の応急・復旧対策」に準ずる。

第６ 上水道施設の応急・復旧対策

「第１章 第３節 第６ 上水道施設の応急・復旧対策」に準ずる。

第７ 下水道施設の応急・復旧対策

「第１章 第３節 第７ 下水道施設の応急・復旧対策」に準ずる。

第８ 電気通信施設の応急・復旧対策

「第１章 第３節 第８ 電気通信施設の応急・復旧対策」に準ずる。

第９ 発災時のエネルギー供給機能の確保

「第１章 第３節 第９ 発災時のエネルギー供給機能の確保」に準ずる。

第４節 応急対応の実施

【方針】

○台風、集中豪雨等により、河川の氾濫等のおそれがある場合、重要水防箇所等を警戒し、災害の発生防止及び早期対応に努める。
○土砂災害警戒区域*等の急傾斜地の状況を把握し、崩壊の前兆等がある場合は速やかに避難を呼びかけるとともに、崩壊発生後の二次災害を防止する。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　水防活動	危機管理課、道路維持課、消防団、川越県土整備事務所
第２　土砂災害対策	建築住宅班、みどり公園班、川越県土整備事務所
第３　応急活動体制の確立	危機管理班、広報班、各班、消防団
第４　防災活動拠点の開設・運営	危機管理班、各班
第５　警備活動	交通防犯班、緊急救助隊*、消防団、埼玉西部消防組合、狭山警察署
第６　消防活動	市本部、消防団、埼玉西部消防組合
第７　自衛隊災害派遣	危機管理班、基地対策班、埼玉西部消防組合、狭山警察署
第８　応援の要請	危機管理班、職員班、各班
第９　応援の受入れ	危機管理班、基地対策班、職員班、福祉政策班、健康づくり支援班、社会福祉協議会

市内に災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、市本部を設置し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、水防区域の監視及び警戒、応急活動を実施する。

第１ 水防活動

１　体制

市（危機管理課）は市内気象の現状と県防災システム等による情報を勘案し、応急対応に必要な体制を確保する。

（１）配備体制

水防に係る組織は、原則として災害警戒本部とする。

災害警戒本部の構成については「第１章 第４節 第1-1 災害警戒本部」に準ずる。

（２）分掌事務

災害警戒本部の業務は主に市本部各班の分担業務の準備事務となるが、災害警戒本部設置に至る災害事象の変化に応じた動員体制を迅速に行うため、「第１章 第４節 第1-1 災害警戒本部」に示す業務を行うとともに、情報収集、他班の応援業務を含む指示事項を

処理する。なお、市本部が設置された場合の分担業務は「第１章 第４節 第1-2 災害対策本部」に準ずる。

2　水防活動

(1) 監視、警戒活動、関係機関への通知

市（市警戒本部 応急業務担当）は、情報収集班を編成し、状況に応じて市内河川等の監視及び警戒を厳重にし、現在の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として巡回し、異常を発見した場合は直ちに市警戒本部に報告する。市警戒本部は必要に応じて県（川越県土整備事務所）に連絡し、必要な措置を求める。

なお、県（川越県土整備事務所）から入間川（新富士見橋観測所）の水防警報を受信した場合、市（危機管理課）は、消防団に出動、準備等を要請する。

(2) 水防資機材の備蓄

市（道路維持課）及び消防団は、水防資機材の備蓄を計画的に行う。また、緊急の補給体制の確保に努める。

3 決壊時の措置

(1) 水防管理者（市長）又は埼玉西部消防組合警防本部本部長は、堤防その他が決壊したときは、直ちにその旨を川越県土整備事務所長及び氾濫が予想される方向の隣接水防管理者に通報する。

(2) 堤防等が決壊又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、水防管理者（市長）は狭山警察署長に対して警察官の出動を要請する。

第２ 土砂災害対策

1　土砂災害警戒区域の警戒

市（みどり公園班）は、土砂災害警戒情報*等が発表された場合、川越県土整備事務所と連携して土砂災害警戒区域等をパトロールし、土砂災害の前兆の有無等を確認する。また、土砂災害の前兆等を確認した場合は、周辺住民に避難を呼びかける。ただし、宅地のパトロール等については市（建築住宅班）が行う。

なお、風雨が強まってからのパトロールは危険であることから、住民への注意喚起のためのパトロールは早期に実施し、土砂災害の前兆把握のためのパトロールについても暴風や豪雨が発生する前に終了するよう努める。

2　二次災害等の防止

市（みどり公園班）は、斜面の亀裂や一部崩落等が発生した場合、川越県土整備事務所と連携し、状況に応じてシート被覆等を行い、再崩落等を防止する。

第３ 応急活動体制の確立

1　市職員の非常配備

風水害に対する市職員の配備基準及び体制は次のとおりとする。

災害の状況により市長が非常配備を決定し、危機管理監から各部長を通じて配備する職員に対して動員の連絡を行う。

【水防配備体制の設置・廃止基準】

種　別		発令・解除基準
災害警戒本部第１配備体制	設置	● 気象業務法第 13 条に基づく一般の利用に適合する予報及び警報でレベル３大雨警報又はレベル３氾濫警報が発表されており、今後も継続する見込みがある場合 ● 市長が必要と認めた場合
	廃止	● 第１配備体制から第２配備体制に移行する場合 ● 危機対策会議が水防体制をとる必要がなくなったと認めたとき
災害警戒本部第２配備体制	設置	● 入間川新富士見橋観測所の水位が避難判断水位に達し、今後も水位の上昇が見込まれる場合 ● 土砂災害警戒情報が発表された場合 ● 不老川の入曽調整池が満水になる見込みのある場合 ● 市長が必要と認めた場合
	廃止	● 市本部を設置する場合 ● 災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めたとき
災害対策本部	設置	● 市域に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれが予測される場合で、市長が必要と認めた場合
	廃止	● 災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めたとき

2　情報収集体制・警戒体制における活動

(1) 情報収集

市（危機管理課）は、狭山市が台風の暴風域に入る可能性が高まった場合、気象情報等の収集及び共有を図るとともに、風水害対応についての協議・調整を図る。

(2) 災害警戒本部第１配備体制

災害警戒本部第１配備体制においては、次の部局が次の対応を行う。

担当部局	対　応
危機管理課（危機管理監が必要と認める人員）、広報課（企画財政部長が必要と認める人員）	①気象情報や被害情報の把握と整理 ②防災関係機関からの情報収集 ③市民への情報発信（防災行政無線、メール配信サービス、市公式ホームページ、市公式 SNS 等）
市民部（市民部長が必要と認める人員）	①市民からの問い合わせ対応（避難所開設等によりコールセンターを設置する場合）等
都市建設部（都市建設部長が必要と認める人員）	①道路・河川等の状況確認 等

担当部局	対　応
上下水道部（上下水道部長が必要と認める人員）	①上下水道施設の確認 ②内水氾濫状況の確認 等

（3）災害警戒本部第 2 配備体制の対応

災害警戒本部第 2 配備体制においては、次の部局が次の対応を行う。

担当部局	対　応
危機管理課（危機管理課に属する全職員）	①気象情報の収集や被害情報の把握と集約 ②庁内の情報集約と共有 ③防災関係機関との情報共有 ④避難指示*等（避難所開設）の判断に係る情報収集 ⑤市民への情報発信（防災行政無線、緊急速報メール） ⑥職員参集に関する総合調整 ⑦埼玉県への報告　等
企画財政部（企画財政部長が必要と認める人員）	①市民への情報発信（メール配信サービス、市公式ホームページ、市公式 SNS 等）等
市民部（市民部長が必要と認める人員）	①市民からの問い合わせ対応（避難所開設等によりコールセンターを設置する場合）等
学校教育部（学校教育部長が必要と認める人員）	①小・中学校との連絡調整
都市建設部（都市建設部長が必要と認める人員）	①道路・河川等の状況確認等
上下水道部（上下水道部長が必要と認める人員）	①上下水道施設の確認 ②内水氾濫状況の確認　等

3　狭山市災害対策本部の設置・運営

市（危機管理班）は、狭山市災害対策本部要綱に基づき、市本部の設置・運営を行う。

（1）市本部の設置・廃止

ア　市本部の設置・廃止

市長は、次の場合に市役所本庁舎（4 階庁議室）に市本部を設置する。

①市内で相当規模の災害の発生が予想される場合
　（例）特別警報が発表された場合
②市内で甚大な被害が発生し、市民の生命、身体及び財産の保護を必要とする場合
　（例）災害救助法*が適用された場合又は適用が予想される場合
③その他市長が必要と認めたとき

市本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときは市本部を廃止する。

市本部が設置又は廃止された場合、市（危機管理班、広報班）は関係機関への通知、市民への広報を行う。

通知先	市担当部
県（統括部）、県支部、防災関係機関	危機管理班
報道機関、市民	広報班

その他の市本部の設置、運営及び廃止については、「第１章 第４節 第1-2 災害対策本部」に準ずる。

第４ 防災活動拠点の開設・運営

「第１章　第４節　第２　防災活動拠点の開設・運営」に準ずる。

第５ 警備活動

「第１章 第４節 第３ 警備活動」に準ずる。

第６ 消防活動

「第１章 第４節 第４ 消防活動」に準ずる。

第７ 自衛隊災害派遣

「第１章　第４節　第５　自衛隊災害派遣」に準ずる。

第８ 応援の要請

「第１章 第４節 第６ 応援の要請」に準ずる。

第９ 応援の受入れ

「第１章 第４節 第７ 応援の受入れ」に準ずる。

第５節 災害情報の収集・伝達

【方針】

○防災気象情報等を速やかに伝達し、早期の適切な警戒避難行動を促すことで人的被害の軽減を図る。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　災害情報の収集・伝達	危機管理班
第２　水位情報の伝達	危機管理班、広報班、福祉部（各班）、こども支援部（各班）、健康推進部（各班）、学校教育部（各班）
第３　土砂災害警戒情報の伝達	危機管理班、広報班、福祉部（各班）、こども支援部（各班）、健康推進部（各班）、学校教育部（各班）
第４　異常現象等の通報	危機管理班
第５　災害広報・広聴活動	広報班、市民相談班、市民班、各班、防災関係機関

特別警報、危険警報、警報、注意報等の種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法を定め、迅速かつ正確に伝達する。

第１ 災害情報の収集・伝達

１　気象警報等の伝達

市（危機管理班）は、市域に風水害に関わる気象警報等が発表された場合、関係機関等にその旨を伝達する。

なお、特別警報が発表された場合、速やかに市民にその旨を伝達し、直ちに身の安全を守る行動をとるよう呼びかける。

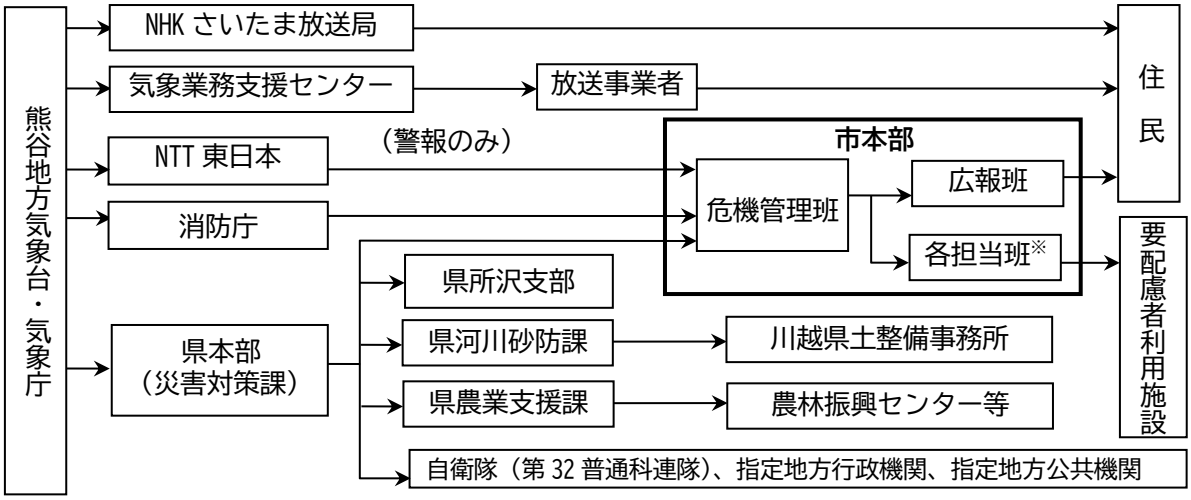

※各担当班は、福祉部（各班）、こども支援部（各班）、健康推進部（各班）、教育委員会をいう

【気象警報等の伝達系統】

2　気象警報等の種類

(1) 特別警報・危険警報・警報・注意報

気象業務法等に基づく特別警報、危険警報、警報及び注意報の種類と概要は次のとおり。

【特別警報・危険警報・警報・注意報の種類と概要（警戒レベル相当情報）】

警報等の名称等		概　　要
特別警報	レベル５ 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等※が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル５ 土砂災害特別警報	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル５ 氾濫特別警報	河川氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
危険警報	レベル４ 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等※が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表。
	レベル４ 土砂災害危険警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表。
	レベル４ 氾濫危険警報	河川氾濫による重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表。
警報	レベル３ 大雨警報	大雨による重大な浸水害等※が起こるおそれがある場合に発表。
	レベル３ 土砂災害警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがある場合に発表。
	レベル３ 氾濫警報	河川氾濫による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。
注意報	レベル２ 大雨注意報	大雨による浸水害等※が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル２ 土砂災害注意報	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル２ 氾濫注意報	河川氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表。

※大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び大雨や融雪による洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表される。

【特別警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報以外）】

警報等の名称等		概　　要
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけ。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加される場合あり。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけ。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。

	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表。

(2) キキクル（危険度分布）等

気象庁が公表するキキクル等の種類と概要は次のとおり。

種　　類	概　　要
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

キキクルの色と警戒レベル相当情報との関係は次のとおり。

色	区分	警戒レベル	住民が取るべき行動
黒	災害切迫	５相当	命の危険があり直ちに身の安全を確保する
紫	危険	４相当	危険な場所から避難する
赤	警戒	３相当	高齢者等が危険な場所から避難する
黄	注意	２相当	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動を確認する

(3) 早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、３日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１に相当する。

(4) 時系列情報（明日までの警報等の見通し）

特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの３時間ごとの気象状況の見通しが１日４回発表される。

なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。

(5) 埼玉県気象防災速報

気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生又は発生しつつある場合に「気象防災速報」が発表される。気象防災速報で伝えられる情報は以下のとおり。

ア　気象防災速報（記録的短時間大雨）

レベル３大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、当該地域にとって数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせて分析)された場合に、気象庁から「埼玉県気象防災速報（記録的短時間大雨)」という表題の情報が発表される。

イ　気象防災速報（線状降水帯発生）

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「埼玉県気象防災速報（線状降水帯発生)」という表題の情報が気象庁から発表される。

ウ　気象防災速報（線状降水帯直前予測）

線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の２～３時間前を目標に、予測情報として「埼玉県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が気象庁から発表される。

エ　気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することができる。

これらの情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

(6) その他の警報等

ア　消防法に基づく火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて市や消防本部に伝達される。

イ　消防法に基づく火災警報

市長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、火災警報を発令し、市民等に対して火の使用制限等の協力を求める。

3　熊谷地方気象台とのホットライン

熊谷地方気象台は、次の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者又は市（危機管理班）へ電話連絡する。

なお、緊急性が高い場合等には、市長又は幹部職員に直接連絡を行う。

また、市が、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、ホットラインを通じて熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

【気象台からの電話連絡の基準】

①既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
②特別警報の発表予告・発表・切替・解除した場合
ア　台風等の接近に伴う実況及び予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
イ　実況及び予想から大雨、氾濫、土砂災害、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合又は特別警報の切替えをした場合
ウ　特別警報を解除した場合
※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある

第２ 水位情報の伝達

1　水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

(1) 洪水予報

市内の河川について、入間川が水防法及び気象業務法に基づく洪水予報河川に指定されている。

洪水予報とは、国土交通省又は都道府県と気象庁が共同して、今後の短時間の流域降水量予測等の気象情報をもとに、対象河川の水位・流量を定量的に予測し、洪水の発生のおそれや氾濫の広がりによる災害に対する警戒情報を発表するもので、入間川については、新富士見橋観測所での実況及び予測水位等をもとにレベル５氾濫特別警報、レベル４氾濫危険警報、レベル３氾濫警報、レベル２氾濫注意報の名称で発表される。

【洪水予報河川の範囲】

区間			基準点（水位観測所）	担当事務所
左岸	自	狭山市広瀬一丁目 18 地先（広瀬橋上流端）	新富士見橋	川越県土整備事務所
	至	川越市的場 1127 地先（入間川橋上流端）		
右岸	自	狭山市鵜ノ木（広瀬橋上流端）		
	至	川越市池辺 1969 地先（入間川橋上流端）		

(2) 水防警報

水防警報は入間川が洪水によって災害が起こるおそれがあると認められたときに、水防団に活動指針をあたえるために、河川管理者が発表するものである。

入間川（新富士見橋）観測所の水位が「水防団待機水位」に達すると、市や水防団（消防団）は体制準備及び出動準備を始める。

【指定河川洪水予報・水防警報の基準となる観測所の水位】

観測所名	河川名	設置場所	基準水位				
			水防団（消防団）待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位
新富士見橋	入間川	上広瀬 2140-200	A.P.48.40m	A.P.49.10m	A.P.49.23m	A.P.49.69m	A.P.50.38m

※A.P.：ArakawaPeil の略で荒川基準水面のこと。

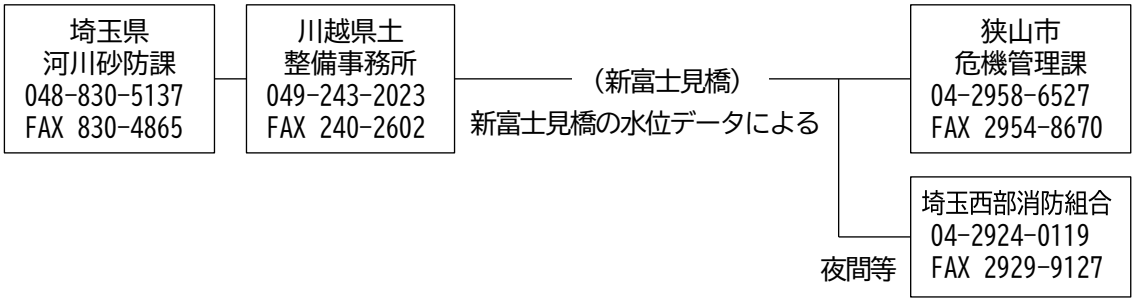

【県からの水位情報・水防警報伝達系統】

【水防警報の種類と発表基準】

種類	内　容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等ならびに河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	レベル２氾濫注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ*、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	レベル２氾濫注意報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(3) 不老川の水位情報

不老川の水位情報は、県が設置している調節池流入監視システム、定点カメラ及び危機管理型水位計により収集するものとする。

2　水位情報の伝達

県は市に入間川水位情報の通知及び周知並びに水防警報を伝達する。伝達系統は「県からの水位情報・水防警報伝達系統」を参照する。

洪水予報河川である入間川（新富士見橋観測所）にレベル３氾濫警報等が発表された場合、市（広報班、危機管理班、福祉部（各班）、こども支援部（各班）、健康推進部（各班）、学校教育部（各班））は、洪水浸水想定区域*内の住民及び要配慮者利用施設の管理者等にその旨を伝達する。

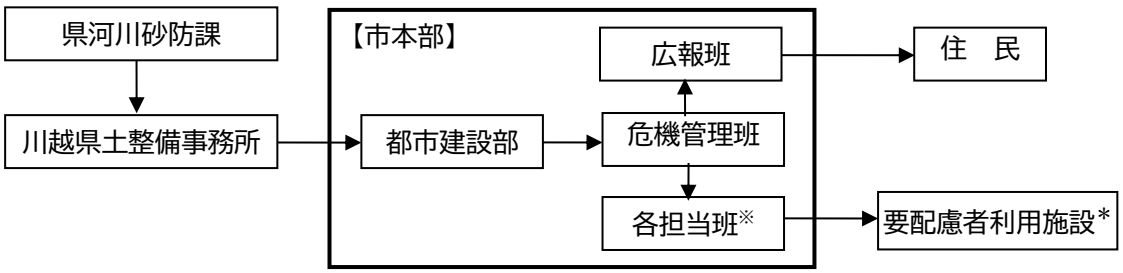

※福祉部（各班）、こども支援部（各班）、健康推進部（各班）、学校教育部（各班）をいう

【水位情報の伝達系統】

3　気象情報の伝達

気象警報等の伝達経路は次のとおりである。

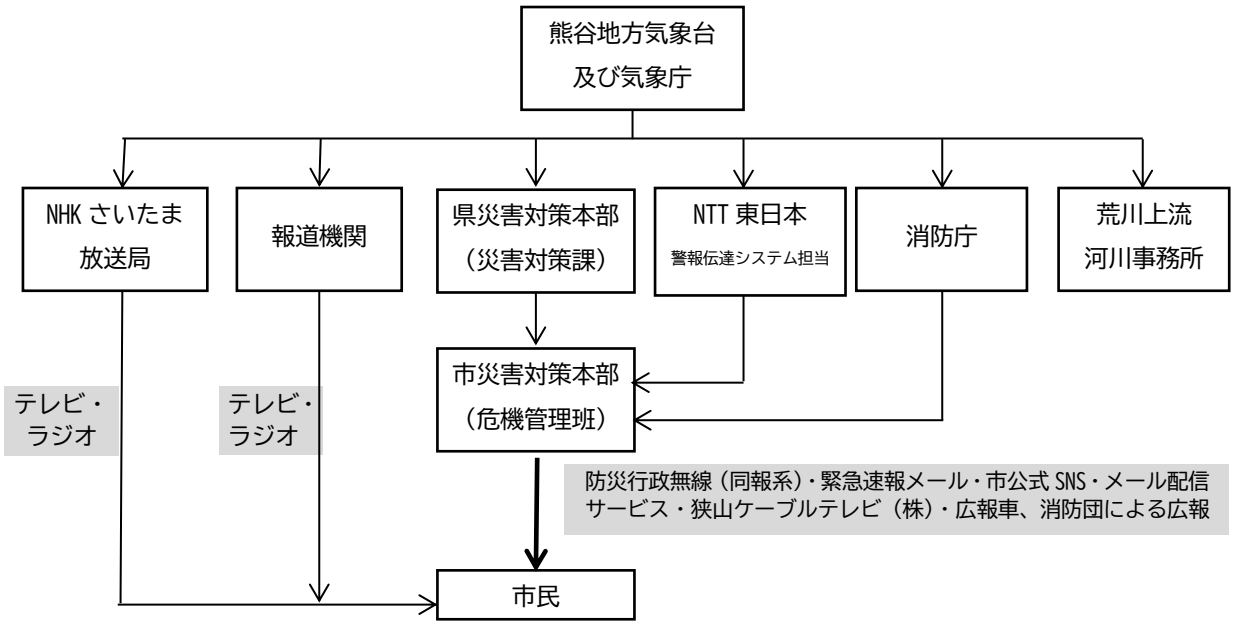

【気象警報等の伝達経路】

第３ 土砂災害警戒情報の伝達

1　気象業務法、災害対策基本法*に基づく土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報

市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。令和８年５月から、気象業務法第 13 条第１項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。

(2) 発表基準・解除基準

土砂災害警戒情報は次の基準で発表・解除される。

ア　発表基準

- 降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合
- 地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられる場合、県と熊谷地方気象台は「地震等発生時の暫定基準」に基づき、発表する

イ　解除基準

- 降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合
- 大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と熊谷地方気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあるが、降雨の状況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、土砂災害警戒情報を解除することとする

2　土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達経路は次のとおりである。

市（危機管理班、広報班、福祉部（各班）、こども支援部（各班）、健康推進部（各班）、学校教育部（各班））は、土砂災害警戒区域内の住民、要配慮者利用施設の管理者等にその旨を伝達する。

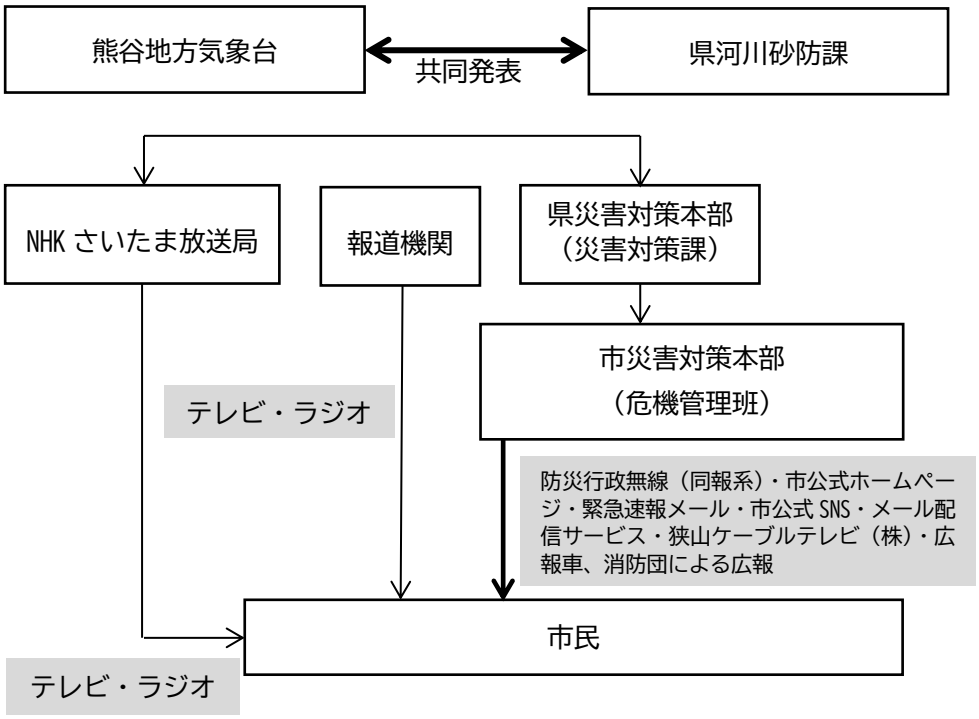

【土砂災害警戒情報の伝達経路】

第４ 異常現象等の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市（危機管理班）又は警察官に通報する。

また、通報を受けた機関は、関係機関にその旨を連絡する。

第５ 災害広報・広聴活動

「第１章 第５節 第３ 災害広報・広聴活動」に準ずる。

第６節 医療救護等対策

【方針】

○大規模災害により救命措置を要する負傷者が多数発生した場合は、救急救助及び医療救護に万全を期するが、市の能力だけで不十分な場合は、関係機関の協力を速やかに確保する。
○災害発生から数日経過すると衛生状態や生活環境が悪化し、健康状態が悪化する被災者が多数発生することから、被災者の健康状態の維持に万全を期する。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　医療救護活動	広報班、障がい者福祉班、健康づくり支援班、保健センター班、医療救護関係機関、市医師会等
第２　遺体の取り扱い・埋火葬	生活福祉班、消防団、埼玉西部消防組合、県、狭山警察署、自衛隊、市医師会等

第１ 医療救護活動

「第１章 第６節 第２ 医療救護活動」に準ずる。

第２ 遺体の取り扱い・埋火葬

「第１章 第６節 第４ 遺体の取り扱い・埋火葬」に準ずる。

第７節 避難対策

【方針】

〇防災気象情報、河川情報等を活用して避難指示等を的確に判断、伝達することで早期の適切な警戒避難行動を促し、人的被害の軽減を図る。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　避難の実施	危機管理班、広報班、消防団、狭山警察署、自主防災組織
第２　避難所の開設・運営	危機管理班、契約検査班、自治文化班、市民班、環境班、福祉政策班、生活福祉班、障がい者福祉班、高齢者支援班、こども支援班、介護保険班、健康づくり支援班、保健センター班、現地災害対策本部、避難所運営会議、施設管理者
第３　広域避難・広域一時滞在	危機管理班、施設管理者

第１ 避難の実施

「第１章 第８節 第１ 避難の実施」に準ずるほか、次のとおりとする。

１　避難情報の種類

風水害時の避難情報は下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民がとるべき避難行動が分かるように伝達する。

【警戒レベルと居住者等の行動】

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
［警戒レベル５］ 緊急安全確保 （市長が発令）	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保※1 する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
［警戒レベル４］ 避難指示 （市長が発令）	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難※2 又は屋内安全確保※3）する。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
［警戒レベル３］ 高齢者等避難 （市長が発令）	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※4 は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
［警戒レベル２］ レベル２大雨・土砂災害・氾濫・注意報 （気象庁が発表）	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
［警戒レベル１］ 早期注意情報 （気象庁が発表）	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

※1　緊急安全確保…災害リスクのある区域等の居住者等が適切なタイミングで避難することができなかった場合に、自宅・施設等で可能な限り身の安全を確保するための行動をとること

※2　立退き避難……災害リスクのある区域等の居住者等が災害リスクのある区域等の外側（安全な場所）に移動すること（「水平避難」と同義）

※3　屋内安全確保…災害リスクの低い区域等の居住者等が自宅・施設等において、上階や高層階に移動し、その場に留まること

※4　高齢者等……避難に時間を要する又は自力で避難できない高齢者や障害のある人等及びその避難を支援する人

2　市長による避難情報の発令

市長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、次の三類型による避難情報を発令する。発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、適切なタイミングで行うものとする。

市（危機管理班）は、避難情報の発令判断に当たり、防災気象情報、河川情報（河川カメラ等）、現場のパトロール情報、気象台や県からの助言、市民からの通報等を考慮して迅速に行う。また、水害と土砂災害、複数河川の氾濫などの危険度が同時に高まっている場合は、それら全ての災害事象を対象として避難対象地区や避難先等を設定して円滑な避難を確保する。

【避難情報の発令基準】

対象災害	入間川、不老川、 久保川、新河岸川の氾濫	急傾斜地の崩壊
避難対象地区	洪水浸水想定区域等	土砂災害警戒区域等
[警戒レベル 3] 高齢者等避難*	次の情報等をもとに総合的に判断する。 ①継続した多量の降雨が見込まれる場合 ②洪水キキクルが「警戒（赤）」 ③基準水位※1が避難判断水位を超過 ④河川カメラ映像、現場パトロール情報から河川水位が上昇　傾向 ⑤レベル３氾濫警報又はレベル３大雨警報が発表 ⑥時系列情報において、夜間から明け方に「警戒」が予想される場合 ⑦強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合	次の情報等をもとに総合的に判断する。 ①土砂キキクルが「警戒（赤）」 ②レベル３土砂災害警報が発表 ③時系列情報において、夜間から明け方に「警戒」が予想される場合 ④強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
[警戒レベル 4] 避難指示	次の情報等をもとに総合的に判断する。 ①継続した多量の降雨が見込まれる場合 ②洪水キキクルが「危険（紫）」 ③基準水位※1が氾濫危険水位を超過 ④河川カメラ映像、現場パトロール情報から河川水位が高水位又は氾濫のおそれがある状態 ⑤レベル４氾濫危険警報又はレベル４大雨危険警報が発表 ⑥時系列情報において、夜間から明け方に「危険」が予想される場合 ⑦強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合	次の情報等をもとに総合的に判断する。 ①土砂キキクルが「危険（紫）」 ②土砂災害警戒情報（レベル４土砂災害危険警報）が発表 ③土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 ④時系列情報において、夜間から明け方に「危険」が予想される場合 ⑤強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合

対象災害	入間川、不老川、 久保川、新河岸川の氾濫	急傾斜地の崩壊
避難対象地区	洪水浸水想定区域等	土砂災害警戒区域等
［警戒レベル 5］ 緊急安全確保	次の情報等をもとに総合的に判断する。 ①洪水キキクルが「災害切迫（黒）」 ②基準水位※1が氾濫発生水位に到達した場合 ③河川カメラ映像、現場パトロール情報で堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生が確認された場合 ④レベル５氾濫特別警報又はレベル５大雨特別警報が発表	次の情報等をもとに総合的に判断する。 ①土砂キキクルが「災害切迫（黒）」 ②土砂災害の発生が確認された場合 ③レベル５土砂災害特別警報が発表

※1 基準水位観測所は入間川（新富士見橋観測所）のみ
避難判断水位：49.23m　氾濫危険水位：49.69m　氾濫発生水位：50.38m

【注意事項】

● 発令基準を満たすことが想定される状況で夕刻を迎え、各種気象情報等により翌朝までに大雨・暴風が想定される場合は、早期に避難指示の発令を検討する

また、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域の住民及び要配慮者利用施設への情報伝達は、「本章 第 5 節 第 1 災害情報の収集・伝達」に準じて行う。

避難情報等の広報は、「第 1 章 第 5 節 第 3 災害広報・広聴活動」に準ずる。

第２ 避難所の開設・運営

洪水、土砂災害に対する避難情報を発令する場合、市は避難所を開設する。

避難所の開設、運営の詳細は、避難所開設・運営マニュアルによる。

その他避難所の開設・運営については、「第 1 章 第 8 節 第 2 避難所の開設・運営」に準ずる。

第３ 広域避難・広域一時滞在

「第 1 章 第 8 節 第 3 広域避難・広域一時滞在」に準ずる。

第８節 帰宅困難者対策

【方針】

○風水害により鉄道が運行を停止し、主要駅等に多数の帰宅困難者が滞留した場合、大きな混乱が生じる可能性があることから、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。
○家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時待機、主要駅周辺での一時滞在等の対策を実施するほか、都内や近隣市町村又は市内で帰宅困難者となった通勤、通学者等に対して適切な情報提供及び代替交通手段の確保などを行う。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　帰宅困難者*への情報提供	危機管理班、広報班、鉄道事業者、報道機関等
第２　一時滞在施設の開設・運営等	市民班、施設管理者
第３　企業・学校等における帰宅困難者対策	こども支援班、保育幼稚園班、青少年班、学務班、事業者
第４　復旧対策	市民班

第１ 帰宅困難者への情報提供

「第１章 第７節 第１ 帰宅困難者への情報提供」に準ずる。

第２ 一時滞在施設の開設・運営等

「第１章 第７節 第２ 一時滞在施設の開設・運営等」に準ずる。

第３ 企業・学校等における帰宅困難者対策

「第１章 第７節 第３ 企業・学校等における帰宅困難者対策」に準ずる。

第４ 復旧対策

「第１章 第７節 第４ 復旧対策」に準ずる。

第９節 災害時要配慮者対策

【方針】

〇高齢者等避難などの避難情報が発令されたときは、速やかに避難対象地区の避難行動要支援者等の避難支援を行う。
〇洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設は、避難確保計画により洪水や土砂災害から施設利用者を円滑に避難させる。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　避難行動要支援者等の避難支援	危機管理班、自治文化班、福祉政策班、障がい者福祉班、こども支援班、高齢者支援班、介護保険班、保健センター班、消防団、自治会、民生委員・児童委員、埼玉西部消防組合、狭山警察署
第２　避難生活における要配慮者支援	現地災害対策本部、自治文化班、市民相談班、福祉政策班、障がい者福祉班、高齢者支援班、介護保険班、こども支援班、保健センター班
第３　社会福祉施設の入所者等の安全確保	災害対策本部、福祉部（各班）、こども支援部（各班）、学校教育部（各班）、施設管理者
第４　外国人の安全確保	市本部、自治文化班、福祉政策班、現地災害対策本部

第１ 避難行動要支援者等の避難支援

市（福祉部（各班）、こども支援部（各班））は、市が避難情報を発令した場合、避難対象地区の避難行動要支援者の避難支援を地域支援者や支援協力者（介護事業者等）に依頼する。その際、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画書等を活用する。

その他の要配慮者への対応は、「第１章 第９節 第１避難行動要支援者等の避難支援」に準ずる。

第２ 避難生活における要配慮者支援

避難生活における要配慮者支援は、「第１章 第９節 第２ 避難生活における要配慮者支援」に準ずる。

第３ 社会福祉施設の入所者等の安全確保

市（福祉部（各班）、こども支援部（各班）、学校教育部（各班））は、市が高齢者等避難等の避難情報を発令した場合、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設の管理者等にその旨を連絡する。

要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画に基づき、施設利用者の安全を確保する。

その他の社会福祉施設への対応は、「第１章 第９節 第３ 社会福祉施設の入所者等の安全確保」に準ずる。

第４ 外国人の安全確保

「第１章 第９節 第４ 外国人の安全確保」に準ずる。

第１０節 物資供給・輸送対策

【方針】

○災害時における市民の基本的な生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材、医薬品等の調達及び迅速な供給を実施する。
○大規模災害時には、救助・医療活動の従事者及び食料、生活必需品、医薬品等の物資の輸送をはじめとした緊急輸送を原則として次の順位により実施する。
①市民の安全を確保するために必要な輸送
②被害の拡大を防止するため必要な輸送
③災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　飲料水等の供給	契約検査班、水道施設班
第２　食料の供給	契約検査班、学校給食班、避難所運営会議
第３　生活必需品等の供給	契約検査班
第４　医薬品等の供給	健康づくり支援班
第５　救援物資の募集・受入れ	契約検査班
第６　緊急輸送	危機管理班、契約検査班、財産管理班、みどり公園班

第１ 飲料水等の供給

「第１章 第10節 第１ 飲料水等の供給」に準ずる。

第２ 食料の供給

「第１章 第10節 第２ 食料の供給」に準ずる。

第３ 生活必需品等の供給

「第１章 第10節 第３ 生活必需品等の供給」に準ずる。

第４ 医薬品等の供給

「第 1 章 第 10 節 第 4　医薬品等の供給」に準ずる。

第５ 救援物資の募集・受入れ

「第 1 章　第 10 節 第 5 救援物資の募集・受入れ」に準ずる。

第６ 緊急輸送

「第 1 章 第 10 節 第 6 緊急輸送」に準ずる。

第１１節 市民生活の早期再開

【方針】

○災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合や台風の接近により災害発生前から災害救助法が適用された場合、同法の規定に基づく救助を実施し、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。
○災害時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備するとともに、住家の被害認定の結果等をもとに罹災証明書を交付する。
○被災地におけるがれき、解体ごみ、し尿、生活ごみ等の収集、運搬、処分等を適切に行い、環境の保全と被災地の早期復興を図る。
○動物愛護の観点から、動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関が協力して対応する。
○災害により家屋を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を確保する。また、災害により半壊（焼）又は準半壊の被害を受けた住宅は、応急修理を実施し被災者の最低限の生活を当面の間維持する。
○応急教育や被災した児童生徒等への適切な措置を講じるため、幼児、児童生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期する。
○大規模災害時の住宅や家財の喪失、経済的困窮等による地域社会の混乱を収束し、市民生活の安定を図るため、被災者の生活再建等の措置を行う。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　災害救助法の運用	福祉政策班
第２　被災者台帳の作成・罹災証明書*の交付	市本部、資産税班、市民班、各班
第３　がれき処理等廃棄物対策	資源循環推進班、奥富環境センター班、稲荷山環境センター班、道路維持班、開発審査班、建築住宅班
第４　動物愛護	環境班
第５　応急住宅対策	福祉政策班、建設総務班、道路維持班、開発審査班、建築住宅班
第６　文教対策	教育総務班、教育指導班、学校、幼稚園
第７　生活再建等の支援	収税班、商工観光班、農業振興班、福祉政策班、社会福祉協議会、住宅金融支援機構、防災関係機関

第１ 災害救助法の運用

「第１章 第11節 第１ 災害救助法の運用」に準ずる。

第２ 被災者台帳の作成・罹災証明書の交付

「第１章 第 11 節 第 2 被災者台帳の作成・罹災証明書の交付」に準ずる。

第３ がれき処理等廃棄物対策

「第１章 第 11 節 第 3 がれき処理等廃棄物対策」に準ずる。

第４ 動物愛護

「第１章 第 11 節 第 4 動物愛護」に準ずる。

第５ 応急住宅対策

「第１章 第 11 節 第 5 応急住宅対策」に準ずる。

第６ 文教対策

「第１章 第 11 節 第 6 文教対策」に準ずる。

第７ 生活再建等の支援

「第１章 第 11 節 第 7 生活再建等の支援」に準ずる。

第１２節 竜巻等突風対策

【方針】

○竜巻等が発生した場合又は発生の可能性が高まった場合は市民に注意喚起し、被害の低減を図る。また、竜巻等が発生した場合は、被害特性を考慮して迅速な調査、応急対策を実施する。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　情報伝達	危機管理班、広報班、資産税班、市民班、
第２　救助の適切な実施	危機管理班、福祉政策班
第３　がれき処理	資源循環推進班、奥富環境センター班、稲荷山環境センター班、道路維持班、開発審査班、建築住宅班
第４　応急住宅対策	福祉政策班、建設総務班、道路維持班、開発審査班、建築住宅班
第５　道路の応急復旧	広報班、道路維持班、川越県土整備事務所、道路管理者、狭山警察署、東日本高速道路(株)
第６　復旧対策	市本部、各班、資産税班、収税班、市民班、商工観光班、農業振興班、福祉政策班、社会福祉協議会、住宅金融支援機構、防災関係機関
第７　避難所の開設・運営	危機管理班、契約検査班、自治文化班、市民班、環境班、福祉政策班、生活福祉班、障がい者福祉班、高齢者支援班、こども支援班、介護保険班、健康づくり支援班、保健センター班、現地災害対策本部、避難所運営会議、施設管理者

第１ 情報伝達

1　竜巻情報の伝達

気象庁から竜巻注意情報が発表された場合、市（危機管理班、広報班）は、市民に対して適切な対処を促すため、必要に応じて速やかな広報を行う。

特に、竜巻発生に関する目撃情報が示された場合は、状況に応じて防災行政無線、メール配信サービス等で速やかに竜巻への注意喚起を図る。

2　被害情報の収集

市（危機管理班）は、被害状況等の報告を受けるとともに、状況に応じて国や関係機関から航空写真等を入手する。また、被災区域や被害の概況を速やかに把握し、災害救助法の早期適用を県に要請する。

なお、竜巻等の突風災害は被災区域が限られ、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進むことから、市（資産税班、市民班）は、被害家屋認定調査及び罹災証明書の交付を速やかに実施する。

第２ 救助の適切な実施

市（危機管理班）は、被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。
その他の対応は「第１章 第11節 第１ 災害救助法の運用」に準ずる。

第３ がれき処理

竜巻等の災害では、強風によって敷地内へ運ばれた廃棄物の撤去も必要となるため、市（奥富環境センター班）は、がれき収納用の土のう袋等を調達し、被災者へ供給する。
また、市（資源循環推進班）は被災地区での仮置場の設置や戸別収集の実施を検討し、必要な対応を図る。
その他の対応は「第１章 第11節 第３ がれき処理等廃棄物対策」に準ずる。

第４ 応急住宅対策

市（建築住宅班）は、竜巻・突風等の被災者に対し、被災住宅の応急修理又は応急住宅の供給を行う。
暴風等により多数の家屋の屋根が被災した場合、国、県、災害協定を締結している団体等にブルーシート、土のう、ロープ等の供給を要請する。
その他の対応は「第１章 第11節 第５ 応急住宅対策」に準ずる。

第５ 道路の応急復旧

市（道路維持班）は、竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。
その他の対応は「第１章 第３節 第１ 道路ネットワークの確保」に準ずる。

第６ 復旧対策

1　被害認定の適切な実施

市（資産税班）は、竜巻・突風等による被害認定を適切に行い、市民の早期の生活再建に向けた取組を進める。

その他の対応は「第１章 第11節 第２ 被災者台帳の作成・罹災証明書の交付」に準ずる。

2　被災者支援

市（福祉政策班）は、被災者支援メニューを整備するなど、早期の生活再建に向けた取組を進める。

その他の対応は「第１章 第11節 第７ 生活再建等の支援」に準ずる。

第７ 避難所の開設・運営

市（危機管理班）は、竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

その他の対応は「第１章 第８節 第２ 避難所の開設・運営」に準ずる。

第１３節 雪害対策

【方針】

〇大雪が予想される場合は降雪・積雪に係る気象情報等を収集するとともに、市民に注意喚起し、早期の警戒、外出抑制を促進する。
〇異常な積雪があった場合は、関係機関や地域住民が連携して速やかな除雪を行う。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　応急活動体制の施行	危機管理班
第２　情報の収集・発信	危機管理班、広報班
第３　道路機能の確保	交通防犯班、道路維持班、道路管理者
第４　ライフラインの確保	ライフライン事業者

第１ 応急活動体制の施行

市（危機管理班）は、体制配備に当たっては、気象警報・注意報の発表状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員参集システム等により迅速に動員指令を発し、災害時に初動対応する職員の早期確保を図る。

第２ 情報の収集・発信

１　降雪に関する情報収集

市（危機管理班）は、大雪警報等の降雪に関する情報を収集する。

２　降雪に関する情報発信

気象庁が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、市（危機管理班、広報班）は降雪状況及び積雪の予報等について市民等へ周知し、外出の抑制、早期帰宅の推奨等の注意喚起を行う。

第３ 道路機能の確保

１　効率的な除雪

市（交通防犯班、道路管理者）は、交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。

また、緊急的な除雪の実施に当たって交通規制が必要なときは、県や狭山警察署に緊急

交通規制の実施を要請するとともに、規制状況を周知する。

2　除雪の応援

市（道路維持班）は、管理する道路の除雪に当たって、自ら実施することが困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

3　地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者で対応することが原則であるが、高齢者等自身による除雪が困難な家屋、通学路、利用者の多い交通安全上重要な歩道等については、地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

第４ ライフラインの確保

ライフライン事業者は、降雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講じる。

ライフライン事業者は、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や県民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

第３章 火山噴火応急対策計画

【方針】

○富士山の大規模噴火等が発生した場合、速やかに降灰予報等を収集し、市内への降灰等の影響を把握する。

○市内に多量の降灰が発生した場合、市民の健康及び安全の確保、地域産業の保全のため、健康対策、交通対策、除灰等を速やかに実施する。

【対策項目と実施担当】

項 目	担 当
第１　応急活動体制の確立	危機管理班
第２　情報の収集・伝達	危機管理班、広報班
第３　避難所の開設・運営	危機管理班、契約検査班、自治文化班、市民班、環境班、福祉政策班、生活福祉班、障がい者福祉班、高齢者支援班、こども支援班、介護保険班、健康づくり支援班、保健センター班、現地災害対策本部、避難所運営会議、施設管理者
第４　医療救護	広報班、障がい者福祉課、健康づくり支援班、保健センター班、市医師会等、医療救護関係機関
第５　交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	危機管理班、広報班、財産管理班、交通防犯班、道路維持班、水道施設班、下水道施設班、道路管理者、川越県土整備事務所、狭山警察署、東日本高速道路(株)、西武鉄道（株）東京電力パワーグリッド(株)、NTT 東日本（株)、武州ガス(株)、入間ガス(株)、LP ガス事業者、高圧ガス事業者、ガス事業者
第６　農業者への支援	農業振興班
第７　降灰の処理	資源循環推進班、奥富環境センター班、稲荷山環境センター班、道路維持班、水道施設班、下水道施設班

第１ 応急活動体制の確立

市（危機管理班）は、火山の噴火や噴火に伴う降灰による被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、県と連携し災害応急対策の実施に努める。

第２ 火山情報の収集・伝達

1　火山情報の収集・伝達

市（危機管理班）は気象庁が市域に影響を及ぼすおそれのある火山の噴火警報や県内を対象とした降灰予報を発表したとき又は県内に降灰があったとき、市は、県と協力して噴火による影響や降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を収集し、報道機関等の協力を得て、市民等へ周知する。
発信手段は、「第 1 章 第 5 節 第 2-1 情報収集体制」に準ずる。

【火山情報の種類と内容】

情報の種類	内　容
噴火警報・予報	噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。 また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報が発表される。
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に解説される情報が発表される。
噴火に関する火山観測報	噴火発生時に、発生時刻や噴煙高度等が発表される。
降灰予報	以下の流れで情報が発表される。 ①降灰予報（定時） ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3 時間ごと）に発表する。 ・18 時間先（3 時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。 ②降灰予報（速報） ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10 分程度で）発表する。 ・噴火発生から 1 時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。 ③降灰予報（詳細） ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高等）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表する。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

情報の種類	内　容
	・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。 ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後 20～30 分程度で発表する。 ・噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供する。 ④降灰量の表現 降灰量を降灰の厚さによって「多量（1㎜ 以上）」、「やや多量（0.1㎜ 以上 1㎜ 未満）」、「少量（0.1㎜ 未満）」の 3 階級に区分する。
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

2　降灰に関する被害情報の伝達

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき又は県内に降灰があったとき、市（危機管理班）は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、県災害オペレーション支援システム等により県に伝達するとともに、降灰に関する情報を熊谷地方気象台に提供する。

【降灰調査項目】
①降灰の有無・堆積の状況　②時刻・降灰の強さ
③構成粒子の大きさ　④構成粒子の種類・特徴等
⑤堆積物の採取　⑥写真撮影
⑦降灰量・降灰の厚さ

情報発信の方法等は「第 1 章 第 5 節 第 3-1 災害広報」に準ずる。

第３ 避難所の開設・運営

市（危機管理班）は、降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った市民を収容するため、避難所を開設・運営する。

避難所の開設・運営については「第 1 章 第 8 節 第 2 避難所の開設・運営」に準ずる。

避難所の運営に当たっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

第４ 医療救護

医療救護の体制等は「第 1 章 第 6 節 第 2 医療救護活動」に準ずる。

火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないものの、火山灰による目の痛みや呼吸器系への影響（特に喘息疾患）など健康への影響が懸念されるため、

市（健康づくり支援班、保健センター班）は、降灰の被害状況に応じて健康相談等を実施する。

第５ 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策は「第１章 第３節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保」に準ずる。

道路管理者及び警察署は、降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等の発生を防止するため、交通規制を実施する。

また、市（道路維持班）は、管理する道路上の火山灰を除去する。

降灰により上水道施設や道路に被害が生じた場合、市（水道施設班、下水道施設班、道路維持班）は対策を講じる。

第６ 農業者への支援

火山降灰は農作物や土壌に影響を与えることが懸念されるため、降灰発生が予想される場合又は降灰が発生した場合は、市（農業振興班）は、農業関係団体等と連携して適切な措置を検討し、指導する。

第７ 降灰の処理

降灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行い、民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者が行う。

市（道路維持班、水道施設班、下水道施設班）は、道路や上下水道施設の降灰の除去を行い、その機能の維持を図る。

降灰袋は、市（資源循環推進班、奥富環境センター班、稲荷山環境センター班）が環境センター、市役所本庁舎、地区センター等で配布するほか、自治会を通じた配布等を行う。

降灰を収集する場合、集積所はごみ集積所と分け、事業所から排出された灰については、一時仮置場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。

市（資源循環推進班）は、一時的仮置場を設置する場合、最終的な受入れ先及び運搬者の選定も行う。

第４章 複合災害応急対策計画

【方針】

○大規模地震、豪雨、大規模事故等が同時又は短期間に連続して発生する複合災害では、単一の災害時と比較して災害対応に対する支障が大きくなることを考慮し、被害を最小限にとどめる対策を講じる。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　情報の収集・伝達	危機管理班、市民班、各班
第２　交通規制	交通防犯班、狭山警察署、道路管理者
第３　道路の修復	道路維持班、道路管理者
第４　避難所の再配置	危機管理班

第１ 情報の収集・伝達

市（各班）及び防災関係機関は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

その他の対応は「第１章 第５節 第２ 災害情報の収集・伝達」に準ずる。

第２ 交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水、崖崩れ、火災、建物倒壊に伴う道路閉塞等による交通障害が予想されるため、市（交通防犯班）、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

第３ 道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震が発生した場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想されるため、市（道路維持班）、道路管理者は、緊急輸送道路*等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

第４ 避難所の再配置

単独の災害時には安全に使用できる避難所であっても、複合災害によって施設等に損傷

が生じ、使用に当たっての危険性が高まることが予想されるため、市（危機管理班）は、各避難所周辺の状況を継続的に情報収集し、危険が生じる兆候がある場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を検討する。

第５章 大規模事故応急対策計画

第１節 大規模事故応急活動体制

【方針】

〇消防及び警察だけでは対処困難な大規模事故発生時に、住民の生命、身体及び財産を保護するため、市や防災関係機関が連携して総合的な応急対策を行う体制を確保する。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
大規模事故応急活動体制	危機管理班、各班

大規模な事故等が発生した場合、原則として、事故の原因者、所管施設の管理者及び警察署、消防組合が連携して、救出、救急、消火等の活動を行う。

しかし、甚大な被害が発生した場合や住民等に影響が及ぶ場合には、市や防災関係機関の機能をもって総合的な応急対策を行う。

なお、本章に記載のない事項は「第１章 震災応急対策計画」に準ずる。

1　防災活動体制の確立

大規模事故が発生した場合、市（危機管理班）は状況に応じて情報連絡体制を確保し、必要な要員を動員して情報収集・連絡を行う。

また、事故の状況により各班と連携した総合的な応急対策が必要な場合、市は事故災害対策本部を設置し、必要な要員を動員する。

なお、事故災害対策本部の組織及び運営は市本部に準ずる。

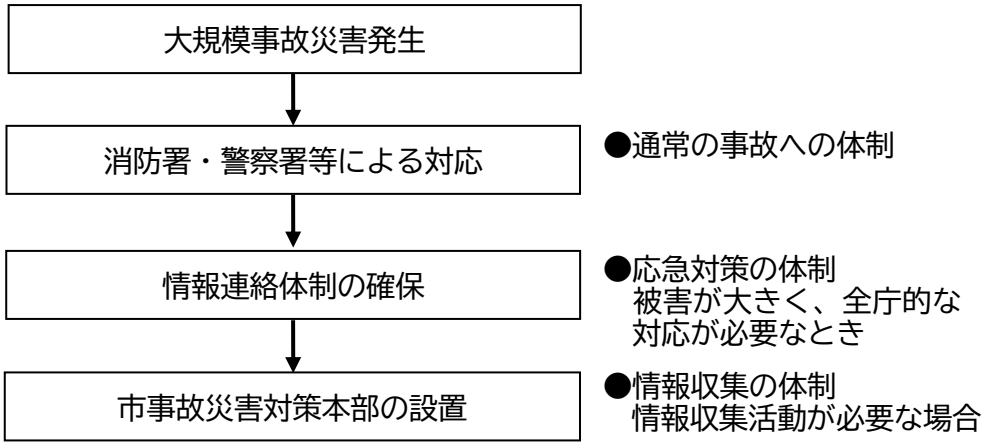

2　災害情報の収集・報告

市（危機管理班）は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

県に報告できない場合又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、原則として覚知後 30 分以内に消防庁へ報告する。

①消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合
②通信の途絶等により知事に報告することができない場合
③119番通報が殺到した場合

【消防庁への直接即報基準】

火災等即報	交通機関の火災	航空機火災
	危険物等に係る事故	①死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ②負傷者が 5 名以上発生したもの ③危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 ㎡ 程度以上の区域に影響を与えたもの ④危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500kℓ以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤市街地等におけるタンクローリーの火災
	原子力災害	①原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの ②放射性物質等（核燃料物質・放射性同位元素等をいう。）を輸送する車両における火災が発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ③原子力災害対策特別措置法第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出された等の通報が市町村長にあったもの ④放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素・放射線の漏えいがあったもの
救急・救助事故即報		死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるも ①列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ②バスの転落等による救急・救助事故 ③ハイジャックによる救急・救助事故 ④映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ⑤その他報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いもの

第２節 大規模火災対策

【方針】

○市街地の延焼火災、大規模・高層建築物での火災は消火や避難が困難となることから、現場の特性に応じた円滑な消防活動を行う。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　消防活動	危機管理班、消防団、埼玉西部消防組合
第２　避難活動	危機管理班、広報班、契約検査班、自治文化班、市民班、環境班、福祉政策班、生活福祉班、障がい者福祉班、高齢者支援班、こども支援班、介護保険班、健康づくり支援班、保健センター班、現地災害対策本部、避難所運営会議、狭山警察署、施設管理者消防団、自主防災組織

第１ 消防活動

１　消防による消防活動

消防組合は、次の消防活動を実施する。

(1) 情報収集、伝達及び応援隊の受入準備

ア　災害状況の把握

119 番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ　把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を市長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかける。

ウ　応援隊の受入準備

応援隊の円滑な受入れを図るため、準備を行う。

(2) 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて部隊を配置し、各現場の消火活動を行う。

２　消防団による消防活動

消防団は、次の消防活動を実施する。

(1) 出火防止

火災等の発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防組合と協力して行う。

(3) 救急救助

消防組合による活動を補佐し、要救助者の救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所への搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連携の上、市民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防組合に連絡する。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防組合と協力して行う。

3　応援要請

(1) 応援要請

消防組合は、自地域の消防力では対応が不十分と認める場合、知事に他の消防機関による応援要請を求める。

応援要請は原則、文書により行うこととするが、緊急の場合は通信により行い、後日文書を提出する。

また、被害が甚大で状況把握も困難である場合はその旨を県に連絡し、被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

(2) 応援隊の受入れ

消防組合は応援隊の円滑な受入れを図るため、市（危機管理班）と連携して受入れ体制を整える。

第２ 避難活動

市長（市本部長）は延焼の予想される地区に避難指示を発令し、住民の避難誘導及び避難所の開設を行う。

詳細は「第 1 章 第 8 節 第 1 避難の実施 及び 第 2 避難所の開設・運営」に準ずる。

なお、通常の住宅火災による被災者の救済は福祉部（各班）が担当しているが、罹(り)災者以外の避難者の収容等については「第 1 章 第 8 節 第 2 避難所の開設・運営」に準ずる。

第３節 危険物等災害対策

【方針】

○危険物、高圧ガス、毒物・劇物等が漏えい、流出した場合には、爆発、火災、汚染等、施設や周辺に多大な悪影響を及ぼすおそれがあるため、危険物等の種類や特性を踏まえて、漏えい、火災、汚染拡大等の防止措置を速やかに行うとともに、施設職員や周辺住民等の安全を確保する。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　危険物等災害応急対策	埼玉西部消防組合、施設管理者
第２　高圧ガス災害応急対策	埼玉西部消防組合、施設管理者
第３　火薬類災害対策	埼玉西部消防組合、施設管理者
第４　毒物・劇物災害対策	埼玉西部消防組合、施設管理者
第５　二次災害防止策	埼玉西部消防組合

第１ 危険物等災害応急対策

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防署、警察署等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

施設管理者は、現場の消防、警察及び関係機関との連絡を密にして、次の措置を講じる。

①危険物の流出及び拡散の防止
②流出した危険物の除去、中和等
③災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
④その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第２ 高圧ガス災害応急対策

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあるため、作業を必ず中止し、必要に応じてガスを安全な場所に移す又は放出させ、市民の安全を確保するために退避させる等の措置を講じるとともに、直ちに警察署又は消防署に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- 製造作業を中止し、必要に応じて設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる
- 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す
- 上記の対策を講じることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の市民に退避するよう警告する
- 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、その充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中及び地中に埋める

知事は災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

第３ 火薬類災害対策

火薬庫が火災、水害等により危険な状態に陥り、その後において二次的大災害を起こすおそれがある場合、火薬類取締法に基づき、施設管理者は、直ちに消防署又は警察署等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに災害防止の緊急措置を講じる。

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者を除き、近づくことを禁止する
- 道路が危険であるか、搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等、安全な措置を講じる
- 搬出の余裕がない場合、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置を講じ、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講じる

第４ 毒物・劇物災害対策

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがある場合、施設管理者は直ちに保健所、警察署及び消防署に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。

届出を受けた者は、直ちに関係機関に連絡すると同時に災害防止の緊急措置を講じる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊(毒劇物対応隊)により、応急措置を講じるものとする。

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講じる
- 災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講じる
- 毒物・劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資機材確保等活動体制を確立する

第５ 二次災害防止策

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入りを制限する。

1　危険物施設等の緊急使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

2　災害時等における連絡

危険物施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

3　危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

第４節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策

【方針】

○放射性物質事故による影響の甚大性や、東日本大震災時の福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の環境汚染に鑑み、放射性物質を取扱う事業所、他地域の原子力事業所での事故発生時には的確な応急対策を実施する。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　基本的な考え方	－
第２　活動体制	危機管理班、各班、埼玉西部消防組合、県、狭山警察署、原子力事業者、放射性物質取扱事業者
第３　応急措置	危機管理班、広報班、市民班、健康づくり支援班、水道施設班、狭山警察署、道路管理者、原子力事業者、消防機関、防災関係機関
第４　放射線量等の測定体制の整備	環境班、農業振興班、健康づくり支援班、保健センター班、水道施設班、下水道施設班

第１ 基本的な考え方

１　趣旨

放射性物質等が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、応急対策を定める。

２　現況

県内には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が多数ある。一方、県内には原子力施設（原子力災害対策特別措置法第６条の２第１項に基づき原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」の対象となる施設をいう。以下同じ。）は立地していない。

また、近隣県にある原子力施設の原子力災害対策重点区域（原子力災害対策指針において、原子力施設の特性等を踏まえ、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域である「予防的防護措置を準備する区域」（PAZ：Precautionary Action Zone・実用発電用原子炉の場合は施設からおおむね半径５キロメートル）及び「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ：Urgent Planning Zone・施設からおおむね半径30km））に含まれていない。

しかしながら、埼玉県から80km強の位置にある東海第二原子力発電所をはじめ、福島第一・第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所といった原子力施設が周辺地域に立地している。

3　計画において尊重する指針

この計画の専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針を十分尊重するものとする。なお、原子力災害対策指針については、原子力規制委員会が今後の検討課題としている事項もあり、その動向に注視していく必要がある。

第２ 活動体制

市域における放射性物質等事故の発生現場としては、核燃料物質等の輸送中又は医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

放射性物資等の事故が発生した場合、関係機関は放射性物質等の特徴を踏まえ、専門家等と連携の上、職員等の安全を確保しつつ円滑に応急対策を実施する。

1　事故時の連絡通報体制

(1) 核燃料物質等輸送時の事故情報

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法第2条第1項第3号に定める者）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）の輸送中に核燃料物質等の漏えい等の事故が発生し、それが「特定事象（原子力災害対策特別措置法第10条前段の規定に基づき通報すべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに、最寄りの消防署及び警察署に通報するとともに、また、その後は以下の事項について、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村及び県、安全規制担当省庁等に通報する。

【特定事象通報基準】

①特定事象発生の場所及び時刻
②特定事象の種類
③検出された放射線量、放射性物質等の状況及び放出状況
④気象状況（風向・風速等）
⑤周辺環境への影響
⑥輸送容器の状況
⑦被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
⑧応急措置
⑨その他必要と認める事項

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりとするものとする。

事業者の原子力防災管理者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。市（危機管理班）は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとするとともに、国などに、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

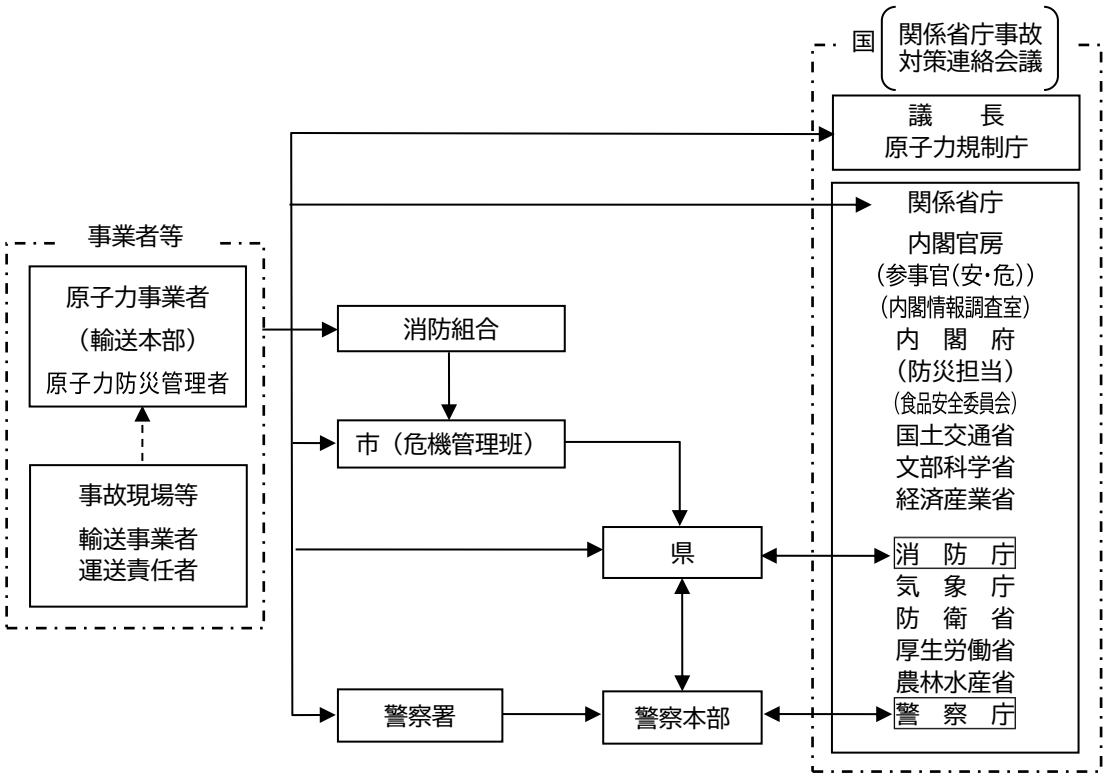

【核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統】

（2）放射性物質取扱施設の事故情報

放射性物質取扱事業者は、施設において放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、速やかに次の事項について、県、市（危機管理班）、警察署、消防署及び国の関係機関に通報する。

①事故発生の時刻 ②事故発生の場所及び施設 ③事故の状況 ④気象状況（風向・風速） ⑤放射性物質の放出に関する情報 ⑥予想される災害の範囲及び程度等 ⑦その他必要と認める事項

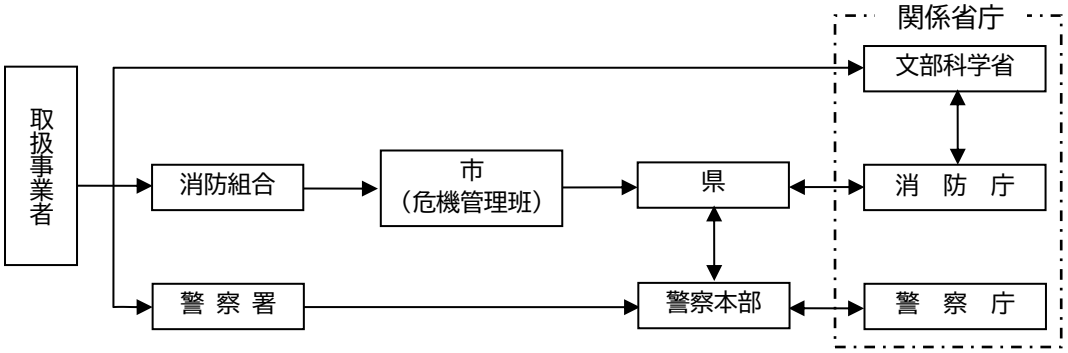

【放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る通報系統】

2　活動体制の確立

(1) 原子力事業者及び核燃料物質等を輸送する者

原子力事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「原子力事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じる。

原子力事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。

なお、原子力事業者等の講ずべき措置は、以下のとおり。

①関係機関への通報・連絡 ②異常事態発生に伴う放射線モニタリング ③消火及び輸送物への延焼防止 ④輸送物の移動 ⑤立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径15m以内の立入を制限する） ⑥汚染の拡大防止及び除染 ⑦放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者の救出 ⑧その他放射線障害の防止のために必要な措置

(2) 警察

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた場合、事故の状況把握に努めるとともに、警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置する等、指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、原子力事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講じる。

(3) 消防

消防組合は、核燃料物質等輸送事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を市（危機管理班）に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域*の設定、救助・救急等の必要な措置を講じる。

【警戒区域の設定に係る留意事項】

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後おおむね100mを確保する。

(4) 県

事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討する。

また、国との調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供等、事故対策についての支援・協力を要請し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行う。

(5) 市

市（各班）は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報連絡体制及び事故災害対策本部の設置等、必要な体制をとり、機関相互の連携を図る。

(6) 応援要請

県は必要に応じて被災市町村に対する応援を、他の市町村に対して指示するとともに、他の地方公共団体に対しても応援を求める。

第３　応急措置

1　消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

また、被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施するものとする。

2　原子力緊急事態宣言発出時の対応

原災法第 15 条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、県及び市（危機管理班）はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて各種対策の措置を講じる。

3　傷病者の緊急搬送

県は傷病者を放射性物質に関する知識を有する者による放射性物質の被ばく状況の確認及び二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

4　交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は、消防署が定めた警戒区域について直ちに一般車両の立入禁止の措置を講じるとともに、事故の規模等、必要に応じて、事故現場に通じる緊急交通路*を設定するなどの交通規制を行う。

5　退避・避難対策

(1) 退避・避難等の基本方針

市（危機管理班）及び県は、原子力災害対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示の措置を講じるものとする。

【被ばくからの防護対策】

屋外にいる場合に予想される被ばく線量（予想線量当量）　（mSv）		防護対策の内容
外部全身線量	甲状腺等の各臓器の組織線量	
10～50	100～500	屋内退避※1
50 以上	500 以上	避難※2

※1　屋内退避：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。窓等を閉め気密性に配慮する

※2　避難：放射線被ばくをより低減できる地域に移動する

この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、さらに、高齢者、障害者、外国人その他要配慮者に配慮する。

(2) 警戒区域の設定

市長は、原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、屋内退避及び避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

なお、警戒区域の設定範囲は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径 15m とする。

警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、対象区域の市民に屋内退避又は避難の措置を講じるよう指示する。

また、警察その他の関係機関に対して、市民の避難の支援を要請する。

6　市民への的確な情報伝達活動

市（危機管理班、広報班）及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

7　飲料水の供給体制の整備

市（水道施設班）は、放射線関係事故の発生により、飲料水が汚染された場合を想定し、「第 1 章 第 10 節 第 1 飲料水等の供給」に準じた飲料水の供給体制の整備に努める。

8　核燃料物資の除去等

原子力事業者は、関係市町村及び防災関係機関との連携を図り、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質等の除去・除染を行う。

9　飲料水・食料の摂取制限

市（危機管理班）及び県は、原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、警戒区域等における飲料水・食料の摂取制

限等を行う。

10　制限措置の解除

市（危機管理班）、県、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断されたとき又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、国及び専門家等の助言を踏まえ、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・食料の摂取制限等の各種制限措置を解除する。

11　被害状況の調査等

(1) 被災住民の登録

市（危機管理班、市民班）は、医療措置及び損害賠償の請求等に備えて、避難者も登録を行う。

(2) 被害調査

市（危機管理班）は、県の指示により、次に掲げる事項に起因して市民が受けた被害を調査する。

①退避・避難等の措置 ②立入禁止措置 ③飲料水、飲食物の制限措置 ④その他必要と認める事項

12　市民の健康調査等

市（健康づくり支援班）及び県は、医療機関と連携して、退避・避難した地区の市民の健康調査を実施する。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者については、二次汚染に十分注意した上で、専門医療機関への搬送等を行う。

第４ 放射線量等の測定体制の整備

1　住民及び他市町村からの避難住民の外部被ばく程度を確認するための簡易測定

市（健康づくり支援班、保健センター班）は、住民及び他市町村からの避難住民に対し、その要望により、必要に応じて避難所、医療機関等において外部被ばくの程度を確認するための簡易測定を実施するとともに、健康相談の窓口を開設する。

2　空間放射線量の測定体制の整備

市（環境班）は、モニタリングポストにおける空間放射線量の測定だけでは十分な情報を収集できないとき、住民の日常生活に密着する場所で測定を実施し、市内における放射線量を把握する。

3　飲料水及び農畜産物の放射線物質測定体制の整備

市（農業振興班、水道施設班）は、飲料水及び農畜産物の安全性を確保するととも

に風評被害を防ぐため、国、県と緊密な連携を図りながら、飲料水、農畜産物及び飼料等の放射線物質の測定を実施し、住民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて摂取制限等を行う。

4　浄水発生土の放射線物質測定体制の整備

市（水道施設班、下水道施設班）は、浄水発生土に含まれる放射線物質を測定することで、放射線濃度に応じた適切な管理を行う。

第５節 農林災害対策

【方針】

○台風、集中豪雨、竜巻、降雪、降ひょう、降霜、干ばつ等により農作物等への大規模な被害が生じた場合、円滑な応急対策を行う。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　活動体制	農業振興班
第２　補助金の交付	農業振興班

台風、集中豪雨、竜巻、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林関係災害に関し、その災害予防、災害時の的確・円滑な災害対策の実施を図るため、必要な活動体制及び措置について、他の法令等によるもののほか、この計画に定めるところによる。

第１ 活動体制

1　情報収集体制

市（農業振興班）は熊谷地方気象台が発表する防災気象情報等を有効に活用するための体制を整備する。

2　活動体制

市（農業振興班）は、市内に災害が発生した場合、農業協同組合等の関係団体と協力し、被害を最小限に防ぐための応急対策の実施に努める。

(1) 注意報及び警報の伝達

市（農業振興班）は、県から次の注意報及び警報等の伝達を受けたときは、農業協同組合等の関係団体との連絡を密に取り、関係農家に必要な措置を伝達する。

注意報及び警報の種類については「第 2 章 第 5 節 第 1 特災害情報の収集・伝達」に準ずる。

(2) 農作物・農業生産施設

市（農業振興班）は、被害実態に応じて草樹勢の回復、病害虫の防除、損壊施設の応急措置等に関わる必要な技術対策を速やかに検討し、その技術対策指導を行う。

また、災害規模・損失程度により農業生産力の維持及び農業経営の安定に必要と認められる場合は「埼玉県農業災害対策特別措置条例」に基づく助成措置を県に要請することができる。

(3) 農地及び農業用施設

市（農業振興班）は、被災農地・農業用施設の原形復旧等、機能回復に万全を期すとともに、災害程度・損失程度に応じて「埼玉県農地・農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」に基づき必要な助成措置を要請する。

(4) 森林・林産物

市（農業振興班）は、林地については被害の規模に応じて復旧措置を講じるとともに立木、林産物の被害については損失の状況等により必要な助成措置を講じる。

(5) 家畜・家禽

市（農業振興班）は、県とともに災害に伴い発生するおそれのある家畜伝染性疾病及びその他の多発性病を予防するため災害の態様に応じて必要な措置を講じる。

また、飼料の確保について、県内飼料の円滑な流通と価格の安定を図るよう指導する。

(6) その他

卸売市場、農林業関係団体の施設等、上記（1）～（5）以外についても、被害状況の迅速な把握に努め、適切な指導を行うとともに、被害程度に応じて必要な対策を講じる。

第２ 補助金の交付

市（農業振興班）は、狭山市農業災害対策要綱に基づき、天災によって損失を受けた農業者に対し、被害農作物の回復等に要する補助措置及び農業経営に必要な資金（農業災害資金という）の交付を行う。

第６節 道路災害対策

【方針】

○橋りょうの落下、斜面や擁壁崩落等による道路構造物への大規模な被害が生じた場合又は危険物等を積載する車両等の事故に対し、円滑な応急対策を行う。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　活動体制	危機管理班、交通防犯班、道路維持班、道路管理者
第２　応急対策	危機管理班、広報班、交通防犯班、道路維持班、消防団、埼玉西部消防組合、道路管理者

第１ 活動体制

１　災害情報の収集・連絡

市（危機管理班）は発災直後の通信手段を確保するとともに、人的被害状況等の被害情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

被害情報の収集・連絡

機 関	収集・連絡
市	市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。
県	県は、必要に応じてヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行うものとする。 また、市から被害情報を収集するとともに、映像情報等の被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を市、道路管理者、関係都県、警察及び国（国土交通省・消防庁）に報告するとともに、必要に応じて関係省庁に連絡するものとする。
道路管理者	道路管理者は、被害状況を県、市町村、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。
警察	警察は、現場情報を多角的に収集し、情勢を的確に判断して必要な措置をとるとともに、関係機関に連絡するものとする。

２　活動体制

市（危機管理班、交通防犯班）は、発災後、速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、大規模な災害が発生した場合には、危機対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

第２ 応急対策

1　消火活動

消防組合は、速やかに火災の状況を把握し、消防団と協力して迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他の消防機関に応援要請を行う。

道路管理者は、迅速かつ的確な初期消火活動に協力するものとする。

2　緊急輸送

市（危機管理班、交通防犯班）は、県とともに車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

3　危険物の流出対策

道路管理者及び消防組合は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、速やかに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

警察署は、危険物の流出が認められた場合、消防署が定める警戒区域外に立入禁止区域を設定し、交通規制、避難誘導活動等、二次災害防止に向けた活動を行う。

4　応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。

また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

5　広報活動

市（危機管理班、広報班）は、道路等の被害状況や復旧状況に関する情報を市公式ホームページ、市公式 SNS、メール、防災行政無線等による情報発信を行う。

第７節 鉄道事故災害対策

【方針】

○鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故、火災、危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合、迅速に負傷者を救助し、被害の軽減を図る。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　活動体制	危機管理班、西武鉄道（株）
第２　応急対策	危機管理班、広報班、環境班、障がい者福祉班、健康づくり支援班、保健センター班、消防団、埼玉西部消防組合、市医師会等、医療救護関係機関

第１ 活動体制

西武鉄道（株）は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入制限等、事故の状況に応じた応急措置を講じる。警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供する。

市（危機管理班）は、必要な活動体制を確保する。

第２ 応急対策

1　情報収集

市（危機管理班）は、市内で鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、市が既に実施した措置及び今後の実施予定の措置について報告する。

2　避難誘導

(1) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、高齢者、障害者、こども等の要配慮者を優先した避難誘導を行う。

鉄道事業者、警察署及び消防組合は、協力して列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。

(2) 災害現場周辺の市民の避難

災害現場周辺の市民に危害が及ぶおそれがある場合、市長（市本部長）、警察官等は、必要に応じて避難指示を行う。

3　危険物の流出対策

消防組合は、鉄道事故により、危険物の流出が認められた場合、鉄道事業者等と協力して、直ちに除去活動及び避難誘導を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

警察署は、危険物の流出が認められた場合、消防署が定める警戒区域外に立入禁止区域を設定し、交通規制、避難誘導活動等、二次災害防止に向けた活動を行う。

4　消火・救出・救護活動

「第 1 章 第 6 節 医療救護等対策 第 1 救急救助活動 及び 第 2 医療救護活動」に準ずる。

5　広報活動

市（危機管理班、広報班）は、鉄道事故の被害状況や復旧状況に関する情報を市公式ホームページ、市公式 SNS、メール、防災行政無線等により発信する。

第８節 航空機事故災害対策

【方針】

○市内で航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、関係機関と連携して乗客及び地域住民を迅速かつ適切に救出し、被害の軽減を図る。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　活動体制	危機対策本部
第２　応急対策	危機管理班、広報班、環境班、障がい者福祉班、健康づくり支援班、保健センター班、消防団、埼玉西部消防組合、市医師会等、医療救護関係機関

第１ 活動体制

航空機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報する（航空法第 76 条）。

また、災害対策を円滑、的確に行う体制を確立する。現場においては、警察官又は消防職員の到着後、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

市（危機対策本部）は、必要な活動体制を確保する。

第２ 応急対策

1　情報収集

県は、ヘリコプター等を活用して情報の収集を行うほか、県職員又は航空機事故対策の専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査を行う。

市（危機管理班）は、市内で航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、市が既に実施した措置及び今後の実施予定の措置について報告する。

2　避難誘導

(1) 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、高齢者、障害者、こども等の要配慮者を優先した避難誘導を行う。

航空事業者、警察署、消防組合は協力して、乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

（2）周辺住民の避難

災害現場周辺の市民に危害が及ぶおそれがある場合、市長（市本部長）、警察官等は、必要に応じて避難指示を行う。

3　危険物の流出対策

消防組合は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導等を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

警察署は、危険物の流出が認められた場合、消防署が定める警戒区域外に立入禁止区域を設定し、交通規制、避難誘導活動等、二次災害防止に向けた活動を行う。

4　消火・救出・救護活動

「第 1 章 第 6 節 医療救護等対策 第 1 救急救助活動 及び 第 2 医療救護活動」に準ずる。

5　広報活動

市（危機管理班、広報班）は、航空機事故の被害状況や復旧状況に関する情報を市公式ホームページ、市公式 SNS、メール、防災行政無線等による情報発信を行う。

第６章 災害復興計画

【方針】

〇大規模災害により地域が大きく被災し、市民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる。

〇復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等を整理しておくとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する中長期的な復興計画を作成する。

〇市及び関係機関が緊密な連携を図りながら、災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。併せて、高齢者、障害者、こどもをはじめとしたあらゆる市民が住みやすい共生社会の実現を図る。

【対策項目と実施担当】

項　目	担　当
第１　災害復興本部の設置	企画経営課
第２　復興計画の策定	企画経営課
第３　災害復興事業の実施	企画経営課、都市計画課、建築住宅課

第１ 災害復興本部の設置

市（企画経営課）は、被災状況を踏まえ、災害復興の必要性を確認した場合、市長を本部長とする「災害復興本部」を設置する。

第２ 復興計画の策定

1　災害復興方針の策定

市（企画経営課）は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民の代表者及び行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

方針決定後は、速やかにその内容を市民に公表する。

2　復興計画の策定

市（企画経営課）は、災害復興方針に基づき、具体的な復興計画を策定する。復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保及び推進体制に関する事項について定める。

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合は、国の復興基本方針等に即した復興計画とし、復興整備事業の特別措置を受けること等を検討する。

第３ 災害復興事業の実施

1　市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 建築基準法第 84 条建築制限区域の指定

市（都市計画課、建築住宅課）は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第 84 条による建築制限区域の指定を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市（都市計画課）は、被災市街地復興特別措置法第 5 条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2　災害復興事業の実施

(1) 復興事業の推進

市（企画経営課）は、災害復興に関する部や関係機関の職員で構成する災害復興推進会議を設置し、当該会議を中心に災害復興事業を推進する。

(2) 特定大規模災害*時の対応

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となり、県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定した場合は、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な職員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長又は県知事に対して職員の派遣又はそのあっせんを要請する。

第3編　資料編・用語集

第3編　資料編・用語集　目次

第1　総則 1
　1　狭山市防災会議条例 1
　2　狭山市防災基本条例 3
第2　防災体制 8
　1　狭山市災害対策本部条例 8
　2　自主防災組織一覧 9
第3　応援協力 10
　1　災害時応援協定一覧 10
第4　交通・輸送・災害復旧 14
　1　狭山市緊急輸送道路図 14
　2　県指定第一次特定緊急輸送道路、第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路一覧 15
　3　ヘリコプター臨時離発着場一覧 15
第5　避難場所等 16
　1　指定緊急避難場所一覧 16
　2　指定避難所一覧 17
　3　指定福祉避難所一覧 18
第6　物資等 19
　1　保有水量 19
　2　災害用給水井戸設置場所 19
　3　指定防災井戸一覧 20
　4　災害時井戸水供給協定事業所一覧表 21
第7　通信等 22
　1　狭山市防災行政無線（60 メガヘルツ帯デジタル：同報系）概要 22
　2　狭山市防災行政無線（60 メガヘルツ帯デジタル：同報系）施設設置一覧 22
　3　狭山市地域防災無線（260 メガヘルツ帯デジタル：移動系）概要 24
　4　狭山市地域防災無線（260 メガヘルツ帯デジタル：移動系）施設設置一覧 25
第8　医療救護 27
　1　市内後方医療機関 27
　2　県指定の災害拠点病院・災害時連携病院 29
　3　国立病院機構災害医療センター 30
第9　災害環境 31
　1　急傾斜地崩壊危険区域一覧 31
　2　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧 31
　3　浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧 32
第10　消防関係 34
　1　狭山市消防団 34
第11　航空機事故関係 36
　1　自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整に関する協定 36
　2　航空事故等連絡会議規約 38

〔用語集〕

資料編

第1 総則

1 狭山市防災会議条例

昭和 39 年 6 月 26 日
条例第 21 号

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、狭山市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（一部改正〔平成12年条例23号〕）

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（1） 狭山市地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。

（2） 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（3） 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（4） 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（一部改正〔平成24年条例42号〕）

（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 40 人以内をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1） 指定地方行政機関の職員

（2） 埼玉県知事の部局の職員

（3） 埼玉県警察の警察官

（4） 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

（5） 埼玉西部消防組合の消防署長及び市の消防団長

（6） 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

（7） 市職員

6 前項第 4 号及び第 6 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（一部改正〔平成11年条例15号・14年33号・17年11号・24年42号〕）

（専門委員）

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

（議事等）
第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和44年6月30日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和47年6月23日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和49年9月28日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成11年3月19日条例第15号）

この条例は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

附　則（平成12年3月31日条例第23号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成14年12月25日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年6月28日条例第11号）

1　この条例は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

2　この条例の施行の際現に改正前の第 3 条第 5 項の規定により委員に任命し、又は指名されている者は、改正後の第 3 条第 5 項の規定により委員に委嘱し、又は任命された者とみなす。

附　則（平成24年12月19日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中狭山市防災会議条例第 3 条第 5 項第 5 号の改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 狭山市防災基本条例

令和元年12月23日
条例第19号

日本各地において、地震による甚大な被害に加え、これまでに経験したことのないような大雨による甚大な被害に見舞われることが多くなってきています。

東日本大震災及び熊本地震においては、行政自体が被災し、公助が十分に機能しない状況もあり、自助・共助の重要性が、認識されたところです。そのため、災害への対応については、公助のみならず、自助・共助による対応が欠かせないものとなっています。

こうしたことから、本市においても、自らの命は自ら守る「自助」、近所や地域でお互いに力を合わせて助け合う「共助」及び行政が主体となって行う「公助」を念頭に地域防災の充実及び強化を進めていく必要があることから、それぞれの責務及び役割を明確にするとともに、相互に連携し、協力して防災対策に取り組むために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民等の生命、身体及び財産を災害から守るため、市民、事業者及び市の防災における責務及び役割を明らかにし、災害の予防対策、災害が発生した際の応急対策並びに復旧及び復興の対策に関する基本的な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域防災の充実及び強化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 災害 地震、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れその他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発等により生ずる被害をいう。

（2） 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

（3） 市民 市内に在住する者をいう。

（4） 事業者 市内において事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。

（5） 自主防災組織 共助の精神に基づき、災害による被害を予防し、軽減するために自治会等を単位として自主的に結成された組織をいう。

（6） 防災関係機関 埼玉県警察、埼玉西部消防組合その他防災対策を実施する埼玉県の関係機関及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第3号から第6号までに規定する機関をいう。

（7） 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

（基本理念）

第3条 市民、事業者及び市は、自助・共助・公助の考え方に基づき、それぞれの責務と役割を果たすとともに、相互に連携し、協力して防災対策に取り組まなければならない。

2 市民、事業者及び市は、本市の地域特性及び社会情勢を踏まえ、要配慮者をはじめと

した多様な主体の視点を反映するとともに、災害による被害を最小化する減災の考え方を基本とし、防災対策に取り組まなければならない。
3　市民、事業者及び市は、防災に関する知識を習得し、災害から命を守る行動力を高め、及び助け合いの精神を育むことにより、災害時に備えるとともに、後世に時代の変化に合わせて、これらを継承していかなければならない。

（地域防災計画への反映）

第4条　狭山市防災会議（狭山市防災会議条例（昭和39年条例第21号）第1条に規定する防災会議をいう。）は、前条に規定する基本理念を狭山市地域防災計画に反映させなければならない。

（市民の責務）

第5条　市民は、自己及び家族の安全を確保するため、自ら災害に備えるよう努めるものとする。
2　市民は、相互に協力して防災対策に取り組むことができるよう、地域住民の良好な関係の形成に努めるものとする。
3　市民は、市、防災関係機関等が実施する防災対策及び地域において実施される自主防災組織、事業者、学校等による防災対策に協力するものとする。

（事業者の責務）

第6条　事業者は、従業員、事業所への来所者及び周辺地域の住民の安全を確保し、生命を守るため、施設及び設備の安全管理に努めるものとする。
2　事業者は、災害による交通機関の停止により帰宅が困難になった者への対策及びその内容の従業員への周知に努めるものとする。
3　事業者は、従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会の提供に努めるものとする。
4　事業者は、災害時において、事業活動を継続し、又は再開できる体制の整備に努めるものとする。
5　事業者は、市、防災関係機関等が実施する防災対策及び地域において実施される自主防災組織、学校等による防災対策に協力するものとする。

（市の責務）

第7条　市は、防災に関する普及啓発活動を推進するものとする。
2　市は、防災対策を円滑に実施するために必要なデータの整備及び保全並びにバックアップ体制の整備を推進するものとする。
3　市は、防災対策を円滑に実施するために必要な体制の整備及び強化を図るものとする。
4　市は、市民、自主防災組織、事業者、学校、防災関係機関等と連携した防災対策を推進するものとする。

第2章　防災を担う人づくりの推進

（防災に関する知識の習得等）

第8条　市民及び事業者は、防災に関する学習及び訓練を積極的かつ継続的に行うよう努めるものとする。
2　市は、防災に関する教育及び防災訓練を充実させていくものとする。
3　市は、地域の防災活動を支える防災リーダーとなる人材の育成に取り組むものとする。
4　市は、災害発生時に迅速かつ的確に災害対応を実施できるよう、研修及び訓練により

市職員の防災に関する知識及び技術の習得に努め、防災意識の向上を図るものとする。

第3章　災害への備え

（市民の備え）

第9条　市民は、災害に備えるために、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

（1）家族等の安否確認の手段の取決め

（2）災害情報の入手手段の確保

（3）避難場所、避難経路及び避難方法の確認

（4）3日分以上の食料及び飲料の確保

（5）非常持出品の準備

（6）家具等の転倒防止及び落下防止の対策

（7）自宅の耐震性の確保

（8）その他災害に必要な備え

（事業者の備え）

第10条　事業者は、災害に備えるために、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

（1）従業員の安否確認の手段の確保

（2）災害情報の入手手段の確保

（3）避難場所、避難経路及び避難方法の確認

（4）3日分以上の食料及び飲料の確保

（5）事務用設備等の転倒防止及び落下防止の対策

（6）施設の耐震性の確保

（7）その他災害に必要な備え

（市の備え）

第11条　市は、情報の収集及び伝達体制の整備及び充実、備蓄体制の充実及び強化、応援の受入体制の整備、公共施設の耐震化その他の災害に備えるために必要な施策に取り組むものとする。

第4章　災害に強い地域づくり

（自主防災組織の結成及び充実）

第12条　市民は、共助の精神に基づき、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行うことを目的に、自主防災組織の結成及び充実に努めるものとする。

2　市は、自主防災組織の結成及び充実のため、積極的な支援及び協力を行うものとする。

（自主防災組織のネットワークづくり）

第13条　自主防災組織は、平常時からつながりを持ち、それぞれの有する防災に関する知識、経験等を共有するとともに、平常時及び災害時において、相互に連携し、効果的な活動を行うことができるよう、組織のネットワークづくりに取り組むものとする。

2　市は、自主防災組織のネットワークづくりに積極的な支援及び協力を行うものとする。

（防災のための地域の連携）

第14条　自治会及び自主防災組織並びに事業者、学校等は、災害時の応急対応において相互に連携するために、平常時からつながりを持つことに取り組むものとする。

2　自治会及び自主防災組織並びに事業者、学校等は、地域防災力の更なる向上を目指し、各地区の特性に応じた防災活動を定めるための防災計画の作成に取り組むものとする。

3　市は、前2項の規定による取組に積極的な支援及び協力を行うものとする。

第5章　災害応急対策

（市民及び事業者の災害応急対策）

第15条　市民及び事業者は、災害時において、生命、身体及び財産を守るため相互に連携し、次に掲げる事項に取り組むものとする。

（1）　災害時の正しい情報の収集、共有及び発信

（2）　出火の防止及び初期消火活動

（3）　負傷者の救出、救護及び搬送

（4）　近隣住民の避難支援

（5）　市と連携した避難所の運営

（6）　市と連携した炊き出し等の給食及び給水の活動

（7）　その他必要な災害応急対策

（市の災害応急対策）

第16条　市は、災害時において、市民、自主防災組織、事業者、学校、防災関係機関等と連携した災害応急対策に取り組むものとする。

第6章　要配慮者への支援

（市民及び事業者による支援）

第17条　市民は、平常時から地域の要配慮者を把握するとともに、顔の見える関係を築くことに努め、災害時においては、避難することが困難な要配慮者の支援に努めるものとする。

2　事業者は、前項に規定する支援に協力するよう努めるものとする。

（市の支援）

第18条　市は、災害時において、要配慮者の支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から支援体制の整備を進めるものとする。

2　市は、地域における連携及び協力を促し、自助・共助・公助の役割に基づく要配慮者の支援対策を行うものとする。

第7章　復旧及び復興の対策

（市民の復旧及び復興の対策）

第19条　市民は、災害時において、相互に協力し、速やかに自らの生活の再建を図るとともに、市が取り組む復旧及び復興の対策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の復旧及び復興の対策）

第20条　事業者は、災害時において、市民生活の安定化に資するため、事業の継続又は速やかな再開に努めるとともに、市が取り組む復旧及び復興の対策に協力するよう努めるものとする。

（市の復旧及び復興の対策）

第21条　市は、災害時において、市民生活が再建し、並びに事業者の事業が継続し、及び速やかに再開されるよう、市民、自主防災組織、事業者、学校、防災関係機関、ボランティア等と連携し、計画的に復旧及び復興の対策に取り組むものとする。

第8章　他の地方公共団体への支援

第22条　市は、他の地方公共団体において大規模な災害が発生した場合において、支援が必要と認めるときは、被災した地方公共団体に必要な支援を行うものとする。

2　市民及び事業者は、前項に規定する支援に協力するよう努めるものとする。

第9章　雑則

（委任）

第23条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

第2　防災体制

1　狭山市災害対策本部条例

昭和39年6月26日
条例第20号

（目的）

第1条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき狭山市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（一部改正〔平成9年条例11号・24年42号〕）

（組織）

第2条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条　災害対策本部に災害予防及び災害応急対策を実施するため、部を置く。

2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4　部長は、部の事務を掌理する。

（一部改正〔平成9年条例11号〕）

（現地災害対策本部）

第4条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（追加〔平成9年条例11号〕）

（雑則）

第5条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

（一部改正〔平成9年条例11号〕）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成9年6月27日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年12月19日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

2 自主防災組織一覧

（令和7年 9 月 1 日現在）

No	地区	自主防災組織
1	入間川	峰
2		旭町
3		菅原一丁目
4		菅原二丁目
5		菅原三丁目
6		祇園
7		東急入間川
8		富士見一丁目
9		富士見二丁目
10		パイロットハウス狭山台
11		コート狭山台
12		平野台
13		本町
14		本町一丁目
15		本町二丁目
16		子の神
17		御幸一
18		御幸二
19		下諏訪
20		鵜ノ木第一
21		鵜ノ木第二
22		鵜ノ木第三
23		鵜ノ木第六
24		鵜ノ木第七
25		上窪マーガレット
26	入曽	入曽第九区
27		東急台
28		若葉台
29		武蔵
30		水押
31		松風
32		三葉台
33		中原
34		御狩場
35		フラワーヒル狭山
36		ガーデンシティ狭山
37	堀兼	堀下
38		堀中
39		堀上
40		堀向
41		上赤坂
42		原
43		中新田
44		青下
45		青新
46		青中
47		青丸
48		加佐志

No	地区	自主防災組織
49	堀兼	東三ツ木
50		西武団地
51		新狭山ハイツ
52		つつじ苑
53		シャルマンコーポ狭山
54	奥富	東部
55		西部
56		西方
57		吹上
58		前田
59		大芦
60	柏原	柏原第一区
61		柏原第二区
62		柏原第三区
63		柏原第四区
64		柏原第五区
65		柏原第六区
66		柏原第七区
67		柏原第八区
68	水富	水富第一区
69		宮地
70		水富第二区
71		根山
72		霞町
73		奥州道
74		水富第三区
75		下広瀬団地
76		水富第五区
77		金井
78		水富第六区
79		水富第七区
80		水富第八区
81		日生さやま台
82		水富第十区
83		狭山グリーンハイツ
84		つつじ野
85		下仲居
86	新狭山	新狭山二丁目
87		新狭山三丁目
88	狭山台	狭山台一丁目
89		狭山台二丁目
90		狭山台四丁目西
91		狭山台四丁目東
92		狭山台第二住宅
93		西武狭山台ハイツ
94		狭山台中央
95		狭山台団地
96		狭山台団地二街区

※自治会を母体としない自主防災組織を含む

第3 応援協力

1 災害時応援協定一覧

（令和7年9月1日現在）

No	締結先	締結年月日	協定の名称	締結内容
1	所沢市	平成７年９月28日 ダイアプラン構成市で締結 平成29年３月７日 日高市も加えて改めて五市で締結	大規模災害時における相互応援に関する協定	物資・資機材・施設の提供、職員の派遣等
2	入間市			
3	飯能市			
4	日高市			
5	東京都小平市	平成８年１月19日	災害時における相互応援に関する協定	物資・資機材・施設の提供、職員の派遣等
6	神奈川県厚木市	平成８年７月24日	災害時における相互応援に関する協定	物資・資機材・施設の提供、職員の派遣等
7	新潟県津南町	平成10年４月16日	大規模災害時における友好交流都市相互応援に関する協定	物資・資機材・施設の提供、職員の派遣等
8	埼玉県内全市町村	平成19年５月１日	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する協定	物資・資機材・施設の提供、職員の派遣等
9	国土交通省関東地方整備局	平成23年４月１日	災害時の情報交換に関する協定	災害時の情報交換、情報連絡員の派遣
10	(一社)狭山市医師会	平成10年７月21日	災害時の医療救護活動についての協定	医療班の派遣及び医療救護活動等
11	狭山市歯科医師会			歯科医療班の派遣及び歯科医療活動等
12	狭山市薬剤師会			医薬品等の供給、薬剤師班の派遣等
13	狭山市柔道整復師会			柔道整復師班の派遣及び応急処置等
14	(株)コーセー 狭山事業所	平成８年７月18日	災害時における井戸水の供給に関する協定	井戸水の供給
15	シチズンマイクロ(株)			
16	(株)山本製作所 入間川事業所			
17	エース工業(株)	平成８年８月22日	災害時における井戸水の供給に関する協定	井戸水の供給
18	社団法人東京ゴルフ倶楽部			
19	Honda Cars 埼玉グロス 狭山センター			
20	(株)鷺宮製作所 狭山事業所			
21	味の一醸造(株)	平成８年８月22日	災害時における応援協力に関する協定	井戸水の供給、各種給水容器の提供
22	(株)サンワ 狭山工場	平成８年10月14日	災害時における井戸水の供給に関する協定	井戸水の供給
23	(株)武蔵カントリー倶楽部 笹井コース	平成８年10月16日	災害時における井戸水の供給に関する協定	井戸水の供給
24	埼玉第一交通グループ	平成８年12月12日	災害時情報連絡活動協力に関する協定	情報収集・伝達
25	狭山市食品衛生協会	平成９年１月27日	災害時における応急食糧供給等の協力に関する協定	保存食糧の供給、炊き出しへの協力等
26	(株)セレスポ	平成29年４月１日	震災時における緊急設備支援に関する協定	テント等の資材の提供

No	締結先	締結年月日	協定の名称	締結内容
27	日本郵便(株) 狭山郵便局	平成9年5月12日	災害時における狭山市と狭山郵便局の協力に関する覚書	避難所への臨時郵便差出箱の設置等
28	狭山ケーブルテレビ(株)	平成11年1月13日	災害時における放送要請に関する協定	緊急放送の実施
29	埼玉県トラック協会いるまの支部 (事務局:埼九運輸(株))	平成11年1月17日 (令和4年2月21日協定内容見直し)	災害時における人員、物資等の輸送に関する協定	人員、物資等の緊急輸送
30	(株)ヤオコー	平成13年3月22日	災害時における生活必需物資の供給に関する協定	物資の供給
31	(株)マルエツ			
32	いるま野農業協同組合			
33	コカ・コーライーストジャパン(株)	平成17年7月21日	災害時における応援協力に関する協定	飲料水の供給 販売機内在庫製品の無償提供等
34	狭山市建設業協同組合	平成18年8月18日	災害時における応急措置に関する協定	道路、河川、上下水道施設、建築物等の応急措置及び障害物の除去
35	狭山市建設安全協力会			
36	狭山市建設業組合			
37	狭山市管工事業協同組合			
38	狭山造園組合			
39	埼玉県電気工事工業組合	平成22年3月16日	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	電気設備等の復旧活動等
40	(一社)全国霊柩自動車協会 埼玉県霊柩自動車協会	平成25年5月2日	災害時における霊柩車及び棺等葬祭用品の供給に関する協定	霊柩車及び棺等葬祭用品の供給
41	埼玉葬祭業協同組合			
42	(株)伊藤園	平成26年3月12日	災害時における救援物資(飲料水)の提供に関する協定	飲料水の提供
43	埼玉土建一般労働組合狭山支部	平成27年3月23日	災害時における応急対策に関する協定	倒壊建物等からの救出救援活動等
44	(株)ジェイテクト 狭山工場	平成27年11月18日	災害時における井戸水の供給に関する協定	井戸水の供給
45	生活協同組合コープみらい	平成27年12月16日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	物資の供給
46	(一社)埼玉建築士会入間第一支部狭山部会	平成27年12月24日	狭山市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定	応急危険度判定の協力
47	イオンリテール(株) 北関東・新潟カンパニー イオン狭山店	平成28年1月5日	災害時における生活必需物資の供給に関する協定	物資の供給
48	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)	平成28年2月12日	災害時における避難所炊き出し業務協力に関する協定	炊き出し及び炊き出し食料の避難所への配送
49	埼玉県石油業協同組合狭山支部	平成28年3月1日	災害時等のガソリン等燃料の優先供給に関する協定	燃料の優先供給
50	埼玉県石油商業組合狭山支部			
51	Jパックス(株)	平成28年5月11日	災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定	段ボール製簡易ベッド等の調達及び避難所等への搬送
52	セッツカートン(株)			
53	埼玉土地家屋調査士会	平成28年9月28日	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	家屋被害認定調査の協力等
54	ヒラオカ石油(株)	平成28年12月13日	災害時における燃料の供給に関する協定	燃料の供給

No	締結先	締結年月日	協定の名称	締結内容
55	(株)ロッテ	平成29年1月19日	災害時における菓子類の供給協力に関する協定	菓子類の供給
56	埼玉県行政書士会	平成30年3月13日	災害時における被災者支援に関する協定	被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談
57	(一社)埼玉県LPガス協会西武支部	平成30年3月29日	災害時におけるLPガス等の優先供給に関する協定	避難所等にLPガス等の優先供給を受ける
58	ヤフー(株)	平成31年1月31日	災害に係る情報発信等に関する協定	狭山市が市民に対して必要な情報を「YaHoo!防災速報」等活用して提供する
59	埼玉司法書士会	平成31年2月14日	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	司法書士が関与できる被災者等の相談を無料で行う
60	ムサシ王子コンテナー(株)	令和2年8月20日	災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書	避難所の設営等に必要なダンボールベッドなどの物資について支援を受ける
61	東京電力パワーグリッド(株) 志木支社	令和2年10月30日	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	停電復旧活動
62	(株)オータ	令和3年7月21日	災害時における施設の使用に関する協定書	災害発生時等避難を要する場合、施設を市民等に使用させる
63	社会福祉法人狭山市社会福祉協議会	令和4年2月10日	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	災害ボランティアセンターの設置・運営等
64	(株)ふくしま	令和4年8月5日	災害時における物資の供給等の協力に関する協定	食料品及び市が実施する炊き出し用食材の提供
65	あけぼのサービス(株)	令和4年9月22日	災害時等における民間救急車両の利用に関する協定	災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難を支援
66	(株)まごころネット	令和4年10月27日	災害時等における民間救急車両の利用に関する協定	災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難を支援
67	日本電波工業(株)狭山事業所 栄光産業(株)(バス運行委託会社)	令和4年11月11日	災害時における避難行動要支援者の輸送の協力に関する協定	災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難を支援
68	(株)鷺宮製作所狭山事業所	令和4年11月15日	災害時における避難行動要支援者の輸送の協力に関する協定	災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難を支援
69	介護タクシー　大みかん	令和4年12月8日	災害時等における民間救急車両の利用に関する協定	災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難を支援
70	さやまキッチンカー協会	令和4年12月23日	災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施の協力に関する協定	災害発生時に避難者に対して炊き出し等を実施
71	埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合所沢西武支部	令和5年5月31日	災害時における施設利用の協力に関する協定	災害発生時に臨時的かつ一時的に開設する滞在施設として使用できる
72	(株)アクティオ	令和5年12月18日	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	災害が発生、又は発生する恐れがある場合に、レンタル機材の優先的な提供を受ける

No	締結先	締結年月日	協定の名称	締結内容
73	(株)ホンダカーズ埼玉西	令和７年２月７日	災害時における車両等の支援に関する協定	災害が発生、又は発生する恐れがある場合に、車両、資機材の支援を受ける
74	(株)シンワ	令和７年７月７日	地域防災力向上のための防災訓練等への協力に関する協定書	防災訓練等への資機材の提供

※締結先団体名については締結時の名称を使用しています。

第4　交通・輸送・災害復旧

1　狭山市緊急輸送道路図

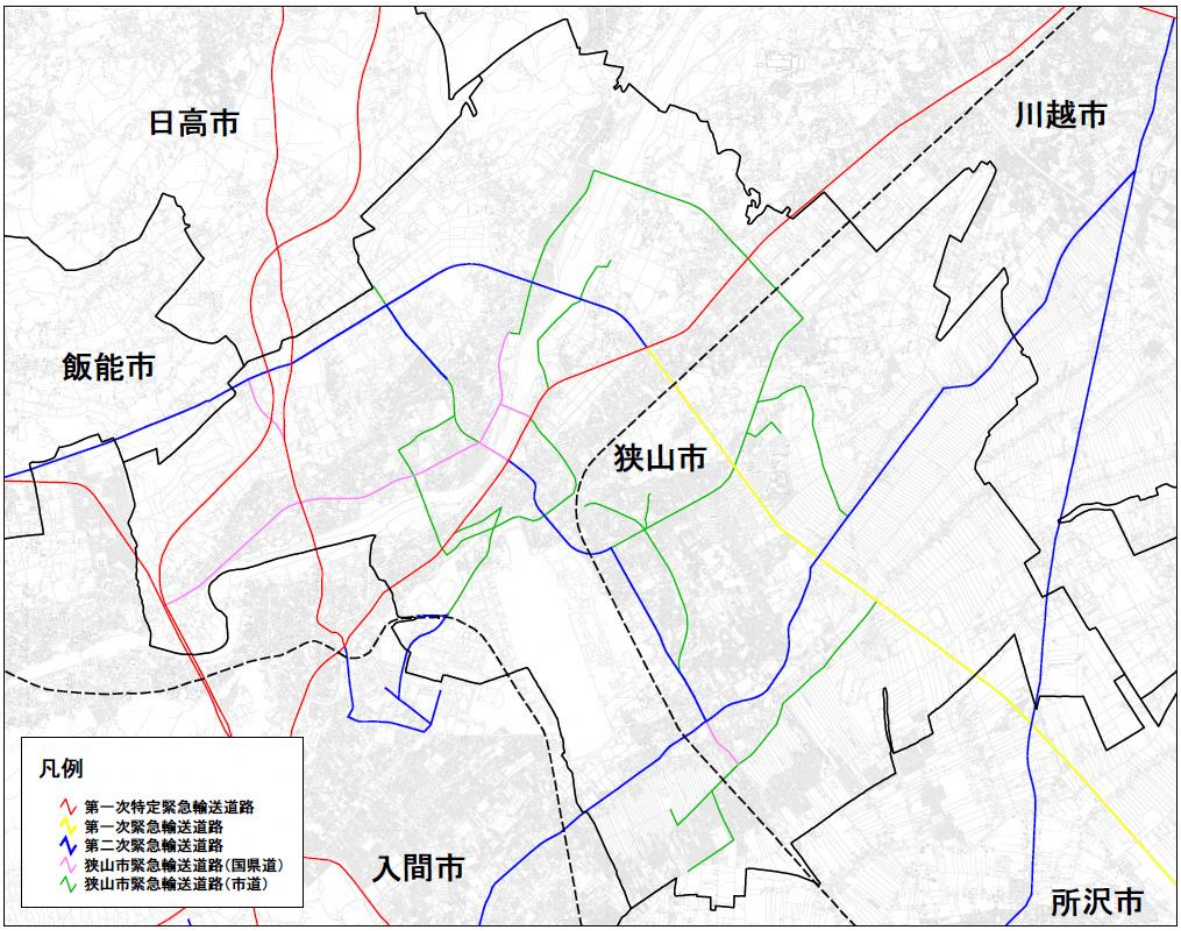

番号	地域	路線名	指定分延長(m)
1	水富	国道 299 号	1787.00
2	柏原～水富	県道鯨井狭山線	1225.00
3	柏原～入間川	県道笠幡狭山線	336.70
4	水富	県道日高狭山線	3083.00
5	入曽	県道所沢狭山線	560.00
6	入間川	市道幹第3号線	425.90
7	入間川	市道幹第 7 号線	262.00
8	入間川	市道幹第 9 号線～ 市道A第 787 号線～ 市道幹第 65 号線	1834.00
9	入間川	市道幹第 10 号線	940.50
10	入間川	市道幹第 11 号線	2270.00
11	入曽	市道幹第 15 号線	884.70
12	入曽	市道幹第 16 号線	607.00
13	堀兼～入曽	市道幹第 18 号線	2088.00
14	堀兼	市道幹第 25 号線	1569.00
15	入間川～堀兼	市道幹第 27 号線	404.00
16	新狭山	市道幹第 31 号線	848.00
17	新狭山～堀兼	市道幹第 32 号線	147.20
18	水富～柏原	市道幹第 41 号線	2016.00
19	堀兼	市道幹第 48 号線	157.00
20	狭山台～入間川	市道幹第 51 号線	924.30
21	堀兼	市道幹第 59 号線	175.00

番号	地域	路線名	指定分延長(m)
22	水富	市道幹第 60 号線	311.00
23	柏原	市道幹第 62 号線	2012.00
24	堀兼	市道幹第 66 号線	663.60
25	堀兼	市道幹第 69 号線	305.20
26	奥富	市道幹第 72 号線	719.20
27	水富～入間川	市道幹第 73 号線	745.00
28	奥富	市道幹第 74 号線	522.13
29	柏原～奥富	市道幹第 75 号線	627.00
30	入間川	市道幹第 82 号線	261.12
31	入間川	市道幹第 64 号線	238.20
32	入間川	市道幹第 91 号線	1630.00
33	入間川	市道A第 141 号線	633.40
34	入間川	市道A第 316 号線	30.00
35	入間川	市道A第 333 号線	302.00
36	入間川	市道A第 720 号線	383.60
37	入曽	市道B第 359 号線	570.00
38	入曽	市道B第 608 号線	164.00
39	入曽	市道C第 1169 号線	154.80
40	奥富	市道B第 157 号線他	1704.60
41	水富	市道F第 584 号線	756.00
42	狭山台	市道 H 第 11 号線	346.00
43	狭山台	市道 H 第 82 号線	90.00

2 県指定第一次特定緊急輸送道路、第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路一覧

種別	管理者	道路種別	路線名	県指定区間	市内指定分延長（m）
①	国交省	直国	国道 16 号	入間市二本木(都境)～春日部市西金野井(千葉県境)	5,887
①	東日本高速	高速	首都圏中央連絡自動車道	入間市木蓮寺(都境)～幸手市木立	3,656
①	県	補国	国道 407 号	狭山市根岸(日高狭山線との交差点)～熊谷市妻沼(群馬県境)	1,766
1	県	補国	国道 299 号バイパス	入間市小谷田(16 号との交差点)～飯能市中山(299 号との交差点)	1,224
1	県	補国	国道 299 号	入間市河原町(16 号との交差点)～狭山市根岸(根岸交差点)	1,128
1	県	主要	川越所沢線	川越市新宿(16 号との交差点)～所沢市下安松(練馬所沢線との交差点)	1,080
1	県	主要	川越入間線	川越市今福(川越所沢線との交差点)～入間市宮寺(16 号との交差点)	7,000
1	県	主要	所沢狭山線	狭山市南入曽(入曽交差点)～狭山市入間川(16 号との交差点)	3,669
1	県	主要	狭山環状有料道路	狭山市狭山(狭山環状道路起点)～狭山市上奥富(16 号との交差点)	1,419
2	県	一般	所沢堀兼狭山線	所沢市松郷(松郷交差点)～狭山市狭山(狭山環状道路起点)	4,825
2	県	一般	馬引沢飯能線	飯能市東町(駅西側交差点)～狭山市根岸(日高狭山線との交差点)	222
2	県	一般	堀兼根岸線	狭山市柏原(狭山環状道路終点)～狭山市根岸(407 号との交差点)	2,766
2	県	一般	日高狭山線	狭山市根岸(407 号との交差点)～狭山市根岸(馬引沢飯能線との交差点)	458
2	市	市町村	市道幹第 41 号線	狭山市柏原 371～狭山市柏原 216-1	800
2	市	市町村	市道幹第 65 号線	狭山市稲荷山2丁目～狭山市稲荷山1丁目23(稲荷山公園)	800

種別 ①:第一次特定緊急輸送道路 1:第一次緊急輸送道路 2:第二次緊急輸送道路
道路種別 直国:国交省管理国道 高速:高速道路 補国:県管理国道 主要:主要地方道 一般:一般県道 市町村:市町村道

3 ヘリコプター臨時離発着場一覧

名称	上奥富運動公園	堀兼・上赤坂公園
所在地	上奥富 999	堀兼 2484-3
市役所からの距離	2km	4km
開設担当	緊急救助隊×1	緊急救助隊×1
誘導担当	埼玉西部消防組合、狭山消防署	埼玉西部消防組合、狭山消防署、水野分署
設営資材保管場所	狭山消防署	公園北側体育館小屋
保管資材	吹き流し×2、ポール×2、ロープ×2 設置台×1	吹き流し×1、ポール×1、ロープ×1 設置台×1

第5 避難場所等

1 指定緊急避難場所一覧

地区		施設・場所名	指定箇所	住所	対象とする異常な現象の種類（○＝使用可 ×＝使用しない）					収容人数（人）	
					洪水	崖崩れ	地震	大規模火災	内水氾濫	土地	屋内
入間川	1	入間川小学校	校庭	鵜ノ木 5-9	×	×	○	○	×	5,396	161
	2	入間川東小学校	校庭	入間川 2-7-23	○	○	○	○	○	2,635	138
	3	富士見小学校	校庭	中央 4-17-1	○	○	○	○	○	3,751	138
	4	入間川中学校	校庭	鵜ノ木 6-46	×	×	○	○	×	8,908	180
	5	中央中学校	校庭	入間川 1752-1	○	○	○	○	○	8,673	155
	6	コミュニティセンター	敷地	入間川 4-16-4	○	○	○	×	○	225	22
	7	県立狭山工業高等学校	校庭	富士見 2-5-1	○	○	○	○	○	8,167	252
	8	県立狭山経済高等学校	校庭	稲荷山 2-6-1	○	○	○	○	○	7,876	353
	9	中央公民館	建物	入間川 1-3-1	×	○	×	×	×	-	79
	10	新狭山小学校	校庭	入間川 1108	○	○	○	○	○	5,801	146
	11	武道館	建物	入間川 4-18-21	○	○	○	○	○	-	191
入曽	12	入間野小学校	校庭	大字北入曽 980	○	○	○	○	○	5,267	137
	13	南小学校	校庭	大字水野 815-1	○	○	○	○	○	5,581	175
	14	山王小学校	校庭	大字南入曽 55	○※	○	○	○	○	4,962	139
	15	御狩場小学校	校庭	大字北入曽 755-4	○	○	○	○	○	3,817	137
	16	入間野中学校	校庭	大字北入曽 1028-1	○	○	○	○	○	8,225	154
	17	山王中学校	校庭	大字南入曽 157	○	○	○	○	○	8,758	168
	18	老人福祉センター不老荘	敷地	大字南入曽 737-1	×	○	○	○	×	848	79
	19	入曽第七区自治会館	建物	大字南入曽 879-12	○※	×	×	×	○	-	50
	20	水野公民館	建物	大字水野 891-4	○	×	○	×	○	-	85
	21	入曽地域交流センター	建物	大字南入曽 428-3	○※	○	○	○	○	-	74
堀兼	22	堀兼小学校	校庭	大字堀兼 1234	○	○	○	○	○	4,069	168
	23	堀兼中学校	校庭	大字堀兼 1237	○	○	○	○	○	8,165	141
	24	老人福祉センター寿荘	敷地	大字加佐志 513-2	○	○	○	○	○	1,319	62
	25	堀兼・上赤坂公園	建物	大字堀兼 2484-3	○	×	×	×	○	-	101
奥富	26	奥富小学校	校庭	大字下奥富 1019	○	○	○	○	○	4,450	167
	27	サンパーク奥富	敷地	大字下奥富 2552-1	×	○	○	○	×	1,651	95
	28	県立狭山清陵高等学校	校庭	大字上奥富 34	○	○	○	○	○	10,058	473
柏原	29	柏原小学校	校庭	柏原 1141	×	×	○	○	×	7,156	166
	30	柏原中学校	校庭	柏原 2520-11	○	○	○	○	○	6,886	171
	31	老人福祉センター宝荘	敷地	柏原 612	○	○	○	○	○	1,733	31
	32	智光山公園	公園	柏原 561	×	×	○	○	×	165,966	-
	33	柏原公民館	建物	柏原 1154	×	○	×	×	×	-	45
	34	市民総合体育館	建物	柏原 555	○	×	×	×	○	-	876
水富	35	広瀬小学校	校庭	広瀬東 4-4-1	○	○	○	○	○	5,880	139
	36	水富小学校	校庭	根岸 2-22-1	○	○	○	○	○	3,806	147
	37	笹井小学校	校庭	大字笹井 1700	○	○	○	○	○	6,697	157
	38	西中学校	校庭	広瀬東 3-23-1	×	×	○	○	×	9,659	203
	39	県立狭山緑陽高等学校	校庭	広瀬東 4-3-1	○	○	○	○	○	19,017	266
	40	水富公民館	建物	根岸 2-17-13	×	○	×	×	×	-	54
	41	広瀬公民館	建物	広瀬東 3-34-1	×	○	×	×	×	-	39
	42	日生さやま台集会所	建物	広瀬台 1-22-1	○	○	×	×	○	-	24
新狭山	43	新狭山公園	公園	新狭山 1-4	×	×	○	○	×	9,487	-
	44	三ツ木公園	公園	新狭山 3-3	×	×	○	○	×	2,000	-
	45	中原公園	公園	新狭山 2-13-1	×	×	○	○	×	2,174	-
	46	新狭山公民館	建物	新狭山 2-17-1	○	○	○	○	○	-	78
狭	47	狭山元気プラザ	グラウンド	狭山台 1-21	○	○	○	○	○	4,870	140

地区		施設・場所名	指定箇所	住所	対象とする異常な現象の種類（○＝使用可　×＝使用しない）					収容人数（人）	
					洪水	崖崩れ	地震	大規模火災	内水氾濫	土地	屋内
山台	48	狭山台小学校	校庭	狭山台4-25	○	○	○	○	○	6,235	139
	49	狭山台中学校	校庭	狭山台4-26	○	○	○	○	○	8,467	167
	50	狭山台中央公園	公園	狭山台3-28	×	×	○	○	×	10,202	-

※（一部利用不可）：風水害に一部利用不可としていることについては、大雨等により施設の 1 階部分が浸水するおそれがある場合、または浸水した場合に上階へ避難が必要な場合があることを意味しています。

2 指定避難所一覧

地区		施設・場所名	住所	収容人数（人）	使用の可否		施設連絡先	
					震災	風水害	電話番号（市外局番:04）	FAX 番号（市外局番:04）
入間川	1	入間川小学校	鵜ノ木 5-9	161	○	×	2952-6221	2952-6222
	2	入間川東小学校	入間川 2-7-23	138	○	○	2952-3118	2952-3119
	3	富士見小学校	中央 4-17-1	138	○	○	2957-9107	2957-9108
	4	入間川中学校	鵜ノ木 6-46	180	○	×	2953-3683	2953-3686
	5	中央中学校	入間川 1752-1	155	○	○	2959-2277	2959-2263
	6	コミュニティセンター	入間川 4-16-4	22	○	○	2953-4007	2900-0451
	7	県立狭山工業高等学校	富士見 2-5-1	252	○	○	2957-3141	2950-1010
	8	県立狭山経済高等学校	稲荷山 2-6-1	353	○	○	2952-6510	2969-1030
	9	新狭山小学校	入間川 1108	146	○	○	2958-4080	2958-4092
	10	武道館	入間川 4-18-21	191	○	○	2935-7035	2935-7030
入曽	11	入間野小学校	大字北入曽 980	137	○	○	2958-2718	2958-2719
	12	南小学校	大字水野 815-1	175	○	○	2957-9102	2957-9103
	13	山王小学校	大字南入曽 55	139	○	○※	2957-4857	2957-4864
	14	御狩場小学校	大字北入曽 755-4	137	○	○	2957-3421	2957-3422
	15	入間野中学校	大字北入曽 1028-1	154	○	○	2959-9311	2959-9528
	16	山王中学校	大字南入曽 157	168	○	○	2957-4891	2957-4892
	17	老人福祉センター不老荘	大字南入曽 737-1	79	○	×	2957-3502	2957-3686
堀兼	18	堀兼小学校	大字堀兼 1234	168	○	○	2959-3343	2959-3398
	19	堀兼中学校	大字堀兼 1237	141	○	○	2959-3342	2959-3397
	20	老人福祉センター寿荘	大字加佐志 513-2	62	○	○	2959-7241	2959-7378
奥富	21	奥富小学校	大字下奥富 1019	167	○	○	2953-7615	2953-7616
	22	サンパーク奥富	大字下奥富 2552-1	95	○	×	2969-3809	2969-1881
	23	県立狭山清陵高等学校	大字上奥富 34	473	○	○	2953-7161	2959-1032
柏原	24	柏原小学校	柏原 1141	166	○	×	2953-5862	2953-5863
	25	柏原中学校	柏原 2520-11	171	○	○	2954-5073	2954-5074
	26	老人福祉センター宝荘	柏原 612	31	○	○	2952-7777	2952-7815
	27	緑の相談所	柏原 622	43	○	○	2952-6131	2952-6132
水富	28	広瀬小学校	広瀬東 4-4-1	139	○	○	2953-7610	2953-7611
	29	水富小学校	根岸 2-22-1	147	○	○	2952-2265	2952-2396
	30	笹井小学校	大字笹井 1700	157	○	○	2954-2290	2954-2291
	31	西中学校	広瀬東 3-23-1	203	○	×	2953-7617	2953-7619
	32	県立狭山緑陽高等学校	広瀬東 4-3-1	266	○	○	2952-5295	2959-1031
新狭山	33	新狭山公民館	新狭山 2-17-1	78	○	○	2953-9034	2954-7886
狭山台	34	狭山元気プラザ	狭山台 1-21	140	○	○	2968-6885	2959-2785
	35	狭山台小学校	狭山台 4-25	139	○	○	2958-6792	2958-6700
	36	狭山台中学校	狭山台 4-26	167	○	○	2958-6791	2958-6783

※（一部利用不可）：風水害に一部利用不可としていることについては、大雨等により施設の 1 階部分が浸水するおそれがある場合、または浸水した場合に上階へ避難が必要な場合があることを意味しています。

3 指定福祉避難所一覧

地区		施設･場所名	住所	受入対象者	収容人数（人）	施設連絡先	
						電話番号（市外局番:04）	FAX 番号（市外局番:04）
入間川	1	特別養護老人ホーム 第二つつじの園	入間川 865-1	高齢者	16	2959-0860	2959-0862
入曽	2	特別養護老人ホーム むさしの園	南入曽 1044-1	高齢者	14	2956-7770	2956-7771
	3	特別養護老人ホーム むさしの園わかば	南入曽 1048-2	高齢者	16	2956-7760	2937-7099
	4	特別養護老人ホーム 福寿の里	北入曽 1502-1	高齢者	97	2957-1163	2957-1173
堀兼	5	大樹の森 災害時避難スペース	加佐志 244-1	障害児 障害者	23	2958-2941	2958-2942
	6	中新田自立スクエア 災害時避難スペース　ハルニレ	中新田 73-3	障害児 障害者	11	2958-7832	2958-7839
	7	特別養護老人ホーム オリーブ	上赤坂 290-1	高齢者	21	2950-2400	2950-2401
	8	特別養護老人ホーム さくら	加佐志 104	高齢者	24	2950-0606	2950-0607
	9	しののめ	加佐志 139-1	障害児 障害者	35	2968-6680	2941-4898
柏原	10	青い実学園	柏原 758-1	障害児 障害者	50	2952-3302	2952-0312
	11	特別養護老人ホーム さやま苑	柏原 758-4	高齢者	15	2954-8855	2955-4977
	12	介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム　つつじの園	柏原 1185-6	高齢者	24	2955-2300	2955-8070
水富	13	県立狭山特別支援学校	笹井 2958	障害児 障害者	85	2953-1612	2969-1033
	14	介護老人福祉施設 ジョアン宮地の里	笹井 1568-2	高齢者	21	2900-3600	2900-3607
	15	特別養護老人ホーム ひろせの杜	上広瀬 939-1	高齢者	24	2936-8244	2936-8245

第6 物資等

1 保有水量

	施設名称	最大貯水量	応急給水に利用できる水
1. 浄水場	鵜ノ木浄水場	1,000 ㎥(t)	500 ㎥(t)
	柏原浄水場	2,300 ㎥(t)	1,150 ㎥(t)
	堀兼浄水場	5,600 ㎥(t)	2,800 ㎥(t)
	計	8,900 ㎥(t)	4,450 ㎥(t)
2. 配水場	稲荷山配水場	37,700 ㎥(t)	18,850 ㎥(t)
	水野配水場	15,000 ㎥(t)	7,500 ㎥(t)
	笹井配水場	13,800 ㎥(t)	6,900 ㎥(t)
	計	66,500 ㎥(t)	33,250 ㎥(t)
3. 緊急貯水槽	コミュニティセンター(中部大型倉庫)	40 ㎥(t)	40 ㎥(t)
	広瀬分署脇(北部大型倉庫)	40 ㎥(t)	40 ㎥(t)
	南小学校(南部大型倉庫)	40 ㎥(t)	40 ㎥(t)
	狭山元気プラザ(東部大型倉庫)	60 ㎥(t)	60 ㎥(t)
	石原公園(柏原ニュータウン内)	130 ㎥(t)	130 ㎥(t)
	奥富小学校	60 ㎥(t)	60 ㎥(t)
	中原公園(新狭山地区内)	60 ㎥(t)	60 ㎥(t)
	計	430 ㎥(t)	430 ㎥(t)
4. 小中学校の受水槽等	受水槽	1,188 ㎥(t)	1,188 ㎥(t)
	高架水槽	289 ㎥(t)	289 ㎥(t)
	計	1,477 ㎥(t)	1,477 ㎥(t)
合計		77,307 ㎥(t)	39,607 ㎥(t)

2 災害用給水井戸設置場所

名称	設置場所		能力
No.1	西中学校	広瀬東 3-23-1	21t/1 時間
No.2	狭山台中学校	狭山台 4-26	
No.4	柏原小学校	柏原 1141	
No.5	奥富小学校	大字下奥富 1019	
No.6	堀兼小学校	大字堀兼 1234	
No.7	三ツ木公園	新狭山 3-3	
No.8	入間野中学校	大字北入曽 1028-1	

※No.3 は東中学校の閉校に伴い廃止

3 指定防災井戸一覧

No.	地区	所 在 地	所有者
1	入間川	狭山24－44	個人所有
2	入間川	狭山31－37	個人所有
3	入間川	狭山41－18	石川商店
4	入間川	入間川1－15－40	入間川ゴム(株)
5	入間川	入間川1－17－24	個人所有
6	入間川	入間川2－5－7	個人所有
7	入間川	入間川2－7－15	個人所有
8	入間川	入間川2－20－29	個人所有
9	入間川	入間川3－2－3	個人所有
10	入間川	入間川3－2－18	個人所有
11	入間川	入間川3－9－15	個人所有
12	入間川	入間川3－14－22	個人所有
13	入間川	入間川3－20－5	個人所有
14	入間川	入間川3－22－3	個人所有
15	入間川	入間川3－24－27	個人所有
16	入間川	入間川3－26－7	個人所有
17	入間川	入間川3－27－15	個人所有
18	入間川	入間川4－1－27	個人所有
19	入間川	入間川4－2－1	個人所有
20	入間川	鵜ノ木2－24	個人所有
21	入間川	鵜ノ木7－18	個人所有
22	入間川	鵜ノ木14－15	個人所有
23	入間川	鵜ノ木15－9	個人所有
24	入間川	鵜ノ木24－11	個人所有
25	入間川	鵜ノ木25－7	個人所有
26	入間川	大字北入曽1365	個人所有
27	入間川	大字南入曽559－2	個人所有
28	入間川	大字南入曽910－1	個人所有
29	入間川	大字南入曽969	入間基地南部耕作組合所有
30	入間川	大字水野43	個人所有
31	入間川	大字水野368－1	個人所有
32	入間川	大字水野1016－1	個人所有
33	堀兼	大字堀兼85－1	堀下畑かん組合所有
34	堀兼	大字堀兼226	堀下畑かん組合所有
35	堀兼	大字堀兼885	個人所有
36	堀兼	大字堀兼888	個人所有
37	堀兼	大字堀兼922－2	個人所有
38	堀兼	大字堀兼928	個人所有
39	堀兼	大字堀兼945	個人所有
40	堀兼	大字堀兼980	個人所有
41	堀兼	大字堀兼1003	個人所有
42	堀兼	大字堀兼1010	個人所有
43	堀兼	大字堀兼1035	個人所有
44	堀兼	大字堀兼1094－1	個人所有
45	堀兼	大字堀兼1417－2	個人所有
46	堀兼	大字中新田187	個人所有
47	堀兼	大字中新田246	個人所有
48	堀兼	大字中新田358－2	中新田南部かんがい施設利用組合所有
49	堀兼	大字中新田517－3	中新田南部かんがい施設利用組合所有
50	堀兼	大字中新田1103	個人所有
51	堀兼	大字青柳264	個人所有
52	堀兼	大字青柳287	個人所有

No.	地区	所 在 地	所有者
53	堀兼	大字青柳331－1	個人所有
54	堀兼	大字青柳450	個人所有
55	堀兼	大字青柳563－9	青新畑かん組合所有
56	堀兼	大字青柳790	個人所有
57	堀兼	大字上赤坂90	個人所有
58	堀兼	大字東三ツ木42－1	個人所有
59	堀兼	大字東三ツ木210	個人所有
60	奥富	大字下奥富750－1	個人所有
61	奥富	大字下奥富803－4	個人所有
62	奥富	大字下奥富1752－1	個人所有
63	奥富	大字下奥富2498	個人所有
64	柏原	柏原2425	個人所有
65	柏原	柏原2688	個人所有
66	水富	広瀬台 4-1	個人所有
67	水富	広瀬1－6－3	個人所有
68	水富	広瀬2－16－5	個人所有
69	水富	広瀬2－21－33	個人所有
70	水富	広瀬2－22－7	個人所有
71	水富	広瀬2－27－7	個人所有
72	水富	広瀬3－16－30	個人所有
73	水富	広瀬3－26－27	個人所有
74	水富	大字笹井1764－1	個人所有
75	水富	大字笹井1921	個人所有
76	水富	大字笹井2637	個人所有
77	水富	大字笹井3038－5	個人所有
78	水富	大字笹井3197－1	個人所有
79	水富	大字笹井3197－1	個人所有
80	水富	根岸2－21－4	個人所有

4 災害時井戸水供給協定事業所一覧表

No.	所 在 地	事 業 所 名
1	富士見 2-15-1	シチズン時計マニュファクチュアリング(株)
2	富士見 2-15-2	(株)山本製作所
3	富士見 2-20-1	(株)コーセー 狭山事業所
4	大字上奥富 1203	味の一醸造(株) 狭山工場
5	柏原 570-6	Honda Cars 埼玉 グロス狭山センター
6	柏原 1984	(一社)東京ゴルフ倶楽部
7	根岸 571	(株)サンワ
8	根岸 689-1	エース工業(株)
9	笹井 412	(株)武蔵カントリー倶楽部
10	笹井 535	(株)鷺宮製作所
11	新狭山 1-5-14	(株)ジェイテクト

第7 通信等

1 狭山市防災行政無線(60 メガヘルツ帯デジタル:同報系)概要

施設内容		設置場所	
基地局	1 局	市役所本庁舎 2 階 放送室	
遠隔制御装置	1 局	狭山消防署内(災害時を除く、閉庁時の緊急放送)	
子局	114 局	入間川地区	21 局
		入曽地区	24 局
		堀兼地区	16 局
		狭山台地区	7 局
		新狭山地区	5 局
		奥富地区	10 局
		柏原地区	15 局
		水富地区	16 局
		計	114 局

2 狭山市防災行政無線(60 メガヘルツ帯デジタル:同報系)施設設置一覧

	局番号	所在地	呼称
入間川	101	入間川 1-23-5	市役所本庁舎
	102	入間川3146−1	狭山貨物前
	103	中央4−1489−14	消防富士見分署
	104	富士見2−6470−3	富士見2丁目線路際
	105	中央1−1576−1	中窪団地
	106	狭山1884−1	峰公民館
	107	入間川2−2690−1	旭町ガード
	109	中央2−1287−162	東急入間川調整池
	110	沢1040	天岑寺入口
	111	狭山510	田中基地
	112	鵜ノ木4−4846	消防団第2分団第2部
	113	入間川4−4589−5	鵜ノ木交差点東
	114	入間川3−3857−3	諏訪神社東
	115	入間川1−3938−2	入間基地北側
	116	入間川2−2622−6	中央図書館屋上
	117	祇園138	祇園公園
	119	富士見2−6176	富士見2号児童公園遊園地
	120	鵜ノ木 6-46	入間川中学校
	121	入間川4−5015−1	稲荷山配水場
	122	入間川2−2377−1	市民会館
	123	稲荷山2−16−1地先	狭山保健所前交差点
入曽	201	水野815−1	南小学校屋上
	202	南入曽720−1	入間基地南側
	203	水野384−46	東急台児童遊園地
	204	南入曽75−6	南入曽山王橋
	205	南入曽969−1	入曽多目的広場第二駐車場

	局番号	所在地	呼称
	206	水野1205－1	宮信ぶどう園
	207	水野1261－4	三商団地
	208	北入曽380－44	北入曽中原公園
	209	南入曽361－1	南入曽用水敷
	210	水野15－1	消防水野分署
	211	水野208－10	入間むつみ台
	213	北入曽41－1	入間第1区公民館
	214	北入曽540－3	水押自治会館
	215	北入曽277－1	野々宮神社
	216	北入曽428－3	入曽地域交流センター
	217	水野545－74	若葉台児童交通公園
	218	南入曽1048－2	若葉台多目的広場
	219	水野766－2	若葉台児童公園
	220	北入曽1508－136	フラワーヒル西公園
	222	北入曽1028－1	入間野中学校
	223	南入曽157	山王中学校
	224	水野218－17	東急台集会所
	225	南入曽879－12	入間第7区自治会館
	226	南入曽540－1	入曽商業施設
堀兼	301	堀兼632	堀兼浄水ポンプ場
	302	堀兼947－3	堀兼農産物出荷場
	303	堀兼361	堀兼公民館
	304	上赤坂165－2	上赤坂集会所
	305	青柳1496	青柳久保川敷
	306	青柳639－1	諸口氏宅
	307	青柳475	青柳氷川神社
	308	青柳148－7	新狭山ハイツ給水塔
	309	加佐志174－1	羽黒神社
	310	中新田144	愛宕神社
	311	堀兼2156	室岡氏宅
	312	上赤坂471	上赤坂中継ポンプ場
	313	堀兼2351	荒幡氏宅
	314	青柳124－132	つつじ苑南公園
	315	東三ツ木102－121	江丸橋公園
	316	上赤坂602－1	(株)小松原工務店
狭山台	401	狭山台4－15	狭山台7号公園
	402	入間川1465	市営中平野団地屋上
	403	狭山台1－31	狭山台団地　1－17号棟
	404	狭山台3－25	狭山台団地　4－1号棟
	405	狭山台2－19	狭山台5号公園
	406	狭山台3－23－1	狭山台3丁目公園
	407	入間川1418－41	下平野第2児童公園
新狭山	501	新狭山1－11－1	三和エナジー新狭山バイオプラント駐車場
	502	東三ツ木8	東三ツ木自治会館
	503	新狭山2－13－1	新狭山中原公園
	504	新狭山3－3	新狭山三ツ木公園
	505	東三ツ木286－11	西原児童公園
	601	下奥富1953－3	消防団第5分団第2部2班
	602	下奥富848－1	広福寺敷地
	603	上奥富1172－3	狭山消防署
	604	下奥富2377	柏井集会所
	605	下奥富1403	消防団第5分団第2部3班
	606	下奥富744－3	吹上自治集会所
	607	上奥富1067－1	上奥富西部
	608	上奥富523－4先	梅宮神社西

	局番号	所在地	呼称
	609	上奥富91－3	イエローハット
	610	上奥富1120－2	西部自治会集会所
柏原	701	柏原371－1	八千代工業屋上
	702	柏原555	市民総合体育館屋上
	703	柏原214	市営柏団地
	704	柏原2675－2	柏原第5･6区自治集会所
	705	柏原2949－3	柏原土橋
	706	柏原3161－91	ニュータウン内石原公園
	707	柏原1141	柏原小学校
	708	柏原2378－1	城山砦跡
	709	柏原686－1	柏原第2区自治集会所
	710	柏原1638－1	柏原第3区子供広場前
	711	柏原2335	柏原第1区自治集会所
	712	柏原3467	浄化センター
	713	柏原3604－23	柏原ニュータウン
	714	柏原2905－3	河川敷芝生公園
	715	柏原117－5	柏原六区公園
水富	801	広瀬台3－746－1	西野児童遊園地
	802	広瀬台1－41－7先	上州屋前
	803	つつじ野259	つつじ野団地　4－17号棟
	804	広瀬東3-187－10	上広瀬地区子供広場
	805	広瀬東2－2137－31	岡野洋服店脇
	806	広瀬2－1813－6	広瀬神社東
	807	根岸2－453－1	水富公民館
	808	根岸1－239－78	根岸緑地帯
	809	笹井2－453－2	宗源寺前国有水路敷き
	810	笹井1－201	市営笹井団地屋上
	811	笹井2958	県立狭山特別支援学校
	812	笹井1962－1	笹井白髭神社
	813	笹井2694－1	八木自治会集会所
	814	笹井1700	笹井小学校
	815	広瀬2－1483－3	水富第1区自治会館
	816	上広瀬1034－1	日本電波工業(株)

3　狭山市地域防災無線(260 メガヘルツ帯デジタル:移動系)概要

施設内容		設置場所				
基地局市	1局	市役所本庁舎　2階　危機管理課				
半固定局	43局	入間川地区	公民館	1局	避難所	8局
		入曽地区	地域交流センター	1局	避難所	7局
		堀兼地区	公民館	1局	避難所	3局
		奥富地区	公民館	1局	避難所	3局
		柏原地区	公民館	1局	避難所	4局
		水富地区	公民館	1局	避難所	5局
		新狭山地区	公民館	1局	避難所	1局
		狭山台地区	公民館	1局	避難所	4局
		計	8局			35局
携帯局	86局	市役所	48局			
		入間川地区	6局　（地区センター内）			
		入曽地区	6局　（地域交流センター内）			

施設内容		設置場所	
		堀兼地区	6局　（公民館内）
		奥富地区	4局　（公民館内）
		柏原地区	4局　（公民館内）
		水富地区	4局　（公民館内）
		新狭山地区	4局　（公民会内）
		狭山台地区	4局　（地区センター内）
		計	86局

4　狭山市地域防災無線（260 メガヘルツ帯デジタル：移動系）施設設置一覧

	無線種別	設置場所	所在地	呼称
本庁	基地局	市役所本庁舎	入間川1－23－5	ぼうさい　さやま
入間川	半固定局	入間川地区センター	入間川1－3－31	さやま　300
		入間川小学校	鵜ノ木5－9	さやま　301
		入間川東小学校	入間川2－7－23	さやま　302
		富士見小学校	中央4－17－1	さやま　303
		入間川中学校	鵜ノ木6－46	さやま　304
		中央中学校	入間川1752－1	さやま　306
		狭山工業高等学校	富士見2－5－1	さやま　307
		狭山経済高等学校	稲荷山2－6－1	さやま　308
		コミュニティセンター	入間川4－16－4	さやま　309
		新狭山小学校	入間川1108	さやま　340
入曽	半固定局	入曽地域交流センター	南入曽428－3	さやま　310
		入間野小学校	北入曽980	さやま　311
		南小学校	水野815－1	さやま　313
		山王小学校	南入曽55	さやま　314
		御狩場小学校	北入曽755－4	さやま　315
		入間野中学校	北入曽1028－1	さやま　316
		山王中学校	南入曽157	さやま　318
		老人福祉センター不老荘	南入曽737－1	さやま　319
堀兼	半固定局	地区センター	堀兼361	さやま　320
		堀兼小学校	堀兼1234	さやま　321
		堀兼中学校	堀兼1237	さやま　322
		老人福祉センター寿荘	加佐志513－2	さやま　323
奥富	半固定局	奥富地区センター	下奥富1007－1	さやま　324
		奥富小学校	下奥富1019	さやま　325
		狭山清陵高等学校	上奥富34	さやま　326
		サンパーク奥富	下奥富2552－1	さやま　327
柏原	半固定局	柏原地区センター	柏原1154	さやま　328
		柏原小学校	柏原1141	さやま　329
		柏原中学校	柏原2520－11	さやま　330
		老人福祉センター宝荘	柏原612	さやま　331
		市民総合体育館	柏原555	さやま　332
水富	半固定局	水富地区センター	根岸2－17－13	さやま　333
		広瀬小学校	広瀬東4－4－1	さやま　334
		水富小学校	根岸2－22－1	さやま　335
		笹井小学校	笹井1700	さやま　336
		西中学校	広瀬東3－23－1	さやま　337
		狭山緑陽高等学校	広瀬東4－3－1	さやま　338
新狭山	半固定局	新狭山地区センター	新狭山2－17－1	さやま　339

	無線種別	設置場所	所在地	呼称
狭山台	半固定局	狭山台地区センター	狭山台3－7－1	さやま　341
		狭山元気プラザ	狭山台1－21	さやま　342
		狭山台小学校	狭山台4－25	さやま　343
		狭山台中学校	狭山台4－26	さやま　344

※携帯局（呼称：さやま 500～585）は市役所本庁舎及び公民館（地域交流センター）内で管理

第8 医療救護

1 市内後方医療機関

【入間川地区】

	医療機関名	所在地	電話番号 （市外局番：04）
1	あずまリウマチ・内科クリニック	入間川 1-3-2 スカイテラス 3F	2900-1155
2	安齋医院	入間川 3-3-5	2952-2026
3	池村皮膚科クリニック	富士見 2-22-30	2959-7066
4	西狭山病院	入間川 4-19-18	2954-2421
5	狭山台伊東眼科クリニック	中央 4-27-11	2958-7725
6	遠藤医院	狭山 21-44	2952-2296
7	おさない眼科	入間川 2-5-7	2954-7415
8	さやま総合クリニック	入間川 4-15-25	2900-2700
9	織田医院	入間川 3-20-4	2954-9669
10	入間川病院	祇園 17-2	2958-6111
11	齋藤眼科医院	入間川 1-6-3	2952-2640
12	むさしの皮膚科クリニック	富士見 1-15-38	2950-3666
13	埼玉石心会病院	入間川 2-37-20	2953-6611
14	狭山厚生病院	中央 1-24-10	2957-9111
15	ぎんなんクリニック	祇園 26-31	2936-9381
16	小児科林医院	入間川 2-5-7	2952-2064
17	梶田医院狭山	入間川 1164	2959-6000
18	さやま耳鼻咽喉科クリニック	中央 3-3-25 サンパレス 1F	2958-3387
19	みやた内科クリニック	入間川 1-18-30	2969-2111
20	村上耳鼻咽喉科医院	入間川 3-21-5	2954-7261

【入曽地区】

	医療機関名	所在地	電話番号 （市外局番：04）
1	すこやかこどもクリニック	水野 693-1	2950-5070
2	歌野内科クリニック	南入曽 567-6	2958-8148
3	えのき眼科	南入曽 565-11	2999-0666
4	狭山尚寿会病院	水野 600	2957-1141
5	さやま産婦人科	南入曽 335-1	2950-4103
6	宮崎医院	北入曽 274-1	2957-6945
7	ともえクリニック	北入曽 457-3	2957-9105
8	入曽診療所	南入曽 426	2959-2095
9	広沢内科クリニック	水野 550-1	2950-5882
10	みやかわクリニック	水野 442-76	2950-4400
11	狭山ヶ丘病院	水野 1026	2959-3295

【堀兼地区】

	医療機関名	所在地	電話番号 （市外局番：04）
1	ほりがね診療所	堀兼 1043	2958-6651
2	狭山神経内科病院	加佐志 65	2950-0500
3	はたなかクリニック	堀兼 2356-12	2956-5400
4	藤江医院	東三ツ木 6-10	2953-5533
5	馬島医院	青柳 149-8	2954-7364

【奥富地区】

	医療機関名	所在地	電話番号 （市外局番：04）
1	奥平産婦人科	下奥富 490-3	2954-1135
2	至聖病院	下奥富 1221	2952-1000

【柏原地区】

	医療機関名	所在地	電話番号 （市外局番：04）
1	柏原診療所	柏原 3161-354	2953-2881

【水富地区】

	医療機関名	所在地	電話番号 （市外局番：04）
1	あおやぎクリニック	広瀬 2-4-20	2900-0707
2	中山クリニック	笹井 1-16-3	2952-8000
3	水富診療所	根岸 2-9-18	2952-2334
4	前田病院	広瀬東 3-14-3	2953-5522
5	もとい内科クリニック	広瀬東 1-16-39	2900-1701
6	屋良医院	笹井 2574-1	2955-6411

【新狭山地区】

	医療機関名	所在地	電話番号 （市外局番：04）
1	新狭山セントラルクリニック	新狭山 2-2-1	2900-2222
2	櫻澤医院	新狭山 3-11-10	2954-5420

【狭山台地区】

	医療機関名	所在地	電話番号 （市外局番：04）
1	中園医院	狭山台 4-3-6	2958-1191
2	森田クリニック	狭山台 1-8-1	2959-3111

2 県指定の災害拠点病院・災害時連携病院

（令和5年1月1日現在）

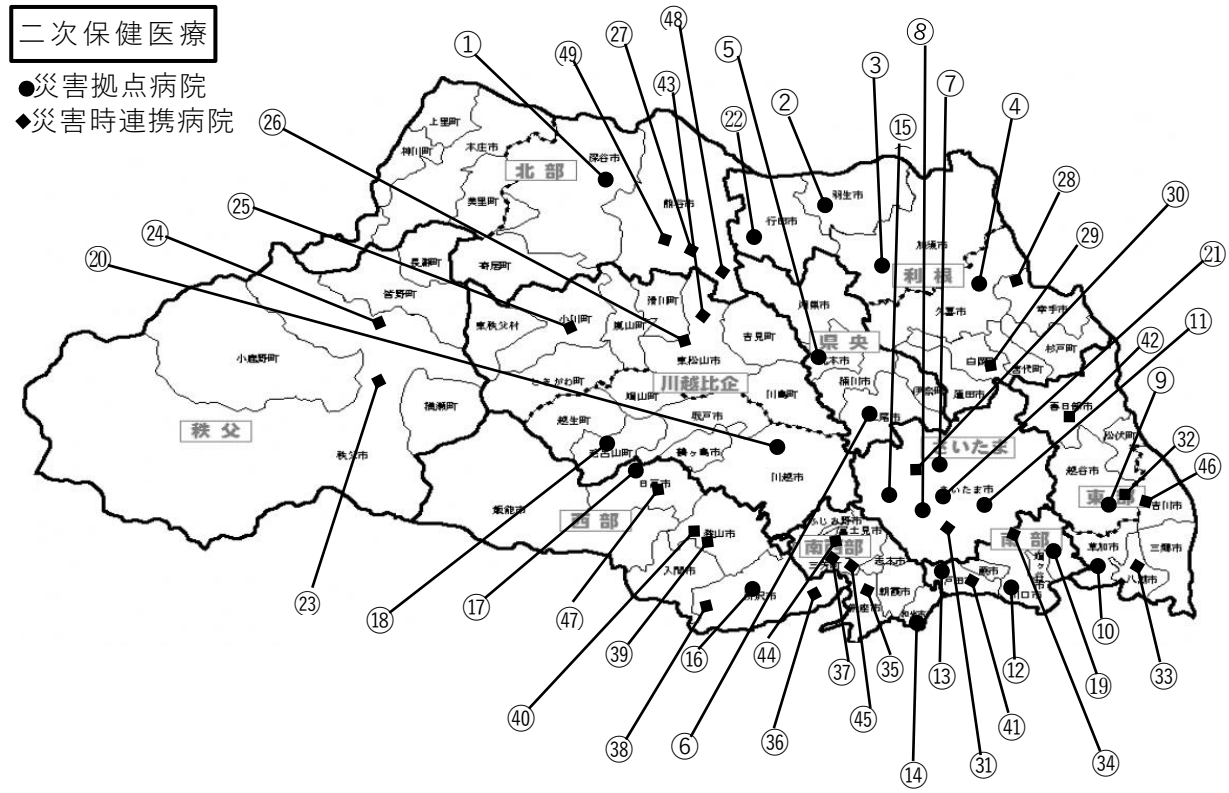

●災害拠点病院

①	深谷赤十字病院	⑫	済生会川口総合病院
②	羽生総合病院	⑬	戸田中央総合病院
③	済生会加須病院	⑭	国立病院機構埼玉病院
④	新久喜総合病院	⑮	さいたま市民医療センター
⑤	北里大学メディカルセンター	⑯	防衛医科大学校病院
⑥	上尾中央総合病院	⑰	埼玉医科大学国際医療センター
⑦	自治医科大学附属さいたま医療センター	⑱	埼玉医科大学病院
⑧	埼玉県立病院機構埼玉県立小児医療センター	⑲	川口市立医療センター
⑨	獨協医科大学埼玉医療センター	⑳	埼玉医科大学総合医療センター
⑩	草加市立病院	㉑	さいたま赤十字病院
⑪	さいたま市立病院	㉒	社会医療法人壮幸会行田総合病院

◆災害時連携病院

㉓	秩父市立病院	㊲	ふじみの救急病院
㉔	皆野病院	㊳	国立病院機構西埼玉中央病院
㉕	小川赤十字病院	㊴	入間川病院
㉖	埼玉成恵会病院	㊵	埼玉石心会病院
㉗	熊谷総合病院	㊶	公平病院
㉘	東埼玉総合病院	㊷	春日部市立医療センター
㉙	白岡中央総合病院	㊸	東松山市立市民病院
㉚	彩の国東大宮メディカルセンター	㊹	イムス富士見総合病院
㉛	埼玉メディカルセンター	㊺	イムス三芳総合病院
㉜	越谷市立病院	㊻	吉川中央総合病院
㉝	八潮中央総合病院	㊼	旭ヶ丘病院
㉞	埼玉協同病院	㊽	熊谷外科病院
㉟	TMGあさか医療センター	㊾	埼玉慈恵病院
㊱	新座志木中央総合病院		

3 国立病院機構災害医療センター

病 院 名	所 在 地	病床数	災害時病床数
国立病院機構災害医療センター	東京都立川市緑町 3256 電話:042-526-5511 FAX:042-526-5535	455	910

第9 災害環境

1 急傾斜地崩壊危険区域一覧

地区	面積(ha)	告示番号	告示年月日	工事実施状況	指定地番	
鵜ノ木	約 0.34	埼玉県告示第 394 号	平成10年3月20日	平成9年度済	4620-20, 4620-2, 4621-52, 4621-79, 4641-3, 4649-2, 4649-6, 4649-7, 4649-8, 4650-1, 4650-3, 4650-4, 4650-5, 4651-7, 4651-9, 4651-10, 4652-2	
根岸	約 0.78	埼玉県告示第 1064 号	平成12年7月28日	平成23年度済	根岸	1-1,1-2,1-3,2-2,3,4-1,4-2,4-3,5-1, 5-2,6-2,6-4,6-12,6-13,6-14,6-16
					上広瀬	1372,1373,1374,1375,1376,1377,1378 1380,1383,1390,1391,1493-1,1493-2, 1493-4,1493-5,1493-7,1493-8,1494-1, 1494-2,1494-3,1495,1496,1497-1, 1497-2,1497-3,1498-1,1498-2,1499, 1502-1,1502-2,1503,1507-1,1508-1, 1508-2,1508-3,1508-4
上ノ原団地	約 0.65	埼玉県告示第 1586 号	平成25年11月19日	平成29年度済	上広瀬	1345-1,1371,1518-1,1519,1520,1521, 1522,1525,1525-2
					広瀬 3 丁目	1372-1,1372-2,1372-3,1508-2,1508-4, 1510-3,1510-4,1516-1,1517-1,1517-2, 1523-1,1523-3,1523-4,1524-1,1528-1, 1528-イ-3

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の種類	指定日
11103-1-0014-1	上ノ原団地	上広瀬地内、広瀬 3 丁目地内	急傾斜地の崩壊	2014 年 1 月 28 日（2021 年 2 月 5 日に一部解除）
11103-1-0015-1	上広瀬-1	上広瀬地内、下広瀬地内、広瀬台 1 丁目地内、広瀬 3 丁目地内	急傾斜地の崩壊	2014 年 1 月 28 日
11103-1-0015-2	上広瀬-2	上広瀬地内、広瀬 3 丁目地内	急傾斜地の崩壊	2014 年 1 月 28 日
11103-1-0016	旭グリーンハイツ	広瀬台 1 丁目地内、広瀬東 4 丁目地内、広瀬 3 丁目地内	急傾斜地の崩壊	2014 年 1 月 28 日
11103-1-0068	霞ケ関	広瀬台 1 丁目地内、広瀬東 4 丁目地内	急傾斜地の崩壊	2014 年 1 月 28 日
11103-1-0008	慈眼寺	入間川 1 丁目地内、3 丁目地内	急傾斜地の崩壊	2015 年 3 月 24 日
11103-1-0010	稲荷山公園北下	鵜ノ木地内	急傾斜地の崩壊	2015 年 3 月 24 日
11103-1-0011	鵜ノ木-1	鵜ノ木地内	急傾斜地の崩壊	2015 年 3 月 24 日
11103-1-0061-2	八幡神社-2	入間川 1 丁目地内、3 丁目地内	急傾斜地の崩壊	2015 年 3 月 24 日
11103-1-0066-1	市営東鵜ノ木団地-1	鵜ノ木地内	急傾斜地の崩壊	2015 年 3 月 24 日
11103-1-0066-2	市営東鵜ノ木団地-2	鵜ノ木地内	急傾斜地の崩壊	2015 年 3 月 24 日
11103-2-0001	鵜ノ木-2	鵜ノ木地内、入間市黒須 1 丁目地内	急傾斜地の崩壊	2015 年 3 月 24 日

箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の種類	指定日
11103-1-0018	柏団地	柏原地内	急傾斜地の崩壊	2015 年 12 月 25 日
11103-1-0019	柏原-1	柏原地内	急傾斜地の崩壊	2015 年 12 月 25 日
11103-1-0020	柏原-2	柏原地内	急傾斜地の崩壊	2015 年 12 月 25 日
11103-1-0045	柏原ニュータウン	柏原地内	急傾斜地の崩壊	2015 年 12 月 25 日
11103-1-0062	柏原小学校	柏原地内	急傾斜地の崩壊	2015 年 12 月 25 日（2024 年 3 月 26 日に指定及び一部解除）
11103-1-0012-1	笹井 1	笹井外	急傾斜地の崩壊	2015 年 12 月 25 日
11103-1-0012-2	笹井 2	笹井外	急傾斜地の崩壊	2015 年 12 月 25 日
11103-1-0012-3	笹井 3	笹井 2 丁目	急傾斜地の崩壊	2015 年 12 月 25 日
11103-3-0001-1	笹井 4	笹井 2 丁目外	急傾斜地の崩壊	2015 年 12 月 25 日
11103-3-0001-2	笹井 5	笹井 2 丁目外	急傾斜地の崩壊	2015 年 12 月 25 日
11103-3-0002	沢口	笹井	急傾斜地の崩壊	2015 年 12 月 25 日
11103-1-0013	根岸	根岸	急傾斜地の崩壊	2016 年 7 月 8 日
11103-1-0017	日生さやま台団地	上広瀬地内	急傾斜地の崩壊	2016 年 7 月 8 日

※「八幡神社-1」は、2019 年 2 月 8 日付で指定解除。
※「上ノ原団地」は、2021 年 2 月 5 日付で一部解除。
※「柏原小学校」は、2024 年 3 月 26 日付で指定及び一部解除。

3 浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧

(1)浸水想定区域内にある要配慮者施設一覧

施設種別	施設名	所在地
障害者福祉施設	グループホーム桜並木まふ	柏原 4237
障害者福祉施設	グループホーム蓮	柏原 3405-144
障害者福祉施設	グループホーム木蓮	柏原 3405-214
障害者福祉施設	グループホームさやま大樹	狭山 47-29
障害者福祉施設	グループホームラフォーレ4号棟	広瀬東 4-10-10
介護施設	ショートステイ オリーブ	上赤坂 290 番地の 1
介護施設	ショートステイ ケアサポートさやま	柏原 2935 番地
介護施設	愛の家 グループホーム狭山	北入曽 281 番地の 2
介護施設	あったかホーム狭山	上奥富 832 番地の 1
介護施設	サニーライフ狭山	南入曽 574 番地の 2
介護施設	イリーゼ狭山入曽 はなれ	南入曽 878 番地の 1
介護施設	特別養護老人ホームオリーブ 富士見の館	上赤坂 290-1
介護施設	特別養護老人ホームオリーブ 月見乃館	上赤坂 290 番地 1
医療施設	医療法人社団 清心会 至聖病院	下奥富 1221
医療施設	医療法人社団 グロリア会 前田病院	広瀬東 3-14-3
医療施設	金村産婦人科クリニック	南入曽 335-1
幼稚園	水富幼稚園	根岸 2 丁目 22 番 2 号
幼稚園	金剛幼稚園	水野 461-3
幼稚園	狭山ひかり幼稚園	鵜ノ木 7-18
幼稚園	しいのみ幼稚園	北入曽 395

施設種別	施設名	所在地
保育園・保育所	柏原保育所	柏原 1141
保育園・保育所	山王保育所	南入曽 30-1
保育園・保育所	広瀬保育所	広瀬 2-2-13
保育園・保育所	入曽そらいろ保育園	南入曽 291-1
保育園・保育所	けやき認定こども園	上奥富 1042-3
保育園・保育所	いるまこども園	北入曽 1294-1
保育園・保育所	未来たけのこ認定こども園	北入曽 656-1
保育園・保育所	すずらん保育園	北入曽 671-3
保育園・保育所	狭山ひかり保育室	鵜ノ木 7-18
保育園・保育所	堀兼みつばさ保育園	堀兼 593-1
保育園・保育所	あきくさ保育園	水野 1246-7
保育園・保育所	チャイルドスクエア狭山広瀬	広瀬東 3-33-11
保育園・保育所	しらさぎ保育園	下奥富 1221
保育園・保育所	埼玉西ヤクルト販売(株)広瀬保育室	広瀬東 4-2-14
保育園・保育所	英語保育　エイゴット	柏原 2787 ｱｲﾃﾞﾝｷﾋﾞﾙ 2 階
保育園・保育所	すずらん幼児室	北入曽 671-3(2 階)

(2)土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設一覧

施設種別	施設名	所在地
介護施設	グループホームかおる狭山	柏原 178-3
介護施設	グランパル狭山	入間川 3-13-32

第10　消防関係

1　狭山市消防団

(1)組織図

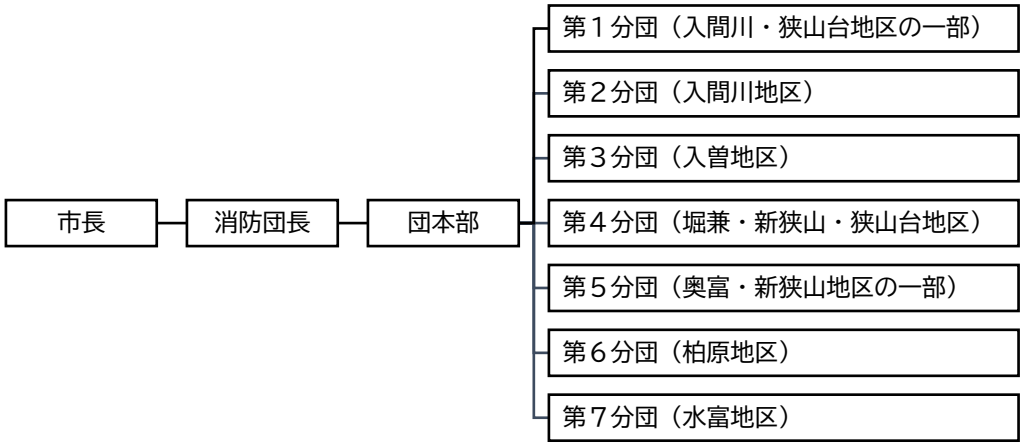

(2)定員表

令和7年4月1日現在(単位:人)

団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
1	2	11	7	35	62	215	333

(3)担当区域

(4)消防団車庫所在地及び配車一覧表

【令和7年 4 月現在】

分団名＼区分		所在地	構造	建築面積（㎡）	配置消防車	施工年月日
団本部	団本部	入間川 1-23-5			ステップワゴン	
第1分団	第１部	狭山 574-5	軽量鉄骨造 2階建	建面 30.00 延面 56.25	消防ポンプ 自動車	昭和51年1月16日
	第２部	入間川 2-2581-1	軽量鉄骨造 2階建	建面 36.08 延面 72.06	消防ポンプ 自動車	昭和52年2月17日
第2分団	第１部	入間川 3-3856-5	軽量鉄骨造 2階建	建面 61.80 延面 114.60	消防ポンプ 自動車	昭和51年5月29日
	第２部	鵜ノ木 4846-4	鉄骨造 2階建	建面 50.65 延面 101.30	消防ポンプ 自動車	平成13年3月15日
第3分団	第１部	南入曽 627	鉄骨造 2階建	建面 57.45 延面 110.60	消防ポンプ 自動車	平成15年2月14日
	第２部	南入曽 75-6	鉄筋コンクリート造 2階建	建面 53.89 延面 105.45	消防ポンプ 自動車	平成3年3月29日
第4分団	第１部	堀兼 361	軽量鉄骨造 2階建	建面 46.25 延面 83.75	消防ポンプ 自動車	昭和51年6月18日
		上赤坂 166-1	軽量鉄骨造 平屋建	建面 38.18	小型動力ポンプ付 積載車	昭和53年3月31日
		堀兼 2220	軽量鉄骨造 平屋建	建面 36.795	小型動力ポンプ付 積載車	昭和52年10月19日
	第２部	青柳 612-4	鉄筋造 2階建	建面 115.44 延面 186.33	消防ポンプ 自動車 小型動力ポンプ付 積載車	令和5年3月15日
		中新田 470-3	軽量鉄骨造 平屋建	建面 36.795	小型動力ポンプ付 積載車	昭和53年3月31日
第5分団	第１部	下奥富 849-2	軽量鉄骨造 2階建	建面 39.00 延面 75.12	消防ポンプ 自動車	昭和51年12月3日
	第２部 第１班	上奥富 855-7	鉄骨造 2階建	建面 52.10 延面 104.20	小型動力ポンプ付 積載車	平成10年3月27日
	第２部 第２班	下奥富 1953-3	鉄骨造 2階建	建面 33.78 延面 62.92	小型動力ポンプ付 積載車	昭和62年3月16日
	第２部 第３班	下奥富 1403	軽量鉄骨造 平屋建	建面 36.795	小型動力ポンプ付 積載車	昭和53年3月31日
第6分団	第１部	柏原 2675-2	鉄骨造 2階建	建面 56.20 延面 110.90	消防ポンプ 自動車	平成30年2月28日
	第２部	柏原 2358	鉄骨造 2階建	建面 56.00 延面 107.70	消防ポンプ 自動車	平成17年3月28日
第7分団	第１部	広瀬 2-12-19	鉄骨造 2階建	建面 52.10 延面 104.20	消防ポンプ 自動車	平成9年3月31日
	第２部	笹井 1836-1	鉄骨造 2階建	建面 52.15 延面 104.30	消防ポンプ 自動車	平成11年3月25日

第11　航空機事故関係

1　自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整に関する協定

航空自衛隊入間飛行場及び在日米軍横田飛行場周辺において、自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整体制に関し、下記関係機関は次の協定を締結する。

（関係機関）

埼玉県、埼玉県警察本部、狭山市、入間市、所沢市、川越市、川越地区消防組合、飯能市、坂戸市、鶴ヶ島町、坂戸鶴ヶ島消防組合、日高市、東京防衛施設局、航空自衛隊中部航空警戒管制団

（目的）

第1条　この協定は、自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合における事故通報及び被災者に対する救援活動を的確かつ迅速に実施するため、関係機関相互の連絡調整体制を整備することを目的とする。

（連絡責任者の設置及びその任務）

第2条　各関係機関に別表「航空事故連絡責任者職名表」に定める連絡責任者及び副連絡責任者を多き、事故の通報・救援活動等の連絡に当てる。

2　連絡責任者は、自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害を知つた時は別図「航空事故通報経路図」により、他の関係機関の連絡責任者に者に直ちに通報するものとする。

3　副連絡責任者は、連絡責任者を補佐し、連絡責任者不在の場合はその任務を代行する。

4　各関係機関は、別表「航空事故連絡責任者職名表」に変更があつた場合は直ちに航空自衛隊中部航空警戒管制団へ通知し、航空自衛隊中部航空警戒管制団は他の関係機関へ通知する。

（現地連絡所の設置）

第3条　航空事故による災害が発生した場合、自衛隊機事故の場合は航空自衛隊中部航空警戒管制団が、米軍機事故の場合は東京防衛施設局が、関係機関相互の事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等を円滑にするため、事故現場を管轄する他の関係機関の協力を得て、当該事故現場近辺に現地連絡所を設置する。

2　航空自衛隊中部航空警戒管制団又は東京防衛施設局は現地連絡所の設置に当たつて、関係機関に対し、所要の措置又は必要人員等の派遣について協力を要請することができる。

（救急及び救援活動）

第4条　航空事故による災害発生に伴う関係機関の救援及び救急活動の分担及び協力については、自衛隊機事故及び米軍機事故のそれぞれについて、第8条の規定による連絡会議において定める。

（被災者救援の優先）

第5条　事故現場を管轄する関係機関はあらゆる措置を講じ被災者の救急及び救援に努めるものとする。

（保有機材等の活用）

第6条　関係機関は、救急及び救援活動のため、その保有する通信機器・車両等を適切に活用するものとする。
（被害調査活動）
第7条　自衛隊又は防衛施設局は警察、消防等の関係機関の現場活動に支障のない限りにおいて被害調査活動を行うことができる。
（連絡会議の開催）
第8条　この協定の円滑な運営を図るため、各関係機関から成る連絡会議を開催する。
2　連絡会議の細目については、別途定める。

付則
1　この協定は、昭和54年11月12日から発効する。
2　この協定を改正する場合は、第8条に定める連絡会議において検討し改正する。
3　この協定書は、協定当事者がそれぞれ各1通保有する。

昭和54年11月12日

埼玉県知事　　畑　和
埼玉県警察本部長　安田　修
狭山市長　　町田　佐一
入間市長　　水村　仁平
所沢市長　　平塚　勝一
川越市長　　加藤　瀧二
川越地区消防組合　管理者　加藤　瀧二
飯能市長　　市川　宗貞
坂戸市長　　林　徳之輔
鶴ヶ島町長　　岸田　長
坂戸鶴ヶ島消防組合　管理者　林　徳之輔
日高町長　　駒野　昇
東京防衛施設局長　高島　正一
航空自衛隊中部航空警戒管制団　指令　長谷　清

2　航空事故等連絡会議規約

「自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整に関する協定（以下「協定」という。）」第8条の規定に基づきこの規約を定める。

（目的）
第1条　この連絡会議は、航空自衛隊入間飛行場及び在日米軍横田飛行場周辺において、自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害（以下「航空事故等」という。）が発生した場合の連絡調整体制を整備し総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的とする。
（名称）
第2条　本連絡会議は、航空事故等連絡会議（以下「会議」という。）と称する。
（会議の構成）
第3条　会議は別表の関係機関をもって構成するものとする。
2　各関係機関は、必要に応じ下部機関等から関係者を参加させることができる。
（会議の所掌）
第4条　会議は、航空事故等が発生した場合における必要な応急対策を迅速かつ的確に実施するための所要の措置を協議するものとする。
2　会議は、前項で定めるもののほか、協定の運営上必要な事項について協議するものとする。
（会議の開催）
第5条　会議は、年1回定例会議を開催するほか、必要に応じ臨時会議又は分化会議を開催することができる。
2　会議の運営は、航空自衛隊中部航空警戒管制団が各関係機関と調整の上、会議に必要な諸事項を定めて行うものとする。
（議決事項）
第6条　会議の決定事項は、議事録をもって確認するものとする。
2　中部航空警戒管制団は、会議終了後、各関係機関へ会議の決定事項を文書で通知するものとする。
（庶務）
第7条　会議の庶務は、航空自衛隊中部航空警戒管制団が担当する。

附則
1　この規約は、平成10年3月20日から施行する。
2　航空事故等連絡会議規約（昭和55年3月1日）は、廃止する。

別表

関係機関表

区分	関係機関
県	埼玉県
警察	埼玉県警察
市	狭山市、入間市、所沢市、川越市、飯能市、坂戸市、鶴ヶ島町、日高市
消防	川越地区消防組合、坂戸・鶴ヶ島消防組合、埼玉西部広域事務組合
施設局	東京防衛施設局
自衛隊	中部航空警戒管制団

用語集

【あ行】

IoT

「Internet of Things」の略で、「モノのインターネット」を意味し、家電製品・車・建物など、様々な「モノ」をインターネットと繋ぐ技術のこと。

アウティング

性的少数者本人の同意なく、性的少数者であることを第三者に暴露すること。

アセスメント

心身の状態や日常生活の状況等の情報を収集し、数値的・客観的に評価・分析すること。

網措置

電気通信事業者が、災害時に通信ネットワーク（電話やインターネット）を維持・復旧するために、その通信設備（網）に対して行う技術的・運用的な措置全般のこと。

AI

「Artificial Intelligence（人工知能）」の略で、コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術のこと。

液状化

ゆるく堆積した砂の地盤に強い地震動が加わることで、地層自体が一時的に液体状になる現象のこと。

SNS

「Social Networking Service」の略で、インターネット上で人と繋がったり、情報を共有したりするためのサービスのこと。（例：Facebook、LINE、X（旧 Twitter）、Instagram 等）

LGBTQ

Lesbian（女性同性愛者）、Gay（男性同性愛者）、Bisexual（両性愛者）、Transgender（出生時に法的・社会的に割り当てられた性別や、その性別に期待されるあり方とは異なる性別で生きている人・生きたい人）、Queer（規範的な性のあり方以外のセクシュアリティ）やQuestioning（自らの性のあり方について特定の枠に属さない人、わからない人、決めたくない人、典型的な男性・女性ではないと感じる人）の頭文字をとった言葉で、セクシュアルマイノリティ（性的少数者・性的マイノリティ）を表す総称のひとつ。

【か行】

感染症アウトブレイク

一定期間内に、特定の地域、特定の集団で予想されるより多く感染症が発生すること。

感染症サーベイランス

感染症の発生状況を収集・把握し、得られた情報の解析を行うことで、感染症の流行を早期発見し、対応につなげる仕組みのこと。

キキクル

気象庁のホームページで公開されている危険度分布情報で、大雨による土砂災害の危険度分布を「土砂キキクル」、短時間の強雨による浸水害の危険度分布を「浸水キキクル」、河川の洪水災害の危険度分布を「洪水キキクル」という。

帰宅困難者

通勤、通学、買い物等のために外出している者のうち、災害が発生して交通機関が停止した場合、徒歩で自宅に帰宅することが困難な者のこと。

急性期

主に災害医療の分野で使用される用語で、発災からおおよそ１週間の期間を指す。

発災直後から復興までの時間の経過をフェーズ（局面・段階）で区分し、超急性期（発災直後～72 時間）、急性期（72 時間～1 週間）、亜急性期（1 週間から 1 か月）、慢性期（1～3 か月）、中長期（3 か月以降）に区分する。

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）

災害時に行政が被災し、人、物、情報等の利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等について、あらかじめ定める計画のこと。

緊急安全確保

警戒レベル 5 に該当する避難情報で、住民の生命に被害が発生する災害が切迫又は現に起こったことを覚知した場合に、市町村長から、必要な地域の居住者等に対して、直ちに自らの命を守る最善の行動をとる必要があることを知らせるために発令される情報のこと。

緊急救助隊

各地区における市民の救出・救護、警備活動、指定避難所の開設・運営、行方不明者の捜索等を行うために市職員により編成され、危機管理班長の指揮下において、必要な業務に従事する。

なお、指定避難所の開設・運営等、現地災害対策本部の業務に従事する場合は、現地災害対策本部長の指揮下で活動する。

緊急交通路

災害対策基本法等の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間のこと。

主に高速自動車道国道及び自動車専用道路が指定されることとなり、市内では関越自動車道、近隣では国道 254 号の指定が予定されている。

なお、その他の道路も必要に応じて、緊急交通路に指定される。

緊急通行車両

道路交通法に基づく緊急自動車、災害応急対策に必要な緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための標章が掲示されている車両のこと。

緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路のこと。

クールダウンスペース

周囲の音や光を遮ることで障害者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間のこと。

クラウドコンピューティング技術

インターネットを介して提供されるコンピューティングリソースを利用する技術のこと。

物理的なハードウェアを所有・管理することなく、利用期間・内容に応じた費用を負担することで様々なサービスの利用が可能となる。

警戒区域

災害対策基本法第 63 条に基づき市町村長等が設定する区域で、災害現場での危険防止等のため災害応急対策に従事する者以外に対して、立入りの制限及び禁止、退去を命じることのできる区域のこと。

警戒レベル

災害発生の危険度や災害発生時にとるべき避難行動を住民が直感的に理解するため、5 段階のレベルに分けて提供される避難情報や防災気象情報等のこと。

啓開

瓦礫（がれき）や障害物を取り除き、緊急車両や船舶が通行できるように道路や水路を切り開くこと。

激甚災害

大規模な地震や台風など、著しい被害を及ぼし、復旧・復興のため被災自治体への財政的な援助が必要となる大規模災害のこと。

中央防災会議があらかじめ定めている基準により、政令で指定される。

検案

監察医や医師が死亡原因を調べること。

検視

検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うこと。

洪水浸水想定区域

想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域で、水防法に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事が指定する。

公共土木施設

河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園のことを指し、公共事業で整備される。

高齢者等避難

警戒レベル 3 に該当する避難情報で、高齢者等（避難に時間を要する又は自力で避難することが困難な高齢者及び障害のある方並びにその方の支援をする方）が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対して発令する。

コージェネレーションシステム

天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。現在主流となっているコージェネレーションシステムは、「熱電併給システム」と呼ばれるもので、発電装置を使って電気をつくり、次に、発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房などに利用している。

個別避難計画

避難行動要支援者ごとに作成する避難支援の実施計画のことで、発災時の避難先や避難支援者、緊急連絡先等の共有のために作成する。

【さ行】

災害救助法

一定の規模を超えた災害は国の責任で救助を行うことを趣旨とした法律のことで、災害救助法が適用された災害では、被災者への食品、避難所、応急住宅の提供等にかかる費用が国庫負担となる。

災害拠点病院

災害時に多発する重症傷病者に対する救急医療体制を確保するための病院のことで、高度な診療機能・被災地からの重症傷病者の受け入れ機能・広域搬送の対応機能・災害派遣医療チーム「埼玉 DMAT」の派遣機能等を備えた「地域災害拠点病院」と、これらの機能を強化して災害医療に関する研修機能を備えた「基幹災害拠点病院」の 2 種類がある。

災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設のこと。

災害時連携病院

災害時に重症患者を受け入れる災害拠点病院と連携を図りながら、中等症患者や容態の安定した重症患者を受け入れる病院のこと。

災害派遣医療チーム「埼玉地域 DMAT」を保有し、災害現場での活動など速やかな医療救護活動を実施する。

災害対策基本法

災害から国土と国民の生命、財産を守るために、国、自治体、公共機関等によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに、計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めた法律のこと。

災害対策本部

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害対策を推進するために設置する臨時の機関のこと。市の災害対策本部は、災害対策基本法に基づき市長が設置する。

査定前着工制度

災害査定を待たずに復旧工事に着手できる制度で、生活に直結した施設を早急に復旧する必要がある場合に活用される。

事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

指定河川洪水予報

防災関係機関等による水防活動の実施や住民の避難行動の判断材料となるよう、気象庁と河川管理者が共同で発表する指定河川の水位又は流量を示した洪水予報のこと。

視程障害

空気中の雪、雨、霧、煙、塵などの浮遊物により光が散乱・吸収・反射され、周りの景色が見えづらくなる現象のこと。

指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する機関のこと。

指定地方行政機関

指定行政機関（災害対策基本法に基づいて、内閣総理大臣が指定する国の行政機関）の地方支分局、国の地方行政機関で、災害対策基本法に基づいて、内閣総理大臣が指定する機関のこと。

指定地方公共機関

地方独立行政法人、土地改良区その他の公共的施設の管理者、都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定する機関のこと。

市内後方医療機関

狭山市内において、災害時に重症、中等症患者を受け入れる病院のこと。

受援計画

大規模災害の発生時に、被災した自治体が他の公共団体や民間団体から人的・物的支援を受け入れるための手順や体制を定めた計画のこと。

しゅんせつ

洪水防止、水深確保、水質改善等のため、河川や港湾などの水底に堆積した土砂やヘドロなどを掘り取って除去する土木工事のこと。

商用電源

電力会社から供給され、一般家庭や工場等の電力消費者に届けられる電力のこと。

新物資システム（B-PLo）

平常時には地方公共団体の物資の備蓄状況を簡便、迅速に把握し管理することができ、発災時には国・地方公共団体・民間事業者等の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのシステムのこと。

令和２年度から運用が開始され、令和７年度に「新物資システム（B-PLo（Busshi Procurement and Logistics support system））」として、視認性や操作性を向上させ、物資支援業務へ精通していない職員でも利用しやすいシステムに改修された。

水防管理者

水防管理団体である市町村の長、水防事務組合の管理者、水害予防組合の管理者をいう。

水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合若しくは水害予防組合をいう。

性的マイノリティ

同性愛者や性同一性障害（トランスジェンダー）など、多数派とは異なる性のあり方を持つ人々のこと。

【た行】

対策工

特に、地すべりや落石などの自然災害対策として、災害や問題の発生を防いだり、影響を軽減したりするための工事や対策の総称。

タイムライン

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し、共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画のこと。防災行動計画ともいう。

特に、水害や土砂災害などから命を守る避難行動がとれるよう、あらかじめ自分自身がとるべき行動を時間に沿って整理した個人や家族の防災行動計画のことを「マイ・タイムライン」という。

湛水（たん）型内水氾濫

大雨等により排水先の河川の水位が上昇し、排水路や下水道から河川への排水ができずに雨水が逆流し、市街地や住宅地が浸水する現象のこと。河川の周辺で発生する。

DIG（ディグ）（Disaster Imagination Game）

大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握することで、地域のリスクや具体的な避難経路等について考えるゲーム形式の訓練のこと。

DMAT（ディーマット）

医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多数の傷病者が発生した事故などの現場において、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームをいう。

頭首工（とうしゅこう）

農業用水を河川から取水するため、河川を堰き止めて水位を上昇させ、水路へ流し込む施設（水門、堰堤（えんてい）、土砂吐き等の施設総称）のことで、用水路の頭の部分にあたることからこの名称が用いられる。

道路啓開

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、災害対策のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることをいう。

特定大規模災害

災害対策基本法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害のこと。

阪神・淡路大震災や東日本大震災と同等規模以上の災害が想定されている。

土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土砂災害警戒区域とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命や身体に危害が生じるおそれがある区域のこと。

土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命や身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域のことで、特定の開発に対する制限や建築物の構造規制等が行われる。

いずれも土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、都道府県知事が指定する。

土砂災害警戒情報

降雨による土砂災害の危険が高まったときに市町村長が避難指示を発令する際の判断や、住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報のこと。

土壌雨量指数

気象庁が採用している土砂災害発生の危険性を判断するための降雨指標のことで、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、数値化したもの。

数値が大きいほど土砂災害や洪水などの災害発生の可能性が高くなる。

トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

【な行】

南海トラフ地震

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域としておおむね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震で、前回の南海トラフ地震（1944 年の昭和東南海地震及び 1946 年の昭和南海地震）が発生してから 70 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が相対的に高まってきている。

また、気象庁は南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行っている。

法崩れ（のり）

道路や堤防などの法面（傾斜した面）が、雨水や地震、河川の流れなどによって崩れ落ちる現象のこと。

【は行】

HUG（ハグ）(Hinanjo Unei Game)

避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を疑似的に体験するゲーム形式の訓練のこと。

ハザードマップ

地震、洪水、土砂災害等の被害が予測される危険区域や避難場所・避難所などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

被災建築物応急危険度判定

地震で被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊等の危険度を応急危険度判定士が「危険（赤色）」・「要注意（黄色）」・「調査済（緑色）」の3段階で判定し、ステッカーで表示する制度のこと。

被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者の自立した生活の再開を支援するための支援金のこと。

被災宅地危険度判定

地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止するため、被災宅地危険度判定士が、被災した宅地の危険度を判定する制度のこと。

被災度区分判定

地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者がその建築物の内部に立ち入り、当該建築物の沈下、傾斜及び構造躯体等の損傷状況を調査し、その被災の程度を無被害、軽微、小破、中破、大破、倒壊の区分で判定するとともに、復旧の要否・可否を判定する制度のこと。

避難確保計画

市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の施設管理者等が、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の実施のために必要な事項を定める計画のこと。

避難指示

警戒レベル 4 に該当する避難情報で、災害が発生するおそれが高く、災害危険区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対して発令する。

表面雨量指数

地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもので、大雨警報・大雨注意報の判断基準に用いられる。

閉塞建築物

倒壊した場合に前面道路幅員の半分以上を閉塞するおそれのある建築物のこと。

保健医療活動チーム

災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、全日本病院医療支援班（AMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、薬剤師チーム、看護師チーム（被災都道府県以外の都道府県、市町

村、日本看護協会等の関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む。)、保健師チーム、管理栄養士チーム、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム(被災都道府県以外の都道府県から 派遣されたチームを含む。)の総称。

【ま行】

マグニチュード(M)

地震そのものの大きさ、規模を表す尺度のことで、地震による揺れ(地震動)の大きさを表す震度とは異なる。

マグニチュードが 1 増えると地震のエネルギーは約 32 倍となり、2 増えると 1024 倍(32×32)となる。

モーメントマグニチュード(Mw)

地震の大きさを表す指標。地震によって発生する断層のずれの大きさ、面積、剛性率などから計算され、大きな地震の規模を表す際に用いられる指標のこと。

地震計で観測される波の振幅から計算される従来のマグニチュード(M)は、大きな地震では頭打ちになる(正確に表せない)場合がある一方、モーメントマグニチュード(Mw)は断層のずれの規模を正確に反映するため、大きな地震においても信頼性の高い指標となる。

【や行】

要援護者

「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書」における要援護者は、65 歳以上の単身高齢者、5 歳未満の乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、要介護認定者(要支援者を除く)、難病患者、妊産婦、外国人と定義されている。

要配慮者利用施設

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦など、防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設、その他施設の総称。

【ら行】

ライフライン

電気、ガス、水道などのインフラ、電話・インターネットなどの通信システム、鉄道やバスなどの輸送システムなど、日常生活に不可欠なサービスや設備の総称。

罹(り)災証明書

自然災害によって家屋等への被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき、市町村が家屋等の調査を実施し、その被害の程度を証明する書類のこと。

流域雨量指数

河川の上流域で降った雨が河川に沿って下流へと移動する量を計算して数値化したもの。大雨警報・注意報及び洪水警報・注意報の判断基準に用いられる。

ローリングストック

日ごろ食べている食品や飲料水等を通常より多めに買い置きし、古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量を備蓄する備蓄方法のこと。